

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 令和2年5月29日

**【計算期間】** 第28期(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

**【ファンド名】** ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド  
(NIKKO MONEY MARKET FUND)

**【発行者名】** S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメン  
ト・カンパニー・エス・エイ  
(SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)

**【代表者の役職氏名】** 取締役 加治屋 光 隆

**【本店の所在の場所】** ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282  
ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り2番  
(2, rue Hildegard von Bingen, L-1282 Luxembourg,  
Grand Duchy of Luxembourg)

**【代理人の氏名又は名称】** 弁護士 竹 野 康 造

**【代理人の住所又は所在地】** 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビル  
ディング  
森・濱田松本法律事務所

**【事務連絡者氏名】** 弁護士 竹 野 康 造

**【連絡場所】** 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビル  
ディング  
森・濱田松本法律事務所

**【電話番号】** 03(6212)8316

**【縦覧に供する場所】** 該当事項なし

【提出書類】	募集事項等記載書面
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和2年5月29日
【発行者名】	S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ (SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)
【代表者の役職氏名】	取締役 加治屋 光 隆
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 竹 野 康 造
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド (NIKKO MONEY MARKET FUND)
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】	( )USドル・ポートフォリオ 100億アメリカ合衆国ドル(約10,883億円)を上限とする。 ( )オーストラリア・ドル・ポートフォリオ 70億オーストラリア・ドル(約4,626億円)を上限とする。 ( )ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ 50億ニュージーランド・ドル(約3,238億円)を上限とする。
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

(注1) 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条第12項の規定により、募集事項等記載書面を有価証券報告書と併せて提出することにより、有価証券届出書を提出したものとみなされる。

(注2) 以下、本書において、アメリカ合衆国ドルを「米ドル」、アメリカ合衆国セントを「米セント」、オーストラリア・ドルを「豪ドル」、オーストラリア・セントを「豪セント」、カナダ・ドルを「加ドル」、カナダ・セントを「加セント」、ニュージーランド・ドルを「NZドル」、ニュージーランド・セントを「NZセント」ということがある。

(注3) 円貨換算は便宜上、2020年3月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=108.83円、1豪ドル=66.09円、1加ドル=76.60円および1NZドル=64.76円）による。以下、別段の記載がない限りこれらの金額表示はすべてこれによる。

(注4) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

## 【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド(NIKKO MONEY MARKET FUND)(以下「トラスト」という。)

「日興外貨MMF」または「外貨建てMMF」と呼称することがある。

### (2) 【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券。

トラストは、サブ・ファンドとしてUSドル・ポートフォリオ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオをもつアンブレラ型ファンドである(以下各サブ・ファンドを「ファンド」といい、各ファンドの受益証券を「ファンド証券」という。)

USドル・ポートフォリオを「米ドルMMF」、「ニッコウ米ドルMMF」、「日興米ドルMMF」、オーストラリア・ドル・ポートフォリオを「豪ドルMMF」、「ニッコウ豪ドルMMF」、「日興豪ドルMMF」、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオを「ニュージーランド・ドルMMF」、「NZドルMMF」、「ニッコウ・ニュージーランド・ドルMMF」、「日興ニュージーランド・ドルMMF」、「ニッコウNZドルMMF」、「日興NZドルMMF」等と呼称することがある。

ファンド証券について、管理会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または登録信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

ファンド証券は、追加型である。

### (3) 【発行(売出)価額の総額】

( )USドル・ポートフォリオ

100億米ドル(約10,883億円)を上限とする。

( )オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

70億豪ドル(約4,626億円)を上限とする。

( )ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

50億ニュージーランド・ドル(約3,238億円)を上限とする。

(注1) 円貨換算は便宜上、2020年3月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=108.83円、1豪ドル=66.09円および1NZドル=64.76円)による。以下、別段の記載がない限りこれらの金額表示はすべてこれによる。

(注2) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

## (4) 【発行(売出)価格】

各申込みに適用される1口当たりコンスタントNAVとする。(ただし、通常は1口当たりUSドル・ポートフォリオは1米セント、オーストラリア・ドル・ポートフォリオは1豪セント、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオは1NZセントである。)

(注) 各ファンドは、約款の規定により、ファンド証券1口当たりの固定基準価額(以下「コンスタントNAV」という。)を計算する。詳細は後記「第一部 ファンド情報、第2 管理及び運営、1 申込(販売)手続等」を参照のこと。

なお、発行価格に関する照会先は、下記(8)申込取扱場所に同じ。

## (5) 【申込手数料】

申込手数料はない。

## (6) 【申込単位】

1,000口以上1口単位。ただし、有価証券、その他販売会社において取り扱う証券、権利または商品の利金、償還金、売却代金または解約代金等のうち販売会社において米ドル、豪ドルまたはNZドルで支払われるものによりファンド証券を取得する場合は、1口以上1口単位。また、販売会社が別の契約書で定める場合は、当該契約書に従うものとする。また、場合により、申込日に、販売会社が定める円金額相当額以上について、販売会社が決定する為替相場に基づいて定める口数以上1口単位とする。ただし、販売会社はこれと異なる申込単位を定めることができる。具体的な申込単位については、(8)に記載される申込取扱場所に照会のこと。

なお、申込取扱場所となる各金融商品取引業者を「販売会社」という。

## (7) 【申込期間】

2020年5月30日(土曜日)から2021年5月31日(月曜日)まで

(注1) 申込期間は、その終了前に有価証券届出書を提出することにより更新される。

(注2) ファンドは、米国の居住者、法人等に該当しない者に限り、申込みを行うことができる。

## (8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所については下記に照会のこと。

S M B C日興証券株式会社(代行協会員)

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

ホームページ・アドレス：<https://www.smbcnikko.co.jp/>

電話番号：03-5644-3111(受付時間：日本における営業日の8:40~17:10)

## (9) 【払込期日】

申込日の翌営業日

## (10) 【払込取扱場所】

上記(8)申込取扱場所と同じ。

投資者は、申込金額を販売会社に支払うものとする。

各申込日の発行価額の総額は、買付注文がなされた営業日の翌営業日に販売会社によって保管受託銀行であるS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社のファンド口座にUSドル・ポートフォリオの場合は米ドル、オーストラリア・ドル・ポートフォリオの場合は豪ドル、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの場合はNZドルで払い込まれる。

## (11) 【振替機関に関する事項】

該当なし。

## (12) 【その他】

申込証拠金はない。

引受等の概要

(a) 各販売会社は、S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ(以下「管理会社」という。)との間の日本におけるファンド証券の販売および買戻に関する契約に基づきファンド証券の募集を行う。

(b) 販売会社は、直接または他の販売・買戻取扱会社を通じて間接に受けたファンド証券の買付注文、買戻および転換請求を管理会社へ取次ぐ。

(c) 管理会社はS M B C日興証券株式会社を日本における管理会社の代行協会員に指定している。

(注) 代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、1口当たり純資産価格を公表し、また目論見書、運用報告書その他の書類を販売会社および他の販売・買戻取扱会社(以下、販売会社と合わせて「販売取扱会社」という。)に送付する等の業務を行う会社をいう。

申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う投資者は、販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」その他の約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者はまた販売取扱会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結する。申込金額は、円貨で支払う場合は、米ドル、豪ドルまたはNZドルと円貨との換算はすべて各申込日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとする。申込金額は、販売取扱会社が応じ得る範囲内で米ドル、豪ドルまたはNZドルで支払うこともできるが、その場合は販売取扱会社の米ドル、豪ドルまたはNZドル預金口座への振込等により行うものとする。ただし、販売取扱会社はこれと異なる申込方法によることができる。具体的な申込方法については、(8)に記載される申込取扱場所に照会のこと。

申込金額は、販売会社により各払込期日に保管受託銀行であるS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社のファンド口座に、米ドル、豪ドルまたはNZドルで払込まれる。

### 日本以外の地域における発行

欧州連合(以下「EU」という。)加盟国およびそのいずれの地域においても、ファンド証券の公衆に対する販売は行われず、特にルクセンブルグまたはアメリカ合衆国の一般投資家に対して販売されない。さらにファンド証券は、アメリカ合衆国およびその領土、コモンウェルスあるいは属領の居住者、またはアメリカ合衆国あるいはそのいずれかの州の法律の下で設立され存続する会社、パートナーシップ、トラストあるいはその他の法人に対して発行されず、それらのために譲渡されない。

ファンドは、EU内の一般投資家を対象として助言、募集または販売されないため、PRIIPに関する重要情報文書についての2014年11月26日付欧州議会および理事会の規則(EU)No1286/2014にしたがってパッケージ型リテール投資商品および保険ベース投資商品(PRIIP)に関する重要情報文書(KID)は発行されないものとする。

## 【有価証券報告書】

### 第一部 【ファンド情報】

#### 第1 【ファンドの状況】

##### 1 【ファンドの性格】

###### (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド(以下「トラスト」という。)は、質の高い金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、市場金利に沿った安定的な収益率を目指すことを目的とする。トラストは、サブ・ファンドとしてUSドル・ポートフォリオ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオ、カナダ・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオをもつアンブレラ型ファンドである(以下各サブ・ファンドを「ファンド」といい、各ファンドの受益証券を「ファンド証券」という。)。S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ(以下「管理会社」という。)は、1口当たり純資産価格をUSドル・ポートフォリオについては1米セント、オーストラリア・ドル・ポートフォリオについては1豪セント、カナダ・ドル・ポートフォリオについては1加セントおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオについては1NZセントに、それぞれ維持するように最善を尽くす。

ファンド証券の発行限度額についての定めはなく、随時発行することができる。

トラストは、ルクセンブルグにおいて設立され、随時改正される投資信託に関する2010年12月17日法(以下「2010年法」という。)のパート の投資信託としての資格を有する投資信託(以下「UCI」という。)の公式リストに登録されており、随時改正されるオルタナティブ投資ファンド運用者(以下「AIFM」という。)に関する2013年7月12日法(以下「2013年法」という。)第1条第39項に規定された範囲におけるオルタナティブ投資ファンド(以下「AIF」という。)としての資格を有している。トラストは、オルタナティブ投資ファンド運用者として、管理会社を任命した。

トラストおよびファンドは、マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および理事会規則(EU)2017/1131(以下「欧州新規制」または「MMF規則」という。)に定義されるマネー・マーケット・ファンド(以下「マネー・マーケット・ファンド」または「MMF」という。)としての資格を有する。

具体的には、各ファンドが、MMF規則第2条(11)の意味する短期公的債務固定基準価額MMF(以下「公債CNAV MMF」という。)としての資格を有する。

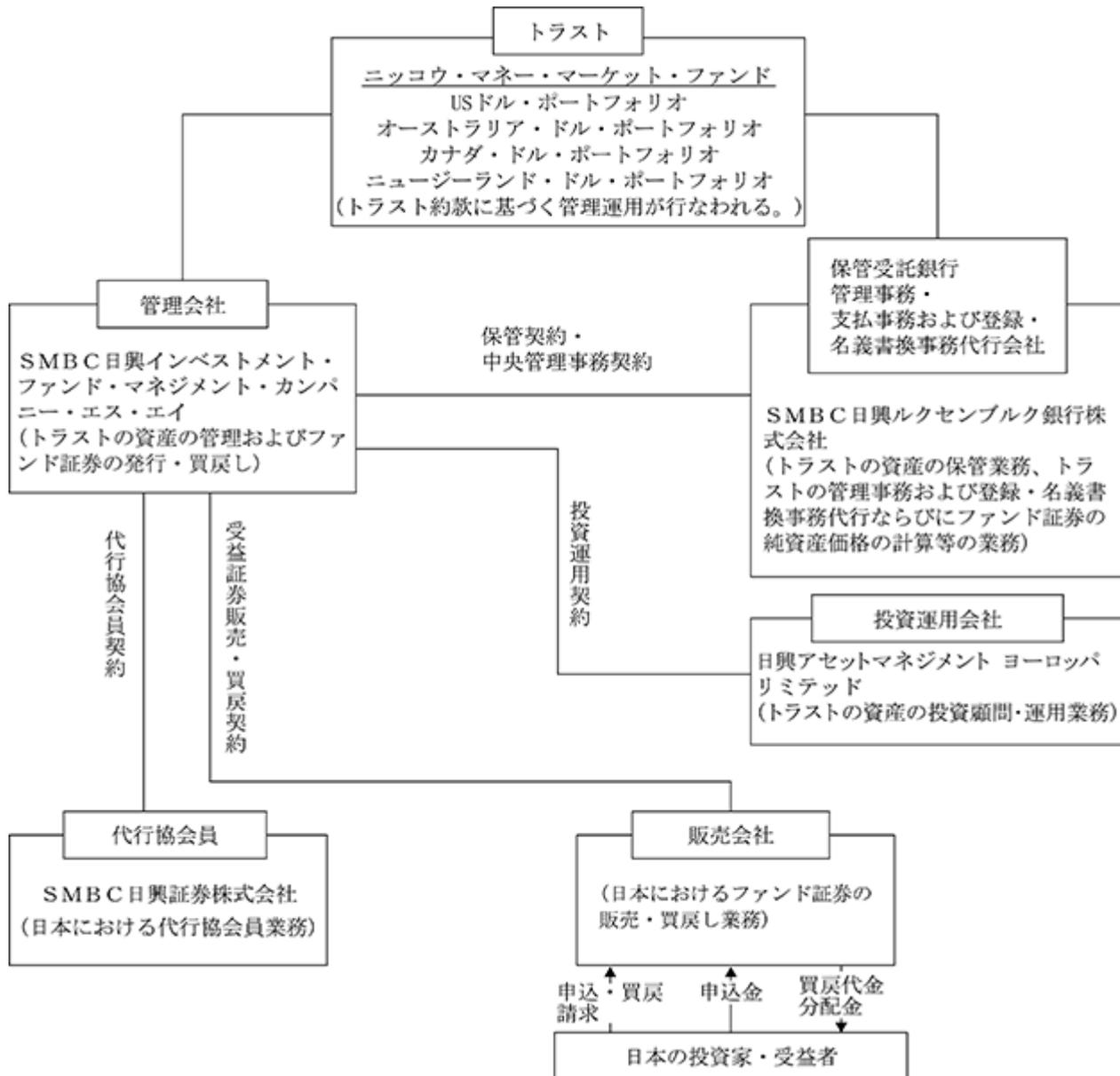
各ファンドのファンド証券は、それぞれのコンスタントNAV(「第2 管理及び運営、4 資産管理等の概要、(1)資産の評価、純資産価格の計算」の項で定義される。)に相当する額で発行または買い戻すことができる。

## (2) 【ファンドの沿革】

1990年8月9日	ユーロ・インデックス・ファンド・マネジメント・エス・エーの名称で前 管理会社設立
1990年12月14日	前管理会社の定款変更および名称をウェルズ・ファーゴ・フォーリン・ ファンズ・マネジメント・エス・エーに変更
1992年1月13日	マネー・マーケット・ファンド(USドル)約款効力発生
1992年1月17日	トラストの運用開始
1992年2月27日	トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カン パニー・エス・エイ(現管理会社)設立
1996年1月1日	トラストの約款変更効力発生
1996年1月1日	管理会社をウェルズ・ファーゴ・フォーリン・ファンズ・マネジメント・ エス・エーからトータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネ ジメント・カンパニー・エス・エイ(1992年2月27日設立)に変更
1996年1月1日	投資顧問会社をウェルズ・ファーゴ・フォーリン・ファンズ・アドバイ ザーズからニッコウ・キャピタル・マネジメント(UK)リミテッドに変更
1996年5月30日	トラストの約款変更効力発生
1998年7月17日	アンブレラ・ファンドへの組織変更のための約款変更効力発生
1998年8月3日	アンブレラ・ファンドへの組織変更効力発生
1998年10月12日	トラストの約款変更効力発生
1999年6月1日	トラストの約款変更効力発生
2000年11月5日	トラストの約款変更効力発生
2002年6月1日	トラストの約款変更効力発生
2002年6月28日	トラストの約款変更効力発生
2003年8月23日	トラストの約款変更効力発生
2007年2月15日	トラストの約款変更効力発生
2011年4月1日	管理会社名をトータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジ メント・カンパニー・エス・エイからS M B C日興インベストメント・ ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイに変更
2011年7月1日	トラストの約款変更効力発生
2012年12月6日	ユーロ・ポートフォリオの償還
2014年5月31日	トラストの約款変更効力発生
2014年9月30日	トラストの約款変更効力発生
2015年5月29日	トラストの約款変更効力発生
2016年5月31日	トラストの約款変更効力発生
2018年9月28日	トラストの約款変更効力発生
2019年5月31日	トラストの約款変更効力発生
2020年5月28日	カナダ・ドル・ポートフォリオの償還

## (3) 【ファンドの仕組み】

## ファンドの仕組み



## 管理会社とトラストの関係法人の名称、トラストの運営上の役割および契約等の概要

会社名	トラスト運営上の役割	契約及び委託内容
S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ (SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)	管理会社	トラスト改正約款(2019年5月31日効力発生)
S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社 (SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A.)	保管受託銀行、管理事務・支払事務および登録・名義書換事務代行会社	2014年6月30日付で管理会社と当会社との間で締結された保管契約に基づく、トラストの資産の保管業務。(注1) 2014年6月30日付で管理会社と当会社との間で締結された中央管理事務契約(注2)に基づくファンド証券の登録・名義書換、純資産価格の計算および記録の維持等の業務。
日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッド (Nikko Asset Management Europe Ltd)	投資運用会社	2014年7月17日付管理会社と当会社との間で締結された投資運用契約(注3)に基づく、トラストに関する投資運用業務。
S M B C日興証券株式会社	代行協会員	1998年7月6日付で管理会社と当会社との間で締結された代行協会員契約(改正済)(注4)に基づく、日本における代行協会員業務。
販売会社 前記「証券情報、(8) 申込取扱場所」参照のこと。	販売会社	管理会社と各販売会社との間で締結された受益証券販売・買戻契約(注5)に基づく、日本におけるファンド証券の販売・買戻し業務。

- (注1) 保管契約とは、トラスト約款の規定に基づき、管理会社によって資産の保管会社として任命された保管受託銀行が有価証券の保管、引渡しおよび登録等トラストの資産の保管業務等を行うことを約する契約である。
- (注2) 中央管理事務契約とは、管理会社によって任命された管理事務および登録・名義書換事務代行会社が、記録の維持、券面の処分、申込みおよび買戻しの取扱い、純資産価格の計算等を行うことを約する契約である。
- (注3) 投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、投資方針および投資制限に従ってトラストの資産の日々の運用を行うことを約する契約である。
- (注4) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員がファンド証券に関する目論見書の配布、ファンド証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。
- (注5) 受益証券販売・買戻契約とは、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を販売会社が法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約である。

## 管理会社の概要

### (a) 設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグの法律に基づき、1992年2月27日に、無期限の存続期間を有する株式会社として設立され、その定款は、当初1992年4月4日にメモリアルに公告された。定款は、直近では2017年5月29日に修正され、2017年6月14日にルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンを通じて公告された。管理会社の登記上の事務所は、ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282 ヒルデガルト・フォン・ピンゲン通り2番である。管理会社は、ルクセンブルグの商業登記簿にB39 615番として登録されている。管理会社は、2010年法第16章のもとで、管理会社として2種類の認可を取得することができる。

- ・ オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会指令2011/61/EU(以下「AIFMD」という。)の範囲内におけるAIF以外の投資ビークルの運用に責任を負うか、外部のAIFMを任命しているAIFの管理会社として行為するか、または、一定の許容条件の範囲で一もしくは複数のAIFの管理に責任を負う管理会社。
- ・ 外部のAIFMを任命することなくAIFMDの規定に基づくAIFの管理に責任を負う管理会社。

管理会社は、AIFMDに従うAIFMとして認可されている。

### (b) 会社の目的

管理会社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を所在地とするか否かにかかわらず(2010年法第125 - 2条に規定された範囲内の)UCIを管理することである。ただし、管理会社は、最低でも1つのルクセンブルグのUCIを管理しなければならない(以下「管理ファンド」という。)。この関係において、管理会社は、2013年法に従ってAIFMとして行為する。管理会社は、さらに、2013年法別紙Iに列挙される行為を行うことができる。管理会社は、管理ファンドの管理、運営、マーケティングおよび販売促進に関連するあらゆる行為をより広く行うことができる。管理会社は、管理ファンドに代わり、あらゆる契約を締結し、あらゆる証券、財産、より広くは管理ファンドの認可された投資対象を構成する資産を購入、売却、交換あるいは引き渡すことができ、ルクセンブルグあるいは外国の株式あるいは債券の登録簿にある自らまたは第三者の名義によりあらゆる登録および譲渡を進めまたは開始することができ、管理ファンドおよび管理ファンドの受益者に代わって管理ファンドの資産を構成する証券に付されたすべての権利および特権、特にすべての議決権を行使することができる。上記の権限は、網羅的なものとみなされるべきではなく、例示的なものである。

管理会社は、管理会社および管理会社が管理するファンドの目的の達成のために、直接的または間接的に関連し、また有益かつ必要とみなされるあらゆる活動を行うことができるが、ルクセンブルグの法令および特に2010年法および2013年法の規定により前述された制限の範囲内にとどまるものとする。

管理会社には、2010年法第16章の規定および2013年法の規定が適用される。

## (c) 資本金の額

2020年3月末日現在、管理会社の発行済株式資本は、5,446,220ユーロ(約6億5,110万円)で、全額払込済である。1株20ユーロ(約2,391円)で記名株式272,311株を発行済である。

(注) ユーロの円貨換算は、2020年3月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=119.55円)による。

## (d) 会社の沿革

1992年2月27日：設立

## (e) 大株主の状況

2018年3月末日現在、大株主は、ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282 ヒルデガルト・フォン・ピンゲン通り2番のS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社(SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A.)で、発行済株式全株を所有している。

## (4) 【ファンドに係る法制度の概要】

ファンドの名称

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド(Nikko Money Market Fund)

ファンドの形態

トラストは、ルクセンブルグ大公国(以下「ルクセンブルグ」という。)の法律および2010年法パートの規定に基づき、管理会社、保管受託銀行およびトラストの証券所持人(以下「受益者」という。)との間の契約(以下「約款」という。)によって設定されたオープン・エンド型アンブレラ型の共有持分型投資信託である。ファンド証券は、いつでも、管理会社により、純資産価格で発行され、また受益者の要求に応じて買戻される仕組みとなっている。トラストは、2013年法の意味する範囲におけるAIFとしての資格を有している。トラストは、AIFMとして、管理会社を任命した。

トラストは、数種類のクラスの受益証券を発行し、発行手取金は、各クラスのために管理会社の取締役会(以下「取締役会」という。)が決定する投資方針に従い、別々に投資される。

受益者との関係では、トラストの各サブ・ファンドは、独立した主体と見做される。

準拠法

トラストの設立準拠法は、ルクセンブルグの法律である。

また、トラストは、2010年法、2013年法、勅令、金融監督委員会(Commission for the Supervision of the Financial Sector)(以下「CSSF」という。)の告示等の規則に従っている。

## (5) 【開示制度の概要】

ルクセンブルグにおける開示

## (a) 金融監督委員会(「CSSF」)に対する開示

ルクセンブルグ内において、またはルクセンブルグからファンド証券をルクセンブルグ内外の公衆に対し公募する場合は、CSSFへの登録およびその承認が要求される。この場合、目論見書、年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない。

さらに、第1 1(6) 「財務状況およびその他の情報に関する監査」に記載するように、年次報告書に含まれている年次財務書類は、承認された法定監査人により監査され、CSSFに提出されなければならない。トラストの承認された法定監査人は、デロイト・オーディット・ソシエテ・ア・レスポンサビリテ・リミテ(Deloitte Audit, Société à responsabilité limitée)である。さらに、ファンドは、CSSF告示15/627に基づき、CSSFに対して、月次報告書を提出することを要求されている。

(b) 受益者に対する開示

ファンドの監査済年次報告書、未監査半期報告書および過去の運用実績は、管理会社、保管受託銀行およびいずれかの支払事務代行会社の登録上の事務所において、受益者は無料でこれを入力することができる。これらの報告書は、適用ある場合、ファンド資産のうち、その非流動性により特別なアレンジの対象となる資産の比率、ファンドの流動性の管理に係る新規のアレンジ、ファンドについて利用されるレバレッジの総額およびファンドにより利用されるレバレッジの最大限度(その変更を含む。)ならびに現在のファンドのリスクの特性についての情報を含む。なお、約款の全文は管理会社の登記上の事務所において無料で入手することができる。また、ルクセンブルグの商業および法人登記所において、約款(その変更を含む。)を閲覧することができ、その写しを入力することができる。

各ファンドの受益証券の日々の純資産価格および評価の停止といったトラストおよび管理会社に関して公表されなければならない財務情報は、管理会社および保管受託銀行の事務所において公表される。

マネー・ローンダリング・レポートイング・オフィサーは、セシル・シュナイダー氏(cecile.schneider@smbcnikko-ifmc.com、352 44 28 28 290)である。

直近のコンスタントNAV、発行価格、買戻価格または転換価格ならびに関連する営業日のインディカティブ変動NAVおよびファンド1件当たりの日次配当額は、管理会社のウェブサイトまたは管理会社および保管受託銀行(該当する場合)の登記上の事務所において公表される。

以下の情報もまた、管理会社のウェブサイトまたは管理会社の登記上の事務所において少なくとも週一回受益者に公表される。

- (1) 各ファンドのポートフォリオの満期の明細
- (2) 各ファンドの信用特性
- (3) 各ファンドのWAM(加重平均残存期間)およびWAL(加重平均残存年限)
- (4) ファンドの保有銘柄のうち上位10銘柄の詳細(銘柄名、国、満期および資産の種類ならびに逆買戻し条件付契約の場合は取引相手を含む。)
- (5) 各ファンドの総資産額
- (6) 各ファンドの純利回り

コンスタントNAVとインディカティブ変動NAVとの乖離も、管理会社のウェブサイトの一般向けページにおいて日次で公表される。

受益者に対する通知は、受益者名簿に記載される住所宛に送付され、ルクセンブルグの法律により要求される範囲においてルクセンブルグの会社および組合電子公告集(「ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン」。以下「RESA」という。)を通じて公告される。

個別の受益者に対する優先的な取扱いは、認められるものではない。受益者の権利は、目論見書および約款に記載されるとおりである。

2013年法により義務付けられ、かつ英文目論見書において開示されない限り、2013年法第21条および適用ある規則により要求される情報の一部が、財務書類により、受益者に対して定期的に提供され、重要性の根拠が示された場合または適用ある規則により要求された場合は受益者に対して通知される。

ファンドの販売会社への請求について、管理会社が開示を認めることを条件に、リスク資産の報告を無料で入手できることに受益者は注意されたい。

上記に加え、受益者は、管理会社に請求することにより以下の情報を入手することができる。

- ファンドがレバレッジを利用することができる状況およびレバレッジの利用に伴うリスク
- ファンドが投資戦略または投資方針を変更する際の手続きの説明
- AIFMとしての管理会社が、専門家責任リスクに関する2013年法第8条第7項の要件を如何に遵守しているかの説明
- リスクを管理するため、AIFMとしての管理会社が採用しているリスク管理体制
- 流動性リスクを管理するため、AIFMとしての管理会社が使用している方法の説明
- AIFMとしての管理会社が、受益者の公平な取扱いを如何に確保しているかの説明
- 2013年法、別紙I、第1項に記載される委任された職務の説明
- ファンドの評価手続きおよびその資産の評価のためのプライシングの方法の説明
- すべての報酬、手数料および費用ならびにそのうち受益者が直接または間接に負担する最高額の説明
- 入手可能なファンドの過去の実績の説明

日本における開示

(a) 監督官庁に対する開示

( )金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本において1億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号(改正済))(以下「金融商品取引法」という。)に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子システム(EDINET)等において、これを閲覧することができる。

ファンド証券の販売取扱会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。)を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。)を投資者に交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、トラストに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

## ( )投資信託及び投資信託に関する法律上の開示

管理会社は、トラスト受益証券の募集の取り扱い等を行なう場合においては、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という。)に従い、トラストにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また管理会社はファンドの約款を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨およびその内容を金融庁長官に届け出なければならない。さらに管理会社は、トラストの資産について、トラストの各計算期間終了後、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、遅滞なく金融庁長官に提出しなければならない。

## (b) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、約款を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大なものである場合または他の信託と合併しようとする場合には、あらかじめ、変更の内容および理由等をその2週間前までに、日本の知っている受益者に対し、書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のトラストの運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面(交付運用報告書)は、日本の知っている受益者に交付される。運用報告書(全体版)は、管理会社のために代行協会のホームページに掲載される。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付請求があった場合には、交付される。

ホームページ・アドレス <https://www.smbcnikko.co.jp/>

## (6) 【監督官庁の概要】

管理会社およびトラストは、CSSFの監督に服している。

監督の主な内容は次のとおりである。

## 登録の届出の受理

(a) ルクセンブルグに所在するすべての投資信託(リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日付の法律に基づくリザーブド・オルタナティブ投資ファンドを除く。)は、CSSFの監督に服し、CSSFに登録しなければならない。

(b) 欧州連合(以下「EU」という。)の加盟国(以下「EU加盟国」という。)の監督官庁により認可されている譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「UCITS」という。)は、欧州議会および理事会の2009年7月13日付指令の2009/65/ECの要件(改正済)に適合しなければならない。ルクセンブルグ以外の国で設立されたUCITSは、ルクセンブルグの金融機関をUCITSの支払代理人として任命し、UCITS所在国の所轄官庁がいわゆる通知手続きに基づきCSSFに所定の書類を提出することで、ルクセンブルグ国内においてその投資信託証券を販売することができる。UCITS所在国の所轄官庁からCSSFに対して通知が送付された旨の連絡を受けた時に、当該UCITSはルクセンブルグにおいて販売が可能となる。

トラストは、2010年法のパート の下で投資信託として設定されており、受益証券は、欧州連合加盟国では公衆に対して販売されない。2010年法第88 - 1条のもとで、ファンドは、AIFMDおよびその施行規則(以下「AIFM規則」という。)ならびにAIFM規則を施行するルクセンブルグの法律および規則に規定する、AIFとしての資格を有している。

- (c) 外国法に準拠して設立または運営されている上記以外の投資信託は、ルクセンブルグにおいてまたはルクセンブルグから個人投資家に対してその受益証券を販売するためには、当該投資信託が設立された国において、投資家の保護を保障するために当該国の法律により設けられた監督機関による恒久的監督に服していなければならない。さらにこれらの投資信託は、CSSFにより、2010年法に規定されるものと同様と見なされる監督に服していなければならない。
- (d) EUおよびEU以外のAIFのルクセンブルグの機関投資家への販売は、AIFM規則に規定される適用規則ならびにAIFM規則を施行するルクセンブルグの法律および規則に従ってなされるものとする。

#### 登録の拒絶または取消

ルクセンブルグの投資信託が適用ある法令またはCSSF告示を遵守しない場合、独立の監査人を有しない場合、またはその監査人が受益者に対する報告義務およびCSSFに対する開示義務を怠った場合には、登録が拒絶されまたは取消されうる。

また、ルクセンブルグの投資信託の役員または投資信託もしくは管理会社の取締役が、CSSFおよびルクセンブルグの法律により要求される専門的能力および信用についての十分な保証の証明をしない場合には、登録は拒絶されうる。

登録が取消された場合、ルクセンブルグの投資信託についてはルクセンブルグの地方裁判所の決定により解散および清算されうる。

#### 目論見書等に対する査証の交付

投資信託証券の販売に際し使用される目論見書または説明書等は、事前にCSSFに提出されなければならない。CSSFは書類が適用ある法律、勅令、告示に適合すると認められた場合には、申請書に対し異議のないことを通知し、関連の目論見書に査証を付してそれを証明する。

#### 財務状況およびその他の情報に関する監査

投資信託の財務状況ならびに投資者およびCSSFに提供された情報の正確性を確保するため、投資信託は、独立の監査人の監査を受けなければならない。監査人は財務状況その他に関する情報が不完全、または不正確であると判断した場合には、その旨を中央銀行に報告する義務を負う。監査人は、CSSFが要求するすべての情報(投資信託の帳簿その他の記録を含む。)をCSSFに提出しなければならない。

## 2 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

#### USドル・ポートフォリオ

ファンドは質の高い金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、市場金利に沿った安定的な収益率を目指すことを目的とする。管理会社は、1口当たりコンスタントNAVを1米セントに維持するよう最善を尽すものとする。

後記「(5) 投資制限 / 流動性リスクおよびポートフォリオリスクの制限規則」に詳述されるように、ファンドは、買戻請求に適切に対応するため、その資産の一定割合を預金を含む現金および満期の近い証券または金融市場証券で保有する。ファンドは通常の場合、すべての投資債券を満期まで保有する。

ファンドは、いかなる種類の株式または出資にも投資しない。

規則（EC）No.1060/2009第5a条に従った外部の格付に機械的に過度に依拠することはないが、「(5) 投資制限」の項に記載される制限および規制に加え、管理会社はファンドの投資範囲を、投資時点でS&Pグローバル・レーティング（以下「S&P」という。）のA-1格以上もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ社」という。）のP-1格以上の証券もしくは証書、格付がないものについては、内部信用度評価手続により、これらと同等と判断する証券もしくは証書にさらに限定することを決定した。同様にファンドによる債券および債務証券への投資は、投資時点においてムーディーズ社のAa3格以上もしくはS&PのAA-格以上のもの、また、格付がないものについては、内部信用度評価手続により、これらと同等と判断するものでなければならない。本書に記載された内部信用度評価手続は、欧州新規制の要請に従い、ファンドの投資に常に適用されるとともに、該当する資産への投資は、内部信用度評価手続で是認評価を受けることが条件となる。

ファンドの資産の50%超は、常に日本の金融商品取引法第2条第1項に定義する有価証券に該当するものに投資される。

逆買戻し条件付契約(リバースレポ契約) ファンドは高格付の金融機関と、公債商品を担保とする逆買戻し条件付契約(リバースレポ契約)を締結することができる。逆買戻し条件付契約(リバースレポ契約)とは、証券または証券の所有権に関する何らかの権利について、それらを所定の価格で将来における所定の日もしくは後に指定される日に買い戻す条件付きで、一方当事者がかかる証券または権利を相手方から受領する契約である。逆買戻し条件付契約(リバースレポ契約)は、通常1週間未満の短期間のものである。

#### オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

ファンドは質の高い金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、市場金利に沿った安定的な収益率を目指すことを目的とする。管理会社は、1口当たりコンスタントNAVを1豪セントに維持するよう最善を尽すものとする。

後記「(5) 投資制限 / 流動性リスクおよびポートフォリオリスクの制限規則」に詳述されるように、ファンドは、買戻請求に適切に対応するため、その資産の一定割合を預金を含む現金および満期の近い証券または金融市場証券で保有する。ファンドは通常の場合、すべての投資債券を満期まで保有する。

ファンドは、いかなる種類の株式または出資にも投資しない。

規則(EC)No.1060/2009第5a条に従った外部の格付に機械的に過度に依拠することはないが、「(5) 投資制限」の項に記載される制限および規制に加え、管理会社はファンドの投資範囲を、投資時点でS&PのA-1格以上もしくはムーディーズ社のP-1格以上の証券もしくは証書、格付がないものについては、内部信用度評価手続により、これらと同等と判断する証券もしくは証書にさらに限定することを決定した。同様にファンドによる債券および債務証券への投資は、投資時点においてムーディーズ社のAa3格以上もしくはS&PのAA-格以上のもの、また、格付がないものについては、内部信用度評価手続により、これらと同等と判断するものでなければならない。本書に記載された内部信用度評価手続は、欧州新規制の要請に従い、ファンドの投資に常に適用されるとともに、該当する資産への投資は、内部信用度評価手続で是認評価を受けることが条件となる。

ファンドの資産の50%超は、常に日本の金融商品取引法第2条第1項に定義する有価証券に該当するものに投資される。

逆買戻し条件付契約(リバースレポ契約) ファンドは高格付の金融機関と、公債商品を担保とする逆買戻し条件付契約(リバースレポ契約)を締結することができる。逆買戻し条件付契約(リバースレポ契約)とは、証券または証券の所有権に関する何らかの権利について、それらを所定の価格で将来における所定の日もしくは後に指定される日に買い戻す条件付きで、一方当事者がかかる証券または権利を相手方から受領する契約である。逆買戻し条件付契約(リバースレポ契約)は、通常1週間未満の短期間のものである。

#### カナダ・ドル・ポートフォリオ

ファンドは質の高い金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、市場金利に沿った安定的な収益率を目指すことを目的とする。管理会社は、1口当たりコンスタントNAVを1加セントに維持するよう最善を尽すものとする。

後記「(5) 投資制限/流動性リスクおよびポートフォリオリスクの制限規則」に詳述されるように、ファンドは、買戻請求に適切に対応するため、その資産の一定割合を預金を含む現金および満期の近い証券または金融市場証券で保有する。ファンドは通常の場合、すべての投資債券を満期まで保有する。

ファンドは、いかなる種類の株式または出資にも投資しない。

規則(EC)No.1060/2009第5a条に従った外部の格付に機械的に過度に依拠することはないが、「(5) 投資制限」の項に記載される制限および規制に加え、管理会社はファンドの投資範囲を、投資時点でS&PのA-1格以上もしくはムーディーズ社のP-1格以上の証券もしくは証書、または格付がないものについては、内部信用度評価手続により、これらと同等と判断する証券もしくは証書にさらに限定することを決定した。同様にファンドによる債券および債務証券への投資は、投資時点においてムーディーズ社のAa3格以上もしくはS&PのAA-格以上のもの、また、格付がないものについては、内部信用度評価手続により、これらと同等と判断するものでなければならない。本書に記載された内部信用度評価手続は、欧州新規制の要請に従い、ファンドの投資に常に適用されるとともに、該当する資産への投資は、内部信用度評価手続で是認評価を受けることが条件となる。

ファンドの資産の50%超は、常に日本の金融商品取引法第2条第1項に定義する有価証券に該当するものに投資される。

逆買戻し条件付契約(リバースレポ契約) ファンドは高格付の金融機関と、公債商品を担保とする逆買戻し条件付契約(リバースレポ契約)を締結することができる。逆買戻し条件付契約(リバースレポ契約)とは、証券または証券の所有権に関する何らかの権利について、それらを所定の価格で将来における所定の日もしくは後に指定される日に買い戻す条件付きで、一方当事者がかかる証券または権利を相手方から受領する契約である。逆買戻し条件付契約(リバースレポ契約)は、通常1週間未満の短期間のものである。

#### ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

ファンドは質の高い金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、市場金利に沿った安定的な収益率を目指すことを目的とする。管理会社は、1口当たりコンスタントNAVを1NZセントに維持するよう最善を尽すものとする。

後記「(5) 投資制限/流動性リスクおよびポートフォリオリスクの制限規則」に詳述されるように、ファンドは、買戻請求に適切に対応するため、その資産の一定割合を預金を含む現金および満期の近い証券または金融市場証券で保有する。ファンドは通常の場合、すべての投資債券を満期まで保有する。

ファンドは、いかなる種類の株式または出資にも投資しない。

規則(EC)No.1060/2009第5a条に従った外部の格付に機械的に過度に依拠することはないが、「(5) 投資制限」の項に記載される制限および規制に加え、管理会社はファンドの投資範囲を、投資時点でS&PのA-1格以上もしくはムーディーズ社のP-1格以上の証券もしくは証書、または格付がないものについては、内部信用度評価手続により、これらと同等と判断する証券もしくは証書にさらに限定することを決定した。同様にファンドによる債券および債務証券への投資は、投資時点においてムーディーズ社のAa3格以上もしくはS&PのAA-格以上のもの、また、格付がないものについては、内部信用度評価手続により、これらと同等と判断するものでなければならない。本書に記載された内部信用度評価手続は、欧州新規制の要請に従い、ファンドの投資に常に適用されるとともに、該当する資産への投資は、内部信用度評価手続で是認評価を受けることが条件となる。

ファンドの資産の50%超は、常に日本の金融商品取引法第2条第1項に定義する有価証券に該当するものに投資される。

逆買戻し条件付契約(リバースレポ契約) ファンドは高格付の金融機関と、公債商品を担保とする逆買戻し条件付契約(リバースレポ契約)を締結することができる。逆買戻し条件付契約(リバースレポ契約)とは、証券または証券の所有権に関する何らかの権利について、それらを所定の価格で将来における所定の日もしくは後に指定される日に買い戻す条件付きで、一方当事者がかかる証券または権利を相手方から受領する契約である。逆買戻し条件付契約(リバースレポ契約)は、通常1週間未満の短期間のものである。

管理会社が決定するファンドの投資目的および/または投資方針の重大な変更は、CSSFから当該重大な変更に係る承認を受けた後にルクセンブルグの目論見書に組み込まれるものとし、当該重大な変更の効力が発生する1か月前までにファンドの受益者に通知されるものとする。これにより、受益者は、希望する場合、(投資に係る重大な変更を受け入れるのではなく、)効力発生日より前にCSSF告示14/591に従い、買戻し手数料を課されることなくファンド証券の買戻しを行うことができる。

いずれかのファンドが、逆買戻し条件付契約(リバースレポ契約)の取引を行う場合、証券金融取引及び金融商品の再使用の透明性に関する欧州議会及び理事会の2015年11月25日付の規則(EU)2015/2365及び修正規則(EU)648/2012により要求されるすべての情報は、管理会社の登録上の事務所において入手可能である。

## (2) 【投資対象】

### USドル・ポートフォリオ

ファンドの投資対象は、現金(預金を含む。)および米ドル建て公債商品(後記「(5) 投資制限」で定義される。)で、第三国の中央当局または中央銀行、EU、EU加盟国の地方自治体、政府、中央当局または中央銀行、MMF規則第17条(7)に定められる欧州事業体または超国家的事業体が発行または保証するものである。

### オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

ファンドの投資対象は、現金(預金を含む。)および豪ドル建て公債商品(後記「(5) 投資制限」で定義される。)で、第三国の中央当局または中央銀行、EU、EU加盟国の地方自治体、政府、中央当局または中央銀行、MMF規則第17条(7)に定められる欧州事業体または超国家的事業体が発行または保証するものである。

### カナダ・ドル・ポートフォリオ

ファンドの投資対象は、現金(預金を含む。)および加ドル建て公債商品(後記「(5) 投資制限」で定義される。)で、第三国の中央当局または中央銀行、EU、EU加盟国の地方自治体、政府、中央当局または中央銀行、MMF規則第17条(7)に定められる欧州事業体または超国家的事業体が発行または保証するものである。

### ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

ファンドの投資対象は、現金(預金を含む。)およびNZドル建て公債商品(後記「(5) 投資制限」で定義される。)で、第三国の中央当局または中央銀行、EU、EU加盟国の地方自治体、政府、中央当局または中央銀行、MMF規則第17条(7)に定められる欧州事業体または超国家的事業体が発行または保証するものである。

### (3) 【運用体制】

管理会社は、約款第6条「投資制限」に規定された制限に従い、受益者のために、有価証券の売買、応募、交換および受領ならびにトラストの資産に直接または間接に付随する一切の権利の行使等、トラストを管理、運用する最大の権限を付与されている。

管理会社の取締役会は、約款第6条「投資制限」に規定された制限内でトラストの投資方針を決定する。

管理会社の取締役会は、投資方針の遂行ならびにトラストの資産の管理および運用を行うために、ジェネラル・マネージャー1名もしくはマネージャー数名および管理業務代行者数名を任命することができる。

管理会社は、ファンドの資産の投資および再投資について、投資運用者として行為するファンドの投資運用会社に、ポートフォリオ運用を委任している。投資運用会社は、ファンドの資産の日々の運用に責任を負う。

投資運用会社は、管理会社に投資運用業務を提供し、その職務の遂行にあたっては常に管理会社の取締役の指図に従う。

具体的な投資運用体制は以下のとおりである。

#### 運用チームの運用体制

グローバル・インベストメント・チームのメンバーとともにシニア・インベストメント・スタッフを中核とするチームによりファンドの運用が行われ、これをさらにアナリストとディーラーを含むインベストメント・スタッフが運用のサポートをしている。運用チームは、コンプライアンスおよび投資管理チームとともにリスク・アンド・パフォーマンス・チームにより補佐されている。

#### 意思決定プロセス

投資運用会社は、ファンダメンタル調査と定量調査により、公債CNAV MMFについてのMMF規則第17条(7)に従う発行体のソブリン・リスクおよび信用リスクを評価する。投資運用会社はその分析を信用格付ならびに、星の数で信用度の方向性を評価する日興スター・コンフィデンス・メジャー（以下「SCM」という。）により結論付ける。SCMIは、承認された発行体をMMFの横断的総エクスポージャー階層に割当てるために使用され、星5つがトップ・クレジット・クオリティ、星4つがハイ・クレジット・クオリティである。リストに掲載されているすべての発行体は、投資運用会社のグローバル・クレジット・アンド・ソブリン・リサーチ・チームによって、絶えず監視される。

経済ファンダメンタルの分析により、ポートフォリオ・マネージャーは各マーケットの金利動向の見通しを立てる。

その後どの満期のものに投資するかを決定するためにイールド・カーブの形状を分析し、決定された満期日構成に合致するよう、前述の発行体リストから最も魅力的な利回りを提供する証券が選ばれる。場合によっては現金のまま保有するほうがファンドにとって有利なため、いかなる時点においても、証券によりもたらされる利回りはファンドの保有する現金が提供する利回りと比較される。

投資運用会社はファンドの目的に従って厳しいリスク管理を適用しており、証券の購入にあたっては、3つの主要なリスク、即ち金利リスク、ソブリンおよび信用リスクに常に十分注意する。

すべてのポートフォリオの特性についての定期的なレビューを含むポートフォリオの継続的な監視を、独立したリスク・アンド・パフォーマンス・チームが行う。その結果は、運用チームおよびシニア・マネジメントならびにリスク部門の統括責任者および投資部門の統括責任者にも伝えられる。

#### 職務および権限

1名のシニア・ポートフォリオ・マネージャーが1名のアシスタント・ポートフォリオ・マネージャーおよびディーリング・チームのメンバーとともにファンドの運用について直接責任を負い、債券部門の統括責任者により監督される。

ロンドンの運用チーム構成員のうち5名は、マネー・マーケット・ポートフォリオに関する発行体リストを常に監視する日興アセットマネジメントグループのグローバル・クレジット・リサーチ・チームに所属している。

#### 会議

ポートフォリオの特性、実績およびポジショニングをレビューするため投資チーム内の公式会議が月次で開催される。この会議には債券部門の統括責任者が出席する。

(注)上記の運用体制は、2020年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合がある。

#### 内部信用度評価手続

MMF規則およびMMF規則を補足する関連する委任規則の規定に従い、管理会社は、金融市場証券および/または発行体の信用度を決定するための慎重、体系的かつ継続的な評価方法に基づき、独自の内部信用度評価手続を制定し、実施しかつ常に適用している。

投資運用会社は、最初に、管理会社に対し、対象とする短期公債発行体のリストを提出する。このリストは、国際的な信用情報および内部の信用分析にアクセスすることにより適格な投資対象の範囲から作成される。その後、管理会社のリスク・マネジメント・チームは、MMF規則第17条(7)に定められるとおり、提出された対象とする発行体のリストの適格性分析を行い、さらにかかる発行体を公債銘柄(公債発行体)とみなすことができるかを確認する。適格発行体と確認した場合、管理会社は、信用度評価を行う。ただし、MMF規則第10条(3)に従い、商品の発行体が信用度評価を免除される場合はこの限りではない。投資運用会社は、独立性を確保するため、この評価には関与しない。分析は、以下に基づき行われる。

- ・ 発行体および商品の特性に関する最新の情報
- ・ MMF規則第20条および2018年4月10日付委員会委任規則(EU)2018/990第4条から第6条に定められるとおりの、発行体の信用力および商品の信用度に影響を及ぼす可能性のある関連する推進要因(定量的基準および定性的基準)のリスト

これを踏まえ、管理会社のリスク・マネジメント・チームは、発行体の債務返済能力を評価し、発行体の信用リスクの監視および分析を行う。その決定では、関係する発行体について利用可能である場合は常に、MMF規則第20条(2)および2018年4月10日付委員会委任規則(EU)2018/990第4条から第6条に記載される基準の徹底的な見直しおよび分析を行い、以下の原則を考慮する。

- 商品の発行体に関する定性的指標の確立
- 発行体および商品の信用リスクおよび債務不履行の相対的リスクの定量化

- 商品の発行体に関する定性的信用リスク指標の確立

信用度評価法では、発行体に関する以下の定量的指標を用いる。

- a) 財務状態および最近の財務諸表の分析
- b) 市場全体に及ぶ事象および発行体固有の事象に対応する能力(債務返済能力を含む。)
- c) 経済上および競争上のポジションにおける発行体の業種の強み
- d) 発行体の流動性特性(流動性の源泉および発行体の短期債務返済能力を含む。)の評価
- e) ソブリン関連発行体の場合には、財政政策、金融政策、金利水準、金利動向、未払債務の水準、未払債務の満期構成、国際収支および外貨準備高の水準に関連する指標の比較

業界ポジション、企業戦略、経営陣の質および企業リスクなどの定性的要因も用いられ、定性的要因には、以下が含まれる。

- ( ) 原資産の分析(該当する場合)
- ( ) 発行された関連する商品の構造的側面の分析
- ( ) 関連する市場の分析(かかる市場の規模および流動性の程度を含む。)
- ( ) ソブリン分析(発行体の信用度に影響を及ぼす可能性がある範囲)
- (v) 発行体に関するガバナンス・リスク(不正行為、行為に係る罰金、訴訟、財務上の修正再表示、例外的項目、経営陣の交代、債務者の集中を含む。)の分析
- ( ) 発行体または市場セクターに関する証券関連の外部調査
- ( ) 関連する場合には、ESMAに登録された信用格付機関が商品の発行体に付与する信用格付または格付見通しの分析

発行体の信用リスクならびに発行体および商品の債務不履行の相対的リスクを定量化するための基準は、以下のとおりである。

- ( ) クレジット・スプレッドならびに類似債務証券および関連証券の価格付けを含む債券価格設定情報
- ( ) 発行体、商品または産業セクターに関する金融市場証券の価格設定
- ( ) 外部信用格付により示された、発行体、商品または産業セクターに関する債務不履行の統計
- ( ) 発行体または商品の地理的位置、産業セクターまたは資産クラスに関する財務指標
- (v) 利益率、インタレスト・カバレッジ・レシオ、レバレッジ・メトリクスおよび新銘柄の価格設定を含む発行体に関する財務情報

見直しは、管理会社のリスク・マネジメント・チームが作成した、上記の異なる基準の評価に基づく、また発行体に帰属する内部信用格付にも基づく専用報告書において実現される。内部格付は、分析に際して複数の加重要因をスコア化する社内マトリックスから導き出される。定量的および定性的な見直しが前向きなものであった場合、信用評価は良好とみなされ、許可された発行体リストに発行体が追加される。

管理会社は、最初の信用度評価が行われ、かつ、良好とみなされてからは、信用度評価の見直しを年1回行う。

また、管理会社は、ファンドの原投資対象である金融市場証券のすべての発行体/保証人(いずれか該当する方)に係る特定の指標を月1回監視する。

さらに、管理会社は、

- ・ 投資運用会社がファンドのために対象とする発行体として新たな発行体/保証人を提案した際、適格性分析および初期信用度評価を行う。
- ・ 少なくとも年1回新たな信用度評価を行うか、または月1回監視がなされる指標の重大な変化(発行体の既存の信用度評価に悪影響を及ぼす可能性のあるもの(信用格付の格下げなど))を見極める際に新たな信用度評価を行う。重大な変更は、継続的リスク報告の一環として、リスク・マネジメント・チームから管理会社の経営委員会に報告される。評価が良好でなかったことにより発行体が許可されたリストから除外された場合には、当該信用に関連するポジションを削減するか、その時点の現下の市況を考慮して実務上可能な限り速やかに処分するか、または満期まで保有する(適宜)。いずれの場合も、決定は、何が投資家の最善の利益に適うかに基づいてなされる。
- ・ 内部信用度評価が発行体または商品の脆弱性につながった場合、あらゆる是正措置を講じる。
- ・ 最新の情報および最近の市場動向を考慮して、少なくとも年1回、用いる方法を見直す。検証テストの結果および改定案(場合に応じて)を、都度、管理会社の経営委員会に提出する。

内部信用度評価および管理会社によるその定期的な見直しは、ファンドのポートフォリオ運用を行う者またはファンドのポートフォリオ運用につき責任を負う者によっては行われぬ。

MMF規則第10条(3)に従い、発行体および金融市場証券の中には、本項に記載される信用度評価規定を免除されるものがある。

#### (4) 【分配方針】

管理会社は、各ファンド証券の1口当たりコンスタントNAVをUSドル・ポートフォリオについては1米セントに、オーストラリア・ドル・ポートフォリオについては1豪セントに、カナダ・ドル・ポートフォリオについては1加セントに、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオについては1NZセントに維持するために必要な額の分配を日々宣言することを意図している。日々の分配金は、米ドル、豪ドル、加ドルまたはNZドルで表示され、1口当たり米ドル、豪ドル、加ドルまたはNZドルの小数点以下第8位まで計算される。分配金は、買付けられる受益証券については、買付代金が保管受託銀行により受領された営業日から、買戻される受益証券については、買戻代金が支払われる営業日の前日まで発生する。

各営業日およびそれに続く非営業日に適用される分配額は、当該営業日のルクセンブルグでの営業開始時に入手することができる。ただし、相当量の買戻請求がなされ、これに応ずるためファンドの組入れ証券を処分しなければならず、そのためファンドの価値がかなりの影響を受ける場合、管理会社は告知された分配額を取消し、当該営業日に決定される純資産価格を基礎に分配額を決定することができる。ただし、当該再評価は分配金が支払われる営業日前になされ告知される。

各ファンドの毎月の最終営業日に、当該最終営業日の直前の日までに宣言された発生済・未払いのすべての分配金(ルクセンブルグおよび/または受益者の属する国の分配金に関する源泉税およびその他の税金控除後)は当該最終営業日の直前の日に適用される各ファンドの1口当たり純資産価格で自動的に再投資され、追加のファンド証券として発行される。日本の受益者のために、かかる再投資は管理会社と各販売会社との間の契約に基づいて各販売会社が取り扱う。ファンド証券の買戻しの場合に買戻代金とともに発生済・未払いの分配金が支払われる以外に、現金による分配金支払いは行われない。

管理会社は、合理的に可能な限り、ファンド証券1口当たりコンスタントNAVを1米セント、1豪セント、1加セントまたは1NZセントに維持するよう尽力する。

分配の結果、ルクセンブルグ法に規定される最低額のアメリカ合衆国ドル相当額を下回ることとなるような場合分配を行うことができない。

支払期日から5年以内に徴収されなかった分配金については、その受領権は消滅し、当該ファンドに帰属する。

ファンドがコンスタントNAVから変動NAVに変更する必要がある場合、本項に記載される分配の算出および支払は、再評価される。

前記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではない。

#### (5) 【投資制限】

トラストのいずれかのファンドのファンド証券の取得により、すべての受益者は、受益者、管理会社および保管受託銀行との関係が約款に準拠する旨を認め、かつ全面的に承諾する。

約款は、保管受託銀行の承認を条件として、いつでもその一部または全部を変更することができる。変更は、約款変更の関係書類にその他の記載のない限り、ルクセンブルグ商業登記所に寄託した通知がRESAを通じて公告される日に効力を生じる。

管理会社は、以下に定められる制限及び規制を遵守して、ファンドの投資目的および方針の追求を行わなければならない。これらの制限および規制は、MMF規則に従って公債CNAV MMFに適用される制限および規制である。かかる制限および規制は、ルクセンブルグの規制機関(CSSF)または欧州の規制機関(ESMA)が随時発行するあらゆる規制および指針に常に従う。

##### 一般投資規則

###### ・ 適格資産

下記 から 項に記載される要件に従い、管理会社は、各ファンドにおいて以下の適格資産に投資することができる。

- 金融市場証券(短期金融商品)
- 逆買戻し条件付契約(リバースレポ契約)
- 金融機関への預金
- 適格証券化商品およびABCP(資産担保コマーシャルペーパー)

以下、個別におよび総称して「適格資産」という。

## ・ 公債CNAV MMFの詳細要件

公債CNAV MMFとしてファンドは、その資産の少なくとも99.5%を以下の商品に投資しなければならない。

- ・ EU、EU加盟国の政府、地方自治体および現地行政機関もしくは中央銀行、欧州中央銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ、第三国の中央政府もしくは中央銀行、国際通貨基金、国際復興開発銀行、欧州評議会開発銀行、欧州復興開発銀行、国際決済銀行またはその他の一もしくは複数のEU加盟国が属する国際金融機関もしくは組織によって単独または共同で発行または保証される金融市場証券(以下「公債商品」という。)
- ・ 公債商品を担保とする逆買戻し条件付契約
- ・ 現金

## ・ 適格資産が満たすべき要件(上記 で定義される。)

管理会社が各ファンドについて投資することができる適格資産は、上記Iに従い、以下の要件を満たさなければならない。

A) 金融市場証券は、以下の要件すべてを満たさなければならない。

a) 以下のカテゴリーに該当すること。

- ・ 公認の証券取引所への公式の上場を認められた金融市場証券、および/または
- ・ 規制され、定期的に運営され、および認知されならびに一般に公開されているEU加盟国または非EU加盟国の他の市場で取引される金融市場証券、および/または
- ・ 上記 および に言及されるもの以外の金融市場証券。ただし、それらの商品の発行または発行体自体が、投資者および預金の保護を目的として規制されており、かつ、それらの商品が以下のいずれかに該当することを条件とする。
  - ・ EU加盟国の中央政府、地方自治体もしくは現地当局もしくは中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、非EU加盟国、連邦国家の場合は連邦を構成する加盟者、または一もしくは複数のEU加盟国が所属する公的国際機関により発行または保証される金融市場証券
  - ・ 上記 a) および に言及される規制された市場でその証券が取引される事業体により発行される金融市場証券
  - ・ 欧州の法律に定められる基準に従い、慎重な監督に服する国にその登記上の事務所を有する金融機関、または少なくとも欧州の法律により定められる規則と同程度厳格であるとCSSFが判断する慎重な規則に服し、これを遵守する金融機関により発行または保証される金融市場証券
  - ・ CSSFが承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される金融市場証券。ただし、それらの商品への投資は、上記の3項目に定められる保護と同等の投資家保護に服すること、ならびに発行体が少なくとも1,000万ユーロの資本金および準備金を有し、第4指令78/660/EECに従い年次財務書類を提出および公表する会社であり、企業のグループ内で同グループのファイナンスに専従する事業体であるか、または銀行の流動性ラインから利益を受けている証券化のためのピークルへのファイナンスに専従する事業体であることを条件とする。

- b) 以下の特徴のうち一つを有すること。
- ・ 発行時における法定満期が397日以下である。
  - ・ 残存期間が397日以下である。
- c) 金融市場証券の発行体および金融市場証券の質が、管理会社が制定する内部信用度評価手続(前記「(3) 運用体制、内部信用度評価手続」を参照されたい。)に従い適格であるという評価を受けていること。
- この要件は、EU、EU加盟国の中央政府もしくは中央銀行、欧州中央銀行、欧州投資銀行、欧州安定メカニズムまたは欧州金融安定ファシリティにより発行または保証される金融市場証券には適用されないものとする。
- B) 適格証券化商品および資産担保コマーシャルペーパー(以下「ABCP」という。)は、以下の要件を満たさなければならない。
- a) 十分に流動的であり、管理会社が制定する内部信用度評価手続(前記「(3) 運用体制、内部信用度評価手続」を参照されたい。)に従い適格であるという評価を受けており、かつ、以下のいずれかに該当するもの。
- ・ 委員会委任規則(EU) 2015 / 61<sup>1</sup>第13条に言及される証券化商品
  - ・ 以下に該当するABCPプログラムにより発行されるABCP
    - ・ 投資者にABCPに基づく金額の全額の支払いを保証するために必要である場合、流動性、信用および重大な希薄化のリスクのすべてならびにABCPに関係する継続的な取引費用および継続的なプログラム全体の費用をカバーする規制された金融機関により、十分に支援されているABCPプログラム
    - ・ 再証券化商品ではなく、かつ、各ABCP取引のレベルにおいて証券化商品の裏付けとなるエクスポージャーに証券化商品のポジションが一切含まれないABCPプログラム、および
    - ・ 規則(EU)第575 / 2013号<sup>2</sup>第242条(11)に定義される合成証券化商品を含まないABCPプログラム
  - ・ シンプルで透明性があり標準化された(STS)証券化商品またはABCP。ただし、MMF規則(改正済)第11条に定められるこれらのSTSを特定する基準が遵守されていることが条件となる。
- b) 必要に応じて以下のいずれかの条件を満たすことを条件とする。
- ・ 上記a) に言及される証券化商品の発行時における法定満期が2年以下であり、次の金利変更日までの残存期間が397日以下であること。
  - ・ 上記a) および に言及される証券化商品またはABCPの発行時における法律上の満期または残存満期が397日以下であること。

<sup>1</sup> 金融機関の流動性カバレッジ要件に関する欧州議会および理事会の規則(EU)第575 / 2013号を補足する2014年10月10日付委員会委任規則(EU)2015 / 61(EEA関連文書)

<sup>2</sup> 金融機関および投資会社の健全性要件ならびに規制(EU)第648 / 2012号の修正に関する2013年6月26日付欧州議会および理事会の規則(EU)第575 / 2013号(EEA関連文書)

・上記a) および にかき及される証券化商品が、分割償還商品であり、WAL(後記「流動性リスクおよびポートフォリオリスクの制限規則」を参照されたい。)が2年以下であること。

C) 金融機関への預金は、以下のすべての条件を満たさなければならない。

- a) 要求に応じて払戻可能であるか、またはいつでも引き出すことができる預金。
- b) 満期が12か月以内の預金。
- c) 金融機関がEU加盟国に登記上の事務所を有すること、または金融機関が第三国に登記上の事務所を有する場合には、当該金融機関が規則(EU)第575 / 2013号第107条(4)に定められる手続きに基づき欧州の法律に定められる規則と同等とみなされる慎重な規則に従うこと。

D) 逆買戻し条件付契約は、以下のすべての条件を満たさなければならない。

- a) 管理会社が、2営業日前までの事前通知をもっていつでも契約を終了する権利を有すること。
- b) 逆買戻し条件付契約の一環として関連するファンドが受領する資産が、以下のものであること。
  - ・上記 にかき及される要件を満たす金融市場証券であること。
  - ・少なくとも支払う現金と同等の時価を常に有すること。
  - ・売却、再投資、質権設定その他譲渡されないこと。
  - ・証券化商品およびABCPを含まないこと。
  - ・当該資産が下記 にかき及される要件を満たす金融市場証券の形をとる場合を除き、その発行体に対する最大エクスポージャーをファンドの15%として、十分に分散されること。
  - ・取引相手から独立した、かつ、取引相手の業績と高度に相関することが予想されていない事業体により発行されること。

上記 にかかわらず、ファンドは、逆買戻し条件付契約の一環として、譲渡可能な流動性のある有価証券または上記 にかき及されるもの以外の金融市場証券を受領する場合がある。ただし、当該資産が以下の条件のうち一つを遵守することを条件とする。

- ・欧州連合、EU加盟国の中央政府もしくは中央銀行、欧州中央銀行、欧州投資銀行、欧州安定メカニズムまたは欧州金融安定ファシリティにより発行または保証されていること。ただし、管理会社の内部信用度評価手続(前記「(3) 運用体制、内部信用度評価手続」を参照されたい。)に従い適格であるという評価を受けていることを条件とする。
- ・第三国の中央政府または中央銀行により発行または保証されていること。ただし、管理会社の内部信用度評価手続(前記「(3) 運用体制、内部信用度評価手続」を参照されたい。)に従い適格であるという評価を受けていることを条件とする。

上記に従い逆買戻し条件付契約の一環として受領した資産は、 にかき及される分散要件を満たすものとする。

- c) 各ファンドの管理会社は、発生ベースまたは時価ベース(MMF規則第2条(8)に定義される。以下「時価」という。)で、現金の全額をいつでも回収できることを確保するものとする。現金が時価ベースでいつでも回収可能である場合、該当ファンドのファンド証券の1口当たり純資産価格の計算には、逆買戻し条件付契約の時価が用いられなければならない。

・各ファンドは、補助的な流動資産を保有することができる。

・分散

A) 各ファンドは、以下を行ってはならない。

・同一発行体が発行した金融市場証券、証券化商品およびABCPに、その資産の5%を超えて投資すること。

・ファンドの資産の10%を超えて同一金融機関に預金すること。ただし、ファンドが登録されているEU加盟国の銀行セクターの構造において、当該分散要件を満たすのに十分な実行可能な金融機関が存在せず、かつ、ファンドが他のEU加盟国で預金することが経済上実行可能でない場合、各ファンド資産の15%までを同一の金融機関に預金することができる。

B) 逆買戻し条件付契約において、ファンドのために行為する管理会社が同一取引相手方に提供する現金総額は、当該ファンドの資産の15%を超えないものとする。

C) 上記 A) にかかわらず、ファンドのために行為する管理会社は、いずれのファンドの資産についても、リスク分散原則に従いファンドの資産の100%までを、EU、EU加盟国の政府、地方自治体および現地行政機関もしくは中央銀行、欧州中央銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ、経済協力開発機構加盟国(以下「OECD加盟国」という。)、G20加盟国もしくはシンガポールの中央政府もしくは中央銀行、国際通貨基金、国際復興開発銀行、欧州評議会開発銀行、欧州復興開発銀行、国際決済銀行またはその他の一もしくは複数のEU加盟国が属する国際金融機関もしくは組織によって単独または共同で発行または保証される金融市場証券に投資する権限を付与されている。ただし、ファンドは発行体により6銘柄以上の金融市場証券を保有していなくてはならず、1銘柄の有価証券が当該ファンドの総資産の30%を超えてはならない。

・集中

A) 管理会社は、ファンドのために、同一発行体の金融市場証券、証券化商品およびABCPの10%超を取得することはできない。

B) ただし、上記A)は、EU、EU加盟国の政府、地方自治体および現地行政機関もしくは中央銀行、欧州中央銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ、第三国の中央政府もしくは中央銀行、国際通貨基金、国際復興開発銀行、欧州評議会開発銀行、欧州復興開発銀行、国際決済銀行またはその他の一もしくは複数のEU加盟国が属する国際金融機関もしくは組織によって発行または保証される金融市場証券に関しては適用されないものとする。

．さらに、ファンドのために行為する管理会社は以下を行わない。

- A) 上記 ．に記載されていない資産への投資
- B) 金融市場証券、証券化商品、ABCPの空売り
- C) デリバティブ、株式もしくは商品を表章する証書、それらに基づくインデックス、またはそれらに対するエクスポージャーを得られるその他の手段もしくは金融商品を通じて、株式または商品に対して直接もしくは間接的にエクスポージャーを取ること
- D) 証券貸付契約もしくは証券借受契約、またはファンドの資産を担保とするその他の契約の締結
- E) 現金の借入および貸付

管理会社は、各ファンドにおいて十分な分散投資を行うことにより、投資リスクの適切な分散を確保しなければならない。

さらに、ファンドのために行為する管理会社は、ファンド証券が販売される法域の規制当局により追加で要求される規制も遵守する。

管理会社は、ファンドの証券が販売される各国の法令を遵守するために、MMF規則に反せず、かつ、受益者の利益と両立するか、または利益となる投資制限を随時課することができる。

#### 流動性リスクおよびポートフォリオリスクの制限規則

管理会社は、流動性管理手法を設定、実施するとともに、一貫して適用しており、各ファンドの流動性リスクを監視し、受益者の請求に応じてファンド証券の買戻義務に随時応じられるよう、ファンドの投資ポートフォリオにおける日次および週次での流動性基準の充足を確保するため、慎重かつ厳格な流動性管理手法を運用している。

投資ポートフォリオが適切な流動性を有し、受益者の買戻請求にファンドが確実に応じられるよう、定性的および定量的評価を用いてポートフォリオおよび証券を監視する。以下に記載されるポートフォリオおよび流動性に関する規則に加えて、また関係する金融市場証券について常に取引量が利用可能であるとは限らないことから、管理会社は、とりわけ、流動性が変化する可能性を見極めるため、商品の価格設定または信用度の変化を監視する。負債サイドでは、買付および買戻しの流れが定期的に監視される。また、純資産価格の10%を超える買戻しについては、名義書換事務代行会社が管理会社に通知する。さらに、ファンドの流動性に与える潜在的影響を評価するため、受益者の集中度が定期的に見直される。一または複数の投資者がファンド証券の10%超を保有している場合、管理会社は、追加的な流動性監視を行い、大口投資家の資金需要または買付／買戻活動のパターンまたはサイクルを可能な限り見極めようとするものとする。また、管理会社は、可能な限りにおいて、ファンドのファンド証券の10%超を保有している異なる投資者(もしあれば)間における取引活動(主に買戻サイド)の相関性を監視する。

流動性の決定における第一義的責任は投資運用会社にあり、管理会社による監督が伴う。目論見書に定められる日次および週次での流動性の最低水準の継続的な遵守を確保するため、流動性管理については、ファンド毎に監視される。

各ファンドは、以下の要件すべてを継続的に遵守するものとする。

- ・ファンドのポートフォリオのWAM(加重平均残存期間)は、60日以内とする。
- ・ファンドのポートフォリオのWAL(加重平均残存年限)は120日以内とするが、MMF規則の規定に従うことを条件とする。

各ファンドは、以下の流動性規則も遵守するものとする。

- ・ファンドの資産の少なくとも10%は、日次で満期を迎える資産、1営業日前に事前通知を行うことにより終了可能な逆買戻し条件付契約、または1営業日前に事前通知を行うことにより引出可能な現金で構成されるものとする。
- ・ファンドの資産の少なくとも30%は、週次で満期を迎える資産、5営業日前に事前通知を行うことにより終了可能な逆買戻し条件付契約、または5営業日前に事前通知を行うことにより引出可能な現金で構成されるものとする。

「(5) 投資制限」の . の1項目に言及される、極めて流動性が高く、かつ、1営業日以内に買戻しまたは清算でき、残存満期が最大で190日である資産もまた、ファンドの資産の17.5%を上限として週次で満期を迎える資産とみなすことができる。

管理会社が管理できない理由により、または買付もしくは買戻しの結果として上記の制限を超えた場合、管理会社は、受益者の利益に留意しつつ、かかる事態の是正を優先させる。

MMFの流動性特性が悪化し、懸念材料となった場合、管理会社は、投資運用会社に対し、日次/週次で満期を迎える資産の割合を引き上げ、および/または、ポートフォリオのWAM/WALを低水準に引き下げるよう要請することを検討することができる。

管理会社のリスク・マネジメント・チームは、流動性に関する規則の日常的監視を行う。週次で満期を迎える資産の割合が、ファンドの総資産の30%を下回る場合、かつ1営業日における正味の買戻しがファンドの総資産の10%を超える場合、当該ファンド受益者の利益を考慮した適切な対応を決定するため、文書化された状況評価が管理会社の経営委員会に提出される。管理会社の経営委員会からの勧告を受けて、取締役会は、以下の一または複数の措置について決定する。

- ・その期間の買戻しに対して、流動性を確保するための費用を適切に反映させ、当該ファンドの残存受益者が不利な扱いを受けないことを確保するために、流動性手数料を課すること
- ・「第2 管理及び運営 2 買戻し手続等」で説明される買戻しを、最長15営業日間、1取引日においてMMFのファンド証券の最大10%に制限する買戻しゲートの設定
- ・最長15営業日間の買戻しの停止
- ・受益者の利益に留意しつつ事態の是正を優先させる措置以外の緊急措置をとらないこと

同様に、週次で満期を迎える資産の割合が、ファンドの総資産の10%を下回る場合、当該ファンドの受益者の利益を考慮した適切な対応を決定するため、文書化された状況評価を行う。取締役会は、上記iおよび の措置を累積的または代替的に採用する旨を決定する。

直近90日間のうち、停止されていた期間の合計が15営業日を超える場合、当該ファンドは自動的に公債CNAV MMFではなくなり、その場合、受益者に対して直ちに、明確かつ分かり易い方法で書面により通知される(市場価値で当該ファンドが清算される可能性がある場合、当該ファンドが公債CNAV MMFではなくなった場合に取締役会が検討するシナリオに関する場合を含む。)

管理会社は、いずれかのファンドのために資産を取得することがMMF規則第24条に定められる日次および週次の制限に違反することになる場合には、かかる資産の取得を行わない。

### 3 【投資リスク】

#### (1) リスク要因

過去の運用データは必ずしも将来の実績の信頼できる目安とはならない。トラストは、月次の絶対ボラティリティが低い実勢金利水準との関係から比較的安定的なリターンを得ている。償還までの残存期間およびクレジット・クオリティに制約があるため、通常的环境下でのボラティリティは低く留まり、トラストは、低リスクな投資信託であることが期待されている。しかし、トラストにリスクがないとはいえない。

レバレッジは、「総額」および「純額」アプローチを考慮して計算される。「総額」計算は、レバレッジを生み出すエクスポージャー(例：担保の再投資等)の想定額に基づく。「純額」アプローチは、コミットメント・アプローチに基づく。「総額」または「純額」アプローチのいずれかをを用いて計算された総エクスポージャーをファンドの純資産総額で除し、レバレッジ比率が算定される。

トラストは金融市場証券に投資するため、ある程度の信用リスクを伴う。投資対象の償還までの残存期間が短いことにより、リスクは限定的であるといえる。トラストが投資する金融市場証券の性質により、通常的环境下での流動性は高くなる。トラストにはいかなる形式による元本確保または保証も付与されていない。

#### 金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により証券価格が変動するリスクをいう。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、ファンド証券の1口当たりの時価による純資産価格(以下「変動NAV」という。)の下落要因となる。また、金利が下落した場合には、金融市場証券からの収益(受取利息)の減少要因となる。

#### 信用リスク

信用リスクとは、トラストが投資する証券の発行体の支払不能につながる可能性がある財政悪化をいう。上記の発行体は、財政難、経営不振、またはその他の理由により、利息、元本や買戻金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなることがある。一般に債務不履行が発生した場合または予想される場合には、債券および金融市場証券の価格は下落し、1口当たり変動NAVの下落要因となる。

さらに、ポートフォリオの信用エクスポージャーは、投資戦略の一環であり、期待収益率に対するターゲット・リスクの比率を通じて分析される。ただし、信用リスクは、ファンドのリスク選好度に則していなければならない。

また、預貯金取扱金融機関に対する信用エクスポージャーもあり、信用度は、定期的に監視される。

### 流動性リスク

特定の有価証券は、最適な時期に最適な価格で売却することが困難または不可能であることがある。これにより、売却価格を引き下げること、代わりに他の有価証券を売却することおよび/または投資機会を見送ることを余儀なくされることがある。これらにより、ファンドの運営またはパフォーマンスに悪影響が生じる可能性がある。

### 為替リスク

トラストの米ドル・ポートフォリオは米ドルを、オーストラリア・ドル・ポートフォリオは豪ドルを、カナダ・ドル・ポートフォリオはカナダ・ドルを、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオはニュージーランド・ドルを基準通貨としている。従って、円から投資した場合には、外国為替相場の変動の影響によって円換算した投資元本を割り込むことがある。

逆買戻し条件付契約（リバースレポ契約）の取引に関連する特定のリスク

上記の技法の利用には一定のリスクが伴い、かかるリスクの一部は以下に記載するとおりであるが、その利用により達成しようとする目的が達成されるとの保証はない。

管理会社がファンドのために買主として行為する逆買戻し条件付契約（リバースレポ契約）の取引に関しては、証券の売主である取引相手方が破綻した場合、

- (A) 買付証券の価格が、当該証券の不適正な価格付け、市場価格の不利な推移、当該証券の発行体の信用格付の悪化、当該証券の取引市場の流動性の欠如等により、当初の支払額を下回ることになるリスク、
- (B) ( ) 過剰な規模または期間の取引における資金の焦付き、( ) 満期時の資金回収の遅延により、ファンドが買戻請求、証券の買付け、またはより一般的には再投資に対応する能力を制限されることがあるリスク、

が存在することを投資者は特に承知していなければならない。

### 評価リスク

ファンドは、非上場の投資対象の評価に関し、投資運用会社と協議することがある。このようなポジションについては、公開取引される投資対象の場合よりも現金化に長い時間を要する場合がある。

## (2) リスクに対する管理体制

ファンドのリスクは、日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッドの債券チームによって管理される。同チームは、ファンドが保有する有価証券の信用格付およびその金利に対する感応度を監視しており、ファンドの大半の主要なリスクの軽減が可能である。債券チームは、ソブリン・リスクも監視する。

ファンドはいかなるデリバティブ取引またはその他の類似した取引（差額決済でない先物為替予約を除く。）も行っていない。将来において、デリバティブ取引またはその他の類似した取引（差額決済でない先物為替予約を除く。）を行うとしてもヘッジ目的であり、投資運用会社は、デリバティブ取引またはその他の類似した取引を、取引の想定元本がファンドの純資産総額を超えないように監督する。

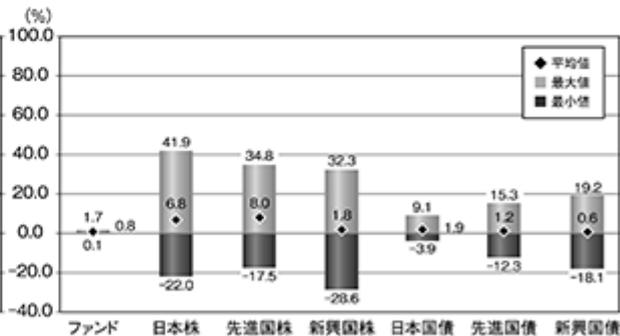
（注）上記のリスクの管理体制は、2020年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合がある。

## (3) リスクに関する参考情報

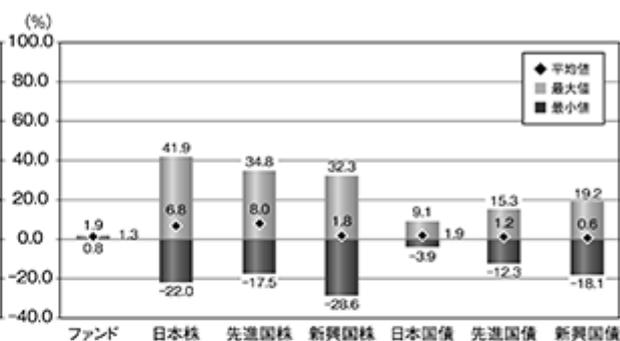
### ファンドの課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

2015年4月～2020年3月の5年間におけるファンドの分配金再投資換算1口当たり純資産価格（各月末時点）と、年間騰落率（各月末時点）の推移を示したものです。

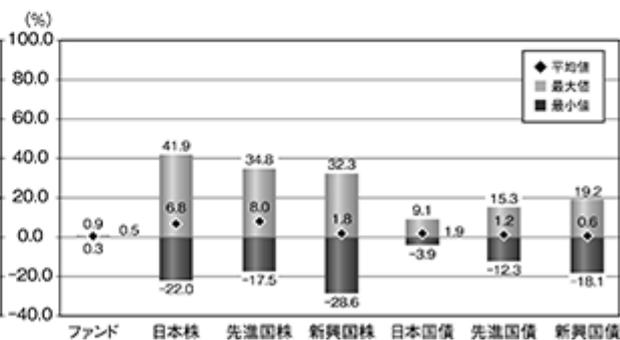
#### USドル・ポートフォリオ



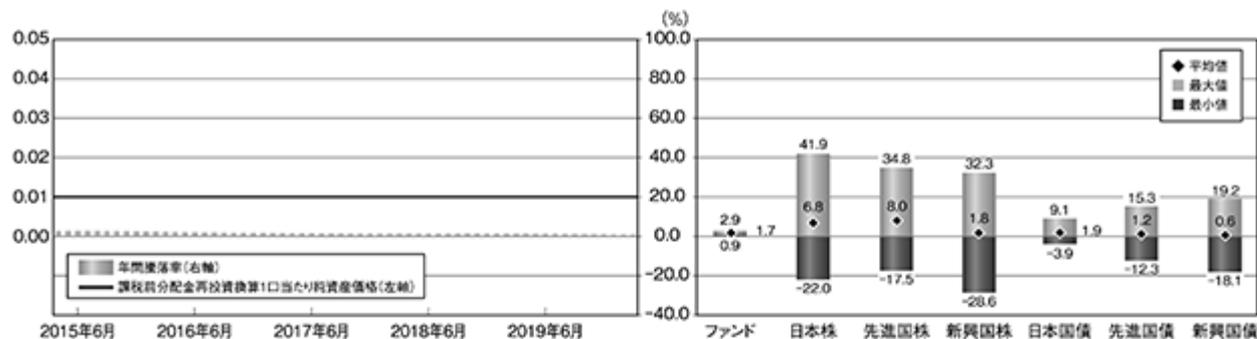
#### オーストラリア・ドル・ポートフォリオ



#### カナダ・ドル・ポートフォリオ



## ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ



出所：Bloomberg L.P. および指数提供会社のデータを基に  
森・濱田松本法律事務所が作成

※課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。2014年4月末日を0.01として指数化しております。

※ファンドの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです。（月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなします。）

※代表的な資産クラスの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。（月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなします。）

※ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。

※USドル・ポートフォリオ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオ、カナダ・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオの年間騰落率は、各受益証券の表示通貨建てで計算されており、円貨に為替換算されておられません。したがって、円貨に為替換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

※ファンドの課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格および年間騰落率は、実際の1口当たり純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドは代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

## ○各資産クラスの指数

日本株…TOPIX（配当込み）

先進国株…FTSE 先進国株価指数（除く日本、円ベース）

新興国株…S&P 新興国総合指数

日本国債…BBG バークレイズ E 1 年超日本国債指数

先進国債…FTSE 世界国債指数（除く日本、円ベース）

新興国債…FTSE 新興国市場国債指数（円ベース）

（注）S&P 新興国総合指数は、Bloomberg L.P. が円換算しています。

TOPIX（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所（以下「**株**東京証券取引所」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、**株**東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、**株**東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、**株**東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

FTSE 先進国株価指数（除く日本、円ベース）、FTSE 世界国債指数（除く日本、円ベース）および FTSE 新興国市場国債指数（円ベース）に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plc またはそのいずれかのグループ企業に属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLC またはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plc およびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

#### 4 【手数料等および税金】

##### (1) 【申込手数料】

海外における申込手数料

海外における申込手数料はない。

日本国内における申込手数料

日本国内における申込手数料はない。

##### (2) 【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

海外における買戻し手数料は、徴収されない。信託財産留保額もない。

日本国内における買戻し手数料

日本国内における買戻し手数料は、徴収されない。信託財産留保額もない。

##### (3) 【管理報酬等】

「グロス・イールド(その他費用控除後)」とは、管理会社が日々算出する、トラストの各ファンドの総利回り(グロス・イールド)から、ファンドの関係法人の報酬以外の費用の日々の償却率を控除した料率をいう。

「グロス・インカム(その他費用控除後)」とは、管理会社が日々算出する、( )トラストの各ファンドの総利益(有価証券の売買損益、銀行利息、債券利息を含む。)から、( )ファンドの関係法人の報酬以外の費用の日々の償却額を控除した金額をいう。

管理報酬、投資運用報酬および代行協会員報酬

管理会社は、各ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される管理報酬を受領する(後払い)。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%未満の場合、管理報酬は、当該グロス・インカム(その他費用控除後)の1%である。

日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%以上1.5%未満の場合、管理報酬は、各ファンドの日々発生し算出される純資産総額の年率0.02%である。

日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1.5%以上の場合、管理報酬は、各ファンドの日々発生し算出される純資産総額の年率0.03%である。

管理会社報酬は、トラストの継続開示にかかる手続、資料作成・情報提供、運用状況の監督、リスク管理、その他運営管理全般にかかる業務の対価として支払われる。

投資運用会社は、各ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される投資運用報酬を受領する(後払い)。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%未満の場合、投資運用報酬は、( )グロス・インカム(その他費用控除後)の14%および( )グロス・イールド(その他費用控除後)に100を乗じ以下に記載された料率を乗じた金額の低い方の額である。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%以上の場合、投資運用報酬は、各ファンドの日々発生し算出される純資産総額をもとに、以下のように計算される。

## ( )USドル・ポートフォリオ

純資産総額	年率(上限)
2億米ドル以下の部分	0.15 %
2億米ドル超 5億米ドル以下の部分	0.125%
5億米ドル超 20億米ドル以下の部分	0.10 %
20億米ドル超の部分	0.09 %

## ( )オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

純資産総額	年率(上限)
2億豪ドル以下の部分	0.15 %
2億豪ドル超 5億豪ドル以下の部分	0.125%
5億豪ドル超 20億豪ドル以下の部分	0.10 %
20億豪ドル超の部分	0.09 %

## ( )カナダ・ドル・ポートフォリオ

純資産総額	年率(上限)
2億加ドル以下の部分	0.15 %
2億加ドル超 5億加ドル以下の部分	0.125%
5億加ドル超 20億加ドル以下の部分	0.10 %
20億加ドル超の部分	0.09 %

## ( )ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

純資産総額	年率(上限)
2億NZドル以下の部分	0.15 %
2億NZドル超 5億NZドル以下の部分	0.125%
5億NZドル超 20億NZドル以下の部分	0.10 %
20億NZドル超の部分	0.09 %

投資運用会社が負担したすべての合理的な実費は、関連するファンドが負担する。

投資運用報酬は、トラストに対する投資運用業務の対価として支払われる。

代行協会員および販売会社は、各ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される代行協会員報酬および販売報酬を受領する(後払い)。

日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%未満の場合、代行協会員報酬は、当該グロス・インカム(その他費用控除後)の20%であり、そのうちグロス・インカム(その他費用控除後)の18%が販売会社に支払われる。

日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%以上の場合、代行協会員報酬は、各ファンドの該当する四半期の純資産総額の年率0.63%を上限とする(その中から、代行協会員は各販売会社に報酬を支払う。 )。

本書の日付現在：

日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%以上1.5%未満の場合、代行協会員報酬は、各ファンドの日々発生し算出される純資産総額の年率0.19%であり、そのうち年率0.18%が販売会社に支払われる。

日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1.5%以上の場合、代行協会員報酬は、各ファンドの日々発生し算出される純資産総額の年率0.48%であり、そのうち年率0.40%が販売会社に支払われる。

販売会社は代行協会員に支払われる報酬から、販売会社における受益者の取引口座内での各ファンドの管理および事務手続き、運用報告書等各種書類の送付・購入後の情報提供等の対価として報酬を受け取る。代行協会員および/または販売会社が負担したすべての合理的な実費は、関連するファンドが負担する。

代行協会員報酬は、目論見書、運用報告書等の販売取扱会社等への送付、受益証券1口当たり純資産価格の公表およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。

2019年12月31日に終了した会計年度にUSドル・ポートフォリオにつき支払われた管理報酬、投資運用報酬、代行協会員報酬および販売報酬はそれぞれ603,260米ドル、2,180,849米ドル、9,651,682米ドルであった。

2019年12月31日に終了した会計年度にオーストラリア・ドル・ポートフォリオにつき支払われた管理報酬、投資運用報酬、代行協会員報酬および販売報酬はそれぞれ498,658豪ドル、2,338,466豪ドル、7,307,585豪ドルであった。

2019年12月31日に終了した会計年度にカナダ・ドル・ポートフォリオにつき支払われた管理報酬、投資運用報酬、代行協会員報酬および販売報酬はそれぞれ18,428加ドル、92,756加ドル、293,329加ドルであった。

2019年12月31日に終了した会計年度にニュージーランド・ドル・ポートフォリオにつき支払われた管理報酬、投資運用報酬、代行協会員報酬および販売報酬はそれぞれ187,346NZドル、899,023NZドル、2,609,824NZドルであった。

#### 保管報酬

保管受託銀行は、各ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される保管報酬を受領する(後払い)。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%未満の場合、保管報酬は、当該グロス・インカム(その他費用控除後)の2%である。

日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%以上1.5%未満の場合、保管報酬は、各ファンドの日々発生し算出される純資産総額の年率0.02%である。

日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1.5%以上の場合、保管報酬は、各ファンドの日々発生し算出される純資産総額の年率0.04%である。

また、保管受託銀行が負担した電話、電報、郵便費用等を含むすべての合理的な実費、ならびにトラストの資産の保管が委託される銀行および他の金融機関の保管料は、トラストが負担する。

保管報酬は、各ファンドの信託財産の保管、入出金の処理、信託財産の決済およびこれらに付随する業務ならびにファンドに対する受託業務の対価として支払われる。

2019年12月31日に終了した会計年度にUSドル・ポートフォリオにつき支払われた保管報酬は820,154米ドルであった。

2019年12月31日に終了した会計年度にオーストラリア・ドル・ポートフォリオにつき支払われた保管報酬は664,350豪ドルであった。

2019年12月31日に終了した会計年度にカナダ・ドル・ポートフォリオにつき支払われた保管報酬は24,975加ドルであった。

2019年12月31日に終了した会計年度にニュージーランド・ドル・ポートフォリオにつき支払われた保管報酬は234,435NZドルであった。

#### 管理事務・支払事務および登録・名義書換事務代行報酬

管理事務・支払事務および登録・名義書換事務代行会社は、各ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される管理事務代行報酬を受領する(後払い)。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%未満の場合、管理事務・支払事務および登録・名義書換事務代行報酬は、当該グロス・インカム(その他費用控除後)の3%である。

日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%以上1.5%未満の場合、管理事務・支払事務および登録・名義書換事務代行報酬は、各ファンドの日々発生し算出される純資産総額の年率0.03%である。

日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1.5%以上の場合、管理事務・支払事務および登録・名義書換事務代行報酬は、各ファンドの日々発生し算出される純資産総額の年率0.06%である。

管理事務代行会社が負担した電話、電報、郵便費用等を含むすべての合理的な実費は、トラストが負担する。

管理事務代行報酬は、各ファンドの購入・換金(買戻し)等の受付、信託財産の評価、純資産価格の計算、会計書類作成およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。

2019年12月31日に終了した会計年度にUSドル・ポートフォリオにつき支払われた管理事務・支払事務および登録・名義書換事務代行報酬は1,205,719米ドルであった。

2019年12月31日に終了した会計年度にオーストラリア・ドル・ポートフォリオにつき支払われた管理事務・支払事務および登録・名義書換事務代行報酬は976,855豪ドルであった。

2019年12月31日に終了した会計年度にカナダ・ドル・ポートフォリオにつき支払われた管理事務・支払事務および登録・名義書換事務代行報酬は36,716加ドルであった。

2019年12月31日に終了した会計年度にニュージーランド・ドル・ポートフォリオにつき支払われた管理事務・支払事務および登録・名義書換事務代行報酬は344,685NZドルであった。

#### (4) 【その他の手数料等】

トラストは以下を含むその他の費用を負担する。

トラスト/ファンドの資産、収益、報酬および経費に課せられる一切の税金

トラストは、税務上の立場に関して、ルクセンブルグの法律に従う。トラストは、ルクセンブルグで現在施行されている法令および規則に基づき、純資産に対して、四半期毎に計算され、支払うべき年率0.01%の資本税が課される。現行の法律では、トラストおよび受益者(ルクセンブルグにおいて住居、登記上の事務所または恒久的施設を有しているまたは特定の限定された状況においては、以前に有していた者または会社を除く。)のいずれも、収益またはキャピタルゲインに対するルクセンブルグの税金ならびに源泉徴収税および相続税を課されない。トラストは、関連する国の源泉徴収税を控除後、自らのポートフォリオの有価証券により生じた収益を回収する。

トラストの組入証券に関し、取引上支払うべき通常の銀行手数料

(当該手数料は取得価格に含まれ、また売却価格からは差引かれる。)

支払事務代行会社の費用

受益者の利益のための業務執行中に管理会社または保管受託銀行が支払った法的小および監査費用

その他、次の費用を含む管理費用

- ・ 券面印刷費
- ・ ファンド証券の販売またはトラストに関し管轄権を有する一切の監督当局(証券業協会を含む。)への約款ならびに届出書、目論見書および説明書を含めその他のトラストに関する書類を作成、印刷し提出する費用
- ・ トラストおよび管理会社に適用される法律または諸規則のもとで要求される年次報告書、半期報告書およびその他の諸報告書等を実質上の受益者を含む受益者の利益のために必要とされる言語で作成しかつ配布する費用
- ・ 会計、記帳および毎日の純資産価格計算に要する費用
- ・ 受益者への通知・公告の作成、配布費用
- ・ 弁護士および監査人の報酬
- ・ 以上に類似するその他のすべての管理費用。ただし、一切の広告宣伝費およびファンド証券の募集または販売に関して直接生じたその他の費用は除く。

トラストに合併するファンドの設定費用(もしあれば)は、かかるファンドの設定日から5年間の残存期間に引続き償却される。

トラスト内に設定される新ファンドの設定費用(もしあれば)は、かかるファンドの設定日から5年間で償却される。

すべての経常費用は、まずインカム・ゲインから控除され、次いでキャピタル・ゲイン、ファンドの資産の順序で控除される。その他の経費は5年を超えない期間にわたり償却することができる。

特定の状況においては、「流動性リスクおよびポートフォリオリスクの制限規則」の項に詳述される流動性手数料を換金(買戻し)時に管理会社によって徴収されることがある。

ファンドがコンスタントNAVから変動NAVに変更する必要がある場合、本項に記載される手数料の計算については見直しが行われる。

2019年12月31日に終了した会計年度にUSドル・ポートフォリオにつき支払われた当該その他の費用は450,907米ドルであった。

2019年12月31日に終了した会計年度にオーストラリア・ドル・ポートフォリオにつき支払われた当該その他の費用は523,815豪ドルであった。

2019年12月31日に終了した会計年度にカナダ・ドル・ポートフォリオにつき支払われた当該その他の費用は15,886加ドルであった。

2019年12月31日に終了した会計年度にニュージーランド・ドル・ポートフォリオにつき支払われた当該その他の費用は166,814NZドルであった。

## (5) 【課税上の取扱い】

2020年4月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。)の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等(所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。)または金融機関等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(2038年1月1日以後は15%の税率となる。))。

- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいう。以下同じ。)に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(2038年1月1日以後は15%の税率となる。)
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記「ないし」に記載されている取扱いは変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

## 5 【運用状況】

## (1) 【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

( )USドル・ポートフォリオ

(2020年3月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 米ドル	投資比率 (%)
コマーシャル・ペーパー	ドイツ	699,988,263	31.78
	フランス	479,538,474	21.77
	オランダ	279,634,356	12.70
	フィンランド	124,946,483	5.67
	ベルギー	51,963,096	2.36
	スイス	29,991,758	1.36
その他の資産(負債控除後)		536,528,162	24.36
合計 (純資産総額)		2,202,590,592 (約239,708百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

## ( )オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

(2020年3月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 豪ドル	投資比率 (%)
コマーシャル・ペーパー	ドイツ	1,014,013,945	40.41
	フランス	849,266,793	33.84
	オランダ	24,972,333	1.00
債券	オーストラリア	161,043,393	6.42
	ドイツ	81,521,453	3.25
	アメリカ合衆国	23,864,266	0.95
中期債券	スイス	66,394,595	2.65
	ドイツ	16,141,599	0.64
その他の資産(負債控除後)		272,119,968	10.84
合計 (純資産総額)		2,509,338,345 (約165,842百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

## ( )カナダ・ドル・ポートフォリオ

(2020年3月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 カナダ・ドル	投資比率 (%)
債券	カナダ	50,911,226	81.32
その他の資産(負債控除後)		11,697,236	18.68
合計 (純資産総額)		62,608,462 (約4,796百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

## ( )ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

(2020年3月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 ニュージーランド・ドル	投資比率 (%)
コマーシャル・ペーパー	ドイツ	279,604,347	36.24
	フランス	209,796,568	27.20
	オランダ	49,985,654	6.48
中期債券	ドイツ	62,014,595	8.04
	アメリカ合衆国	20,859,175	2.70
債券	ニュージーランド	16,018,671	2.08
その他の資産(負債控除後)		133,157,045	17.26
合計 (純資産総額)		771,436,055 (約49,958百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

## (2) 【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

( )USドル・ポートフォリオ

(2020年3月末日現在)

	銘柄	種類	利率 (%)	償還日	数量 (額面)	米ドル		投資 比率 (%)
						簿価	時価	
1.	MUNICIPALITY FINANCE PLC CP 09APR20	コマーシャル・ ペーパー	-	2020年4月9日	125,000,000	124,458,880	124,946,483	5.67
2.	NEDERLANDSE WATERSHAPS BK CP 08APR20	コマーシャル・ ペーパー	-	2020年4月8日	100,000,000	99,571,490	99,962,329	4.54
3.	LANDESKREDITBANK BAD WU CP 15APR20	コマーシャル・ ペーパー	-	2020年4月15日	100,000,000	99,567,104	99,928,644	4.54
4.	LANDWIRTSCHAFT RENTBK CP 20APR20	コマーシャル・ ペーパー	-	2020年4月20日	100,000,000	99,729,069	99,909,690	4.54
5.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 21APR20	コマーシャル・ ペーパー	-	2020年4月21日	100,000,000	99,570,613	99,900,911	4.54
6.	NEDERLANDSE WATERSHAPS BK CP 16JUN20	コマーシャル・ ペーパー	-	2020年6月16日	100,000,000	99,797,220	99,830,282	4.53
7.	LANDESKREDITBANK BAD WU CP 19JUN20	コマーシャル・ ペーパー	-	2020年6月19日	100,000,000	99,679,034	99,720,899	4.53
8.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 21APR20	コマーシャル・ ペーパー	-	2020年4月21日	85,000,000	84,783,707	84,918,890	3.86
9.	NEDERLANDSE WATERSHAPS BK CP 09JUN20	コマーシャル・ ペーパー	-	2020年6月9日	80,000,000	79,792,009	79,841,746	3.62
10.	CAISSE DEPOTS CONSIGN CP 14APR20	コマーシャル・ ペーパー	-	2020年4月14日	75,000,000	74,790,897	74,952,009	3.40
11.	FMS WERTMANAGEMENT CP 28APR20	コマーシャル・ ペーパー	-	2020年4月28日	75,000,000	74,681,907	74,902,125	3.40
12.	LANDESKREDITBANK BAD WU CP 30APR20	コマーシャル・ ペーパー	-	2020年4月30日	75,000,000	74,675,576	74,894,210	3.40
13.	LANDWIRTSCHAFT RENTBK CP 09APR20	コマーシャル・ ペーパー	-	2020年4月9日	74,500,000	74,431,771	74,479,531	3.38
14.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 06APR20	コマーシャル・ ペーパー	-	2020年4月6日	70,000,000	69,801,889	69,980,514	3.18
15.	LANDESKREDITBANK BAD WU CP 20MAY20	コマーシャル・ ペーパー	-	2020年5月20日	60,000,000	59,775,361	59,864,675	2.72
16.	BELGIUM KINGDOM OF CP 16APR20	コマーシャル・ ペーパー	-	2020年4月16日	52,000,000	51,896,208	51,963,096	2.36
17.	CAISSE DEPOTS CONSIGN CP 24APR20	コマーシャル・ ペーパー	-	2020年4月24日	50,000,000	49,786,058	49,943,576	2.27
18.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 23APR20	コマーシャル・ ペーパー	-	2020年4月23日	50,000,000	49,919,401	49,940,201	2.27
19.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 16JUN20	コマーシャル・ ペーパー	-	2020年6月16日	50,000,000	49,883,356	49,902,374	2.27
20.	LANDESKREDITBANK BAD WU CP 15MAY20	コマーシャル・ ペーパー	-	2020年5月15日	48,000,000	47,842,651	47,904,315	2.17
21.	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 30APR20	コマーシャル・ ペーパー	-	2020年4月30日	43,500,000	43,315,907	43,438,636	1.97
22.	EUROFIMA CP 09APR20	コマーシャル・ ペーパー	-	2020年4月9日	30,000,000	29,972,525	29,991,758	1.36
23.	FMS WERTMANAGEMENT CP 18MAY20	コマーシャル・ ペーパー	-	2020年5月18日	25,000,000	24,905,828	24,945,539	1.13

## ( )オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

(2020年3月末日現在)

	銘柄	種類	利率 (%)	償還日	数量 (額面)	豪ドル		投資 比率 (%)
						簿価	時価	
1.	FMS WERTMANAGEMENT CP 18MAY20	コマーシャル・ ペーパー	-	2020年5月18日	150,000,000	149,605,208	149,800,526	5.97
2.	FMS WERTMANAGEMENT CP 22MAY20	コマーシャル・ ペーパー	-	2020年5月22日	150,000,000	149,598,867	149,787,154	5.97
3.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 20APR20	コマーシャル・ ペーパー	-	2020年4月20日	140,000,000	139,762,908	139,923,519	5.58
4.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 22APR20	コマーシャル・ ペーパー	-	2020年4月22日	120,000,000	119,808,157	119,930,811	4.78
5.	AUSTRALIA T-BILL 0 24APR20 SER2404	債券	-	2020年4月24日	110,000,000	109,974,691	109,978,307	4.38
6.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 14MAY20	コマーシャル・ ペーパー	-	2020年5月14日	110,000,000	109,712,811	109,865,571	4.38
7.	FMS WERTMANAGEMENT CP 28MAY20	コマーシャル・ ペーパー	-	2020年5月28日	110,000,000	109,758,531	109,844,387	4.38
8.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 06APR20	コマーシャル・ ペーパー	-	2020年4月6日	100,000,000	99,936,485	99,988,091	3.98
9.	FMS WERTMANAGEMENT CP 08APR20	コマーシャル・ ペーパー	-	2020年4月8日	100,000,000	99,764,210	99,979,271	3.98
10.	FMS WERTMANAGEMENT CP 23APR20	コマーシャル・ ペーパー	-	2020年4月23日	100,000,000	99,801,962	99,949,947	3.98
11.	FMS WERTMANAGEMENT CP 21APR20	コマーシャル・ ペーパー	-	2020年4月21日	90,000,000	89,795,267	89,955,215	3.58
12.	KFW 2.75 16APR20 SER MTN	債券	2.75	2020年4月16日	81,457,000	81,858,192	81,521,453	3.25
13.	LANDWIRTSCHAFT RENTBK CP 28APR20	コマーシャル・ ペーパー	-	2020年4月28日	75,000,000	74,886,505	74,948,744	2.99
14.	CAISSE DEPOTS CONSIGN ECP 24APR20	コマーシャル・ ペーパー	-	2020年4月24日	70,000,000	69,858,730	69,962,742	2.79
15.	LANDESKREDITBANK BAD WU CP 13MAY20	コマーシャル・ ペーパー	-	2020年5月13日	70,000,000	69,822,186	69,920,354	2.79
16.	EUROFIMA 5.5 30JUN20 SER MTN	中期債券	5.50	2020年6月30日	65,665,000	66,819,524	66,394,595	2.65
17.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 24APR20	コマーシャル・ ペーパー	-	2020年4月24日	65,000,000	64,938,309	64,950,647	2.59
18.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 27MAY20	コマーシャル・ ペーパー	-	2020年5月27日	60,000,000	59,863,810	59,913,746	2.39
19.	FMS WERTMANAGEMENT CP 09APR20	コマーシャル・ ペーパー	-	2020年4月9日	50,000,000	49,887,766	49,988,900	1.99
20.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 21APR20	コマーシャル・ ペーパー	-	2020年4月21日	50,000,000	49,895,191	49,975,813	1.99
21.	FMS WERTMANAGEMENT CP 02JUN20	コマーシャル・ ペーパー	-	2020年6月2日	50,000,000	49,889,080	49,924,044	1.99
22.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 12JUN20	コマーシャル・ ペーパー	-	2020年6月12日	50,000,000	49,870,006	49,896,852	1.99
23.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 16JUN20	コマーシャル・ ペーパー	-	2020年6月16日	50,000,000	49,856,662	49,880,032	1.99
24.	AUSTRALIAN GVT 4.5 15APR20 SER 126	債券	4.50	2020年4月15日	40,000,000	40,089,981	40,071,037	1.60
25.	LANDESKREDITBANK BAD WU CP 20MAY20	コマーシャル・ ペーパー	-	2020年5月20日	40,000,000	39,905,225	39,947,347	1.59
26.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 22APR20	コマーシャル・ ペーパー	-	2020年4月22日	35,000,000	34,939,773	34,978,968	1.39
27.	LANDESKREDITBANK BAD WU CP 12MAY20	コマーシャル・ ペーパー	-	2020年5月12日	30,000,000	29,924,702	29,968,055	1.19
28.	NEDERLANDSE WATERSHAPS BK CP 09JUN20	コマーシャル・ ペーパー	-	2020年6月9日	25,000,000	24,962,452	24,972,333	1.00
29.	INTL FINANCE CORP 5.75 28JUL20	債券	5.75	2020年7月28日	23,500,000	24,093,845	23,864,266	0.95
30.	KREDIT FUR WIED 2.4 02JUL20 MTN	中期債券	2.40	2020年7月2日	16,083,000	16,188,856	16,141,599	0.64

## ( )カナダ・ドル・ポートフォリオ

(2020年3月末日現在)

	銘柄	種類	利率 (%)	償還日	数量 (額面)	カナダ・ドル		投資 比率 (%)
						簿価	時価	
1.	CANADA T-BILL 0.00 14MAY20	債券	-	2020年5月14日	9,955,000	9,916,450	9,935,441	15.87
2.	CANADA T-BILL 0.00 02APR20	債券	-	2020年4月2日	9,805,000	9,762,054	9,804,115	15.66
3.	CANADA T-BILL 0.00 25JUN20	債券	-	2020年6月25日	8,255,000	8,247,653	8,248,553	13.17
4.	CANADA T-BILL 0.00 16APR20	債券	-	2020年4月16日	8,115,000	8,079,213	8,109,157	12.95
5.	CANADA T-BILL 0.00 28MAY20	債券	-	2020年5月28日	8,025,000	7,989,851	8,004,197	12.78
6.	CANADA T-BILL 0.00 11JUN20	債券	-	2020年6月11日	4,615,000	4,598,340	4,602,760	7.35
7.	CANADA T-BILL 0.00 30APR20	債券	-	2020年4月30日	2,210,000	2,200,210	2,207,003	3.53

## ( )ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

(2020年3月末日現在)

	銘柄	種類	利率 (%)	償還日	数量 (額面)	ニュージーランド・ドル		投資 比率 (%)
						簿価	時価	
1.	KFW 3.75 29MAY20 MTN	中期債券	3.75	2020年5月29日	61,770,000	62,274,979	62,014,595	8.04
2.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 22APR20	コマーシャル・ ペーパー	-	2020年4月22日	55,000,000	54,839,199	54,961,125	7.12
3.	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 13MAY20	コマーシャル・ ペーパー	-	2020年5月13日	55,000,000	54,836,241	54,924,283	7.12
4.	LANDESKREDITBANK BAD WU CP 12JUN20	コマーシャル・ ペーパー	-	2020年6月12日	55,000,000	54,794,157	54,836,668	7.11
5.	NEDERLANDSE WATERSHAPS BK CP 09APR20	コマーシャル・ ペーパー	-	2020年4月9日	50,000,000	49,854,948	49,985,654	6.48
6.	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 21APR20	コマーシャル・ ペーパー	-	2020年4月21日	50,000,000	49,899,370	49,964,779	6.48
7.	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 13MAY20	コマーシャル・ ペーパー	-	2020年5月13日	45,000,000	44,859,917	44,937,255	5.83
8.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 01APR20	コマーシャル・ ペーパー	-	2020年4月1日	40,000,000	39,984,761	39,997,823	5.18
9.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 20APR20	コマーシャル・ ペーパー	-	2020年4月20日	40,000,000	39,913,491	39,972,094	5.18
10.	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 30APR20	コマーシャル・ ペーパー	-	2020年4月30日	40,000,000	39,880,248	39,960,951	5.18
11.	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 28APR20	コマーシャル・ ペーパー	-	2020年4月28日	35,000,000	34,979,712	34,980,411	4.53
12.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 15MAY20	コマーシャル・ ペーパー	-	2020年5月15日	30,000,000	29,906,260	29,953,645	3.88
13.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 05JUN20	コマーシャル・ ペーパー	-	2020年6月5日	25,000,000	24,931,952	24,951,183	3.23
14.	INTL FINANCE CORP 3.625 20MAY20	中期債券	3.63	2020年5月20日	20,793,000	20,942,556	20,859,175	2.70
15.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 27MAY20	コマーシャル・ ペーパー	-	2020年5月27日	20,000,000	19,937,943	19,960,697	2.59
16.	NEW ZEALAND GOV OF 3 15APR20 0420	債券	3.00	2020年4月15日	16,000,000	16,023,650	16,018,671	2.08

**【投資不動産物件】**

該当事項なし(2020年3月末日現在)

**【その他投資資産の主要なもの】**

該当事項なし(2020年3月末日現在)

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

( )USドル・ポートフォリオ

直近10会計年度の各会計年度末ならびに2020年3月末日および同年前1年以内における各月末の純資産の推移は次のとおりである。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	千米ドル	百万円	米セント	円
第19会計年度末 (2010年12月31日)	1,926,354	209,645	1	1
第20会計年度末 (2011年12月31日)	2,293,075	249,555	1	1
第21会計年度末 (2012年12月31日)	2,418,414	263,196	1	1
第22会計年度末 (2013年12月31日)	2,409,187	262,192	1	1
第23会計年度末 (2014年12月31日)	2,351,160	255,877	1	1
第24会計年度末 (2015年12月31日)	1,903,792	207,190	1	1
第25会計年度末 (2016年12月31日)	1,783,180	194,063	1	1
第26会計年度末 (2017年12月末日)	1,987,597	216,310	1	1
第27会計年度末 (2018年12月末日)	1,861,050	202,538	1	1
第28会計年度末 (2019年12月末日)	2,116,047	230,289	1	1
2019年4月末日	1,922,215	209,195	1	1
5月末日	1,971,084	214,513	1	1
6月末日	2,009,243	218,666	1	1
7月末日	2,024,994	220,380	1	1
8月末日	2,092,046	227,677	1	1
9月末日	2,128,059	231,597	1	1
10月末日	2,133,019	232,136	1	1
11月末日	2,163,244	235,426	1	1
12月末日	2,116,047	230,289	1	1
2020年1月末日	2,221,377	241,752	1	1
2月末日	2,239,389	243,713	1	1
3月末日	2,202,591	239,708	1	1

(注) 上記純資産総額は約定日ベースの数値であり、財務書類中の数値は受渡日ベースのものであるため、両数値が相違する場合がある。

## ( )オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

直近10会計年度の各会計年度末ならびに2020年3月末日および同年前1年以内における各月末の純資産の推移は次のとおりである。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	千豪ドル	百万円	豪セント	円
第19会計年度末 (2010年12月31日)	1,692,184	111,836	1	1
第20会計年度末 (2011年12月31日)	2,041,111	134,897	1	1
第21会計年度末 (2012年12月31日)	1,998,744	132,097	1	1
第22会計年度末 (2013年12月31日)	2,101,510	138,889	1	1
第23会計年度末 (2014年12月31日)	2,123,097	140,315	1	1
第24会計年度末 (2015年12月31日)	1,780,749	117,690	1	1
第25会計年度末 (2016年12月31日)	1,754,231	115,937	1	1
第26会計年度末 (2017年12月末日)	1,727,303	114,157	1	1
第27会計年度末 (2018年12月末日)	2,028,815	134,084	1	1
第28会計年度末 (2019年12月末日)	2,383,398	157,519	1	1
2019年4月末日	2,107,370	139,276	1	1
5月末日	2,147,072	141,900	1	1
6月末日	2,192,876	144,927	1	1
7月末日	2,254,274	148,985	1	1
8月末日	2,314,685	152,978	1	1
9月末日	2,372,077	156,771	1	1
10月末日	2,409,734	159,259	1	1
11月末日	2,373,234	156,847	1	1
12月末日	2,383,398	157,519	1	1
2020年1月末日	2,388,872	157,881	1	1
2月末日	2,411,402	159,370	1	1
3月末日	2,509,338	165,842	1	1

(注) 上記純資産総額は約定日ベースの数値であり、財務書類中の数値は受渡日ベースのものであるため、両数値が相違する場合がある。

## ( )カナダ・ドル・ポートフォリオ

直近10会計年度の各会計年度末ならびに2020年3月末日および同年前1年以内における各月末の純資産の推移は次のとおりである。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	千加ドル	百万円	加セント	円
第19会計年度末 (2010年12月31日)	35,132	2,691	1	1
第20会計年度末 (2011年12月31日)	47,272	3,621	1	1
第21会計年度末 (2012年12月31日)	66,490	5,093	1	1
第22会計年度末 (2013年12月31日)	71,369	5,467	1	1
第23会計年度末 (2014年12月31日)	67,674	5,184	1	1
第24会計年度末 (2015年12月31日)	74,700	5,722	1	1
第25会計年度末 (2016年12月31日)	66,621	5,103	1	1
第26会計年度末 (2017年12月末日)	61,181	4,686	1	1
第27会計年度末 (2018年12月末日)	60,419	4,628	1	1
第28会計年度末 (2019年12月末日)	61,640	4,722	1	1
2019年4月末日	62,211	4,765	1	1
5月末日	61,892	4,741	1	1
6月末日	61,855	4,738	1	1
7月末日	61,753	4,730	1	1
8月末日	62,048	4,753	1	1
9月末日	61,965	4,747	1	1
10月末日	62,019	4,751	1	1
11月末日	61,962	4,746	1	1
12月末日	61,640	4,722	1	1
2020年1月末日	61,497	4,711	1	1
2月末日	61,356	4,700	1	1
3月末日	62,608	4,796	1	1

(注1) カナダ・ドル・ポートフォリオは、2003年8月28日から運用を開始した。

(注2) 上記純資産総額は約定日ベースの数値であり、財務書類中の数値は受渡日ベースのものであるため、両数値が相違する場合がある。

## ( ) ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

直近10会計年度の各会計年度末ならびに2020年3月末日および同年前1年以内における各月末の純資産の推移は次のとおりである。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	千NZドル	百万円	NZセント	円
第19会計年度末 (2010年12月31日)	1,023,173	66,261	1	1
第20会計年度末 (2011年12月31日)	883,309	57,203	1	1
第21会計年度末 (2012年12月31日)	882,242	57,134	1	1
第22会計年度末 (2013年12月31日)	676,315	43,798	1	1
第23会計年度末 (2014年12月31日)	546,888	35,416	1	1
第24会計年度末 (2015年12月31日)	515,919	33,411	1	1
第25会計年度末 (2016年12月31日)	509,537	32,998	1	1
第26会計年度末 (2017年12月末日)	532,799	34,504	1	1
第27会計年度末 (2018年12月末日)	664,498	43,033	1	1
第28会計年度末 (2019年12月末日)	754,580	48,867	1	1
2019年4月末日	697,429	45,166	1	1
5月末日	727,807	47,133	1	1
6月末日	713,851	46,229	1	1
7月末日	784,069	50,776	1	1
8月末日	778,535	50,418	1	1
9月末日	765,414	49,568	1	1
10月末日	766,837	49,660	1	1
11月末日	749,603	48,544	1	1
12月末日	754,580	48,867	1	1
2020年1月末日	759,191	49,165	1	1
2月末日	779,258	50,465	1	1
3月末日	771,436	49,958	1	1

(注1) ニュージーランド・ドル・ポートフォリオは、2003年8月28日から運用を開始した。

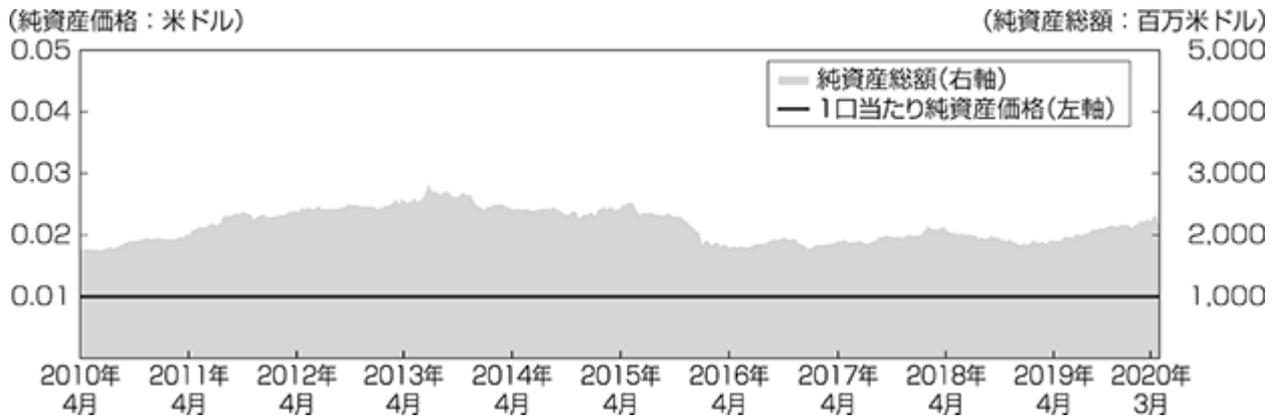
(注2) 上記純資産総額は約定日ベースの数値であり、財務書類中の数値は受渡日ベースのものであるため、両数値が相違する場合がある。

## 参考情報

## 純資産の推移

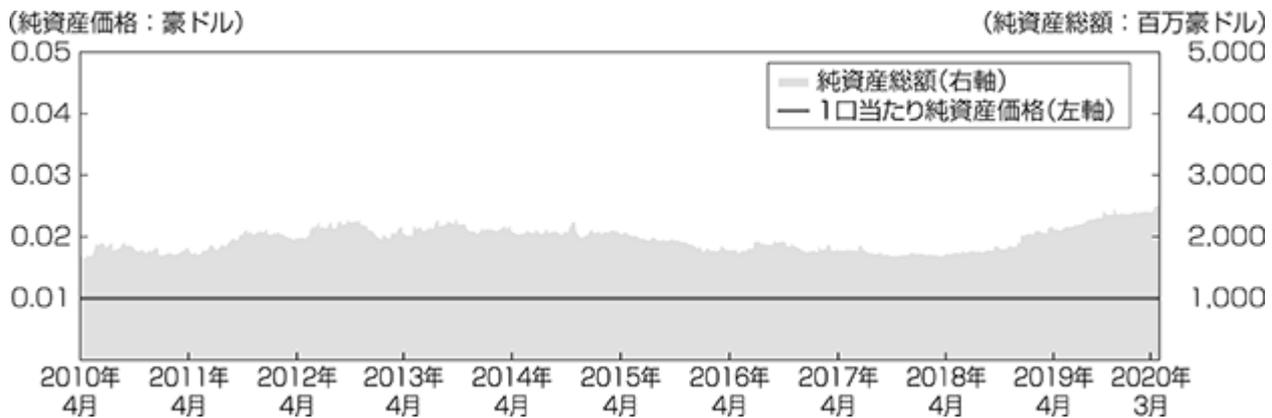
## USドル・ポートフォリオ

(2010年4月1日～2020年3月末日)



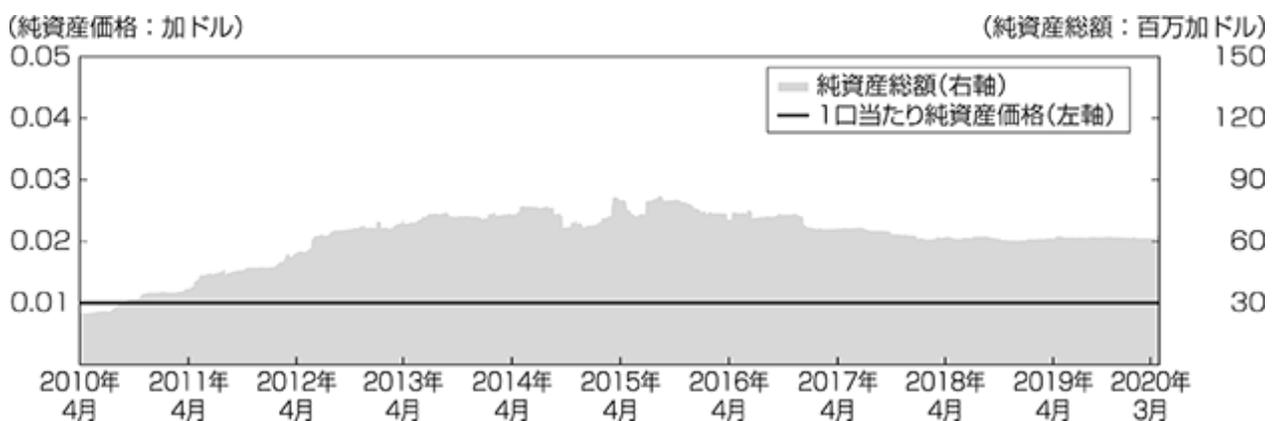
## オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

(2010年4月1日～2020年3月末日)



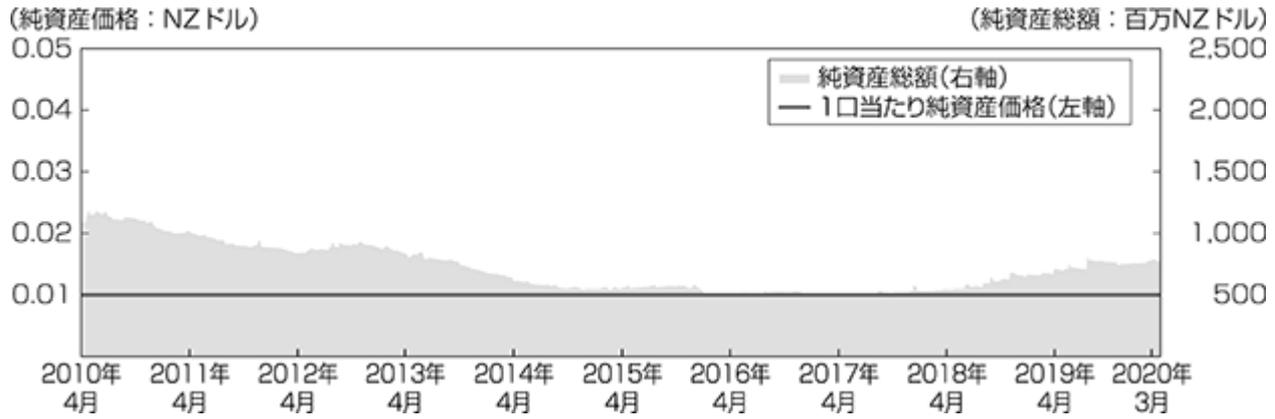
## カナダ・ドル・ポートフォリオ

(2010年4月1日～2020年3月末日)



## ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

(2010年4月1日～2020年3月末日)



あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を示唆または保証するものではありません。

## 【分配の推移】

## ( )USドル・ポートフォリオ

ファンド証券の1口当たり純資産価格を1米セントに維持するために必要な額の分配を日々宣言している。毎月の最終営業日に、当該最終営業日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は税引後再投資されている。

直近10会計年度における分配の推移は次のとおりである。

	分配金
第19会計年度 (自2010年1月1日 至2010年12月31日)	1口当たり 0.000019218米ドル(0.002091495円)
第20会計年度 (自2011年1月1日 至2011年12月31日)	1口当たり 0.000015195米ドル(0.001653672円)
第21会計年度 (自2012年1月1日 至2012年12月31日)	1口当たり 0.000018783米ドル(0.002044154円)
第22会計年度 (自2013年1月1日 至2013年12月31日)	1口当たり 0.000013045米ドル(0.001419687円)
第23会計年度 (自2014年1月1日 至2014年12月31日)	1口当たり 0.000011746米ドル(0.001278317円)
第24会計年度 (自2015年1月1日 至2015年12月31日)	1口当たり 0.000014768米ドル(0.001607201円)
第25会計年度 (自2016年1月1日 至2016年12月31日)	1口当たり 0.000042655米ドル(0.004642144円)
第26会計年度 (自2017年1月1日 至2017年12月31日)	1口当たり 0.000081882米ドル(0.008911218円)
第27会計年度 (自2018年1月1日 至2018年12月31日)	1口当たり 0.000137147米ドル(0.014925708円)
第28会計年度 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)	1口当たり 0.000160764米ドル(0.017495946円)

(注) 分配金の円貨換算については、外貨金額の端数桁数が表示上よりも大きいため、表示上の外貨に所定の為替レートを乗じても完全に一致しない場合がある。

## ( )オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

ファンド証券の1口当たり純資産価格を1豪セントに維持するために必要な額の分配を日々宣言している。毎月の最終営業日に、当該最終営業日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は税引後再投資されている。

直近10会計年度における分配の推移は次のとおりである。

	分配金
第19会計年度 (自2010年1月1日 至2010年12月31日)	1口当たり 0.000381641豪ドル(0.025222654円)
第20会計年度 (自2011年1月1日 至2011年12月31日)	1口当たり 0.000408556豪ドル(0.027001466円)
第21会計年度 (自2012年1月1日 至2012年12月31日)	1口当たり 0.000320303豪ドル(0.021168825円)
第22会計年度 (自2013年1月1日 至2013年12月31日)	1口当たり 0.000210483豪ドル(0.013910821円)
第23会計年度 (自2014年1月1日 至2014年12月31日)	1口当たり 0.000191462豪ドル(0.012653724円)
第24会計年度 (自2015年1月1日 至2015年12月31日)	1口当たり 0.000160393豪ドル(0.010600373円)
第25会計年度 (自2016年1月1日 至2016年12月31日)	1口当たり 0.000131732豪ドル(0.008706168円)
第26会計年度 (自2017年1月1日 至2017年12月31日)	1口当たり 0.000106568豪ドル(0.007043079円)
第27会計年度 (自2018年1月1日 至2018年12月31日)	1口当たり 0.000123091豪ドル(0.008135107円)
第28会計年度 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)	1口当たり 0.000093895豪ドル(0.006205543円)

(注) 分配金の円貨換算については、外貨金額の端数桁数が表示上よりも大きいため、表示上の外貨に所定の為替レートを乗じても完全に一致しない場合がある。

## ( )カナダ・ドル・ポートフォリオ

ファンド証券の1口当たり純資産価格を1加セントに維持するために必要な額の分配を日々宣言している。毎月の最終営業日に、当該最終営業日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は税引後再投資されている。

直近10会計年度における分配の推移は次のとおりである。

	分配金
第19会計年度 (自2010年1月1日 至2010年12月31日)	1口当たり 0.000032582加ドル(0.002495781円)
第20会計年度 (自2011年1月1日 至2011年12月31日)	1口当たり 0.000059697加ドル(0.004572790円)
第21会計年度 (自2012年1月1日 至2012年12月31日)	1口当たり 0.000063529加ドル(0.004866321円)
第22会計年度 (自2013年1月1日 至2013年12月31日)	1口当たり 0.000059027加ドル(0.004521468円)
第23会計年度 (自2014年1月1日 至2014年12月31日)	1口当たり 0.000056832加ドル(0.004353331円)
第24会計年度 (自2015年1月1日 至2015年12月31日)	1口当たり 0.000036065加ドル(0.002762579円)
第25会計年度 (自2016年1月1日 至2016年12月31日)	1口当たり 0.000029531加ドル(0.002262075円)
第26会計年度 (自2017年1月1日 至2017年12月31日)	1口当たり 0.000041543加ドル(0.003182194円)
第27会計年度 (自2018年1月1日 至2018年12月31日)	1口当たり 0.000085810加ドル(0.006573046円)
第28会計年度 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)	1口当たり 0.000083837加ドル(0.006421914円)

(注) 分配金の円貨換算については、外貨金額の端数桁数が表示上よりも大きいため、表示上の外貨に所定の為替レートを乗じても完全に一致しない場合がある。

## ( )ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

ファンド証券の1口当たり純資産価格を1NZセントに維持するために必要な額の分配を日々宣言している。毎月の最終営業日に、当該最終営業日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は税引後再投資されている。

直近10会計年度における分配の推移は次のとおりである。

	分配金
第19会計年度 (自2010年1月1日 至2010年12月31日)	1口当たり 0.000232511NZドル(0.015057412円)
第20会計年度 (自2011年1月1日 至2011年12月31日)	1口当たり 0.000215741NZドル(0.013971387円)
第21会計年度 (自2012年1月1日 至2012年12月31日)	1口当たり 0.000196768NZドル(0.012742696円)
第22会計年度 (自2013年1月1日 至2013年12月31日)	1口当たり 0.000192846NZドル(0.012488707円)
第23会計年度 (自2014年1月1日 至2014年12月31日)	1口当たり 0.000250260NZドル(0.016206838円)
第24会計年度 (自2015年1月1日 至2015年12月31日)	1口当たり 0.000258086NZドル(0.016713649円)
第25会計年度 (自2016年1月1日 至2016年12月31日)	1口当たり 0.000170253NZドル(0.011025584円)
第26会計年度 (自2017年1月1日 至2017年12月31日)	1口当たり 0.000130029NZドル(0.008420678円)
第27会計年度 (自2018年1月1日 至2018年12月31日)	1口当たり 0.000134008NZドル(0.008678358円)
第28会計年度 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)	1口当たり 0.000094577NZドル(0.006124807円)

(注) 分配金の円貨換算については、外貨金額の端数桁数が表示上よりも大きいため、表示上の外貨に所定の為替レートを乗じても完全に一致しない場合がある。

## 【収益率の推移】

( )USドル・ポートフォリオ

直近10会計年度における収益率の推移は次のとおりである。

	収益率(注)
第19会計年度 (自2010年1月1日 至2010年12月31日)	0.192%
第20会計年度 (自2011年1月1日 至2011年12月31日)	0.152%
第21会計年度 (自2012年1月1日 至2012年12月31日)	0.188%
第22会計年度 (自2013年1月1日 至2013年12月31日)	0.130%
第23会計年度 (自2014年1月1日 至2014年12月31日)	0.117%
第24会計年度 (自2015年1月1日 至2015年12月31日)	0.148%
第25会計年度 (自2016年1月1日 至2016年12月31日)	0.427%
第26会計年度 (自2017年1月1日 至2017年12月31日)	0.819%
第27会計年度 (自2018年1月1日 至2018年12月31日)	1.371%
第28会計年度 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)	1.608%

(注) 収益率(%) =  $100 \times (a-b) / b$ 

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格(分配付の額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配落の額)

## ( )オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

直近10会計年度における収益率の推移は次のとおりである。

	収益率(注)
第19会計年度 (自2010年1月1日 至2010年12月31日)	3.816%
第20会計年度 (自2011年1月1日 至2011年12月31日)	4.086%
第21会計年度 (自2012年1月1日 至2012年12月31日)	3.203%
第22会計年度 (自2013年1月1日 至2013年12月31日)	2.105%
第23会計年度 (自2014年1月1日 至2014年12月31日)	1.915%
第24会計年度 (自2015年1月1日 至2015年12月31日)	1.604%
第25会計年度 (自2016年1月1日 至2016年12月31日)	1.317%
第26会計年度 (自2017年1月1日 至2017年12月31日)	1.066%
第27会計年度 (自2018年1月1日 至2018年12月31日)	1.231%
第28会計年度 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)	0.939%

(注) 収益率(%) =  $100 \times (a-b) / b$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格(分配の額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配の額)

## ( )カナダ・ドル・ポートフォリオ

直近10会計年度における収益率の推移は次のとおりである。

	収益率(注)
第19会計年度 (自2010年1月1日 至2010年12月31日)	0.326%
第20会計年度 (自2011年1月1日 至2011年12月31日)	0.597%
第21会計年度 (自2012年1月1日 至2012年12月31日)	0.635%
第22会計年度 (自2013年1月1日 至2013年12月31日)	0.590%
第23会計年度 (自2014年1月1日 至2014年12月31日)	0.568%
第24会計年度 (自2015年1月1日 至2015年12月31日)	0.361%
第25会計年度 (自2016年1月1日 至2016年12月31日)	0.295%
第26会計年度 (自2017年1月1日 至2017年12月31日)	0.415%
第27会計年度 (自2018年1月1日 至2018年12月31日)	0.858%
第28会計年度 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)	0.838%

(注) 収益率(%) =  $100 \times (a-b) / b$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格(分配の額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配の額)

## ( )ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

直近10会計年度における収益率の推移は次のとおりである。

	収益率(注)
第19会計年度 (自2010年1月1日 至2010年12月31日)	2.325%
第20会計年度 (自2011年1月1日 至2011年12月31日)	2.157%
第21会計年度 (自2012年1月1日 至2012年12月31日)	1.968%
第22会計年度 (自2013年1月1日 至2013年12月31日)	1.928%
第23会計年度 (自2014年1月1日 至2014年12月31日)	2.503%
第24会計年度 (自2015年1月1日 至2015年12月31日)	2.581%
第25会計年度 (自2016年1月1日 至2016年12月31日)	1.703%
第26会計年度 (自2017年1月1日 至2017年12月31日)	1.300%
第27会計年度 (自2018年1月1日 至2018年12月31日)	1.340%
第28会計年度 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)	0.946%

(注) 収益率(%) =  $100 \times (a-b) / b$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格(分配の額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配の額)

## (4) 【販売及び買戻しの実績】

## ( )USドル・ポートフォリオ

直近10会計年度における販売および買戻しの実績ならびに当該年度末現在の発行済口数は次のとおりである。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第19会計年度 (自2010年1月1日 至2010年12月31日)	166,154,812,442 (166,154,812,442)	149,517,634,949 (149,517,634,949)	195,451,891,959 (195,450,114,122)
第20会計年度 (自2011年1月1日 至2011年12月31日)	241,679,273,130 (241,673,819,748)	207,783,666,590 (207,783,666,590)	229,347,498,499 (229,340,267,280)
第21会計年度 (自2012年1月1日 至2012年12月31日)	227,252,034,468 (227,245,465,443)	214,152,705,958 (214,152,705,958)	242,446,827,009 (242,433,026,765)
第22会計年度 (自2013年1月1日 至2013年12月31日)	328,970,633,339 (328,970,629,019)	327,241,850,320 (327,229,823,593)	244,175,610,028 (244,173,832,191)
第23会計年度 (自2014年1月1日 至2014年12月31日)	224,472,462,699 (224,472,462,699)	234,358,231,804 (234,358,231,804)	234,289,840,923 (234,288,063,086)
第24会計年度 (自2015年1月1日 至2015年12月31日)	326,937,998,562 (326,937,998,562)	376,462,131,406 (376,462,131,406)	184,765,708,079 (184,763,930,242)
第25会計年度 (自2016年1月1日 至2016年12月31日)	176,143,178,918 (176,143,178,918)	181,450,704,756 (181,450,704,756)	179,458,182,241 (179,456,404,404)
第26会計年度 (自2017年1月1日 至2017年12月31日)	208,622,560,105 (208,622,560,105)	188,453,074,548 (188,453,074,548)	199,627,667,798 (199,625,889,961)
第27会計年度 (自2018年1月1日 至2018年12月31日)	240,313,031,258 (240,313,031,258)	255,621,185,459 (255,621,185,459)	184,319,513,597 (184,317,735,760)
第28会計年度 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)	237,519,440,075 (237,519,440,075)	208,710,046,083 (208,710,046,083)	213,128,907,589 (213,127,129,752)

(注1) ( )の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数である。

(注2) 上記口数は約定日ベースの数値であり、財務書類中の数値は受渡日ベースのものであるため、両数値が相違する場合がある。

## ( )オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

直近10会計年度における販売および買戻しの実績ならびに当該年度末現在の発行済口数は次のとおりである。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第19会計年度 (自2010年1月1日 至2010年12月31日)	286,260,357,229 (286,260,357,229)	292,564,635,997 (292,564,635,997)	171,001,266,959 (171,001,266,959)
第20会計年度 (自2011年1月1日 至2011年12月31日)	267,348,417,325 (267,341,753,503)	234,768,060,457 (234,768,060,457)	203,581,623,827 (203,574,960,005)
第21会計年度 (自2012年1月1日 至2012年12月31日)	283,342,791,484 (283,342,576,183)	286,955,374,699 (286,955,374,699)	199,969,040,612 (199,962,161,489)
第22会計年度 (自2013年1月1日 至2013年12月31日)	309,442,841,033 (309,442,801,259)	296,966,513,358 (296,959,594,461)	212,445,368,287 (212,445,368,287)
第23会計年度 (自2014年1月1日 至2014年12月31日)	246,146,233,374 (246,146,233,374)	251,307,968,825 (251,307,968,825)	207,283,632,836 (207,283,632,836)
第24会計年度 (自2015年1月1日 至2015年12月31日)	171,072,684,948 (171,072,684,948)	202,901,183,455 (202,901,183,455)	175,455,134,329 (175,455,134,329)
第25会計年度 (自2016年1月1日 至2016年12月31日)	153,942,803,281 (153,942,803,281)	153,163,320,788 (153,163,320,788)	176,234,616,822 (176,234,616,822)
第26会計年度 (自2017年1月1日 至2017年12月31日)	122,107,124,025 (122,107,124,025)	125,925,324,741 (125,925,324,741)	172,416,416,106 (172,416,416,106)
第27会計年度 (自2018年1月1日 至2018年12月31日)	138,646,386,320 (138,646,386,320)	107,225,730,930 (107,225,730,930)	203,837,071,496 (203,837,071,496)
第28会計年度 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)	167,372,990,430 (167,372,990,430)	131,231,601,729 (131,231,601,729)	239,978,460,197 (239,978,460,197)

(注1) ( )の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数である。

(注2) 上記口数は約定日ベースの数値であり、財務書類中の数値は受渡日ベースのものであるため、両数値が相違する場合がある。

## ( )カナダ・ドル・ポートフォリオ

直近10会計年度における販売および買戻しの実績ならびに当該年度末現在の発行済口数は次のとおりである。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第19会計年度 (自2010年1月1日 至2010年12月31日)	2,439,355,495 (2,439,355,495)	1,614,000,396 (1,614,000,396)	3,530,214,299 (3,530,214,299)
第20会計年度 (自2011年1月1日 至2011年12月31日)	2,733,729,077 (2,733,729,077)	1,533,608,974 (1,533,608,974)	4,730,334,402 (4,730,334,402)
第21会計年度 (自2012年1月1日 至2012年12月31日)	4,061,379,057 (4,061,379,057)	1,833,493,528 (1,833,493,528)	6,958,219,931 (6,958,219,931)
第22会計年度 (自2013年1月1日 至2013年12月31日)	3,227,899,403 (3,227,899,403)	3,034,255,326 (3,034,255,326)	7,151,864,008 (7,151,864,008)
第23会計年度 (自2014年1月1日 至2014年12月31日)	2,853,630,442 (2,853,630,442)	3,227,195,656 (3,227,195,656)	6,778,298,794 (6,778,298,794)
第24会計年度 (自2015年1月1日 至2015年12月31日)	4,511,771,126 (4,511,771,126)	3,912,213,095 (3,912,213,095)	7,377,856,825 (7,377,856,825)
第25会計年度 (自2016年1月1日 至2016年12月31日)	2,095,030,082 (2,095,030,082)	2,801,498,177 (2,801,498,177)	6,671,388,730 (6,671,388,730)
第26会計年度 (自2017年1月1日 至2017年12月31日)	757,374,489 (757,374,489)	1,267,910,152 (1,267,910,152)	6,160,853,067 (6,160,853,067)
第27会計年度 (自2018年1月1日 至2018年12月31日)	866,743,445 (866,743,445)	964,264,461 (964,264,461)	6,063,332,051 (6,063,332,051)
第28会計年度 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)	766,174,056 (766,174,056)	628,733,444 (628,733,444)	6,200,772,663 (6,200,772,663)

(注1) ( )の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数である。

(注2) 上記口数は約定日ベースの数値であり、財務書類中の数値は受渡日ベースのものであるため、両数値が相違する場合がある。

## ( )ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

直近10会計年度における販売および買戻しの実績ならびに当該年度末現在の発行済口数は次のとおりである。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第19会計年度 (自2010年1月1日 至2010年12月31日)	88,520,160,844 (88,520,160,844)	97,676,462,598 (97,676,462,598)	102,337,098,601 (102,337,098,601)
第20会計年度 (自2011年1月1日 至2011年12月31日)	32,952,360,664 (32,952,360,664)	46,856,878,835 (46,856,878,835)	88,432,580,430 (88,432,580,430)
第21会計年度 (自2012年1月1日 至2012年12月31日)	59,959,709,789 (59,959,709,789)	60,440,778,680 (60,440,778,680)	87,951,511,539 (87,951,511,539)
第22会計年度 (自2013年1月1日 至2013年12月31日)	36,285,132,398 (36,285,132,398)	56,731,892,978 (56,731,892,978)	67,504,750,959 (67,504,750,959)
第23会計年度 (自2014年1月1日 至2014年12月31日)	28,685,074,057 (28,685,074,057)	41,066,002,792 (41,066,002,792)	55,123,822,224 (55,123,822,224)
第24会計年度 (自2015年1月1日 至2015年12月31日)	39,501,187,103 (39,501,187,103)	44,730,899,690 (44,730,899,690)	49,894,109,637 (49,894,109,637)
第25会計年度 (自2016年1月1日 至2016年12月31日)	20,809,321,719 (20,809,321,719)	19,814,704,877 (19,814,704,877)	50,888,726,479 (50,888,726,479)
第26会計年度 (自2017年1月1日 至2017年12月31日)	26,188,876,530 (26,188,876,530)	23,931,323,376 (23,931,323,376)	53,146,279,633 (53,146,279,633)
第27会計年度 (自2018年1月1日 至2018年12月31日)	42,347,898,952 (42,347,898,952)	29,141,720,794 (29,141,720,794)	66,352,457,791 (66,352,457,791)
第28会計年度 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)	48,419,802,860 (48,419,802,860)	39,215,943,408 (39,215,943,408)	75,556,317,243 (75,556,317,243)

(注1) ( )の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数である。

(注2) 上記口数は約定日ベースの数値であり、財務書類中の数値は受渡日ベースのものであるため、両数値が相違する場合がある。

## 第2 【管理及び運営】

### 1 【申込（販売）手続等】

#### (a) 海外における申込手続等

各ファンド証券は、保管受託銀行への買付代金の支払い後管理会社により発行される。券面または確認書は、管理会社またはその代理人が保管受託銀行の買付代金の受領後に交付する。

通常、ファンド証券の申込は、関連ファンドのコンスタントNAVに相当する価格で行われる。

コンスタントNAVおよびインディカティブ変動NAVは共に後記「4 資産管理等の概要、(1) 資産の評価、純資産価格の計算」の項に従い計算される。

各ファンド証券は管理会社が関連毎営業日に発行することができるが、管理会社は、後記「第4 外国投資信託受益証券事務の概要、(3) 譲渡制限」に記載されるようにその裁量により暫定的にその発行を中止することができる。

管理会社は記名式券面のみを発行し、端数受益証券は発行されない。

券面には管理会社および保管受託銀行の署名が付される。両署名はファクシミリによることができる。受益者が券面を要求しない場合、受益者は、ファンド証券につき券面の発行を希望しないものと見做し、受益者である旨の確認書を代わりに発行する。

買付の最低口数は1,000口で1口単位である。管理会社は、その裁量により、より小さい単位による買付けを受理することができる。

ファンド証券1口当たりの発行価格は通常的环境下において、ファンド証券の買付注文が管理会社により受領された営業日(ただし、かかる買付注文は、当該日のルクセンブルグ時間午後2時前に受領されることを要する。)の翌営業日に適用される当該ファンドのファンド証券1口当たりコンスタントNAVである。

USドル・ポートフォリオの受益証券の純資産価格は米ドルで、オーストラリア・ドル・ポートフォリオの純資産価格は豪ドルで、カナダ・ドル・ポートフォリオの純資産価格は加ドルで、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの純資産価格はNZドルで表示される。

ファンド証券の購入申込みは、日本国外に居住する外国口座税務コンプライアンス法(以下「FATCA」という。)を遵守する外国金融機関である(ファンド証券の名義人となる)販売会社を通じて、ルクセンブルグ時間午後2時前までに受領された場合、管理会社の事務所において、当日受諾される。ルクセンブルグ時間午後2時後に受領された買付注文は、翌営業日に受領されたものと見做される。

管理会社は買付注文の全体または一部を、理由の如何を問わず受け付けまたは拒否する権利を有する。

分配方針により、管理会社は、合理的に可能な範囲で、1口当たりコンスタントNAVをUSドル・ポートフォリオについては1米セントに、オーストラリア・ドル・ポートフォリオについては1豪セントに、カナダ・ドル・ポートフォリオについては1加セントに、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオについては1NZセントに維持するよう尽力する。販売手数料は課せられない。

買付代金の支払いは、米ドル、豪ドル、加ドルまたはNZドルで銀行送金の方法により、買付注文が受領された翌営業日に保管受託銀行に対して行うものとする。

券面または確認書は、管理会社の事務所において、買付人またはその取扱銀行に、買付日および買付代金支払からルクセンブルグの7銀行営業日以内に入手可能となる。

管理会社は、マーケット・タイミングおよびレイト・トレーディング(CSSF告示04/146に定義される。)に関連する取引を許容せず、かかる取引を行っている場合管理会社が疑う投資者からの請求を拒絶する権利を、また、適切な場合、トラストの他の投資者を保護するための必要な措置を講ずる権利を留保する。受益証券の申込み、買戻しおよび転換は、純資産価格判明前に取扱われる。

#### 身元確認および反マネー・ローンダリングの手続

適用あるルクセンブルグの法律および規則ならびにEUの指令および規則(一般に「法」という。)、ならびにCSSFにより発行された告示により、マネー・ローンダリングおよびテロ活動のための資金供与を目的とする投資信託の利用を防止するため、専門義務が概説された。その結果、金融専門家は、法および金融活動作業部会(FATF)が定める指針に従い投資者の身元を確認する義務を負う。ファンドの投資者になるようとする者および受益証券の譲受人は、これらの規則および規制を遵守するため書面による証拠を提出するよう求められ、また既存の受益者も、上記の書面による証拠を提出するよう求められることがある。管理会社は、受益証券の発行または受益証券の譲渡および登録の承認を留保する権利を有する。同様に、受益証券は、これらの要件が完全に遵守されないかぎり買戻されず。かかる場合、管理会社は、費用または補償につき責任を負わない。

#### (b) 日本における申込手続等

日本においては、本書「証券情報(7)申込期間」に記載される期間中、トラスト営業日に本書「証券情報」に従ってファンド証券の募集が行われる。その場合、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」その他の約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出し、販売取扱会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結する。販売の単位は、1,000口以上1口単位である。ただし、有価証券、その他販売会社において取り扱う証券、権利または商品の利金、償還金、売却代金または解約代金等のうち販売会社において米ドル建、豪ドル建、加ドル建またはNZドル建で支払われるものによりファンド証券を取得する場合は、1口以上1口単位とする。また、販売会社が別の契約書で定める場合は、当該契約書に従うものとする。また、場合により、申込日に、販売会社が定める円金額相当額以上について、販売会社が決定する為替相場に基づいて定める口数以上1口単位とする。ただし、販売会社はこれと異なる申込単位を定めることができる。具体的な申込単位については、本書「証券情報(8)申込取扱場所」に記載される各販売会社に照会のこと。

受益証券は、FATCAを遵守する外国金融機関である(ファンド証券の登録名義人となる)販売会社によってのみ販売される。

投資者は以下に留意するものとする。

- マネー・マーケット・ファンドは保証された投資対象ではないこと
- マネー・マーケット・ファンドに投資された元本は変動するものであり、ファンドは銀行商品とみなされるべきではないことから、ファンドへの投資は預金とは異なること
- ファンドは、管理会社、投資運用会社またはファンドの流動性の保証または1口当たり純資産価格(以下に定義される。)の安定のための外部支援に依拠しないこと
- 元本を失うリスクは、受益者が負うこと

ファンド証券1口当たりの販売価格は、コンスタントNAV(通常は1口当たりUSドル・ポートフォリオは1米セント、オーストラリア・ドル・ポートフォリオは1豪セント、カナダ・ドル・ポートフォリオは1加セント、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオは1NZセント)である。買付注文がなされた営業日の翌営業日に「外国証券取引口座約款」および累積投資約款に基づき受渡しを行う。

買付代金の支払は、円貨で支払う場合は、米ドル、豪ドル、加ドルまたはNZドルとの換算は約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとする。また、販売取扱会社が応じ得る範囲で販売取扱会社の米ドル、豪ドル、加ドルまたはNZドル預金口座への振込み等により米ドル、豪ドル、加ドルまたはNZドルで支払うこともできる。ただし、販売取扱会社はこれと異なる申込方法によることができる。具体的な申込方法については本書「証券情報 (8) 申込取扱場所」に記載される申込取扱場所に照会のこと。

申込締切時間は、本書「証券情報 (8) 申込取扱場所」に記載される申込取扱場所に照会のこと。

申込手数料はない。

なお、上記「(a)海外における申込手続等」中の事項は、日本における申込手続等においても適宜準用される。

なお、日本証券業協会の協会員である日本の販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

## 2 【買戻し手続等】

### (a) 海外における買戻し手続等

受益者は、毎営業日にファンド証券の買戻しを請求することができる。

買戻し請求は、管理会社に対して書面で行うものとする。

ファンド証券1口当たりの買戻し価格は通常的环境において、買戻し請求が管理会社により受領された営業日の翌営業日に適用される、当該ファンドのファンド証券1口当たりコンスタントNAVである。

買戻請求は、当該日のルクセンブルグ時間午後2時前に受領されることを要する。ルクセンブルグ時間午後2時以降に受領された買戻請求は、翌営業日に受領されたものと見做される。当該買戻請求は、ファンド証券の券面が発行されている場合には、券面の添付を要する。買戻手数料はない。信託財産留保額もない。

各営業日に適用される買戻価格は、当該営業日のルクセンブルグにおける営業開始時に入手することができる。ただし、相当量の買戻請求がなされ、これに応ずるためファンドの組入れ証券を処分しなければならず、そのためファンドの価値がかなりの影響を受ける場合、管理会社は告知された買戻価格を取消し、当該営業日に決定される純資産価格を基礎に買戻価格を決定することができる。ただし、当該再評価は買戻代金が支払われる営業日前になされ告知され、かつ当該再評価は当該営業日に受領されたすべての買戻請求に適用されるものとする。

買戻価格は、買戻しの日に適用されるファンド証券の純資産価格によって、購入時に支払われた価格を上回るか、または下回ることもある。

買戻代金の支払いは、表示通貨で、買戻請求が受領された営業日の翌営業日に(券面が発行されている場合、当該券面の受領を条件として)行われる。買戻されるファンド証券についての発生済の未払い分配金は、買戻代金の支払いと同時に支払われる。

管理会社は、流動性管理システムを利用し、ファンドの流動性リスクを監視し、ファンドのため受益者の要求に応じ随時ファンド証券を買い戻す義務を満たすことができるようファンドのポートフォリオの流動性を通常確保する手続を整備している。

受益者は、「(5) 投資制限、流動性リスクおよびポートフォリオリスクの制限規則」の項に記載されるとおり、管理会社がファンド証券の買戻しを制限する場合があることに留意すべきである。

#### (b) 日本における買戻し手続等

日本における受益者は、いつでもファンド証券の買戻しを請求することができる。買戻請求は、手数料なし、信託財産留保額なしで各営業日に販売取扱会社を通じ管理会社に対し行うことができる。

ファンド証券1口当たりの買戻価格は、コンスタントNAV(通常は1口当たりUSドル・ポートフォリオは1米セント、オーストラリア・ドル・ポートフォリオは1豪セント、カナダ・ドル・ポートフォリオは1加セント、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオは1NZセント)である。

買戻代金(および発生済・未払いの分配金)は外国証券取引口座約款および累積投資約款の定めるところに従って、販売取扱会社を通じて、買戻請求が行われた営業日の翌営業日に支払われる。買戻代金(および発生済・未払いの分配金)が円貨で支払われる場合、米ドル、豪ドル、加ドルまたはNZドルとの換算は約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとする。また、販売取扱会社が応じ得る場合は当該受益者の米ドル、豪ドル、加ドルまたはNZドル預金口座への振込み等により米ドル、豪ドル、加ドルまたはNZドルで支払われる。ファンド証券の買戻しは1口以上とし、1口を単位とする。ただし、販売会社はこれと異なる買戻単位を定めることができる。具体的な買戻単位は本書「証券情報 (8) 申込取扱場所」に記載される各販売会社に照会のこと。

なお、上記「(a)海外における買戻し手続等」中の事項は、日本における買戻し手続等においても適宜準用される。

### 3 【ファンド証券の転換】

#### (a) 海外における転換

1つのファンドの受益証券から他のファンドの受益証券に転換を希望する受益者は、二つのファンドの共通営業日に、転換のための取消不能の転換請求書に(発行されている場合は)受益証券を添えて、管理会社に対して受益証券の転換を請求することができる。当該請求書には、転換される口数を指定するものとする。転換により発行される口数は、転換請求がなされた営業日の翌営業日に適用されるそれぞれのファンドの受益証券のコンスタントNAVに基づき以下のとおり決定される。

$$N_1 = \frac{NAV_2 \times N_2}{NAV_1}$$

$N_1$  : 転換後の口数。端数は発行されない。転換に伴い生ずる端数に起因する残余金額は、受益証券が転換される先のファンドに帰属する。

$N_2$  : 転換前の口数。これには、転換請求受益証券の発生済未払の分配金が、ルクセンブルグ、日本、その他の国の適用ある未払税金額を控除した後に、再投資されて発行された受益証券口数を含む。

$NAV_1$  : 転換により発行される受益証券の適用純資産価格。

$NAV_2$  : 転換により発行される受益証券の表示通貨に適用される営業日の為替レートにより変換された転換される受益証券の適用純資産価格。

転換手数料は課されない。

#### (b) 日本における転換

日本における受益者は、転換にかかる二つのファンドの共通営業日(ただし、直後のそれぞれのファンドの営業日が同一の日である場合に限る。)に、販売取扱会社を通じてファンド証券の転換を請求することができる。転換についての内容は、「(a)海外における転換」に記載されているとおりである。ただし、日本における転換請求の受け取り取扱は、販売会社によっては転換のための事務処理が可能となった後に開始される。また、販売取扱会社によっては、日本における転換は、「1 申込(販売)手続等 (b)日本における申込手続等」および「2 買戻し手続等 (b)日本における買戻し手続等」に記載されているところによることもある。

転換手数料は課されない。

## 4 【資産管理等の概要】

### (1) 【資産の評価】

#### 純資産価格の計算

当該ファンドの表示通貨で表示される各ファンドの受益証券の1口当たり純資産価格は、各営業日に決定され、適用ある営業日の2営業日前に計算される。

USドル・ポートフォリオの「営業日」とは、( )ロンドン、ニューヨークおよびルクセンブルグの銀行営業日であり、( )日本の金融商品取引業者および銀行の営業日をいう。

オーストラリア・ドル・ポートフォリオの「営業日」とは、( )ロンドン、シドニー、ニューヨークおよびルクセンブルグの銀行営業日であり、( )日本の金融商品取引業者および銀行の営業日をいう。

カナダ・ドル・ポートフォリオの「営業日」とは、( )ロンドン、トロント、ニューヨークおよびルクセンブルグの銀行営業日であり、( )日本の金融商品取引業者および銀行の営業日をいう。

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの「営業日」とは、( )ロンドン、ウェリントン、オークランド、ニューヨークおよびルクセンブルグの銀行営業日であり、( )日本の金融商品取引業者および銀行の営業日をいう。

ファンド証券1口当たり純資産価格はコンスタントNAVとなるが、情報提供のためインディカティブ変動NAVが毎日算出され公表される。

管理会社は、純資産価格の計算をS M B C日興ルクセンブルグ銀行株式会社に委託している。

各ファンドは、以下に記載される方法で評価される全資産の合計額から全負債の合計額を差し引き、ファンド証券の発行済口数で除することにより、ファンド証券1口当たりの固定基準価額(以下「コンスタントNAV」という。)を計算する。

(a) 証券化商品、ABCPおよび金融市場証券は償却原価法で評価される。

(b) 手元現金、預金、ならびに前述の宣言または発生済みであるが未払いの売掛金、前払費用、現金配当および利息の価額は、それらの全額とみなされるものとする。ただし、全額の支払いまたは受領が見込まれない場合は除外されるものとし、除外される場合、かかる資産の価額は、管理会社がそれらの真の価額を反映するために適切と考える割引を行った後で決定されるものとする。

各ファンドのファンド証券1口当たりコンスタントNAVは、通貨単位で公表される際には小数点第四位に四捨五入される。

各ファンドのファンド証券のインディカティブ変動NAVは、以下に記載される方法で評価される全資産の合計額から全負債の合計額を差し引き、ファンド証券の発行済口数で除することにより、少なくとも営業日毎にその表示通貨で決定される。

(a) 証券化商品、ABCPおよび金融市場証券は時価評価(MMF規則第2条(8)の意味による。)により評価される。ファンドの資産価額が時価評価に従って算出できない場合、その価額はMMF規則第2条(9)の意味におけるモデル評価(以下「モデル評価」という。)を用いて保守的に決定されるものとする。

(b) 手元現金、預金、手形および要求払約束手形、ならびに前述の宣言または発生済みであるが未払いの売掛金、前払費用、現金配当および利息の価額は、それらの全額とみなされるものとする。ただし、全額の支払いまたは受領が見込まれない場合は除外されるものとし、除外される場合、かかる資産の価額は、管理会社がそれらの真の価額を反映するために適切と考える割引を行った後で決定されるものとする。

各ファンドのファンド証券1口当たりインディカティブ変動NAVは、四捨五入して小数点第六位までとされる。

管理会社は、合理的に可能な範囲で、発行と買戻しのために計算されるファンド証券の1口当たり価格を1米セント、1豪セント、1カナダ・セントまたは1ニュージーランド・セントに安定させる手続きを設けている。ファンドの組入証券は、インディカティブ変動NAVとコンスタントNAVとの間の乖離を判定するため、取締役会により毎日見直される。コンスタントNAVとインディカティブ変動NAVとの間の乖離は監視され、管理会社のウェブサイトの一般向けページで毎日公表される。重大な希薄化またはその他の不公正な結果を投資者または既存の受益者にもたらす可能性のある乖離があったと判定された場合、管理会社は、取締役会の指示により必要かつ適切であると判断する調整的措置を行う。これには、以下に限定されないが、とりわけ、売買益または売買損を実現化させるため満期前の組入証券の売却、組入証券の平均満期を短くすること、分配の保留、買戻しの停止および申込みの拒絶、取締役会により決定される特定の割合までのあらゆる評価日における買戻しゲートの設定、買戻し請求の受益者への流動性手数料の課金または時価評価もしくはモデル評価のいずれか適切な方に基づく1口当たり純資産価格の決定が含まれる。評価の相違が持続的であるか増加している場合には、投資家の平等取扱のために、取締役会は更新されたりリスク分析に基づいて当該ファンドの資産の売却および清算を決定することがある。

トラストの勘定において、受益者に対し宣言された日々の分配で未払いのものは、当該ファンドの債務として認識される。この債務は、ファンドの純資産総額および1口当たり純資産価格の計算に当たりファンドの資産から控除される。

上記の管理会社の決定は、管理会社による公正な価格計算のための一般的ガイドラインを定めた、管理会社が随時採択する政策に従って行われる。

各ファンドの1口当たり純資産価格は以下のとおり決定される。

- (a) 各ファンドの受益証券発行からの手取金、各ファンドに帰属する資産、負債、収益および支出は、本条項に従い当該ファンドに計上される。
- (b) 特定のファンドの資産に関連して、トラストに債務が生じた場合、当該債務は、当該ファンドに帰属させる。
- (c) トラストの資産や債務が特定のファンドに帰属するものと判断されない場合、かかる資産や債務は、各ファンドの純資産総額の割合に応じてすべてのファンドに帰属させられる。
- (d) 各ファンドについて宣言される分配金の受領権者の決定のための基準日に、当該ファンドの受益証券の純資産価格は、当該金額分だけ減少させるものとする。

各ファンドの純資産価格は管理会社の取締役、授権された役員または代表者により証明され、明白な誤りがない限り、かかる証明は最終的なものとする。

場合により、評価が困難な資産を評価する方法および2013年法第17条に基づく外部評価者の任命を含む、ファンドの評価手続に関するおよびファンド資産評価のための価格設定方法論の追加的情報は、管理会社の登記上の事務所において入手可能である。

直近の各ファンドの1口当たり純資産価格は管理会社の事務所で入手することができる。

#### 販売および買戻しの停止

「(5) 投資制限、流動性リスクおよびポートフォリオリスクの制限規則」に記載される状況に加え、管理会社は、次の場合、ファンド証券の純資産価格の決定を一時的に停止し、ファンド証券の販売、買戻しおよび転換を一時的に停止することができる。

(a) ファンドの資産の相当部分の評価基準を提供する一つもしくは複数の証券取引所、またはファンドの資産の相当部分の表示通貨を取引する一つもしくは複数の外国為替市場が通常の休日以外の日に閉鎖されるか、または取引が制限もしくは停止された場合。

(b) 政治的、経済的、軍事的もしくは通貨上の事由のため、または管理会社の責任および監督が及ばない何らかの状況が生じた結果、受益者の利益に重大な損害を及ぼすことなく、ファンドの資産の処分が正当にまたは正常に実行できない場合。

(c) ファンドの組入証券の評価のために通常使用されている通信機能が停止した場合、または何らかの理由によりファンドの資産の評価を迅速かつ正確に確定できない場合。

(d) 為替規制または資産の移動に影響を与えるその他の規制により、ファンドの取引が実行不可能な場合またはファンドの資産の購入および売却が通常の為替レートでは実行ができない場合。

かかる停止は、発行、買戻しおよび転換請求を行った受益者に通知され、停止が一週間を超えるものと管理会社が判断する場合、かかる通知は公告される。

(e) コンスタントNAVを追求するファンドについて、もはや関連するファンドがコンスタントNAVを維持することを許容できない環境になった場合。ただしその場合、管理会社はできる限り早く停止を解くための合理的な手段をとるか、または1口当たり変動NAV決定へ切替える。

## (2) 【保管】

ファンド証券が販売される海外市場においては、ファンド証券または確認書は受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売されるファンド証券またはその確認書は、各販売会社またはその保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、販売取扱会社からファンド証券の取引報告書が交付される。

## (3) 【信託期間】

後記「(5) その他 ファンドの解散」に従い解散されない限り、トラストの存続期間は無期限である。

#### (4) 【計算期間】

トラストの決算期は毎年12月31日である。12月31日が営業日でない場合、12月の最終純資産価格が監査済年次報告書の作成に使用される。監査済年次報告書は、会計年度終了後4か月以内に公表される。半期報告書は、会計年度中6か月終了から3か月以内に公表される。6月30日が営業日でない場合、6月の最終純資産価格が未監査半期報告書の作成に使用される。

#### (5) 【その他】

##### 約款の変更

約款は、保管受託銀行の承認を条件として、いつでも全部または一部を変更することができる。変更は、約款変更の関係書類にその他の記載のない限り、ルクセンブルグ商業登記所に寄託した通知がRESAを通じて公告される日に効力を生じる。

##### ワラント・新受益証券引受権等の発行

管理会社は、ワラント、新受益証券引受権、オプション等を発行することにより受益者または投資者に対して、ファンド証券を買い付ける権利を付与することを禁止されている。

##### ファンドの解散

トラストおよびファンドは、管理会社と保管受託銀行の合意によりいつでも解散することができる。また、トラストおよびファンドは、ルクセンブルグの法律が定める一定の場合には解散される。

解散通知は、ルクセンブルグのRESAを通じて、および少なくとも2つの新聞に公告されるものとする。ただし、そのうちの1紙はルクセンブルグの新聞でなければならない。

解散に通じる状況が発生した場合、ただちに受益証券の発行は無効の処分を伴い禁止される。買戻しは受益者の同等の取扱いが保証されるならば、なお可能である。

解散の場合、管理会社は受益者の最善の利益となるようにトラスト資産を売却し、保管受託銀行は、管理会社の指示のもとに、清算に要する手数料および費用を控除した上で、受益者にその持分に応じ清算手取金を分配する。

ルクセンブルグの法律に従い、清算手続終了時に払戻しのために提出されない受益証券に対応する清算手取金は、ルクセンブルグの供託機関に時効期間経過まで保管される。

管理会社は、保管受託銀行との合意により、(i)いつでもファンドを解散することができ、当該ファンドの受益者は、当該ファンドの資産の売却純手取金の分配を受け、または(ii)いつでもファンドを解散することができ、他のファンドに、解散される(監査報告により評価される)ファンドの資産を譲与し、他のファンドの受益証券を、解散されるファンド受益者に分配することができる。(ii)の解散および分配は、当該ファンドのサイズ、サブ・ファンドに影響を与える経済的または政治的状況の変化により正当化される場合または関連受益者の最大の利益を確保するためにのみ行うことができる。(i)のファンドの解散の場合、解散の効力発生日は受益者に郵便またはファックスにて通知される。(ii)のファンドの解散の場合、当該ファンドの受益者には解散1か月前に郵便により通知するものとする。解散の効力発生日まで、受益者はファンドの解散により生ずる費用をカバーする引当金額を反映した純資産価格で、当該受益証券の買戻しを継続することができる。

解散終結時において支払請求がなされなかった受益証券についての清算金は、時効期間経過までルクセンブルグの供託機関に保管される。

受益者またはその相続人もしくはその受遺者はいずれも、トラストまたはファンドの清算を請求することはできない。

関係法人との契約の更改等に関する手続

(a) 保管契約

各当事者は、相手方当事者に、解約の3か月以上前に、書面による通知を送付することにより、本契約を解約することができる。

本契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとする。

(b) 中央管理事務契約

各当事者は、相手方当事者に、解約の90暦日以上前に、書面による通知を交付または書留郵便で送付することにより、本契約を解約することができる。

本契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとする。

(c) 投資運用契約

管理会社が投資運用会社に、または投資運用会社が管理会社に書面による事前の通知を少なくとも60日(かかる期間は当事者の合意により、短縮できる。)前までに発することにより解約されるまで有効であるものとする。

本契約は本契約当事者間の個人的なものであり、いずれの当事者もその権限または義務を事前の他方当事者の同意なくして譲渡することができない。

本契約は、ルクセンブルグ法に従い解釈され、かつ同法を準拠法とする。管轄権を有するルクセンブルグの裁判所を管轄裁判所とする。

(d) 代行証券会社契約

本契約は、本契約のいずれかの当事者が3か月前に他の当事者に対し指定の住所宛、書面により通知することにより終了するまで有効に存続する。

本契約は日本国の法律に準拠し、それに従い解釈される。

(e) 受益証券販売・買戻契約

本契約は、一方の当事者が他の当事者に対し、指定の住所宛に書面による通知を3か月前になすことにより解約されるまで存続する。

本契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとする。

## 5 【受益者の権利等】

### (1) 【受益者の権利等】

受益者がファンドに関する受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人としてファンド受益者名簿に登録されていないなければならない。

従って販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の登録名義人でないため、自らファンドに関する受益権を直接行使することはできない。これらの受益者は外国証券取引口座約款に基づき販売取扱会社をして受益権を自己のために行使させることができる。

ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次のとおりである。

(1) 分配金請求権

受益者は、ファンドのために行為する管理会社の決定した分配金を、持分に応じてファンドのために行為する管理会社に請求する権利を有する。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅し、ファンドに帰属する。

(2) 買戻・転換請求権

受益者は、本書の記載に従い、随時ファンド証券の買戻または転換を販売会社を通じて管理会社に請求する権利を有する。

(3) 残余財産分配請求権

ファンドが解散された場合、受益者はファンドのために行為する管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

(4) 損害賠償請求権

受益者は、管理会社および保管受託銀行に対し、約款に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有する。

(注) 約款には受益者集会に関する規定はない。なお受益者の管理会社、保管受託銀行に対する請求権は、かかる請求権を生じせしめた事由発生日の5年後に失効する。

受益者は、現投資運用会社、管理会社が随時任命する投資運用会社または副投資運用会社、管理事務代行会社、登録・名義書換事務代行会社、支払事務代行会社、トラストの監査人またはトラストまたは管理会社のその他のサービス提供会社に対して直接的な契約上の権利を有しない。2010年法および2013年法に基づき、受益者の保管受託銀行に対する責任追及は、管理会社を通じて行われる。受益者がかかる旨の書面による通知を行ったにもかかわらず、管理会社が、当該通知受領後3か月以内に行動を起こさない場合、当該受益者は、保管受託銀行の責任を直接追及することができる。

(2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンド証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はない。

(3) 【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

(1) 管理会社またはトラストに対する、法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

(2) 日本におけるファンド証券の募集、販売、買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限、

を委任されている。なお関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人は、

弁護士 竹野 康 造

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

### 第3 【ファンドの経理状況】

- a トラストの直近2会計年度の日本文の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定を適用して作成された監査済財務書類の原文を翻訳したものである(ただし、円換算部分を除く。)
- b トラストの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるデロイト・オーディット・ソシエテ・ア・レスポンサビリテ・リミテから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c トラストの原文の財務書類は、それぞれ下記の通貨で表示されている。
- |                     |              |
|---------------------|--------------|
| USドル・ポートフォリオ        | =米ドル         |
| オーストラリア・ドル・ポートフォリオ  | =オーストラリア・ドル  |
| カナダ・ドル・ポートフォリオ      | =カナダ・ドル      |
| ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ | =ニュージーランド・ドル |

日本文の財務書類には円換算額が併記されている。日本円による金額は、2020年3月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

1米ドル	= 108.83円
1オーストラリア・ドル	= 66.09円
1カナダ・ドル	= 76.60円
1ニュージーランド・ドル	= 64.76円

## 1 【財務諸表】

## (1) 【2019年12月31日終了年度】

## 【貸借対照表】

## ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

## 契約型アンブレラ型投資信託

## 結合純資産計算書

2019年12月31日現在

	注	結 合	
		米ドル <sup>(*)</sup>	千円
<b>資産</b>			
投資有価証券 - 期末評価額 (取得原価: 3,672,616,689 米ドル)	2.3	3,679,683,262	400,459,929
銀行預金		676,622,728	73,636,851
未収申込金		20,867,906	2,271,054
未収投資有価証券利息	2.6	104,380	11,360
未収預金利息	2.6	82,240	8,950
<b>資産合計</b>		<b>4,377,360,516</b>	<b>476,388,145</b>
<b>負債</b>			
未払買戻金		5,269,385	573,467
未払代行協会員報酬および未払販売会社報酬	5	3,649,949	397,224
未払分配金	11	3,426,978	372,958
未払投資運用報酬	4	1,166,444	126,944
未払管理事務代行報酬	7	484,458	52,724
未払保管報酬	6	329,471	35,856
未払印刷費および未払公告費		297,257	32,350
未払管理報酬	3	236,382	25,725
未払年次税	9	108,475	11,805
未払弁護士報酬		65,152	7,090
未払専門家報酬		46,503	5,061
<b>負債合計</b>		<b>15,080,454</b>	<b>1,641,206</b>
<b>純資産額</b>		<b>4,362,280,062</b>	<b>474,746,939</b>

(\*)注2.2を参照のこと。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

## ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

## 契約型アンプレラ型投資信託

## 純資産計算書

2019年12月31日現在

	注	USドル・ポートフォリオ	
		米ドル	千円
<b>資産</b>			
投資有価証券 - 期末評価額 (取得原価: 1,801,772,742 米ドル)	2.3	1,806,501,570	196,601,566
銀行預金		324,404,597	35,304,952
未収申込金		9,700,292	1,055,683
未収預金利息	2.6	41,189	4,483
<b>資産合計</b>		<b>2,140,647,648</b>	<b>232,966,684</b>
<b>負債</b>			
未払買戻金		3,019,286	328,589
未払代行協会員報酬および未払販売会社報酬	5	2,577,535	280,513
未払分配金	11	2,229,118	242,595
未払投資運用報酬	4	577,154	62,812
未払管理事務代行報酬	7	321,993	35,042
未払保管報酬	6	219,026	23,837
未払印刷費および未払公告費		145,400	15,824
未払管理報酬	3	161,104	17,533
未払年次税	9	52,976	5,765
未払弁護士報酬		32,081	3,491
未払専門家報酬		22,899	2,492
<b>負債合計</b>		<b>9,358,572</b>	<b>1,018,493</b>
<b>純資産額</b>		<b>2,131,289,076</b>	<b>231,948,190</b>
発行済受益証券口数		213,128,907,589口	
1口当たり純資産価格		0.0100	1.09円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

## ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

## 契約型アンブレラ型投資信託

## 純資産計算書

2019年12月31日現在

	注	オーストラリア・ドル・ ポートフォリオ	
		オーストラリア・ ドル	千円
<b>資産</b>			
投資有価証券 - 期末評価額 (取得原価: 2,014,877,505 豪ドル)	2.3	2,017,293,510	133,322,928
銀行預金		372,941,340	24,647,693
未収申込金		14,956,879	988,500
未収投資有価証券利息	2.6	149,392	9,873
未収預金利息	2.6	40,286	2,663
<b>資産合計</b>		<b>2,405,381,407</b>	<b>158,971,657</b>
<b>負債</b>			
未払買戻金		2,091,410	138,221
未払代行協会員報酬および未払販売会社報酬	5	1,110,257	73,377
未払分配金	11	1,170,237	77,341
未払投資運用報酬	4	594,450	39,287
未払管理事務代行報酬	7	168,092	11,109
未払保管報酬	6	114,259	7,551
未払印刷費および未払公告費		161,232	10,656
未払管理報酬	3	66,412	4,389
未払年次税	9	59,620	3,940
未払弁護士報酬		35,499	2,346
未払専門家報酬		25,337	1,675
<b>負債合計</b>		<b>5,596,805</b>	<b>369,893</b>
<b>純資産額</b>		<b>2,399,784,602</b>	<b>158,601,764</b>
発行済受益証券口数		239,978,460,197口	
1口当たり純資産価格		0.0100	0.66円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

## ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

## 契約型アンプレラ型投資信託

## 純資産計算書

2019年12月31日現在

	注	カナダ・ドル・ポートフォリオ	
		カナダ・ドル	千円
<b>資産</b>			
投資有価証券 - 期末評価額 (取得原価: 52,749,727 カナダ・ドル)	2.3	52,855,536	4,048,734
銀行預金		8,934,709	684,399
未収申込金		419,228	32,113
未収預金利息	2.6	465	36
<b>資産合計</b>		<b>62,209,938</b>	<b>4,765,281</b>
<b>負債</b>			
未払買戻金		28,856	2,210
未払代行協会員報酬および未払販売会社報酬	5	72,952	5,588
未払分配金	11	48,592	3,722
未払投資運用報酬	4	23,265	1,782
未払管理事務代行報酬	7	9,145	701
未払保管報酬	6	6,221	477
未払印刷費および未払公告費		5,451	418
未払管理報酬	3	4,601	352
未払年次税	9	1,543	118
未払弁護士報酬		925	71
未払専門家報酬		660	51
<b>負債合計</b>		<b>202,211</b>	<b>15,489</b>
<b>純資産額</b>		<b>62,007,727</b>	<b>4,749,792</b>
発行済受益証券口数		6,200,772,663口	
1口当たり純資産価格		0.0100	0.77円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

## ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

## 契約型アンブレラ型投資信託

## 純資産計算書

2019年12月31日現在

	注	ニュージーランド・ドル・ ポートフォリオ	
		ニュージーランド・ ドル	千円
<b>資産</b>			
投資有価証券 - 期末評価額 (取得原価: 630,144,257 NZドル)	2.3	630,992,125	40,863,050
銀行預金		126,430,915	8,187,666
未収申込金		591,198	38,286
未収預金利息	2.6	18,706	1,211
<b>資産合計</b>		<b>758,032,944</b>	<b>49,090,213</b>
<b>負債</b>			
未払買戻金		1,143,051	74,024
未払代行協会員報酬および未払販売会社報酬	5	359,088	23,255
未払分配金	11	511,401	33,118
未払投資運用報酬	4	232,786	15,075
未払管理事務代行報酬	7	56,684	3,671
未払保管報酬	6	38,542	2,496
未払印刷費および未払公告費		52,228	3,382
未払管理報酬	3	37,800	2,448
未払年次税	9	18,876	1,222
未払弁護士報酬		11,271	730
未払専門家報酬		8,045	521
<b>負債合計</b>		<b>2,469,772</b>	<b>159,942</b>
<b>純資産額</b>		<b>755,563,172</b>	<b>48,930,271</b>
発行済受益証券口数		75,556,317,243口	
1口当たり純資産価格		0.0100	0.65円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

## 【損益計算書】

## ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

## 契約型アンブレラ型投資信託

## 結合運用計算書および純資産変動計算書

2019年12月31日に終了した年度

	注	結 合	
		米ドル <sup>(*)</sup>	千円
収益			
投資有価証券受取利息	2.6	68,687,446	7,475,255
預金利息	2.6	10,672,875	1,161,529
収益合計		79,360,321	8,636,784
費用			
代行協会員報酬および販売会社報酬	5	16,671,938	1,814,407
投資運用報酬	4	4,468,612	486,319
管理事務代行報酬	7	2,139,524	232,844
保管報酬	6	1,455,242	158,374
管理報酬	3	1,087,212	118,321
年次税	9	415,166	45,183
公告費		322,354	35,082
弁護士報酬		129,333	14,075
専門家報酬		53,091	5,778
その他費用		16,957	1,845
費用合計		26,759,429	2,912,229
投資純収益		52,600,892	5,724,555
投資有価証券実現利益	2.3	99,219	10,798
投資有価証券実現損失	2.3	(487,246)	(53,027)
当期投資純収益および実現損失		52,212,865	5,682,326
投資有価証券未実現評価益	2.3	7,130,524	776,015
投資有価証券未実現評価損	2.3	(8,137,364)	(885,589)
運用の結果による純資産の純増加		51,206,025	5,572,752
資本の変動			
受益証券発行		3,863,418,325	420,455,816
受益証券買戻し		(3,262,425,197)	(355,049,734)
資本の純変動		600,993,128	65,406,082
分配金	11	(51,206,027)	(5,572,752)
期首現在純資産		3,770,233,463	410,314,508
為替調整額	2.2	(8,946,527)	(973,651)
期末現在純資産		4,362,280,062	474,746,939

(\*)注2.2を参照のこと。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

## ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

## 契約型アンブレラ型投資信託

## 運用計算書および純資産変動計算書

2019年12月31日に終了した年度

	注	USドル・ポートフォリオ	
		米ドル	千円
<b>収益</b>			
投資有価証券受取利息	2.6	40,127,572	4,367,084
預金利息	2.6	6,788,804	738,826
収益合計		46,916,376	5,105,909
<b>費用</b>			
代行協会員報酬および販売会社報酬	5	9,651,682	1,050,393
投資運用報酬	4	2,180,849	237,342
管理事務代行報酬	7	1,205,719	131,218
保管報酬	6	820,154	89,257
管理報酬	3	603,260	65,653
年次税	9	204,474	22,253
公告費		150,891	16,421
弁護士報酬		62,858	6,841
専門家報酬		24,371	2,652
その他費用		8,313	905
費用合計		14,912,571	1,622,935
投資純収益		32,003,805	3,482,974
投資有価証券実現利益	2.3	41,800	4,549
当期投資純収益および実現利益		32,045,605	3,487,523
投資有価証券未実現評価益	2.3	4,728,828	514,638
投資有価証券未実現評価損	2.3	(4,709,727)	(512,560)
運用の結果による純資産の純増加		32,064,706	3,489,602
<b>資本の変動</b>			
受益証券発行		2,375,194,401	258,492,407
受益証券買戻し		(2,087,100,461)	(227,139,143)
資本の純変動		288,093,940	31,353,263
分配金	11	(32,064,706)	(3,489,602)
期首現在純資産		1,843,195,136	200,594,927
期末現在純資産		2,131,289,076	231,948,190

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

## ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

## 契約型アンブレラ型投資信託

## 運用計算書および純資産変動計算書

2019年12月31日に終了した年度

	注	オーストラリア・ドル・ ポートフォリオ	
		オーストラリア・ ドル	千円
<b>収益</b>			
投資有価証券受取利息	2.6	30,594,033	2,021,960
預金利息	2.6	4,127,300	272,773
収益合計		34,721,333	2,294,733
<b>費用</b>			
代行協会員報酬および販売会社報酬	5	7,307,585	482,958
投資運用報酬	4	2,338,466	154,549
管理事務代行報酬	7	976,855	64,560
保管報酬	6	664,350	43,907
管理報酬	3	498,658	32,956
年次税	9	226,572	14,974
公告費		184,062	12,165
弁護士報酬		72,635	4,800
専門家報酬		31,445	2,078
その他費用		9,101	601
費用合計		12,309,729	813,550
投資純収益		22,411,604	1,481,183
投資有価証券実現損失	2.3	(700,973)	(46,327)
当期投資純収益および実現損失		21,710,631	1,434,856
投資有価証券未実現評価益	2.3	2,536,710	167,651
投資有価証券未実現評価損	2.3	(3,716,631)	(245,632)
運用の結果による純資産の純増加		20,530,710	1,356,875
<b>資本の変動</b>			
受益証券発行		1,673,729,904	110,616,809
受益証券買戻し		(1,312,316,017)	(86,730,966)
資本の純変動		361,413,887	23,885,844
分配金	11	(20,530,710)	(1,356,875)
期首現在純資産		2,038,370,715	134,715,921
期末現在純資産		2,399,784,602	158,601,764

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

## ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

## 契約型アンプレラ型投資信託

## 運用計算書および純資産変動計算書

2019年12月31日に終了した年度

	注	カナダ・ドル・ポートフォリオ	
		カナダ・ドル	千円
<b>収益</b>			
投資有価証券受取利息	2.6	858,653	65,773
預金利息	2.6	122,836	9,409
収益合計		981,489	75,182
<b>費用</b>			
代行協会員報酬および販売会社報酬	5	293,329	22,469
投資運用報酬	4	92,756	7,105
管理事務代行報酬	7	36,716	2,812
保管報酬	6	24,975	1,913
管理報酬	3	18,428	1,412
年次税	9	6,156	472
公告費		6,678	512
弁護士報酬		1,921	147
専門家報酬		724	55
その他費用		407	31
費用合計		482,090	36,928
投資純収益		499,399	38,254
投資有価証券未実現評価益	2.3	105,808	8,105
投資有価証券未実現評価損	2.3	(87,308)	(6,688)
運用の結果による純資産の純増加		517,899	39,671
<b>資本の変動</b>			
受益証券発行		7,661,741	586,889
受益証券買戻し		(6,287,334)	(481,610)
資本の純変動		1,374,407	105,280
分配金	11	(517,900)	(39,671)
期首現在純資産		60,633,321	4,644,512
期末現在純資産		62,007,727	4,749,792

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

## ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

## 契約型アンブレラ型投資信託

## 運用計算書および純資産変動計算書

2019年12月31日に終了した年度

	注	ニュージーランド・ドル・ ポートフォリオ	
		ニュージーランド・ ドル	千円
<b>収益</b>			
投資有価証券受取利息	2.6	10,087,454	653,264
預金利息	2.6	1,400,180	90,676
収益合計		11,487,634	743,939
<b>費用</b>			
代行協会員報酬および販売会社報酬	5	2,609,824	169,012
投資運用報酬	4	899,023	58,221
管理事務代行報酬	7	344,685	22,322
保管報酬	6	234,435	15,182
管理報酬	3	187,346	12,133
年次税	9	73,700	4,773
公告費		58,411	3,783
弁護士報酬		22,064	1,429
専門家報酬		9,587	621
その他費用		3,052	198
費用合計		4,442,127	287,672
投資純収益		7,045,507	456,267
投資有価証券実現利益	2.3	87,144	5,643
当期投資純収益および実現利益		7,132,651	461,910
投資有価証券未実現評価益	2.3	847,868	54,908
投資有価証券未実現評価損	2.3	(1,181,340)	(76,504)
運用の結果による純資産の純増加		6,799,179	440,315
<b>資本の変動</b>			
受益証券発行		484,198,029	31,356,664
受益証券買戻し		(392,159,434)	(25,396,245)
資本の純変動		92,038,595	5,960,419
分配金	11	(6,799,180)	(440,315)
期首現在純資産		663,524,578	42,969,852
期末現在純資産		755,563,172	48,930,271

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

## ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

## 契約型アンブレラ型投資信託

## 統計情報

(各サブ・ファンドの通貨で表示)

	USドル・ ポートフォリオ	オーストラリア・ ドル・ ポートフォリオ	カナダ・ドル・ ポートフォリオ	ニュージーランド・ ドル・ ポートフォリオ
期末現在発行済受益証券口数				
2017年12月31日	199,627,667,798	172,416,416,106	6,160,853,067	53,146,279,633
2018年12月31日	184,319,513,597	203,837,071,496	6,063,332,051	66,352,457,791
発行口数	237,519,440,075	167,372,990,430	766,174,056	48,419,802,860
買戻し口数	(208,710,046,083)	(131,231,601,729)	(628,733,444)	(39,215,943,408)
2019年12月31日	213,128,907,589	239,978,460,197	6,200,772,663	75,556,317,243
	米ドル	オーストラリア・ ドル	カナダ・ドル	ニュージーランド・ ドル
期末現在純資産額				
2017年12月31日	1,996,276,678	1,724,164,161	61,608,531	531,462,796
2018年12月31日	1,843,195,136	2,038,370,715	60,633,321	663,524,578
2019年12月31日	2,131,289,076	2,399,784,602	62,007,727	755,563,172
期末現在1口当たり純資産価格				
2017年12月31日	0.01	0.01	0.01	0.01
2018年12月31日	0.0100	0.0100	0.0100	0.0100
2019年12月31日	0.0100	0.0100	0.0100	0.0100

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

## ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

## 契約型アンブレラ型投資信託

## 財務書類に対する注記

2019年12月31日現在

## 注1. 事業活動

契約型アンブレラ型投資信託として組織されたニッコウ・マネー・マーケット・ファンド（以下「ファンド」という。）は、存続期間無期限の、有価証券およびその他の資産を共有する共有持分型投資信託である。ファンドは、管理会社と保管受託銀行の間の相互の合意により、またはルクセンブルグ法に定められた事情により、いつでも解散することができる。

ファンドは、2010年法パート に基づいて組織されており、2013年法に基づくオルタナティブ投資ファンドおよびMMF規制に基づく公債CNAV MMFとしての資格を有している。

各サブ・ファンドの資産は、それぞれの投資方針および投資目的に従い別々に投資される。

各サブ・ファンドの目的は、質の高い金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、市場金利に沿った安定的な収益率を目指すことである。

2019年12月31日現在、ファンドは、4つのサブ・ファンドを運用していた。

- ・ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド - USドル・ポートフォリオ  
（以下「USドル・ポートフォリオ」という）
- ・ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド - オーストラリア・ドル・ポートフォリオ  
（以下「オーストラリア・ドル・ポートフォリオ」という）
- ・ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド - カナダ・ドル・ポートフォリオ  
（以下「カナダ・ドル・ポートフォリオ」という）
- ・ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド - ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ  
（以下「ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ」という）

## 注2. 重要な会計方針

## 2.1) 財務書類の表示

本財務書類は、ルクセンブルグの契約型投資信託に関する法律および規制ならびにルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に従って表示される。

## 2.2) 結合財務書類

ファンドの結合財務書類は、米ドルで表示される。結合純資産計算書は、期末決算日時点の実勢為替レートを使用して米ドルに換算されたサブ・ファンドの純資産の合計である。結合運用計算書および純資産変動計算書は、2019年12月31日に終了した年度における平均為替レートを使用して米ドルに換算されたサブ・ファンドの運用計算書および純資産変動計算書の合計である。

2019年12月31日現在の米ドル以外の通貨建てのサブ・ファンド資産および負債は、以下の為替レートを使用して米ドルに換算された。

通貨	為替レート
オーストラリア・ドル	0.6987
カナダ・ドル	0.7649
ニュージーランド・ドル	0.6708

2019年12月31日現在の米ドル以外の通貨建てのサブ・ファンド運用計算書および純資産変動計算書は、以下の平均為替レートを使用して米ドルに換算された。

通貨	為替レート
オーストラリア・ドル	0.6951
カナダ・ドル	0.7539
ニュージーランド・ドル	0.6589

平均為替レートの使用による為替調整額は、結合運用計算書および純資産変動計算書に計上される。

## 2.3) 投資有価証券

各サブ・ファンドのポートフォリオの債券、債務証券および金融市場証券は、償却原価に基づき評価される。この評価方法は、投資有価証券を取得原価で評価し、以後有価証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引またはプレミアムを満期まで均等額で償却することを前提としている。割引またはプレミアムの償却額は、運用計算書および純資産変動計算書上「投資有価証券未実現評価益/評価損」に含まれている。満期時に、コマーシャル・ペーパーおよび譲渡性預金証書から生じた実現純利益は「投資有価証券受取利息」に計上される。満期前の債券および中期債券の売却から生じた実現利益/損失は、運用計算書および純資産変動計算書に記載される。

#### 2.4) 外貨換算

サブ・ファンドの通貨以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日現在の実勢為替レートで換算される。サブ・ファンドの通貨以外の通貨建の取引は、取引日現在の実勢為替レートでサブ・ファンドの通貨に換算される。

#### 2.5) 設立費

設立費は、全額償却された。

#### 2.6) 受取利息

受取利息は日々発生する。

#### 注3. 管理報酬

管理会社は、各サブ・ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する権利を有する（後払い）。（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%未満の場合、管理報酬は、当該グロス・インカム（その他費用控除後）の1%である。（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%以上1.5%未満の場合、管理報酬は、各サブ・ファンドの日々発生し算出される純資産総額の年率0.02%である。（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1.5%以上の場合、管理報酬は、各サブ・ファンドの日々発生し算出される純資産総額の年率0.03%である。

「グロス・イールド（その他費用控除後）」とは、管理会社が日々算出する、各サブ・ファンドの総利回り（グロス・イールド）から、サブ・ファンドの関係法人の報酬以外の費用の日々の償却率を控除した料率をいう。また、「グロス・インカム（その他費用控除後）」とは、管理会社が日々算出する、（ a ）サブ・ファンドの総利益（有価証券の売買損益を含む。）から、（ b ）サブ・ファンドの関係法人の報酬以外の費用の日々の償却額を控除した金額をいう。

## 注4. 投資運用報酬

投資運用会社は、各サブ・ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する（後払い）。日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%未満の場合、投資運用報酬は、（ ）グロス・インカム（その他費用控除後）の14%および（ ）グロス・イールド（その他費用控除後）に100を乗じ以下に記載された料率を乗じた金額の低い方の額である。日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1.00%以上の場合、投資運用報酬は、各サブ・ファンドの日々発生し算出される純資産総額に基づいて、以下のように計算される。

USドル・ポートフォリオ

純資産総額	年率（上限）
- 2億米ドル以下の部分	0.15 %
- 2億米ドル超 5億米ドル以下の部分	0.125%
- 5億米ドル超 20億米ドル以下の部分	0.10 %
- 20億米ドル超の部分	0.09 %

オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

純資産総額	年率（上限）
- 2億オーストラリア・ドル以下の部分	0.15 %
- 2億オーストラリア・ドル超 5億オーストラリア・ドル以下の部分	0.125%
- 5億オーストラリア・ドル超 20億オーストラリア・ドル以下の部分	0.10 %
- 20億オーストラリア・ドル超の部分	0.09 %

カナダ・ドル・ポートフォリオ

純資産総額	年率（上限）
- 2億カナダ・ドル以下の部分	0.15 %
- 2億カナダ・ドル超 5億カナダ・ドル以下の部分	0.125%
- 5億カナダ・ドル超 20億カナダ・ドル以下の部分	0.10 %
- 20億カナダ・ドル超の部分	0.09 %

## ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

純資産総額	年率（上限）
- 2億ニュージーランド・ドル以下の部分	0.15 %
- 2億ニュージーランド・ドル超 5億ニュージーランド・ドル以下の部分	0.125%
- 5億ニュージーランド・ドル超 20億ニュージーランド・ドル以下の部分	0.10 %
- 20億ニュージーランド・ドル超の部分	0.09 %

投資運用会社が負担したすべての合理的な実費は、関連するサブ・ファンドが負担する。

### 注5. 代行協会員報酬および販売会社報酬

代行協会員および販売会社は、各サブ・ファンドの資産から、各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する（後払い）。

- ・日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%未満の場合、代行協会員報酬は、当該グロス・インカム（その他費用控除後）の20%であり、その報酬のうち18%が販売会社に支払われる。
- ・日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1.00%以上の場合、代行協会員報酬は、各サブ・ファンドの該当する四半期の純資産総額の年率0.63%を上限とする（その報酬から、代行協会員は各販売会社に報酬を支払う。）。
- ・2019年12月31日現在、
  - ・日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1.00%以上1.50%未満の場合、代行協会員報酬は、各サブ・ファンドの日々発生し算出される純資産総額の年率0.19%であり、その報酬のうち年率0.18%が販売会社に支払われる。
  - ・日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1.50%以上の場合、代行協会員報酬は、各サブ・ファンドの日々発生し算出される純資産総額の年率0.48%であり、その報酬のうち年率0.40%が販売会社に支払われる。

代行協会員および/または販売会社が負担したすべての合理的な実費は、関連するサブ・ファンドが負担する。

### 注6. 保管報酬

保管受託銀行は、各サブ・ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する（後払い）。（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%未満の場合、保管報酬は、当該グロス・インカム（その他費用控除後）の2%である。（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%以上1.5%未満の場合、保管報酬は、各サブ・ファンドの日々発生し算出される純資産総額の年率0.02%である。（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1.50%以上の場合、保管報酬は、各サブ・ファンドの日々発生し算出される純資産総額の年率0.04%である。保管受託銀行が負担した電話、電報、郵便費用等を含むすべての合理的な実費、ならびにファンド資産の保管が委託される銀行および他の金融機関の保管料は、ファンドが負担する。

#### 注7. 管理事務代行報酬

管理事務・支払事務および登録・名義書換事務代行会社は、各サブ・ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する（後払い）。（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%未満の場合、管理事務・支払事務および登録・名義書換事務代行会社に対する報酬は、当該グロス・インカム（その他費用控除後）の3%である。（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%以上1.5%未満の場合、管理事務・支払事務および登録・名義書換事務代行会社に対する報酬は、各サブ・ファンドの日々発生し算出される純資産総額の年率0.03%である。（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1.50%以上の場合、管理事務・支払事務および登録・名義書換事務代行会社に対する報酬は、各サブ・ファンドの日々発生し算出される純資産総額の年率0.06%である。管理事務代行会社が負担した、電話、電報、郵便費用等を含むすべての合理的な実費は、ファンドが負担する。

#### 注8. 取引費用

ファンドは、いかなる取引費用（2010年法で定義されている。）も支払わない。管理会社との合意に基づき、ファンドに係る取引費用は保管受託銀行が負担する。

#### 注9. 税制

ファンドは税金に関し、ルクセンブルグの法律に準拠している。ルクセンブルグにおける現行法規のもとでは、ファンドの純資産額に対し年率0.01%のサブスクリプション税（「年次税」）が課せられており、四半期毎に計算され支払われる。

2010年法のもとでは、ファンドもその受益者もルクセンブルグにおいて所得税またはキャピタル・ゲイン税も課せられず、源泉税または相続税も課せられない。ファンドは、ファンドのポートフォリオにおける投資有価証券から生じた収益から、当該国における源泉税控除後の収益を回収している。

#### 注10. 証券金融取引および再使用規制（S F T R）に関する情報

2019年12月31日に終了した年度において、ファンドおよびサブ・ファンドは、トータル・リターン・スワップ契約、証券貸付取引、逆買戻し条件付契約（逆現先契約）および買戻し条件付契約（現先契約）を締結しなかった。

#### 注11. 分配方針

管理会社は、各サブ・ファンドの1口当たり純資産価格を、それぞれ0.0100米ドル、0.0100オーストラリア・ドル、0.0100カナダ・ドルおよび0.0100ニュージーランド・ドルに維持するよう努めている。

買戻し受益証券について発生した未払分配金は、買戻し受益証券の支払い成立と同時に支払われる。

さらに、各サブ・ファンドの毎月の最終営業日に、当該最終営業日の前日までに分配宣言済の未払分配金はすべて、当該最終営業日の前日に適用される各サブ・ファンドの1口当たり純資産価格で再投資され、これにつきファンド証券が発行される。

#### 注12. 関連当事者取引

管理会社、保管受託銀行および管理事務代行会社、ならびに販売会社および代行協会員は、ファンドの関連当事者とみなされる。

#### 注13. 2019年12月31日に終了した年度の投資有価証券についての変動計算書

管理会社の登記上の事務所宛てに要請すれば、2019年12月31日に終了した年度中に発生した投資有価証券の変動についての明細書を無料で入手することができる。

#### 注14. 後発事象

管理会社は、新型コロナウイルス(COVID-19)のパンデミックを考慮した上でファンドの状況を評価しており、金融市場が非常に不安定であり、世界的な衛生状態が依然として厳しい状況にあるものの、監査報告書の日付時点または近い将来においてファンドを終了させる予定はないことを確認する。

他方で、管理会社は、ファンドの関係会社と協議の上、カナダ・ドル・ポートフォリオの受益者の利益を最大限考慮し、また、現在の経済・金融環境およびサブ・ファンドの資産規模が小さいことに鑑み、2020年5月末までにカナダ・ドル・ポートフォリオを償還することを決定した。

管理会社は、受益者の最善の利益のために、今後もファンドの状況を注意深くモニタリングし続ける。

その他に、現在の財務書類に開示が必要であると管理会社が判断する期末後監査人報告書の日付までに発生した重要な事象はなかった。

## 【投資有価証券明細表等】

## ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

## 契約型アンブレラ型投資信託

投資有価証券明細表  
2019年12月31日現在

## USドル・ポートフォリオ

(単位:米ドル)

額面 銘柄	通貨	取得価格	期末評価額	比率*
I. その他の譲渡性のある有価証券				
コマーシャル・ペーパー		米ドル	米ドル	%
100,000,000 AGENCE CENTRALE ORGA CP 05FEB20	米ドル	99,680,518	99,809,342	4.68
40,000,000 AGENCE CENTRALE ORGA CP 15JAN20	米ドル	39,906,740	39,968,252	1.88
100,000,000 AGENCE CENTRALE ORGA CP 20FEB20	米ドル	99,529,474	99,736,910	4.68
40,000,000 AGENCE CENTRALE ORGA CP 21FEB20	米ドル	39,811,585	39,892,624	1.87
50,000,000 AGENCE CENTRALE ORGA CP 24JAN20	米ドル	49,751,120	49,932,370	2.34
85,000,000 AGENCE CENTRALE ORGA CP 25FEB20	米ドル	84,586,092	84,754,242	3.98
60,000,000 AGENCE CENTRALE ORGA CP 27FEB20	米ドル	59,721,466	59,821,375	2.81
50,000,000 AGENCE CENTRALE ORGA CP 28JAN20	米ドル	49,740,108	49,920,665	2.34
75,000,000 AGENCE CENTRALE ORGA CP 29JAN20	米ドル	74,626,958	74,879,664	3.51
100,000,000 FMS WERTMANAGEMENT CP 02MAR20	米ドル	99,505,650	99,682,204	4.68
90,000,000 FMS WERTMANAGEMENT CP 07FEB20	米ドル	89,584,477	89,823,855	4.21
100,000,000 FMS WERTMANAGEMENT CP 08JAN20	米ドル	99,501,608	99,951,244	4.69
100,000,000 FMS WERTMANAGEMENT CP 21JAN20	米ドル	99,509,199	99,882,634	4.69
120,000,000 KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 09JAN20	米ドル	119,585,437	119,936,221	5.63
125,000,000 LANDESKREDITBANK BAD WU CP 10FEB20	米ドル	124,421,716	124,741,618	5.85
65,000,000 LANDESKREDITBANK BAD WU CP 12FEB20	米ドル	64,700,723	64,856,868	3.04
75,000,000 LANDESKREDITBANK BAD WU CP 13FEB20	米ドル	74,647,085	74,827,379	3.51
140,000,000 LANDESKREDITBANK BAD WU CP 15JAN20	米ドル	139,354,050	139,880,996	6.56
35,000,000 MUNICIPALITY FINANCE PLC CP 05FEB20	米ドル	34,838,870	34,933,758	1.64
80,000,000 NEDERLANDSE WATERSHAPSBK CP 09MAR20	米ドル	79,639,653	79,722,810	3.74
20,000,000 NEDERLANDSE WATERSHAPSBK CP 31JAN20	米ドル	19,879,570	19,965,893	0.94
60,000,000 OESTERREICH KONTROLLBK CP 19FEB20	米ドル	59,723,728	59,845,166	2.81
100,000,000 OESTERREICH KONTROLLBK CP 20FEB20	米ドル	99,526,915	99,735,480	4.68
コマーシャル・ペーパー合計		1,801,772,742	1,806,501,570	84.76
その他の譲渡性のある有価証券合計		1,801,772,742	1,806,501,570	84.76
投資有価証券合計		1,801,772,742	1,806,501,570	84.76

(\*) 純資産総額に対する期末評価額の比率(%)

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

<b>投資有価証券の分類</b> 2019年12月31日現在
-----------------------------------

## USドル・ポートフォリオ

## 投資有価証券の地域別および業種別分類

地域	業種	比率(%) *
ドイツ		
	その他の金融仲介機関	24.59
	保険および年金基金以外のその他金融サービス事業(他に分類されないもの)	18.28
		42.87
フランス		
	保険および年金基金以外のその他金融サービス事業(他に分類されないもの)	28.09
		28.09
オーストリア		
	その他の金融仲介機関	7.49
		7.49
オランダ		
	その他の金融仲介機関	4.68
		4.68
フィンランド		
	保険および年金基金以外のその他金融サービス事業(他に分類されないもの)	1.63
		1.63
投資有価証券合計		84.76

(\*) 純資産総額に対する期末評価額の比率(%)

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

投資有価証券明細表 2019年12月31日現在
----------------------------

## オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

(単位：オーストラリア・ドル)

額面 銘柄	通貨	取得価格	期末評価額	比率*
<b>I. 公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券</b>				
中期債券		豪ドル	豪ドル	%
26,495,000 KFW 2.75 16APR20 SER MTN	豪ドル	26,673,841	26,631,985	1.11
中期債券合計		26,673,841	26,631,985	1.11
公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券合計				
		26,673,841	26,631,985	1.11
<b>II. その他の譲渡性のある有価証券</b>				
コマーシャル・ペーパー		豪ドル	豪ドル	%
35,000,000 AGENCE CENTRALE ORGA CP 03FEB20	豪ドル	34,947,557	34,970,865	1.46
120,000,000 AGENCE CENTRALE ORGA CP 05MAR20	豪ドル	119,710,260	119,789,859	4.99
50,000,000 AGENCE CENTRALE ORGA CP 07FEB20	豪ドル	49,913,089	49,946,198	2.08
150,000,000 AGENCE CENTRALE ORGA CP 13FEB20	豪ドル	149,734,637	149,794,115	6.24
35,000,000 AGENCE CENTRALE ORGA CP 19FEB20	豪ドル	34,915,214	34,953,505	1.46
40,000,000 AGENCE CENTRALE ORGA CP 20FEB20	豪ドル	39,902,074	39,945,245	1.66
60,000,000 AGENCE CENTRALE ORGA CP 21FEB20	豪ドル	59,854,190	59,916,904	2.50
30,000,000 AGENCE CENTRALE ORGA CP 21JAN20	豪ドル	29,928,106	29,982,808	1.25
100,000,000 AGENCE CENTRALE ORGA CP 23JAN20	豪ドル	99,748,910	99,934,498	4.16
70,000,000 AGENCE CENTRALE ORGA CP 24JAN20	豪ドル	69,817,563	69,950,425	2.91
65,000,000 AGENCE CENTRALE ORGA CP 25FEB20	豪ドル	64,842,476	64,906,470	2.70
70,000,000 AGENCE CENTRALE ORGA CP 27FEB20	豪ドル	69,834,976	69,896,421	2.91
55,000,000 AGENCE CENTRALE ORGA CP 28JAN20	豪ドル	54,860,152	54,955,918	2.29
65,000,000 FMS WERTMANAGEMENT CP 02MAR20	豪ドル	64,848,453	64,898,431	2.70
65,000,000 FMS WERTMANAGEMENT CP 07FEB20	豪ドル	64,845,056	64,934,317	2.71
100,000,000 FMS WERTMANAGEMENT CP 08JAN20	豪ドル	99,776,888	99,978,174	4.17
50,000,000 FMS WERTMANAGEMENT CP 09JAN20	豪ドル	49,888,444	49,987,874	2.08
110,000,000 FMS WERTMANAGEMENT CP 10FEB20	豪ドル	109,730,672	109,879,662	4.58
150,000,000 FMS WERTMANAGEMENT CP 14FEB20	豪ドル	149,642,438	149,821,219	6.24
72,880,000 FMS WERTMANAGEMENT CP 21FEB20	豪ドル	72,666,180	72,774,089	3.03
40,000,000 FMS WERTMANAGEMENT CP 21JAN20	豪ドル	39,914,682	39,980,242	1.67
75,000,000 FMS WERTMANAGEMENT CP 26FEB20	豪ドル	74,819,436	74,890,909	3.12
100,000,000 FMS WERTMANAGEMENT CP 28FEB20	豪ドル	99,773,182	99,853,666	4.16
140,000,000 KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 18FEB20	豪ドル	139,651,743	139,816,707	5.83
25,000,000 LANDESKREDITBANK BAD WU CP 06MAR20	豪ドル	24,918,758	24,955,015	1.05
120,000,000 LANDESKREDITBANK BAD WU CP 16JAN20	豪ドル	119,718,528	119,947,989	5.00
コマーシャル・ペーパー合計		1,988,203,664	1,990,661,525	82.95
その他の譲渡性のある有価証券合計		1,988,203,664	1,990,661,525	82.95
投資有価証券合計		2,014,877,505	2,017,293,510	84.06

(\*) 純資産総額に対する期末評価額の比率(%)

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

<b>投資有価証券の分類</b> 2019年12月31日現在
-----------------------------------

## オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

### 投資有価証券の地域別および業種別分類

地域	業種	比率(%) *
<b>ドイツ</b>		
	保険および年金基金以外のその他金融サービス事業(他に分類されないもの)	34.46
	その他の金融仲介機関	12.98
		47.44
<b>フランス</b>		
	行政および防衛; 強制的社会保障	36.62
		36.62
<b>投資有価証券合計</b>		84.06

(\*) 純資産総額に対する期末評価額の比率(%)

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

投資有価証券明細表 2019年12月31日現在
----------------------------

## カナダ・ドル・ポートフォリオ

(単位:カナダ・ドル)

額面 銘柄	通貨	取得価格	期末評価額	比率*
<b>I. その他の譲渡性のある有価証券</b>				
<b>債券</b>		<b>カナダ・ドル</b>	<b>カナダ・ドル</b>	<b>%</b>
9,805,000 CANADA T-BILL 0.00 02APR20	カナダ・ドル	9,762,054	9,763,382	15.75
4,520,000 CANADA T-BILL 0.00 05MAR20	カナダ・ドル	4,500,022	4,506,545	7.27
1,930,000 CANADA T-BILL 0.00 06FEB20	カナダ・ドル	1,921,430	1,926,678	3.10
17,760,000 CANADA T-BILL 0.00 09JAN20	カナダ・ドル	17,688,128	17,752,113	28.63
9,910,000 CANADA T-BILL 0.00 19MAR20	カナダ・ドル	9,866,198	9,874,243	15.92
6,040,000 CANADA T-BILL 0.00 20FEB20	カナダ・ドル	6,013,303	6,025,834	9.72
3,010,000 CANADA T-BILL 0.00 23JAN20	カナダ・ドル	2,998,592	3,006,741	4.85
<b>債券合計</b>		<b>52,749,727</b>	<b>52,855,536</b>	<b>85.24</b>
<b>その他の譲渡性のある有価証券合計</b>		<b>52,749,727</b>	<b>52,855,536</b>	<b>85.24</b>
<b>投資有価証券合計</b>		<b>52,749,727</b>	<b>52,855,536</b>	<b>85.24</b>

(\*) 純資産総額に対する期末評価額の比率(%)

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

投資有価証券の分類 2019年12月31日現在
----------------------------

## カナダ・ドル・ポートフォリオ

## 投資有価証券の地域別および業種別分類

地域	業種	比率(%) *
カナダ		
	行政および防衛；強制的社会保障	85.24
		85.24
投資有価証券合計		85.24

(\*) 純資産総額に対する期末評価額の比率(%)

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

投資有価証券明細表 2019年12月31日現在
----------------------------

## ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

(単位：ニュージーランド・ドル)

額面 銘柄	通貨	取得価格	期末評価額	比率*
<b>I. その他の譲渡性のある有価証券</b>				
コマーシャル・ペーパー		NZドル	NZドル	%
25,000,000 AGENCE CENTRALE ORGA CP 05MAR20	NZドル	24,920,314	24,942,206	3.31
45,000,000 AGENCE CENTRALE ORGA CP 09JAN20	NZドル	44,941,906	44,985,831	5.95
30,000,000 AGENCE CENTRALE ORGA CP 14FEB20	NZドル	29,936,219	29,950,273	3.96
50,000,000 AGENCE CENTRALE ORGA CP 21FEB20	NZドル	49,832,966	49,904,809	6.60
55,000,000 AGENCE CENTRALE ORGA CP 22JAN20	NZドル	54,884,588	54,956,484	7.27
45,000,000 AGENCE CENTRALE ORGA CP 25FEB20	NZドル	44,844,539	44,907,695	5.94
20,000,000 AGENCE CENTRALE ORGA CP 27FEB20	NZドル	19,934,792	19,958,180	2.65
62,000,000 AGENCE CENTRALE ORGA CP 28JAN20	NZドル	61,861,430	61,937,211	8.20
55,000,000 EIB CP 10FEB20	NZドル	54,788,835	54,929,048	7.27
45,000,000 KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 07FEB20	NZドル	44,865,553	44,943,619	5.95
40,000,000 KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 18FEB20	NZドル	39,859,578	39,926,094	5.28
55,000,000 KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 30MAR20	NZドル	54,821,237	54,821,237	7.26
50,000,000 LANDESKREDITBANK BAD WU CP 29JAN20	NZドル	49,858,568	49,953,881	6.61
55,000,000 NEDERLANDSE WATERSHAPS BK CP 12MAR20	NZドル	54,793,732	54,875,557	7.26
コマーシャル・ペーパー合計		630,144,257	630,992,125	83.51
その他の譲渡性のある有価証券合計		630,144,257	630,992,125	83.51
投資有価証券合計		630,144,257	630,992,125	83.51

(\*) 純資産総額に対する期末評価額の比率(%)

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

<b>投資有価証券の分類</b> 2019年12月31日現在
-----------------------------------

## ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

### 投資有価証券の地域別および業種別分類

地域	業種	比率(%) *
フランス		
	行政および防衛；強制的社会保障	43.88
		43.88
ドイツ		
	その他の金融仲介機関	25.10
		25.10
ルクセンブルグ		
	域外組織および機関の活動	7.27
		7.27
オランダ		
	その他の金融仲介機関	7.26
		7.26
投資有価証券合計		83.51

(\*) 純資産総額に対する期末評価額の比率(%)

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

(財務書類については、原文(英語版)のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文(英語版)のみである。財務書類の原文(英語版)の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文(英語版)と日本語の間に相違があった場合には、原文(英語版)が優先される。)

[次へ](#)

**NIKKO MONEY MARKET FUND**  
**Mutual Investment Umbrella Fund**
**Combined statement of net assets as at December 31, 2019**

Combined	(Expressed in US dollar)	
	Notes	USD (*)
<b>Assets</b>		
Investments at year-end value (cost USD 3,672,616,689)	2.3	3,679,683,262
Cash at bank		676,622,728
Receivable on subscriptions		20,867,906
Interest receivable on investments	2.6	104,380
Interest receivable on cash	2.6	82,240
<b>Total assets</b>		<b>4,377,360,516</b>
<b>Liabilities</b>		
Payable on repurchases		5,269,385
Agent Company and Distributor fee payable	5	3,649,949
Dividend payable	11	3,426,978
Investment Manager fee payable	4	1,166,444
Administration fee payable	7	484,458
Depository fee payable	6	329,471
Printing and publishing expenses payable		297,257
Management fee payable	3	236,382
"Taxe d'abonnement" payable	9	108,475
Legal expenses payable		65,152
Professional expenses payable		46,503
<b>Total liabilities</b>		<b>15,080,454</b>
<b>Total net assets</b>		<b>4,362,280,062</b>

\* Reference is made to note 2.2.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

**NIKKO MONEY MARKET FUND**  
**Mutual Investment Umbrella Fund**
**Statement of net assets as at December 31, 2019**
**US Dollar Portfolio**

(Expressed in US dollar)

	Notes	USD
<b>Assets</b>		
Investments at year-end value (cost USD 1,801,772,742)	2.3	1,806,501,570
Cash at bank		324,404,597
Receivable on subscriptions		9,700,292
Interest receivable on cash	2.6	41,189
<b>Total assets</b>		<b>2,140,647,648</b>
<b>Liabilities</b>		
Payable on repurchases		3,019,286
Agent Company and Distributor fee payable	5	2,577,535
Dividend payable	11	2,229,118
Investment Manager fee payable	4	577,154
Administration fee payable	7	321,993
Depositary fee payable	6	219,026
Printing and publishing expenses payable		145,400
Management fee payable	3	161,104
"Taxe d'abonnement" payable	9	52,976
Legal expenses payable		32,081
Professional expenses payable		22,899
<b>Total liabilities</b>		<b>9,358,572</b>
<b>Total net assets</b>		<b>2,131,289,076</b>
Number of units outstanding		213,128,907,589
Net asset value per unit		0.0100

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

**NIKKO MONEY MARKET FUND**  
**Mutual Investment Umbrella Fund**

**Statement of net assets as at December 31, 2019**

Australian Dollar Portfolio	(Expressed in Australian dollar)	
	Notes	AUD
<b>Assets</b>		
Investments at year-end value (cost AUD 2,014,877,505)	2.3	2,017,293,510
Cash at bank		372,941,340
Receivable on subscriptions		14,956,879
Interest receivable on investments	2.6	149,392
Interest receivable on cash	2.6	40,286
<b>Total assets</b>		<b>2,405,381,407</b>
<b>Liabilities</b>		
Payable on repurchases		2,091,410
Agent Company and Distributor fee payable	5	1,110,257
Dividend payable	11	1,170,237
Investment Manager fee payable	4	594,450
Administration fee payable	7	168,092
Depositary fee payable	6	114,259
Printing and publishing expenses payable		161,232
Management fee payable	3	66,412
"Taxe d'abonnement" payable	9	59,620
Legal expenses payable		35,499
Professional expenses payable		25,337
<b>Total liabilities</b>		<b>5,596,805</b>
<b>Total net assets</b>		<b>2,399,784,602</b>
Number of units outstanding		239,978,460,197
Net asset value per unit		0.0100

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

**NIKKO MONEY MARKET FUND**  
**Mutual Investment Umbrella Fund**
**Statement of net assets as at December 31, 2019**
**Canadian Dollar Portfolio**

(Expressed in Canadian dollar)

	Notes	CAD
<b>Assets</b>		
Investments at year-end value (cost CAD 52,749,727)	2.3	52,855,536
Cash at bank		8,934,709
Receivable on subscriptions		419,228
Interest receivable on cash	2.6	465
<b>Total assets</b>		<b>62,209,938</b>
<b>Liabilities</b>		
Payable on repurchases		28,856
Agent Company and Distributor fee payable	5	72,952
Dividend payable	11	48,592
Investment Manager fee payable	4	23,265
Administration fee payable	7	9,145
Depositary fee payable	6	6,221
Printing and publishing expenses payable		5,451
Management fee payable	3	4,601
"Taxe d'abonnement" payable	9	1,543
Legal expenses payable		925
Professional expenses payable		660
<b>Total liabilities</b>		<b>202,211</b>
<b>Total net assets</b>		<b>62,007,727</b>
Number of units outstanding		6,200,772,663
Net asset value per unit		0.0100

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

**NIKKO MONEY MARKET FUND**  
**Mutual Investment Umbrella Fund**

**Statement of net assets as at December 31, 2019**

New Zealand Dollar Portfolio	(Expressed in New Zealand dollar)	
	Notes	NZD
<b>Assets</b>		
Investments at year-end value (cost NZD 630,144,257)	2.3	630,992,125
Cash at bank		126,430,915
Receivable on subscriptions		591,198
Interest receivable on cash	2.6	18,706
<b>Total assets</b>		<b>758,032,944</b>
<b>Liabilities</b>		
Payable on repurchases		1,143,051
Agent Company and Distributor fee payable	5	359,088
Dividend payable	11	511,401
Investment Manager fee payable	4	232,786
Administration fee payable	7	56,684
Depositary fee payable	6	38,542
Printing and publishing expenses payable		52,228
Management fee payable	3	37,800
"Taxe d'abonnement" payable	9	18,876
Legal expenses payable		11,271
Professional expenses payable		8,045
<b>Total liabilities</b>		<b>2,469,772</b>
<b>Total net assets</b>		<b>755,563,172</b>
Number of units outstanding		75,556,317,243
Net asset value per unit		0.0100

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

**NIKKO MONEY MARKET FUND**  
**Mutual Investment Umbrella Fund**

**Combined statement of operations and changes in net assets for the year ended December 31, 2019**

Combined	(Expressed in US dollar)	
	Notes	USD (*)
<b>Income</b>		
Interest income on investments	2.6	68,687,446
Bank interest	2.6	10,672,875
<b>Total income</b>		<b>79,360,321</b>
<b>Expenses</b>		
Agent Company fee and Distributor fee	5	16,671,938
Investment Manager fee	4	4,468,612
Administration fee	7	2,139,524
Depository fee	6	1,455,242
Management fee	3	1,087,212
"Taxe d'abonnement"	9	415,166
Publication expenses		322,354
Legal expenses		129,333
Professional expenses		53,091
Other expenses		16,957
<b>Total expenses</b>		<b>26,759,429</b>
<b>Net investment income</b>		<b>52,600,892</b>
<b>Realised</b>		
Gain on investments	2.3	99,219
Loss on investments	2.3	(487,246)
<b>Net investment income and realised loss for the year</b>		<b>52,212,865</b>
<b>Unrealised</b>		
Appreciation on investments	2.3	7,130,524
Depreciation on investments	2.3	(8,137,364)
<b>Net increase in net assets as a result of operations</b>		<b>51,206,025</b>
<b>Movement in capital</b>		
Subscriptions of units		3,863,418,325
Repurchases of units		(3,262,425,197)
<b>Net movement in capital</b>		<b>600,993,128</b>
<b>Dividend distributed</b>	11	<b>(51,206,027)</b>
<b>Net assets at the beginning of the year</b>		<b>3,770,233,463</b>
<b>Exchange difference</b>	2.2	<b>(8,946,527)</b>
<b>Net assets at the end of the year</b>		<b>4,362,280,062</b>

\* Reference is made to note 2.2.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

**NIKKO MONEY MARKET FUND**  
**Mutual Investment Umbrella Fund**

**Statement of operations and changes in net assets for the year ended December 31, 2019**

US Dollar Portfolio

(Expressed in US dollar)

	Notes	USD
<b>Income</b>		
Interest income on investments	2.6	40,127,572
Bank interest	2.6	6,788,804
<b>Total income</b>		<b>46,916,376</b>
<b>Expenses</b>		
Agent Company fee and Distributor fee	5	9,651,682
Investment Manager fee	4	2,180,849
Administration fee	7	1,205,719
Depositary fee	6	820,154
Management fee	3	603,260
"Taxe d'abonnement"	9	204,474
Publication expenses		150,891
Legal expenses		62,858
Professional expenses		24,371
Other expenses		8,313
<b>Total expenses</b>		<b>14,912,571</b>
<b>Net investment income</b>		<b>32,003,805</b>
<b>Realised</b>		
Gain on investments	2.3	41,800
<b>Net investment income and realised gain for the year</b>		<b>32,045,605</b>
<b>Unrealised</b>		
Appreciation on investments	2.3	4,728,828
Depreciation on investments	2.3	(4,709,727)
<b>Net increase in net assets as a result of operations</b>		<b>32,064,706</b>
<b>Movement in capital</b>		
Subscriptions of units		2,375,194,401
Repurchases of units		(2,087,100,461)
<b>Net movement in capital</b>		<b>288,093,940</b>
<b>Dividend distributed</b>	11	<b>(32,064,706)</b>
<b>Net assets at the beginning of the year</b>		<b>1,843,195,136</b>
<b>Net assets at the end of the year</b>		<b>2,131,289,076</b>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

**NIKKO MONEY MARKET FUND**  
**Mutual Investment Umbrella Fund**

**Statement of operations and changes in net assets for the year ended December 31, 2019**

Australian Dollar Portfolio

(Expressed in Australian dollar)

	Notes	
<b>Income</b>		
Interest income on investments	2.6	30,594,033
Bank interest	2.6	4,127,300
<b>Total income</b>		<b>34,721,333</b>
<b>Expenses</b>		
Agent Company fee and Distributor fee	5	7,307,585
Investment Manager fee	4	2,338,466
Administration fee	7	976,855
Depositary fee	6	664,350
Management fee	3	498,658
"Taxe d'abonnement"	9	226,572
Publication expenses		184,062
Legal expenses		72,635
Professional expenses		31,445
Other expenses		9,101
<b>Total expenses</b>		<b>12,309,729</b>
<b>Net investment income</b>		<b>22,411,604</b>
<b>Realised</b>		
Loss on investments	2.3	(700,973)
<b>Net investment income and realised loss for the year</b>		<b>21,710,631</b>
<b>Unrealised</b>		
Appreciation on investments	2.3	2,536,710
Depreciation on investments	2.3	(3,716,631)
<b>Net increase in net assets as a result of operations</b>		<b>20,530,710</b>
<b>Movement in capital</b>		
Subscriptions of units		1,673,729,904
Repurchases of units		(1,312,316,017)
<b>Net movement in capital</b>		<b>361,413,887</b>
<b>Dividend distributed</b>	11	<b>(20,530,710)</b>
<b>Net assets at the beginning of the year</b>		<b>2,038,370,715</b>
<b>Net assets at the end of the year</b>		<b>2,399,784,602</b>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

**NIKKO MONEY MARKET FUND**  
**Mutual Investment Umbrella Fund**

**Statement of operations and changes in net assets for the year ended December 31, 2019**

**Canadian Dollar Portfolio**

(Expressed in Canadian dollar)

	Notes	CAD
<b>Income</b>		
Interest income on investments	2.6	858,653
Bank interest	2.6	122,836
<b>Total income</b>		<b>981,489</b>
<b>Expenses</b>		
Agent Company fee and Distributor fee	5	293,329
Investment Manager fee	4	92,756
Administration fee	7	36,716
Depositary fee	6	24,975
Management fee	3	18,428
"Taxe d'abonnement"	9	6,156
Publication expenses		6,678
Legal expenses		1,921
Professional expenses		724
Other expenses		407
<b>Total expenses</b>		<b>482,090</b>
<b>Net investment income</b>		<b>499,399</b>
<b>Unrealised</b>		
Appreciation on investments	2.3	105,808
Depreciation on investments	2.3	(87,308)
<b>Net increase in net assets as a result of operations</b>		<b>517,899</b>
<b>Movement in capital</b>		
Subscriptions of units		7,661,741
Repurchases of units		(6,287,334)
<b>Net movement in capital</b>		<b>1,374,407</b>
<b>Dividend distributed</b>	11	<b>(517,900)</b>
<b>Net assets at the beginning of the year</b>		<b>60,633,321</b>
<b>Net assets at the end of the year</b>		<b>62,007,727</b>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

**NIKKO MONEY MARKET FUND**  
**Mutual Investment Umbrella Fund**

**Statement of operations and changes in net assets for the year ended December 31, 2019**

New Zealand Dollar Portfolio

(Expressed in New Zealand dollar)

	Notes	NZD
<b>Income</b>		
Interest income on investments	2.6	10,087,454
Bank interest	2.6	1,400,180
<b>Total income</b>		<b>11,487,634</b>
<b>Expenses</b>		
Agent Company fee and Distributor fee	5	2,609,824
Investment Manager fee	4	899,023
Administration fee	7	344,685
Depositary fee	6	234,435
Management fee	3	187,346
"Taxe d'abonnement"	9	73,700
Publication expenses		58,411
Legal expenses		22,064
Professional expenses		9,587
Other expenses		3,052
<b>Total expenses</b>		<b>4,442,127</b>
<b>Net investment income</b>		<b>7,045,507</b>
<b>Realised</b>		
Gain on investments	2.3	87,144
<b>Net investment income and realised gain for the year</b>		<b>7,132,651</b>
<b>Unrealised</b>		
Appreciation on investments	2.3	847,868
Depreciation on investments	2.3	(1,181,340)
<b>Net increase in net assets as a result of operations</b>		<b>6,799,179</b>
<b>Movement in capital</b>		
Subscriptions of units		484,198,029
Repurchases of units		(392,159,434)
<b>Net movement in capital</b>		<b>92,038,595</b>
<b>Dividend distributed</b>	11	<b>(6,799,180)</b>
<b>Net assets at the beginning of the year</b>		<b>663,524,578</b>
<b>Net assets at the end of the year</b>		<b>755,563,172</b>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

**NIKKO MONEY MARKET FUND**  
**Mutual Investment Umbrella Fund**

**Statistical information**

	US Dollar Portfolio	Australian Dollar Portfolio	Canadian Dollar Portfolio	New Zealand Dollar Portfolio
<b>Number of units outstanding at the end of the year</b>				
December 31, 2017	199,627,667,798	172,416,416,106	6,160,853,067	53,146,279,633
December 31, 2018	184,319,513,597	203,837,071,496	6,063,332,051	66,352,457,791
Units issued	237,519,440,075	167,372,990,430	766,174,056	48,419,802,860
Units repurchased	(208,710,046,083)	(131,231,601,729)	(628,733,444)	(39,215,943,408)
December 31, 2019	213,128,907,589	239,978,460,197	6,200,772,663	75,556,317,243
<b>Total net assets at the end of the year</b>				
	<b>USD</b>	<b>AUD</b>	<b>CAD</b>	<b>NZD</b>
December 31, 2017	1,996,276,678	1,724,164,161	61,608,531	531,462,796
December 31, 2018	1,843,195,136	2,038,370,715	60,633,321	663,524,578
December 31, 2019	2,131,289,076	2,399,784,602	62,007,727	755,563,172
<b>Net asset value per unit at the end of the year</b>				
	<b>USD</b>	<b>AUD</b>	<b>CAD</b>	<b>NZD</b>
December 31, 2017	0.01	0.01	0.01	0.01
December 31, 2018	0.0100	0.0100	0.0100	0.0100
December 31, 2019	0.0100	0.0100	0.0100	0.0100

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

**NIKKO MONEY MARKET FUND**  
**Mutual Investment Umbrella Fund****Notes to the financial statements**

(As at December 31, 2019)

**Note 1 - Activity**

**NIKKO MONEY MARKET FUND** (the “Fund”), organised as a mutual investment umbrella fund, is an unincorporated coproprietorship of its securities and other assets for an unlimited period. The Fund may be dissolved at any time by mutual agreement between the Management Company and the Depositary or in any cases provided for by Luxembourg law.

The Fund is organized under part II of the 2010 Law and qualifies as an alternative investment fund within the meaning of the 2013 Law and as a Public Debt CNAV MMF in accordance with the MMF Regulation.

The assets of the different sub-funds are separately invested in accordance with their respective investment policies and objectives.

The objective of each sub-fund is to seek a stable rate of income in line with money market rates while preserving capital and maintaining liquidity by investing in high-grade money market instruments.

As at December 31, 2019, there were four sub-funds in operation in the Fund:

- \* Nikko Money Market Fund - US Dollar Portfolio  
(hereinafter referred to as “US Dollar Portfolio”)
- \* Nikko Money Market Fund - Australian Dollar Portfolio  
(hereinafter referred to as “Australian Dollar Portfolio”)
- \* Nikko Money Market Fund - Canadian Dollar Portfolio  
(hereinafter referred to as “Canadian Dollar Portfolio”)
- \* Nikko Money Market Fund - New Zealand Dollar Portfolio  
(hereinafter referred to as “New Zealand Dollar Portfolio”)

**Note 2 - Significant accounting policies****2.1 - Presentation of financial statements**

The financial statements are presented in accordance with Luxembourg laws and regulations relating to undertakings for collective investment and generally accepted accounting principles in Luxembourg.

## NIKKO MONEY MARKET FUND Mutual Investment Umbrella Fund

### Notes to the financial statements (continued)

(As at December 31, 2019)

#### Note 2 - Significant accounting policies (continued)

##### 2.2 - Combined statements

The combined financial statements of the Fund are expressed in USD. The combined statement of net assets is the sum of the sub-funds' net assets converted in USD at exchange rates prevailing at the year-end closing date. The combined statement of operations and changes in net assets is the sum of the sub-funds' statements of operations and changes in net assets converted in USD at the average exchange rates applicable for the year ended December 31, 2019.

The exchange rates used for the translation into USD of the sub-funds' assets and liabilities not denominated in USD as at December 31, 2019 are as follows:

Currency	Exchange rate
AUD	0.6987
CAD	0.7649
NZD	0.6708

The average exchange rates used for the translation into USD of the sub-funds' statements of operations and changes in net assets not denominated in USD as at December 31, 2019 are as follows:

Currency	Exchange rate
AUD	0.6951
CAD	0.7539
NZD	0.6589

The exchange difference resulting from the use of average rates is recorded in the combined statement of operations and changes in net assets.

##### 2.3 - Investments in securities

The bonds, debt securities and money market instruments in each sub-fund's portfolio are valued based upon their amortised cost. This involves valuing an investment at its cost and thereafter assuming a constant amortisation to maturity of any discount or premium regardless of the impact of fluctuating interest rates on the market value of the instruments. The amortisation of any discount or premium is included in the statement of operations and changes in net assets under the heading "Unrealised appreciation/depreciation on investments". At maturity, the net income realised resulting from commercial papers and certificates of deposit is included under the heading "Interest income on investments". Realised gain/loss resulting from sales of bonds and medium term notes to maturity are recorded in the statement of operations and changes in net assets.

##### 2.4 - Foreign currency translation

Assets and liabilities expressed in currencies other than the currency of the sub-funds are translated at exchange rates prevailing at year-end. Transactions in currencies other than the currency of the sub-funds are translated into the currency of the sub-funds at exchange rates prevailing at the transaction dates.

**NIKKO MONEY MARKET FUND**  
**Mutual Investment Umbrella Fund****Notes to the financial statements (continued)**

(As at December 31, 2019)

**Note 2 - Significant accounting policies (continued)****2.5 - Formation expenses**

Formation expenses have been fully amortised.

**2.6 - Interest income**

Interest income is accrued on a daily basis.

**Note 3 - Management fee**

The Management Company is entitled to a fee payable in arrears, out of the assets of each sub-fund, at the end of each quarter which is calculated as follows: (i) in case daily GYLOE is below 1% p.a., the fee payable to the Management Company is 1% of such GILOE; (ii) in case daily GYLOE is 1% p.a. or above and below 1.5% p.a., the fee payable to the Management Company is 0.02% p.a. of the net assets of each sub-fund accrued on and calculated daily; (iii) in case daily GYLOE is 1.5% or above, the fee payable to the Management Company is 0.03% p.a. of the net assets of each sub-fund accrued on and calculated daily.

“GYLOE” (Gross Yield Less Other Expenses) means a rate calculated daily by the Management Company, which shall be equal to the gross yield of the respective sub-fund less the rate of daily amortization amount of expenses other than fees payable to the sub-fund’s related parties, and “GILOE” (Gross Income Less Other Expenses) means an amount, calculated daily by the Management Company, which is equal to the difference between (a) the gross income of the sub-fund, including the capital gain/loss on securities, and (b) the daily amortisation amount of expenses other than fees payable to the sub-fund’s related parties.

**Note 4 - Investment Manager fee**

The Investment Manager is entitled to a fee payable in arrears, out of the assets of each sub-fund, at the end of each quarter, which is calculated as follows. In case daily GYLOE is below 1% p.a., the fee payable to the Investment Manager is the lower amount of i) 14% of GILOE and ii) GYLOE x 100 multiplied by the fee rates mentioned below. In case daily GYLOE is 1.00% p.a. or above, the fee payable to the Investment Manager is calculated as below on the basis of the net assets of each sub-fund accrued on and calculated daily.

**US Dollar Portfolio**

up to 0.15% p.a. up to (and including) USD 200 million;  
up to 0.125% p.a. for a portion of more than USD 200 million, to (and including) USD 500 million; up to 0.10% p.a. for a portion of more than USD 500 million, to (and including) USD 2 billion; and up to 0.09% p.a. for a portion of more than USD 2 billion.

## NIKKO MONEY MARKET FUND

### Mutual Investment Umbrella Fund

#### Notes to the financial statements (continued)

(As at December 31, 2019)

#### Note 4 - Investment Manager fee (continued)

##### Australian Dollar Portfolio

up to 0.15% p.a. up to (and including) AUD 200 million;  
 up to 0.125% p.a. for a portion of more than AUD 200 million, to (and including) AUD 500 million; up to 0.10% p.a. for a portion of more than AUD 500 million, to (and including) AUD 2 billion; and up to 0.09% p.a. for a portion of more than AUD 2 billion.

##### Canadian Dollar Portfolio

up to 0.15% p.a. up to (and including) CAD 200 million;  
 up to 0.125% p.a. for a portion of more than CAD 200 million, to (and including) CAD 500 million; up to 0.10% p.a. for a portion of more than CAD 500 million, to (and including) CAD 2 billion; and up to 0.09% p.a. for a portion of more than CAD 2 billion.

##### New Zealand Dollar Portfolio

up to 0.15% p.a. up to (and including) NZD 200 million;  
 up to 0.125% p.a. for a portion of more than NZD 200 million, to (and including) NZD 500 million; up to 0.10% p.a. for a portion of more than NZD 500 million, to (and including) NZD 2 billion; and up to 0.09% p.a. for a portion of more than NZD 2 billion.

Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses incurred by the Investment Manager will be borne by the relevant sub-fund.

#### Note 5 - Agent Company fee and Distributor fee

The Agent Company and the Distributors are entitled to a fee payable in arrears, out of the assets of each sub-fund, at the end of each quarter, which is calculated as below:

- In case daily GYLOE is below 1% p.a., the fee payable to the Agent Company is 20% of the GILOE, out of which 18% of GILOE is paid to the Distributors.
- In case daily GYLOE is 1.00% p.a. or above, the maximum fee payable to the Agent Company is 0.63% p.a. of the net assets of each sub-fund during the relevant quarter (out of which the Agent Company will pay the fee of each Distributor).
  - As of December 31, 2019:
    - In case daily GYLOE is 1.00% p.a. or above and below 1.50% p.a., the fee payable to the Agent Company is 0.19% p.a. of the net assets of such sub-fund accrued on and calculated daily, out of which 0.18% p.a. is paid to the Distributors.
    - In case daily GYLOE is 1.50% p.a. or above, the fee payable to the Agent Company is 0.48% p.a. of the net assets of such sub-fund accrued on and calculated daily, out of which 0.40% p.a. is paid to the Distributors.

Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses incurred by the Agent Company and/or the Distributors are borne by the relevant sub-fund.

**NIKKO MONEY MARKET FUND**  
**Mutual Investment Umbrella Fund****Notes to the financial statements (continued)**

(As at December 31, 2019)

**Note 6 - Depositary fee**

The Depositary is entitled to a fee payable in arrears, out of the assets of each sub-fund, at the end of each quarter which is calculated as follows: (i) in case daily GYLOE is below 1% p.a., the fee payable to the Depositary is 2% of such GILOE; (ii) in case daily GYLOE is 1% p.a. or above and below 1.5% p.a., the fee payable to the Depositary is 0.02% p.a. of the net assets of each sub-fund accrued on and calculated daily; (iii) in case the GYLOE is 1.50% p.a. or above, the fee payable to the Depositary is 0.04% p.a. of the net assets of each sub-fund accrued on and calculated daily.

Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses (including without limitation telephone, cable and postage expenses) incurred by the Depositary and any custody charges of banks and financial institutions to whom custody of assets of the Fund is entrusted are borne by the Fund.

**Note 7 - Administration fee**

The Administrator, Paying Agent, Registrar and Transfer Agent is entitled to a fee payable in arrears, out of the assets of each sub-fund, at the end of each quarter which is calculated as follows: (i) in case daily GYLOE is below 1% p.a., the fee payable to the Administrator, Paying Agent, Registrar and Transfer Agent is 3% of such GILOE; (ii) in case daily GYLOE is 1% p.a. or above and below 1.5% p.a., the fee payable to the Administrator, Paying Agent, Registrar and Transfer Agent is 0.03% p.a. of the net assets of each sub-fund accrued on and calculated daily; (iii) in case daily GYLOE is 1.50% p.a. or above, the fee payable to the Administrator, Paying Agent, Registrar and Transfer Agent is 0.06% p.a. of the net assets of each sub-fund accrued on and calculated daily.

Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses (including without limitation telephone, cable and postage expenses) incurred by the Administrator are borne by the Fund.

**Note 8 - Transaction costs**

The Fund does not pay any transaction costs (as defined in the 2010 Law). In agreement with the Management Company, transaction costs related to the Fund are borne by the Depositary.

**Note 9 - Taxation**

The Fund is subject to Luxembourg law in respect of its tax status. Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg, the Fund is subject to a subscription tax (the "Taxe d'abonnement") on its net assets at an annual rate of 0.01% calculated and payable quarterly.

Under the 2010 Law, neither the Fund nor the Unitholders are subject to any Luxembourg tax neither on income or capital gains nor to any withholding or estate tax. The Fund collects the income produced by the securities in its portfolio after deduction of any withholding tax in the relevant countries.

**NIKKO MONEY MARKET FUND**  
**Mutual Investment Umbrella Fund****Notes to the financial statements (continued)**

(As at December 31, 2019)

---

**Note 10 - Information related to the Securities Financing Transactions and of Reuse Regulation (SFTR)**

---

The Fund and its sub-funds did not enter into total return swaps, securities lending transactions, reverse repurchase transactions and repurchase transactions during the year ended December 31, 2019.

---

**Note 11 - Dividend policy**

---

The Management Company seeks to maintain each sub-fund's net asset value per unit at USD 0.0100, AUD 0.0100, CAD 0.0100 and NZD 0.0100, respectively.

Any accrued but unpaid dividends on the repurchased units are paid at the same time when such payment for the repurchased units is made.

Furthermore, on the last business day in each month, in respect of each sub-fund, all dividends declared accrued up to (and including) the day immediately preceding such last business day and not yet paid are automatically reinvested against issue of further units at the net asset value per unit of the relevant sub-fund applicable on the day immediately preceding such last business day.

---

**Note 12 - Related party transactions**

---

The Management Company, the Depositary and Administrator, and the Distributor and Agent Company are considered as related parties to the Fund.

---

**Note 13 - Statement of changes in investments for the year ended December 31, 2019**

---

Upon request addressed to the registered office of the Management Company, a statement listing the changes in investments which occurred during the year ended December 31, 2019 can be obtained free of charge.

**NIKKO MONEY MARKET FUND**  
**Mutual Investment Umbrella Fund****Notes to the financial statements (continued)**

(As at December 31, 2019)

**Note 14 - Subsequent events**

The Management Company has made an assessment of the situation of the Fund in the context of the COVID-19 pandemic and, while financial markets have been very volatile and the worldwide health situation remains difficult, confirms that it has no plan to terminate the Fund either as of the date of the Auditors' opinion or in the foreseeable future.

This being said, the Management Company, after extensive discussions with counterparties to the Fund and taking into account the best interests of the Unitholders of the Canadian Dollar Portfolio, has decided, in view of the current economic and financial environment and of the small size of that sub-fund's assets, to liquidate the Canadian Dollar Portfolio by the end of May 2020.

The Management Company will continue to closely monitor the situation of the Fund in the best interests of the Unitholders.

There has been no other significant event after year-end up to the date of the *Réviseur d'entreprises agréé's* opinion which, in the opinion of the Management Company, requires disclosure in the present financial statements.

**NIKKO MONEY MARKET FUND**  
**Mutual Investment Umbrella Fund**
**Statement of investments as at December 31, 2019**
**US Dollar Portfolio**

(Expressed in US dollar)

Nominal	Description	Currency	Cost	Year-end value	Ratio*
<b>I. Other transferable securities</b>					
<b>Commercial papers</b>			<b>USD</b>	<b>USD</b>	<b>%</b>
100,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 05FEB20	USD	99,680,518	99,809,342	4.68
40,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 15JAN20	USD	39,906,740	39,968,252	1.88
100,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 20FEB20	USD	99,529,474	99,736,910	4.68
40,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 21FEB20	USD	39,811,585	39,892,624	1.87
50,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 24JAN20	USD	49,751,120	49,932,370	2.34
85,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 25FEB20	USD	84,586,092	84,754,242	3.98
60,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 27FEB20	USD	59,721,466	59,821,375	2.81
50,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 28JAN20	USD	49,740,108	49,920,665	2.34
75,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 29JAN20	USD	74,626,958	74,879,664	3.51
100,000,000	FMS WERTMANAGEMENT CP 02MAR20	USD	99,505,650	99,682,204	4.68
90,000,000	FMS WERTMANAGEMENT CP 07FEB20	USD	89,584,477	89,823,855	4.21
100,000,000	FMS WERTMANAGEMENT CP 08JAN20	USD	99,501,608	99,951,244	4.69
100,000,000	FMS WERTMANAGEMENT CP 21JAN20	USD	99,509,199	99,882,634	4.69
120,000,000	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 09JAN20	USD	119,585,437	119,936,221	5.63
125,000,000	LANDESKREDITBANK BAD WU CP 10FEB20	USD	124,421,716	124,741,618	5.85
65,000,000	LANDESKREDITBANK BAD WU CP 12FEB20	USD	64,700,723	64,856,868	3.04
75,000,000	LANDESKREDITBANK BAD WU CP 13FEB20	USD	74,647,085	74,827,379	3.51
140,000,000	LANDESKREDITBANK BAD WU CP 15JAN20	USD	139,354,050	139,880,996	6.56
35,000,000	MUNICIPALITY FINANCE PLC CP 05FEB20	USD	34,838,870	34,933,758	1.64
80,000,000	NEDERLANDSE WATERSHAPSBK CP 09MAR20	USD	79,639,653	79,722,810	3.74
20,000,000	NEDERLANDSE WATERSHAPSBK CP 31JAN20	USD	19,879,570	19,965,893	0.94
60,000,000	OESTERREICH KONTROLLBK CP 19FEB20	USD	59,723,728	59,845,166	2.81
100,000,000	OESTERREICH KONTROLLBK CP 20FEB20	USD	99,526,915	99,735,480	4.68
<b>Total commercial papers</b>			<b>1,801,772,742</b>	<b>1,806,501,570</b>	<b>84.76</b>
<b>Total other transferable securities</b>			<b>1,801,772,742</b>	<b>1,806,501,570</b>	<b>84.76</b>
<b>Total investments</b>			<b>1,801,772,742</b>	<b>1,806,501,570</b>	<b>84.76</b>

(\*) Weight of the year-end value against the net assets expressed in %.  
The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

**NIKKO MONEY MARKET FUND**  
**Mutual Investment Umbrella Fund**

**Classification of investments as at December 31, 2019**

US Dollar Portfolio

**Classification of investments by country and by economic sector**

Country	Economic sector	Ratio (%)*
Germany		
	Other Monetary Intermediation	24.59
	Other Financial Service Activities, Except Insurance And Pension Funding N.E.C.	18.28
		<u>42.87</u>
France		
	Public Administration And Defence; Compulsory Social Security	28.09
		<u>28.09</u>
Austria		
	Other Monetary Intermediation	7.49
		<u>7.49</u>
Netherlands		
	Other Monetary Intermediation	4.68
		<u>4.68</u>
Finland		
	Other Financial Service Activities, Except Insurance And Pension Funding N.E.C.	1.63
		<u>1.63</u>
Total investments		<u>84.76</u>

(\*) Weight of the year-end value against the net assets expressed in %.  
The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

**NIKKO MONEY MARKET FUND**  
**Mutual Investment Umbrella Fund**
**Statement of investments as at December 31, 2019**
**Australian Dollar Portfolio**

(Expressed in Australian dollar)

Nominal	Description	Currency	Cost	Year-end value	Ratio*
<b>I. Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market</b>					
<b>Bonds</b>			<b>AUD</b>	<b>AUD</b>	<b>%</b>
26,495,000	KFW 2.75 16APR20 SER MTN	AUD	26,673,841	26,631,985	1.11
<b>Total bonds</b>			<b>26,673,841</b>	<b>26,631,985</b>	<b>1.11</b>
<b>Total transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market</b>			<b>26,673,841</b>	<b>26,631,985</b>	<b>1.11</b>
<b>II. Other transferable securities</b>					
<b>Commercial papers</b>			<b>AUD</b>	<b>AUD</b>	<b>%</b>
35,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 03FEB20	AUD	34,947,557	34,970,865	1.46
120,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 05MAR20	AUD	119,710,260	119,789,859	4.99
50,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 07FEB20	AUD	49,913,089	49,946,198	2.08
150,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 13FEB20	AUD	149,734,637	149,794,115	6.24
35,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 19FEB20	AUD	34,915,214	34,953,505	1.46
40,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 20FEB20	AUD	39,902,074	39,945,245	1.66
60,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 21FEB20	AUD	59,854,190	59,916,904	2.50
30,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 21JAN20	AUD	29,928,106	29,982,808	1.25
100,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 23JAN20	AUD	99,748,910	99,934,498	4.16
70,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 24JAN20	AUD	69,817,563	69,950,425	2.91
65,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 25FEB20	AUD	64,842,476	64,906,470	2.70
70,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 27FEB20	AUD	69,834,976	69,896,421	2.91
55,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 28JAN20	AUD	54,860,152	54,955,918	2.29
65,000,000	FMS WERTMANAGEMENT CP 02MAR20	AUD	64,848,453	64,898,431	2.70
65,000,000	FMS WERTMANAGEMENT CP 07FEB20	AUD	64,845,056	64,934,317	2.71
100,000,000	FMS WERTMANAGEMENT CP 08JAN20	AUD	99,776,888	99,978,174	4.17
50,000,000	FMS WERTMANAGEMENT CP 09JAN20	AUD	49,888,444	49,987,874	2.08
110,000,000	FMS WERTMANAGEMENT CP 10FEB20	AUD	109,730,672	109,879,662	4.58
150,000,000	FMS WERTMANAGEMENT CP 14FEB20	AUD	149,642,438	149,821,219	6.24
72,880,000	FMS WERTMANAGEMENT CP 21FEB20	AUD	72,666,180	72,774,089	3.03
40,000,000	FMS WERTMANAGEMENT CP 21JAN20	AUD	39,914,682	39,980,242	1.67
75,000,000	FMS WERTMANAGEMENT CP 26FEB20	AUD	74,819,436	74,890,909	3.12
100,000,000	FMS WERTMANAGEMENT CP 28FEB20	AUD	99,773,182	99,853,666	4.16
140,000,000	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 18FEB20	AUD	139,651,743	139,816,707	5.83
25,000,000	LANDESKREDITBANK BAD WU CP 06MAR20	AUD	24,918,758	24,955,015	1.05
120,000,000	LANDESKREDITBANK BAD WU CP 16JAN20	AUD	119,718,528	119,947,989	5.00
<b>Total commercial papers</b>			<b>1,988,203,664</b>	<b>1,990,661,525</b>	<b>82.95</b>
<b>Total other transferable securities</b>			<b>1,988,203,664</b>	<b>1,990,661,525</b>	<b>82.95</b>
<b>Total investments</b>			<b>2,014,877,505</b>	<b>2,017,293,510</b>	<b>84.06</b>

(\*) Weight of the year-end value against the net assets expressed in %.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

**NIKKO MONEY MARKET FUND**  
**Mutual Investment Umbrella Fund**

**Classification of investments as at December 31, 2019**

**Australian Dollar Portfolio**

**Classification of investments by country and by economic sector**

Country	Economic sector	Ratio (%)*
Germany		
	Other Financial Service Activities, Except Insurance And Pension Funding N.E.C.	34.46
	Other Monetary Intermediation	12.98
		<u>47.44</u>
France		
	Public Administration And Defence; Compulsory Social Security	36.62
		<u>36.62</u>
Total investments		<u>84.06</u>

(\*) Weight of the year-end value against the net assets expressed in %.  
 The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

**NIKKO MONEY MARKET FUND**  
**Mutual Investment Umbrella Fund**
**Statement of investments as at December 31, 2019**
**Canadian Dollar Portfolio**

(Expressed in Canadian dollar)

Nominal	Description	Currency	Cost	Year-end value	Ratio*
<b>I. Other transferable securities</b>					
<b>Bonds</b>			<b>CAD</b>	<b>CAD</b>	<b>%</b>
9,805,000	CANADA T-BILL 0.00 02APR20	CAD	9,762,054	9,763,382	15.75
4,520,000	CANADA T-BILL 0.00 05MAR20	CAD	4,500,022	4,506,545	7.27
1,930,000	CANADA T-BILL 0.00 06FEB20	CAD	1,921,430	1,926,678	3.10
17,760,000	CANADA T-BILL 0.00 09JAN20	CAD	17,688,128	17,752,113	28.63
9,910,000	CANADA T-BILL 0.00 19MAR20	CAD	9,866,198	9,874,243	15.92
6,040,000	CANADA T-BILL 0.00 20FEB20	CAD	6,013,303	6,025,834	9.72
3,010,000	CANADA T-BILL 0.00 23JAN20	CAD	2,998,592	3,006,741	4.85
<b>Total bonds</b>			<b>52,749,727</b>	<b>52,855,536</b>	<b>85.24</b>
<b>Total other transferable securities</b>			<b>52,749,727</b>	<b>52,855,536</b>	<b>85.24</b>
<b>Total investments</b>			<b>52,749,727</b>	<b>52,855,536</b>	<b>85.24</b>

(\*) Weight of the year-end value against the net assets expressed in %.  
The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

**NIKKO MONEY MARKET FUND**  
**Mutual Investment Umbrella Fund**

**Classification of investments as at December 31, 2019**

Canadian Dollar Portfolio

**Classification of investments by country and by economic sector**

Country	Economic sector	Ratio (%)*
Canada		
	Public Administration And Defence; Compulsory Social Security	85.24
		85.24
Total investments		85.24

(\*) Weight of the year-end value against the net assets expressed in %.  
 The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

**NIKKO MONEY MARKET FUND**  
**Mutual Investment Umbrella Fund**
**Statement of investments as at December 31, 2019**
**New Zealand Dollar Portfolio**

(Expressed in New Zealand dollar)

Nominal	Description	Currency	Cost	Year-end value	Ratio*
<b>I. Other transferable securities</b>					
<b>Commercial papers</b>			<b>NZD</b>	<b>NZD</b>	<b>%</b>
25,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 05MAR20	NZD	24,920,314	24,942,206	3.31
45,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 09JAN20	NZD	44,941,906	44,985,831	5.95
30,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 14FEB20	NZD	29,936,219	29,950,273	3.96
50,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 21FEB20	NZD	49,832,966	49,904,809	6.60
55,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 22JAN20	NZD	54,884,588	54,956,484	7.27
45,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 25FEB20	NZD	44,844,539	44,907,695	5.94
20,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 27FEB20	NZD	19,934,792	19,958,180	2.65
62,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 28JAN20	NZD	61,861,430	61,937,211	8.20
55,000,000	EIB CP 10FEB20	NZD	54,788,835	54,929,048	7.27
45,000,000	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 07FEB20	NZD	44,865,553	44,943,619	5.95
40,000,000	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 18FEB20	NZD	39,859,578	39,926,094	5.28
55,000,000	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 30MAR20	NZD	54,821,237	54,821,237	7.26
50,000,000	LANDESKREDITBANK BAD WU CP 29JAN20	NZD	49,858,568	49,953,881	6.61
55,000,000	NEDERLANDSE WATERSHAPSBK CP 12MAR20	NZD	54,793,732	54,875,557	7.26
<b>Total commercial papers</b>			<b>630,144,257</b>	<b>630,992,125</b>	<b>83.51</b>
<b>Total other transferable securities</b>			<b>630,144,257</b>	<b>630,992,125</b>	<b>83.51</b>
<b>Total investments</b>			<b>630,144,257</b>	<b>630,992,125</b>	<b>83.51</b>

(\*) Weight of the year-end value against the net assets expressed in %.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

**NIKKO MONEY MARKET FUND**  
**Mutual Investment Umbrella Fund**

**Classification of investments as at December 31, 2019**

**New Zealand Dollar Portfolio**

**Classification of investments by country and by economic sector**

Country	Economic sector	Ratio (%)*
France		
	Public Administration And Defence; Compulsory Social Security	43.88
		43.88
Germany		
	Other Monetary Intermediation	25.10
		25.10
Luxembourg		
	Activities Of Extraterritorial Organisations And Bodies	7.27
		7.27
Netherlands		
	Other Monetary Intermediation	7.26
		7.26
Total investments		83.51

(\*) Weight of the year-end value against the net assets expressed in %.  
The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

## (2) 【2018年12月31日終了年度】

## 【貸借対照表】

## ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

## 契約型アンブレラ型投資信託

## 結合純資産計算書

2018年12月31日現在

	注	結 合	
		米ドル <sup>(*)</sup>	千円
<b>資産</b>			
投資有価証券 - 期末評価額 (取得原価: 3,167,777,168 米ドル)	2.3	3,175,879,220	345,630,936
銀行預金		592,724,340	64,506,190
未収申込金		18,253,963	1,986,579
未収投資有価証券利息	2.6	420,040	45,713
未収預金利息	2.6	68,275	7,430
<b>資産合計</b>		<b>3,787,345,838</b>	<b>412,176,848</b>
<b>負債</b>			
未払買戻金		5,770,152	627,966
未払代行協会員報酬および未払販売会社報酬	5	4,421,981	481,244
未払分配金	11	4,367,402	475,304
未払投資運用報酬	4	1,033,455	112,471
未払管理事務代行報酬	7	552,676	60,148
未払保管報酬	6	375,942	40,914
未払管理報酬	3	276,735	30,117
未払印刷費および未払公告費		171,551	18,670
未払年次税	9	94,677	10,304
未払弁護士報酬		32,193	3,504
未払専門家報酬		15,611	1,699
<b>負債合計</b>		<b>17,112,375</b>	<b>1,862,340</b>
<b>純資産額</b>		<b>3,770,233,463</b>	<b>410,314,508</b>

(\*)注2.2を参照のこと。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

## ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

## 契約型アンブレラ型投資信託

## 純資産計算書

2018年12月31日現在

	注	USドル・ポートフォリオ	
		米ドル	千円
<b>資産</b>			
投資有価証券 - 期末評価額 (取得原価: 1,553,946,607 米ドル)	2.3	1,558,656,334	169,628,569
銀行預金		281,736,143	30,661,344
未収申込金		12,962,822	1,410,744
未収預金利息	2.6	20,346	2,214
<b>資産合計</b>		<b>1,853,375,645</b>	<b>201,702,871</b>
<b>負債</b>			
未払買戻金		3,977,508	432,872
未払代行協会員報酬および未払販売会社報酬	5	2,264,996	246,500
未払分配金	11	2,643,830	287,728
未払投資運用報酬	4	515,739	56,128
未払管理事務代行報酬	7	282,948	30,793
未払保管報酬	6	192,469	20,946
未払管理報酬	3	141,569	15,407
未払印刷費および未払公告費		88,755	9,659
未払年次税	9	46,593	5,071
未払弁護士報酬		16,621	1,809
未払専門家報酬		9,481	1,032
<b>負債合計</b>		<b>10,180,509</b>	<b>1,107,945</b>
<b>純資産額</b>		<b>1,843,195,136</b>	<b>200,594,927</b>
発行済受益証券口数		184,319,513,597口	
1口当たり純資産価格		0.0100	1.09円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

## ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

## 契約型アンブレラ型投資信託

## 純資産計算書

2018年12月31日現在

	注	オーストラリア・ドル・ ポートフォリオ	
		オーストラリア・ ドル	千円
<b>資産</b>			
投資有価証券 - 期末評価額 (取得原価: 1,707,180,498 豪ドル)	2.3	1,710,776,423	113,065,214
銀行預金		327,407,256	21,638,346
未収申込金		6,614,496	437,152
未収投資有価証券利息	2.6	595,633	39,365
未収預金利息	2.6	48,058	3,176
<b>資産合計</b>		<b>2,045,441,866</b>	<b>135,183,253</b>
<b>負債</b>			
未払買戻金		1,719,958	113,672
未払代行協会員報酬および未払販売会社報酬	5	2,254,833	149,022
未払分配金	11	1,812,929	119,816
未払投資運用報酬	4	513,449	33,934
未払管理事務代行報酬	7	281,684	18,616
未払保管報酬	6	191,605	12,663
未払管理報酬	3	140,934	9,314
未払印刷費および未払公告費		83,524	5,520
未払年次税	9	50,787	3,357
未払弁護士報酬		15,386	1,017
未払専門家報酬		6,062	401
<b>負債合計</b>		<b>7,071,151</b>	<b>467,332</b>
<b>純資産額</b>		<b>2,038,370,715</b>	<b>134,715,921</b>
発行済受益証券口数		203,837,071,496口	
1口当たり純資産価格		0.0100	0.66円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

## ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

## 契約型アンプレラ型投資信託

## 純資産計算書

2018年12月31日現在

	注	カナダ・ドル・ポートフォリオ	
		カナダ・ドル	千円
<b>資産</b>			
投資有価証券 - 期末評価額 (取得原価: 51,647,092 カナダ・ドル)	2.3	51,734,400	3,962,855
銀行預金		8,988,561	688,524
未収申込金		81,125	6,214
未収預金利息	2.6	811	62
<b>資産合計</b>		<b>60,804,897</b>	<b>4,657,655</b>
<b>負債</b>			
未払買戻金		28,047	2,148
未払代行協会員報酬および未払販売会社報酬	5	55,744	4,270
未払分配金	11	42,164	3,230
未払投資運用報酬	4	22,719	1,740
未払管理事務代行報酬	7	7,329	561
未払保管報酬	6	4,985	382
未払管理報酬	3	3,958	303
未払印刷費および未払公告費		4,336	332
未払年次税	9	1,512	116
未払弁護士報酬		501	38
未払専門家報酬		281	22
<b>負債合計</b>		<b>171,576</b>	<b>13,143</b>
<b>純資産額</b>		<b>60,633,321</b>	<b>4,644,512</b>
発行済受益証券口数		6,063,332,051口	
1口当たり純資産価格		0.0100	0.77円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

## ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

## 契約型アンブレラ型投資信託

## 純資産計算書

2018年12月31日現在

	注	ニュージーランド・ドル・ ポートフォリオ	
		ニュージーランド・ ドル	千円
<b>資産</b>			
投資有価証券 - 期末評価額 (取得原価: 554,609,498 NZドル)	2.3	555,790,839	35,993,015
銀行預金		109,580,744	7,096,449
未収申込金		845,367	54,746
未収預金利息	2.6	20,042	1,298
<b>資産合計</b>		<b>666,236,992</b>	<b>43,145,508</b>
<b>負債</b>			
未払買戻金		833,638	53,986
未払代行協会員報酬および未払販売会社報酬	5	784,130	50,780
未払分配金	11	617,433	39,985
未払投資運用報酬	4	207,153	13,415
未払管理事務代行報酬	7	97,956	6,344
未払保管報酬	6	66,632	4,315
未払管理報酬	3	49,010	3,174
未払印刷費および未払公告費		30,877	2,000
未払年次税	9	16,636	1,077
未払弁護士報酬		6,491	420
未払専門家報酬		2,458	159
<b>負債合計</b>		<b>2,712,414</b>	<b>175,656</b>
<b>純資産額</b>		<b>663,524,578</b>	<b>42,969,852</b>
発行済受益証券口数		66,352,457,791口	
1口当たり純資産価格		0.0100	0.65円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

## 【損益計算書】

## ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

## 契約型アンブレラ型投資信託

## 結合運用計算書および純資産変動計算書

2018年12月31日に終了した年度

	注	結 合	
		米ドル <sup>(*)</sup>	千円
収益			
投資有価証券受取利息	2.6	69,733,680	7,589,116
預金利息	2.6	6,488,732	706,169
収益合計		76,222,412	8,295,285
費用			
代行協会員報酬および販売会社報酬	5	17,715,198	1,927,945
投資運用報酬	4	4,220,846	459,355
管理事務代行報酬	7	2,221,479	241,764
保管報酬	6	1,511,074	164,450
管理報酬	3	1,118,122	121,685
年次税	9	381,688	41,539
公告費		315,829	34,372
弁護士報酬		106,644	11,606
専門家報酬		59,234	6,446
その他費用		17,726	1,929
費用合計		27,667,840	3,011,091
投資純収益		48,554,572	5,284,194
投資有価証券実現利益	2.3	622,852	67,785
投資有価証券実現損失	2.3	(1,866,678)	(203,151)
当期投資純収益および実現損失		47,310,746	5,148,828
投資有価証券未実現評価益	2.3	8,769,471	954,382
投資有価証券未実現評価損	2.3	(6,785,527)	(738,469)
運用の結果による純資産の純増加		49,294,690	5,364,741
資本の変動			
受益証券発行		3,740,242,171	407,050,555
受益証券買戻し		(3,567,571,073)	(388,258,760)
資本の純変動		172,671,098	18,791,796
分配金	11	(49,294,690)	(5,364,741)
期首現在純資産		3,769,844,923	410,272,223
為替調整額	2.2	(172,282,558)	(18,749,511)
期末現在純資産		3,770,233,463	410,314,508

(\*)注2.2を参照のこと。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

## ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

## 契約型アンブレラ型投資信託

## 運用計算書および純資産変動計算書

2018年12月31日に終了した年度

	注	USドル・ポートフォリオ	
		米ドル	千円
<b>収益</b>			
投資有価証券受取利息	2.6	37,214,595	4,050,064
預金利息	2.6	3,231,194	351,651
収益合計		40,445,789	4,401,715
<b>費用</b>			
代行協会員報酬および販売会社報酬	5	9,281,025	1,010,054
投資運用報酬	4	2,163,408	235,444
管理事務代行報酬	7	1,165,349	126,825
保管報酬	6	792,680	86,267
管理報酬	3	587,789	63,969
年次税	9	198,458	21,598
公告費		154,274	16,790
弁護士報酬		53,544	5,827
専門家報酬		30,136	3,280
その他費用		9,606	1,045
費用合計		14,436,269	1,571,099
投資純収益		26,009,520	2,830,616
投資有価証券実現利益	2.3	352,899	38,406
投資有価証券実現損失	2.3	(750)	(82)
当期投資純収益および実現利益		26,361,669	2,868,940
投資有価証券未実現評価益	2.3	4,710,035	512,593
投資有価証券未実現評価損	2.3	(3,963,372)	(431,334)
運用の結果による純資産の純増加		27,108,332	2,950,200
<b>資本の変動</b>			
受益証券発行		2,403,130,313	261,532,672
受益証券買戻し		(2,556,211,855)	(278,192,536)
資本の純変動		(153,081,542)	(16,659,864)
分配金	11	(27,108,332)	(2,950,200)
期首現在純資産		1,996,276,678	217,254,791
期末現在純資産		1,843,195,136	200,594,927

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

## ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

## 契約型アンブレラ型投資信託

## 運用計算書および純資産変動計算書

2018年12月31日に終了した年度

	注	オーストラリア・ドル・ ポートフォリオ	
		オーストラリア・ ドル	千円
<b>収益</b>			
投資有価証券受取利息	2.6	32,248,036	2,131,273
預金利息	2.6	3,088,931	204,147
収益合計		35,336,967	2,335,420
<b>費用</b>			
代行協会員報酬および販売会社報酬	5	8,528,085	563,621
投資運用報酬	4	1,951,944	129,004
管理事務代行報酬	7	1,065,357	70,409
保管報酬	6	724,675	47,894
管理報酬	3	533,032	35,228
年次税	9	183,071	12,099
公告費		156,475	10,341
弁護士報酬		52,368	3,461
専門家報酬		28,919	1,911
その他費用		7,937	525
費用合計		13,231,863	874,494
投資純収益		22,105,104	1,460,926
投資有価証券実現利益	2.3	358,856	23,717
投資有価証券実現損失	2.3	(1,759,388)	(116,278)
当期投資純収益および実現損失		20,704,572	1,368,365
投資有価証券未実現評価益	2.3	4,042,764	267,186
投資有価証券未実現評価損	2.3	(2,868,028)	(189,548)
運用の結果による純資産の純増加		21,879,308	1,446,003
<b>資本の変動</b>			
受益証券発行		1,386,463,863	91,631,397
受益証券買戻し		(1,072,257,309)	(70,865,486)
資本の純変動		314,206,554	20,765,911
分配金	11	(21,879,308)	(1,446,003)
期首現在純資産		1,724,164,161	113,950,009
期末現在純資産		2,038,370,715	134,715,921

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

## ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

## 契約型アンブレラ型投資信託

## 運用計算書および純資産変動計算書

2018年12月31日に終了した年度

	注	カナダ・ドル・ポートフォリオ	
		カナダ・ドル	千円
<b>収益</b>			
投資有価証券受取利息	2.6	728,084	55,771
預金利息	2.6	92,666	7,098
収益合計		820,750	62,869
<b>費用</b>			
代行協会員報酬および販売会社報酬	5	143,687	11,006
投資運用報酬	4	91,958	7,044
管理事務代行報酬	7	21,193	1,623
保管報酬	6	14,411	1,104
管理報酬	3	13,087	1,002
年次税	9	6,118	469
公告費		8,137	623
弁護士報酬		1,702	130
専門家報酬		937	72
その他費用		429	33
費用合計		301,659	23,107
投資純収益		519,091	39,762
投資有価証券実現利益	2.3	1,980	152
当期投資純収益および実現利益		521,071	39,914
投資有価証券未実現評価益	2.3	87,309	6,688
投資有価証券未実現評価損	2.3	(81,564)	(6,248)
運用の結果による純資産の純増加		526,816	40,354
<b>資本の変動</b>			
受益証券発行		8,667,434	663,925
受益証券買戻し		(9,642,645)	(738,627)
資本の純変動		(975,211)	(74,701)
分配金	11	(526,815)	(40,354)
期首現在純資産		61,608,531	4,719,213
期末現在純資産		60,633,321	4,644,512

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

## ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

## 契約型アンブレラ型投資信託

## 運用計算書および純資産変動計算書

2018年12月31日に終了した年度

	注	ニュージーランド・ドル・ ポートフォリオ	
		ニュージーランド・ ドル	千円
<b>収益</b>			
投資有価証券受取利息	2.6	11,311,286	732,519
預金利息	2.6	1,263,839	81,846
収益合計		12,575,125	814,365
<b>費用</b>			
代行協会員報酬および販売会社報酬	5	2,806,714	181,763
投資運用報酬	4	759,887	49,210
管理事務代行報酬	7	350,624	22,706
保管報酬	6	238,500	15,445
管理報酬	3	175,428	11,361
年次税	9	60,009	3,886
公告費		55,188	3,574
弁護士報酬		18,211	1,179
専門家報酬		9,735	630
その他費用		2,674	173
費用合計		4,476,970	289,929
投資純収益		8,098,155	524,437
投資有価証券実現損失	2.3	(793,858)	(51,410)
当期投資純収益および実現損失		7,304,297	473,026
投資有価証券未実現評価益	2.3	1,397,471	90,500
投資有価証券未実現評価損	2.3	(886,222)	(57,392)
運用の結果による純資産の純増加		7,815,546	506,135
<b>資本の変動</b>			
受益証券発行		423,478,990	27,424,499
受益証券買戻し		(291,417,208)	(18,872,178)
資本の純変動		132,061,782	8,552,321
分配金	11	(7,815,546)	(506,135)
期首現在純資産		531,462,796	34,417,531
期末現在純資産		663,524,578	42,969,852

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド  
契約型アンブレラ型投資信託  
財務書類に対する注記  
2018年12月31日現在

注1. 事業活動

契約型アンブレラ型投資信託として組織されたニッコウ・マネー・マーケット・ファンド（以下「ファンド」という。）は、存続期間無期限の、有価証券およびその他の資産を共有する共有持分型投資信託である。ファンドは、管理会社と保管受託銀行の間の相互の合意により、またはルクセンブルグ法に定められた事情により、いつでも解散することができる。

ファンドは、2010年法パート に基づいて組織されており、2013年法に基づくオルタナティブ投資ファンドおよびMMF規制に基づく公債CNAV MMFとしての資格を有している。

各サブ・ファンドの資産は、それぞれの投資方針および投資目的に従い別々に投資される。

各サブ・ファンドの目的は、質の高い金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、市場金利に沿った安定的な収益率を目指すことである。

2018年12月31日現在、ファンドは、4つのサブ・ファンドを運用している。

- ・ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド - USドル・ポートフォリオ  
（以下「USドル・ポートフォリオ」という）
- ・ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド - オーストラリア・ドル・ポートフォリオ  
（以下「オーストラリア・ドル・ポートフォリオ」という）
- ・ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド - カナダ・ドル・ポートフォリオ  
（以下「カナダ・ドル・ポートフォリオ」という）
- ・ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド - ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ  
（以下「ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ」という）

注2. 重要な会計方針

2.1) 財務書類の表示

本財務書類は、ルクセンブルグの契約型投資信託に関する法律および規制ならびにルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に従って表示される。

## 2.2) 結合財務書類

ファンドの結合財務書類は、米ドルで表示される。結合純資産計算書は、期末決算日時点の実勢為替レートを使用して米ドルに換算されたサブ・ファンドの純資産の合計である。結合運用計算書および純資産変動計算書は、2018年12月31日に終了した年度における平均為替レートを使用して米ドルに換算されたサブ・ファンドの運用計算書および純資産変動計算書の合計である。

2018年12月31日現在の米ドル以外の通貨建てのサブ・ファンド資産および負債は、以下の為替レートを使用して米ドルに換算された。

通貨	為替レート
オーストラリア・ドル	0.7052
カナダ・ドル	0.7348
ニュージーランド・ドル	0.6707

2018年12月31日現在の米ドル以外の通貨建てのサブ・ファンド運用計算書および純資産変動計算書は、以下の平均為替レートを使用して米ドルに換算された。

通貨	為替レート
オーストラリア・ドル	0.7480
カナダ・ドル	0.7722
ニュージーランド・ドル	0.6927

平均為替レートの使用による為替調整額は、結合運用計算書および純資産変動計算書に計上される。

## 2.3) 投資有価証券

各サブ・ファンドのポートフォリオの債券、債務証券および金融市場証券は、償却原価に基づき評価される。この評価方法は、投資有価証券を取得原価で評価し、以後有価証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引またはプレミアムを満期まで均等額で償却することを前提としている。割引またはプレミアムの償却額は、運用計算書および純資産変動計算書上「投資有価証券未実現評価益/評価損」に含まれている。満期時に、コマーシャル・ペーパーおよび譲渡性預金証券から生じた実現純利益は「投資有価証券受取利息」に計上される。満期前の債券および中期債券の売却から生じた実現利益/損失は、運用計算書および純資産変動計算書に記載される。

#### 2.4) 外貨換算

サブ・ファンドの通貨以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日現在の実勢為替レートで換算される。サブ・ファンドの通貨以外の通貨建の取引は、取引日現在の実勢為替レートでサブ・ファンドの通貨に換算される。

#### 2.5) 設立費

設立費は、全額償却された。

#### 2.6) 収益

受取利息は日々発生する。

#### 注3. 管理報酬

管理会社は、各サブ・ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する権利を有する(後払い)。( )日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%未満の場合、管理報酬は、当該グロス・インカム(その他費用控除後)の1%である。( )日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%以上1.5%未満の場合、管理報酬は、各サブ・ファンドの日々発生し算出される純資産総額の年率0.02%である。( )日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1.5%以上の場合、管理報酬は、各サブ・ファンドの日々発生し算出される純資産総額の年率0.03%である。

「グロス・イールド(その他費用控除後)」とは、管理会社が日々算出する、各サブ・ファンドの総利回り(グロス・イールド)から、サブ・ファンドの関係法人の報酬以外の費用の日々の償却率を控除した料率をいう。また、「グロス・インカム(その他費用控除後)」とは、管理会社が日々算出する、(a)サブ・ファンドの総利益(有価証券の売買損益を含む。)から、(b)サブ・ファンドの関係法人の報酬以外の費用の日々の償却額を控除した金額をいう。

## 注4. 投資運用報酬

投資運用会社は、各サブ・ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する（後払い）。日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%未満の場合、投資運用報酬は、（ ）グロス・インカム（その他費用控除後）の14%および（ ）グロス・イールド（その他費用控除後）に100を乗じ以下に記載された料率を乗じた金額の低い方の額である。日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1.00%以上の場合、投資運用報酬は、各サブ・ファンドの日々発生し算出される純資産総額に基づいて、以下のように計算される。

USドル・ポートフォリオ

純資産総額	年率（上限）
- 2億米ドル以下の部分	0.15 %
- 2億米ドル超 5億米ドル以下の部分	0.125%
- 5億米ドル超 20億米ドル以下の部分	0.10 %
- 20億米ドル超の部分	0.09 %

オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

純資産総額	年率（上限）
- 2億オーストラリア・ドル以下の部分	0.15 %
- 2億オーストラリア・ドル超 5億オーストラリア・ドル以下の部分	0.125%
- 5億オーストラリア・ドル超 20億オーストラリア・ドル以下の部分	0.10 %
- 20億オーストラリア・ドル超の部分	0.09 %

カナダ・ドル・ポートフォリオ

純資産総額	年率（上限）
- 2億カナダ・ドル以下の部分	0.15 %
- 2億カナダ・ドル超 5億カナダ・ドル以下の部分	0.125%
- 5億カナダ・ドル超 20億カナダ・ドル以下の部分	0.10 %
- 20億カナダ・ドル超の部分	0.09 %

## ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

純資産総額	年率（上限）
- 2億ニュージーランド・ドル以下の部分	0.15 %
- 2億ニュージーランド・ドル超 5億ニュージーランド・ドル以下の部分	0.125%
- 5億ニュージーランド・ドル超 20億ニュージーランド・ドル以下の部分	0.10 %
- 20億ニュージーランド・ドル超の部分	0.09 %

投資運用会社が負担したすべての合理的な実費は、関連するサブ・ファンドが負担する。

### 注5. 代行協会員報酬および販売会社報酬

代行協会員および販売会社は、各サブ・ファンドの資産から、各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する（後払い）。

- ・日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%未満の場合、代行協会員報酬は、当該グロス・インカム（その他費用控除後）の20%であり、その報酬のうち18%が販売会社に支払われる。
- ・日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1.00%以上の場合、代行協会員報酬は、各サブ・ファンドの該当する四半期の純資産総額の年率0.63%を上限とする（その報酬から、代行協会員は各販売会社に報酬を支払う。）。
- ・2018年12月31日現在、
  - ・日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1.00%以上1.50%未満の場合、代行協会員報酬は、各サブ・ファンドの日々発生し算出される純資産総額の年率0.19%であり、その報酬のうち年率0.18%が販売会社に支払われる。
  - ・日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1.50%以上の場合、代行協会員報酬は、各サブ・ファンドの日々発生し算出される純資産総額の年率0.48%であり、その報酬のうち年率0.40%が販売会社に支払われる。

代行協会員および/または販売会社が負担したすべての合理的な実費は、関連するサブ・ファンドが負担する。

### 注6. 保管報酬

保管受託銀行は、各サブ・ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する（後払い）。（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%未満の場合、保管報酬は、当該グロス・インカム（その他費用控除後）の2%である。（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%以上1.5%未満の場合、保管報酬は、各サブ・ファンドの日々発生し算出される純資産総額の年率0.02%である。（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1.50%以上の場合、保管報酬は、各サブ・ファンドの日々発生し算出される純資産総額の年率0.04%である。保管受託銀行が負担した電話、電報、郵便費用等を含むすべての合理的な実費、ならびにファンド資産の保管が委託される銀行および他の金融機関の保管料は、ファンドが負担する。

#### 注7. 管理事務代行報酬

管理事務・支払事務および登録・名義書換事務代行会社は、各サブ・ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する（後払い）。（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%未満の場合、管理事務・支払事務および登録・名義書換事務代行会社に対する報酬は、当該グロス・インカム（その他費用控除後）の3%である。（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%以上1.5%未満の場合、管理事務・支払事務および登録・名義書換事務代行会社に対する報酬は、各サブ・ファンドの日々発生し算出される純資産総額の年率0.03%である。（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1.50%以上の場合、管理事務・支払事務および登録・名義書換事務代行会社に対する報酬は、各サブ・ファンドの日々発生し算出される純資産総額の年率0.06%である。管理事務代行会社が負担した、電話、電報、郵便費用等を含むすべての合理的な実費は、ファンドが負担する。

#### 注8. 取引費用

ファンドは、いかなる取引費用（2010年法で定義されている。）も支払わない。管理会社との合意に基づき、ファンドに係る取引費用は保管受託銀行が負担する。

#### 注9. 税制

ファンドは税金に関し、ルクセンブルグの法律に準拠している。ルクセンブルグにおける現行法規のもとでは、ファンドの純資産額に対し年率0.01%のサブスクリプション税（「年次税」）が課せられており、四半期毎に計算され支払われる。

2010年法のもとでは、ファンドもその受益者もルクセンブルグにおいて所得税またはキャピタル・ゲイン税も課せられず、源泉税または相続税も課せられない。ファンドは、ファンドのポートフォリオにおける投資有価証券から生じた収益から、当該国における源泉税控除後の収益を回収している。

#### 注10. 証券金融取引および再使用規制（SFTTR）に関する情報

2018年12月31日に終了した年度において、ファンドおよびサブ・ファンドは、トータル・リターン・スワップ契約、証券貸付取引、逆買戻し条件付契約（逆現先契約）および買戻し条件付契約（現先契約）を締結しなかった。

#### 注11. 分配方針

管理会社は、各サブ・ファンドの1口当たり純資産価格を、それぞれ0.0100米ドル、0.0100オーストラリア・ドル、0.0100カナダ・ドルおよび0.0100ニュージーランド・ドルに維持するよう努めている。

買戻し受益証券について発生した未払分配金は、買戻し受益証券の支払い成立と同時に支払われる。

さらに、各サブ・ファンドの毎月の最終営業日に、当該最終営業日の前日までに分配宣言済の未払分配金はすべて、当該最終営業日の前日に適用される各サブ・ファンドの1口当たり純資産価格で再投資され、これにつきファンド証券が発行される。

#### 注12. 関連当事者取引

管理会社、保管受託銀行および管理事務代行会社、ならびに販売会社および代行協会員は、ファンドの関連当事者とみなされる。関連当事者の報酬の詳細は、本財務書類に対する注記に記載されている。

#### 注13. 2018年12月31日に終了した年度の投資有価証券についての変動計算書

管理会社の登記上の事務所宛てに要請すれば、2018年12月31日に終了した年度中の投資有価証券についての変動計算書は、無料で入手することができる。

#### 注14. 後発事象

現在の財務書類に開示が必要であると管理会社が判断する期末後監査人報告書の日付までに発生した重要な事象はなかった。

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本語の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

[次へ](#)

**NIKKO MONEY MARKET FUND**  
**Mutual Investment Umbrella Fund**
**Combined statement of net assets as at December 31, 2018**

Combined	(Expressed in US dollar)	
	Notes	USD (*)
<b>Assets</b>		
Investments at year-end value (cost USD 3,167,777,168)	2.3	3,175,879,220
Cash at bank		592,724,340
Receivable on subscriptions		18,253,963
Interest receivable on investments	2.6	420,040
Interest receivable on cash	2.6	68,275
<b>Total assets</b>		<b>3,787,345,838</b>
<b>Liabilities</b>		
Payable on repurchases		5,770,152
Agent Company and Distributor fee payable	5	4,421,981
Dividend payable	11	4,367,402
Investment Manager fee payable	4	1,033,455
Administration fee payable	7	552,676
Depositary fee payable	6	375,942
Management fee payable	3	276,735
Printing and publishing expenses payable		171,551
"Taxe d'abonnement" payable	9	94,677
Legal expenses payable		32,193
Professional expenses payable		15,611
<b>Total liabilities</b>		<b>17,112,375</b>
<b>Total net assets</b>		<b>3,770,233,463</b>

\* Reference is made to note 2.2.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

**NIKKO MONEY MARKET FUND**  
**Mutual Investment Umbrella Fund**

**Statement of net assets as at December 31, 2018**

**US Dollar Portfolio**

(Expressed in US dollar)

	Notes	USD
<b>Assets</b>		
Investments at year-end value (cost USD 1,553,946,607)	2.3	1,558,656,334
Cash at bank		281,736,143
Receivable on subscriptions		12,962,822
Interest receivable on cash	2.6	20,346
<b>Total assets</b>		<b>1,853,375,645</b>
<b>Liabilities</b>		
Payable on repurchases		3,977,508
Agent Company and Distributor fee payable	5	2,264,996
Dividend payable	11	2,643,830
Investment Manager fee payable	4	515,739
Administration fee payable	7	282,948
Depositary fee payable	6	192,469
Management fee payable	3	141,569
Printing and publishing expenses payable		88,755
"Taxe d'abonnement" payable	9	46,593
Legal expenses payable		16,621
Professional expenses payable		9,481
<b>Total liabilities</b>		<b>10,180,509</b>
<b>Total net assets</b>		<b>1,843,195,136</b>
Number of units outstanding		184,319,513,597
Net asset value per unit		0.0100

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

**NIKKO MONEY MARKET FUND**  
**Mutual Investment Umbrella Fund**

**Statement of net assets as at December 31, 2018**

**Australian Dollar Portfolio**

(Expressed in Australian dollar)

	Notes	AUD
<b>Assets</b>		
Investments at year-end value (cost AUD 1,707,180,498)	2.3	1,710,776,423
Cash at bank		327,407,256
Receivable on subscriptions		6,614,496
Interest receivable on investments	2.6	595,633
Interest receivable on cash	2.6	48,058
<b>Total assets</b>		<b>2,045,441,866</b>
<b>Liabilities</b>		
Payable on repurchases		1,719,958
Agent Company and Distributor fee payable	5	2,254,833
Dividend payable	11	1,812,929
Investment Manager fee payable	4	513,449
Administration fee payable	7	281,684
Depositary fee payable	6	191,605
Management fee payable	3	140,934
Printing and publishing expenses payable		83,524
"Taxe d'abonnement" payable	9	50,787
Legal expenses payable		15,386
Professional expenses payable		6,062
<b>Total liabilities</b>		<b>7,071,151</b>
<b>Total net assets</b>		<b>2,038,370,715</b>
Number of units outstanding		203,837,071,496
Net asset value per unit		0.0100

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

**NIKKO MONEY MARKET FUND**  
**Mutual Investment Umbrella Fund**

**Statement of net assets as at December 31, 2018**

**Canadian Dollar Portfolio**

(Expressed in Canadian dollar)

	Notes	CAD
<b>Assets</b>		
Investments at year-end value (cost CAD 51,647,092)	2.3	51,734,400
Cash at bank		8,988,561
Receivable on subscriptions		81,125
Interest receivable on cash	2.6	811
<b>Total assets</b>		<b>60,804,897</b>
<b>Liabilities</b>		
Payable on repurchases		28,047
Agent Company and Distributor fee payable	5	55,744
Dividend payable	11	42,164
Investment Manager fee payable	4	22,719
Administration fee payable	7	7,329
Depositary fee payable	6	4,985
Management fee payable	3	3,958
Printing and publishing expenses payable		4,336
"Taxe d'abonnement" payable	9	1,512
Legal expenses payable		501
Professional expenses payable		281
<b>Total liabilities</b>		<b>171,576</b>
<b>Total net assets</b>		<b>60,633,321</b>
Number of units outstanding		6,063,332,051
Net asset value per unit		0.0100

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

**NIKKO MONEY MARKET FUND**  
**Mutual Investment Umbrella Fund**
**Statement of net assets as at December 31, 2018**

New Zealand Dollar Portfolio	(Expressed in New Zealand dollar)	
	Notes	NZD
<b>Assets</b>		
Investments at year-end value (cost NZD 554,609,498)	2.3	555,790,839
Cash at bank		109,580,744
Receivable on subscriptions		845,367
Interest receivable on cash	2.6	20,042
<b>Total assets</b>		<b>666,236,992</b>
<b>Liabilities</b>		
Payable on repurchases		833,638
Agent Company and Distributor fee payable	5	784,130
Dividend payable	11	617,433
Investment Manager fee payable	4	207,153
Administration fee payable	7	97,956
Depositary fee payable	6	66,632
Management fee payable	3	49,010
Printing and publishing expenses payable		30,877
"Taxe d'abonnement" payable	9	16,636
Legal expenses payable		6,491
Professional expenses payable		2,458
<b>Total liabilities</b>		<b>2,712,414</b>
<b>Total net assets</b>		<b>663,524,578</b>
Number of units outstanding		66,352,457,791
Net asset value per unit		0.0100

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

**NIKKO MONEY MARKET FUND**  
**Mutual Investment Umbrella Fund**

**Combined statement of operations and changes in net assets for the year ended  
December 31, 2018**

Combined

(Expressed in US dollar)

	Notes	USD (*)
<b>Income</b>		
Interest income on investments	2.6	69,733,680
Bank interest	2.6	6,488,732
<b>Total income</b>		<b>76,222,412</b>
<b>Expenses</b>		
Agent Company fee and Distributor fee	5	17,715,198
Investment Manager fee	4	4,220,846
Administration fee	7	2,221,479
Depositary fee	6	1,511,074
Management fee	3	1,118,122
"Taxe d'abonnement"	9	381,688
Publication expenses		315,829
Legal expenses		106,644
Professional expenses		59,234
Other expenses		17,726
<b>Total expenses</b>		<b>27,667,840</b>
<b>Net investment income</b>		<b>48,554,572</b>
<b>Realised</b>		
Gain on investments	2.3	622,852
Loss on investments	2.3	(1,866,678)
<b>Net investment income and realised loss for the year</b>		<b>47,310,746</b>
<b>Unrealised</b>		
Appreciation on investments	2.3	8,769,471
Depreciation on investments	2.3	(6,785,527)
<b>Net increase in net assets as a result of operations</b>		<b>49,294,690</b>
<b>Movement in capital</b>		
Subscriptions of units		3,740,242,171
Repurchases of units		(3,567,571,073)
<b>Net movement in capital</b>		<b>172,671,098</b>
<b>Dividend distributed</b>	11	<b>(49,294,690)</b>
<b>Net assets at the beginning of the year</b>		<b>3,769,844,923</b>
<b>Exchange difference</b>	2.2	<b>(172,282,558)</b>
<b>Net assets at the end of the year</b>		<b>3,770,233,463</b>

\* Reference is made to note 2.2.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

**NIKKO MONEY MARKET FUND**  
**Mutual Investment Umbrella Fund**
**Statement of operations and changes in net assets for the year ended December 31, 2018**

US Dollar Portfolio

(Expressed in US dollar)

	Notes	USD
<b>Income</b>		
Interest income on investments	2.6	37,214,595
Bank interest	2.6	3,231,194
<b>Total income</b>		<b>40,445,789</b>
<b>Expenses</b>		
Agent Company fee and Distributor fee	5	9,281,025
Investment Manager fee	4	2,163,408
Administration fee	7	1,165,349
Depositary fee	6	792,680
Management fee	3	587,789
"Taxe d'abonnement"	9	198,458
Publication expenses		154,274
Legal expenses		53,544
Professional expenses		30,136
Other expenses		9,606
<b>Total expenses</b>		<b>14,436,269</b>
<b>Net investment income</b>		<b>26,009,520</b>
<b>Realised</b>		
Gain on investments	2.3	352,899
Loss on investments	2.3	(750)
<b>Net investment income and realised gain for the year</b>		<b>26,361,669</b>
<b>Unrealised</b>		
Appreciation on investments	2.3	4,710,035
Depreciation on investments	2.3	(3,963,372)
<b>Net increase in net assets as a result of operations</b>		<b>27,108,332</b>
<b>Movement in capital</b>		
Subscriptions of units		2,403,130,313
Repurchases of units		(2,556,211,855)
<b>Net movement in capital</b>		<b>(153,081,542)</b>
<b>Dividend distributed</b>	11	<b>(27,108,332)</b>
<b>Net assets at the beginning of the year</b>		<b>1,996,276,678</b>
<b>Net assets at the end of the year</b>		<b>1,843,195,136</b>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

**NIKKO MONEY MARKET FUND**  
**Mutual Investment Umbrella Fund**

**Statement of operations and changes in net assets for the year ended December 31, 2018**

**Australian Dollar Portfolio**

(Expressed in Australian dollar)

	Notes	AUD
<b>Income</b>		
Interest income on investments	2.6	32,248,036
Bank interest	2.6	3,088,931
<b>Total income</b>		<b>35,336,967</b>
<b>Expenses</b>		
Agent Company fee and Distributor fee	5	8,528,085
Investment Manager fee	4	1,951,944
Administration fee	7	1,065,357
Depositary fee	6	724,675
Management fee	3	533,032
"Taxe d'abonnement"	9	183,071
Publication expenses		156,475
Legal expenses		52,368
Professional expenses		28,919
Other expenses		7,937
<b>Total expenses</b>		<b>13,231,863</b>
<b>Net investment income</b>		<b>22,105,104</b>
<b>Realised</b>		
Gain on investments	2.3	358,856
Loss on investments	2.3	(1,759,388)
<b>Net investment income and realised loss for the year</b>		<b>20,704,572</b>
<b>Unrealised</b>		
Appreciation on investments	2.3	4,042,764
Depreciation on investments	2.3	(2,868,028)
<b>Net increase in net assets as a result of operations</b>		<b>21,879,308</b>
<b>Movement in capital</b>		
Subscriptions of units		1,386,463,863
Repurchases of units		(1,072,257,309)
<b>Net movement in capital</b>		<b>314,206,554</b>
<b>Dividend distributed</b>	11	<b>(21,879,308)</b>
<b>Net assets at the beginning of the year</b>		<b>1,724,164,161</b>
<b>Net assets at the end of the year</b>		<b>2,038,370,715</b>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

**NIKKO MONEY MARKET FUND**  
**Mutual Investment Umbrella Fund**

**Statement of operations and changes in net assets for the year ended December 31, 2018**

Canadian Dollar Portfolio

(Expressed in Canadian dollar)

	Notes	CAD
<b>Income</b>		
Interest income on investments	2.6	728,084
Bank interest	2.6	92,666
<b>Total income</b>		<b>820,750</b>
<b>Expenses</b>		
Agent Company fee and Distributor fee	5	143,687
Investment Manager fee	4	91,958
Administration fee	7	21,193
Depositary fee	6	14,411
Management fee	3	13,087
"Taxe d'abonnement"	9	6,118
Publication expenses		8,137
Legal expenses		1,702
Professional expenses		937
Other expenses		429
<b>Total expenses</b>		<b>301,659</b>
<b>Net investment income</b>		<b>519,091</b>
<b>Realised</b>		
Gain on investments	2.3	1,980
<b>Net investment income and realised gain for the year</b>		<b>521,071</b>
<b>Unrealised</b>		
Appreciation on investments	2.3	87,309
Depreciation on investments	2.3	(81,564)
<b>Net increase in net assets as a result of operations</b>		<b>526,816</b>
<b>Movement in capital</b>		
Subscriptions of units		8,667,434
Repurchases of units		(9,642,645)
<b>Net movement in capital</b>		<b>(975,211)</b>
<b>Dividend distributed</b>	11	<b>(526,815)</b>
<b>Net assets at the beginning of the year</b>		<b>61,608,531</b>
<b>Net assets at the end of the year</b>		<b>60,633,321</b>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

**NIKKO MONEY MARKET FUND**  
**Mutual Investment Umbrella Fund**

**Statement of operations and changes in net assets for the year ended December 31, 2018**

**New Zealand Dollar Portfolio**

(Expressed in New Zealand dollar)

	Notes	NZD
<b>Income</b>		
Interest income on investments	2.6	11,311,286
Bank interest	2.6	1,263,839
<b>Total income</b>		<b>12,575,125</b>
<b>Expenses</b>		
Agent Company fee and Distributor fee	5	2,806,714
Investment Manager fee	4	759,887
Administration fee	7	350,624
Depositary fee	6	238,500
Management fee	3	175,428
"Taxe d'abonnement"	9	60,009
Publication expenses		55,188
Legal expenses		18,211
Professional expenses		9,735
Other expenses		2,674
<b>Total expenses</b>		<b>4,476,970</b>
<b>Net investment income</b>		<b>8,098,155</b>
<b>Realised</b>		
Loss on investments	2.3	(793,858)
<b>Net investment income and realised loss for the year</b>		<b>7,304,297</b>
<b>Unrealised</b>		
Appreciation on investments	2.3	1,397,471
Depreciation on investments	2.3	(886,222)
<b>Net increase in net assets as a result of operations</b>		<b>7,815,546</b>
<b>Movement in capital</b>		
Subscriptions of units		423,478,990
Repurchases of units		(291,417,208)
<b>Net movement in capital</b>		<b>132,061,782</b>
<b>Dividend distributed</b>	11	<b>(7,815,546)</b>
<b>Net assets at the beginning of the year</b>		<b>531,462,796</b>
<b>Net assets at the end of the year</b>		<b>663,524,578</b>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

[前へ](#)

[次へ](#)

**NIKKO MONEY MARKET FUND**  
**Mutual Investment Umbrella Fund****Notes to the financial statements**

(As at December 31, 2018)

---

**Note 1 - Activity**

---

**NIKKO MONEY MARKET FUND** (the “Fund”), organised as a mutual investment umbrella fund, is an unincorporated coproprietorship of its securities and other assets for an unlimited period. The Fund may be dissolved at any time by mutual agreement between the Management Company and the Depositary or in any cases provided for by Luxembourg law.

The Fund is organized under part II of the 2010 Law and qualifies as an alternative investment fund within the meaning of the 2013 Law and as a Public Debt CNAV MMF in accordance with the MMF Regulation.

The assets of the different sub-funds are separately invested in accordance with their respective investment policies and objectives.

The objective of each sub-fund is to seek a stable rate of income in line with money market rates while preserving capital and maintaining liquidity by investing in high-grade money market instruments.

As at December 31, 2018, there are four sub-funds in operation in the Fund:

- \* Nikko Money Market Fund - US Dollar Portfolio  
(hereinafter referred to as “US Dollar Portfolio”)
- \* Nikko Money Market Fund - Australian Dollar Portfolio  
(hereinafter referred to as “Australian Dollar Portfolio”)
- \* Nikko Money Market Fund - Canadian Dollar Portfolio  
(hereinafter referred to as “Canadian Dollar Portfolio”)
- \* Nikko Money Market Fund - New Zealand Dollar Portfolio  
(hereinafter referred to as “New Zealand Dollar Portfolio”)

---

**Note 2 - Significant accounting policies**

---

**2.1 - Presentation of financial statements**

The financial statements are presented in accordance with Luxembourg laws and regulations relating to undertakings for collective investment and generally accepted accounting principles in Luxembourg.

**NIKKO MONEY MARKET FUND**  
**Mutual Investment Umbrella Fund**

**Notes to the financial statements (continued)**

(As at December 31, 2018)

**Note 2 - Significant accounting policies (continued)**

**2.2 - Combined statements**

The combined financial statements of the Fund are expressed in USD. The combined statement of net assets is the sum of the sub-funds' net assets converted in USD at exchange rates prevailing at the year-end closing date. The combined statement of operations and changes in net assets is the sum of the sub-funds' statements of operations and changes in net assets converted in USD at the average exchange rates applicable for the year ended December 31, 2018.

The exchange rates used for the translation of the sub-funds' assets and liabilities not denominated in USD as at December 31, 2018 are as follows:

Currency	Exchange rate
AUD	0.7052
CAD	0.7348
NZD	0.6707

The average exchange rates used for the translation of the sub-funds' statements of operations and changes in net assets not denominated in USD as at December 31, 2018 are as follows:

Currency	Exchange rate
AUD	0.7480
CAD	0.7722
NZD	0.6927

The exchange difference resulting from the use of average rates is recorded in the combined statement of operations and changes in net assets.

**2.3 - Investments in securities**

The bonds, debt securities and money market instruments in each sub-fund's portfolio are valued based upon their amortised cost. This involves valuing an investment at its cost and thereafter assuming a constant amortisation to maturity of any discount or premium regardless of the impact of fluctuating interest rates on the market value of the instruments. The amortisation of any discount or premium is included in the statement of operations and changes in net assets under the heading "Unrealised appreciation/depreciation on investments". At maturity, the net income realised resulting from commercial papers and certificates of deposit is included under the heading "Interest income on investments". Realised gain/loss resulting from sales of bonds and medium term notes to maturity are recognised in the statement of operations and changes in net assets.

**2.4 - Foreign currency translation**

Assets and liabilities expressed in currencies other than the currency of the sub-funds are translated at exchange rates prevailing at year-end. Transactions in currencies other than the currency of the sub-funds are translated into the currency of the sub-funds at exchange rates prevailing at the transaction dates.

**NIKKO MONEY MARKET FUND**  
**Mutual Investment Umbrella Fund****Notes to the financial statements (continued)**

(As at December 31, 2018)

**Note 2 - Significant accounting policies (continued)****2.5 - Formation expenses**

Formation expenses have been fully amortised.

**2.6 - Income**

Interest income is accrued on a daily basis.

**Note 3 - Management fee**

The Management Company is entitled to a fee payable in arrears, out of the assets of each sub-fund, at the end of each quarter which is calculated as follows: (i) in case daily GYLOE is below 1% p.a., the fee payable to the Management Company is 1% of such GILOE; (ii) in case daily GYLOE is 1% p.a. or above and below 1.5% p.a., the fee payable to the Management Company is 0.02% p.a. of the net assets of each sub-fund accrued on and calculated daily; (iii) in case daily GYLOE is 1.5% p.a. or above, the fee payable to the Management Company is 0.03% p.a. of the net assets of each sub-fund accrued on and calculated daily.

“GYLOE” (Gross Yield Less Other Expenses) means a rate calculated daily by the Management Company, which shall be equal to the gross yield of the respective sub-fund less the rate of daily amortization amount of expenses other than fees payable to the sub-fund’s related parties, and “GILOE” (Gross Income Less Other Expenses) means an amount, calculated daily by the Management Company, which is equal to the difference between (a) the gross income of the sub-fund, including the capital gain/loss on securities, and (b) the daily amortisation amount of expenses other than fees payable to the sub-fund’s related parties.

**Note 4 - Investment Manager fee**

The Investment Manager is entitled to a fee payable in arrears, out of the assets of each sub-fund, at the end of each quarter, which is calculated as follows. In case daily GYLOE is below 1% p.a., the fee payable to the Investment Manager is the lower amount of i) 14% of GILOE and ii) GYLOE x 100 multiplied by the fee rates mentioned below. In case daily GYLOE is 1.00% p.a. or above, the fee payable to the Investment Manager is calculated as below on the basis of the net assets of each sub-fund accrued on and calculated daily.

**US Dollar Portfolio**

up to 0.15% p.a. up to (and including) USD 200 million;  
up to 0.125% p.a. for a portion of more than USD 200 million, to (and including) USD 500 million;  
up to 0.10% p.a. for a portion of more than USD 500 million, to (and including) USD 2 billion; and  
up to 0.09% p.a. for a portion of more than USD 2 billion.

**NIKKO MONEY MARKET FUND**  
**Mutual Investment Umbrella Fund**

**Notes to the financial statements (continued)**

(As at December 31, 2018)

**Note 4 - Investment Manager fee (continued)**

**Australian Dollar Portfolio**

up to 0.15% p.a. up to (and including) AUD 200 million;  
 up to 0.125% p.a. for a portion of more than AUD 200 million, to (and including) AUD 500 million;  
 up to 0.10% p.a. for a portion of more than AUD 500 million, to (and including) AUD 2 billion; and  
 up to 0.09% p.a. for a portion of more than AUD 2 billion.

**Canadian Dollar Portfolio**

up to 0.15% p.a. up to (and including) CAD 200 million;  
 up to 0.125% p.a. for a portion of more than CAD 200 million, to (and including) CAD 500 million;  
 up to 0.10% p.a. for a portion of more than CAD 500 million, to (and including) CAD 2 billion; and  
 up to 0.09% p.a. for a portion of more than CAD 2 billion.

**New Zealand Dollar Portfolio**

up to 0.15% p.a. up to (and including) NZD 200 million;  
 up to 0.125% p.a. for a portion of more than NZD 200 million, to (and including) NZD 500 million;  
 up to 0.10% p.a. for a portion of more than NZD 500 million, to (and including) NZD 2 billion; and  
 up to 0.09% p.a. for a portion of more than NZD 2 billion.

Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses incurred by the Investment Manager will be borne by the relevant sub-fund.

**Note 5 - Agent Company fee and Distributor fee**

The Agent Company and the Distributors are entitled to a fee payable in arrears, out of the assets of each sub-fund, at the end of each quarter, which is calculated as below:

- In case daily GYLOE is below 1% p.a., the fee payable to the Agent Company is 20% of the GILOE, out of which 18% of GILOE is paid to the Distributors.
- In case daily GYLOE is 1.00% p.a. or above, the maximum fee payable to the Agent Company is 0.63% p.a. of the net assets of each sub-fund during the relevant quarter (out of which the Agent Company will pay the fee of each Distributor).
  - As of December 31, 2018:
    - In case daily GYLOE is 1.00% p.a. or above and below 1.50% p.a., the fee payable to the Agent Company is 0.19% p.a. of the net assets of such sub-fund accrued on and calculated daily, out of which 0.18% p.a. is paid to the Distributors.
    - In case daily GYLOE is 1.50% p.a. or above, the fee payable to the Agent Company is 0.48% p.a. of the net assets of such sub-fund accrued on and calculated daily, out of which 0.40% p.a. is paid to the Distributors.

Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses incurred by the Agent Company and/or the Distributors are borne by the relevant sub-fund.

**NIKKO MONEY MARKET FUND**  
**Mutual Investment Umbrella Fund****Notes to the financial statements (continued)**

(As at December 31, 2018)

---

**Note 6 - Depositary fee**

---

The Depositary is entitled to a fee payable in arrears, out of the assets of each sub-fund, at the end of each quarter which is calculated as follows: (i) in case daily GYLOE is below 1% p.a., the fee payable to the Depositary is 2% of such GYLOE; (ii) in case daily GYLOE is 1% p.a. or above and below 1.5% p.a., the fee payable to the Depositary is 0.02% p.a. of the net assets of each sub-fund accrued on and calculated daily; (iii) in case the GYLOE is 1.50% p.a. or above, the fee payable to the Depositary is 0.04% p.a. of the net assets of each sub-fund accrued on and calculated daily. Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses (including without limitation telephone, cable and postage expenses) incurred by the Depositary and any custody charges of banks and financial institutions to whom custody of assets of the Fund is entrusted are borne by the Fund.

---

**Note 7 - Administration fee**

---

The Administrator, Paying Agent, Registrar and Transfer Agent is entitled to a fee payable in arrears, out of the assets of each sub-fund, at the end of each quarter which is calculated as follows: (i) in case daily GYLOE is below 1% p.a., the fee payable to the Administrator, Paying Agent, Registrar and Transfer Agent is 3% of such GYLOE; (ii) in case daily GYLOE is 1% p.a. or above and below 1.5% p.a., the fee payable to the Administrator, Paying Agent, Registrar and Transfer Agent is 0.03% p.a. of the net assets of each sub-fund accrued on and calculated daily; (iii) in case daily GYLOE is 1.50% p.a. or above, the fee payable to the Administrator, Paying Agent, Registrar and Transfer Agent is 0.06% p.a. of the net assets of each sub-fund accrued on and calculated daily. Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses (including without limitation telephone, cable and postage expenses) incurred by the Administrator are borne by the Fund.

---

**Note 8 - Transaction costs**

---

The Fund does not pay any transaction costs (as defined in the 2010 Law). In agreement with the Management Company, transaction costs related to the Fund are borne by the Depositary.

---

**Note 9 - Taxation**

---

The Fund is subject to Luxembourg law in respect of its tax status. Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg, the Fund is subject to a subscription tax (the "Taxe d'abonnement") on its net assets at an annual rate of 0.01% calculated and payable quarterly.

Under the 2010 Law, neither the Fund nor the Unitholders are subject to any Luxembourg tax neither on income or capital gains nor to any withholding or estate tax. The Fund collects the income produced by the securities in its portfolio after deduction of any withholding tax in the relevant countries.

**NIKKO MONEY MARKET FUND**  
**Mutual Investment Umbrella Fund****Notes to the financial statements (continued)**

(As at December 31, 2018)

---

**Note 10 - Information related to the Securities Financing Transactions and of Reuse Regulation (SFTR)**

---

The Fund and its sub-funds did not enter into total return swaps, securities lending transactions, reverse repurchase transactions and repurchase transactions during the year ended December 31, 2018.

---

**Note 11 - Dividend policy**

---

The Management Company seeks to maintain each sub-fund's net asset value per unit at USD 0.0100, AUD 0.0100, CAD 0.0100 and NZD 0.0100, respectively.

Any accrued but unpaid dividends on the repurchased units are paid at the same time when such payment for the repurchased units is made.

Furthermore, on the last business day in each month, in respect of each sub-fund, all dividends declared accrued up to (and including) the day immediately preceding such last business day and not yet paid are automatically reinvested against issue of further units at the net asset value per unit of the relevant sub-fund applicable on the day immediately preceding such last business day.

---

**Note 12 - Related party transactions**

---

The Management Company, the Depositary and Administrator, and the Distributor and Agent Company are considered as related parties to the Fund. Related party fees are detailed in the notes to the financial statements.

---

**Note 13 - Statement of changes in investments for the year ended December 31, 2018**

---

Upon request addressed to the registered office of the Management Company, a statement giving the changes in investments incurred during the year ended December 31, 2018 can be obtained free of charge.

---

**Note 14 - Subsequent event**

---

There has been no significant event after year-end up to the date of the *Réviseur d'entreprises agréé's* opinion which, in the opinion of the Management Company, requires disclosure in the present financial statements.

[前へ](#)

## 2 【ファンドの現況】

## 純資産額計算書

( )USドル・ポートフォリオ

(2020年3月末日現在)

	米ドル(を除く。)	千円(、を除く。)
資産総額	2,208,415,724.96	240,341,883
負債総額	5,825,132.96	633,949
純資産総額( - )	2,202,590,592.00	239,707,934
発行済口数	220,253,662,859口	
1口当たり純資産価格( / )	0.01	1円

( )オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

(2020年3月末日現在)

	豪ドル(を除く。)	千円(、を除く。)
資産総額	2,512,690,473.28	166,063,713
負債総額	3,352,128.57	221,542
純資産総額( - )	2,509,338,344.71	165,842,171
発行済口数	250,930,407,692口	
1口当たり純資産価格( / )	0.01	1円

( )カナダ・ドル・ポートフォリオ

(2020年3月末日現在)

	加ドル(を除く。)	千円(、を除く。)
資産総額	62,767,384.11	4,807,982
負債総額	158,922.36	12,173
純資産総額( - )	62,608,461.75	4,795,808
発行済口数	6,260,722,921口	
1口当たり純資産価格( / )	0.01	1円

## ( )ニューージーランド・ドル・ポートフォリオ

(2020年3月末日現在)

	NZドル( を除く。)	千円( 、 を除く。)
資産総額	772,803,780.64	50,046,773
負債総額	1,367,726.13	88,574
純資産総額( - )	771,436,054.51	49,958,199
発行済口数	77,142,288,429口	
1口当たり純資産価格( / )	0.01	1円

## 第4 【外国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) ファンド証券の名義書換

ファンド証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関	S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社
取扱場所	ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L-1282 ヒルデガルト・フォン・ピンゲン通り2番

日本の受益者については、ファンド証券の保管を委託されている販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続きがとられる。

名義書換の費用は徴収されない。

### (2) 受益者に対する特典

受益者に対する特典はない。

### (3) 譲渡制限

管理会社は、受益証券の発行に関連して、受益証券が募集される国の法令を遵守する。管理会社は、その裁量において、特定の国および地域に居住する個人または同地に設立された法人に対し、ファンド証券の発行を一時的に停止し、完全に中止し、または制限することができる。管理会社は、受益者全体およびトラストの保護のため必要な場合には、特定の個人または法人によるファンド証券の取得を停止することができる。

受益証券は、FATCAを遵守する外国金融機関である(ファンド証券の名義人となる)販売会社によってのみ販売される。

管理会社は、

a ファンド証券の申込みをその裁量において拒否することができ、また、

b ファンド証券の購入または保有を禁じられた受益者が保有するファンド証券をいつでも買戻すことができる。

特に、

a 管理会社は、EU域内において公衆に対してファンド証券の販売活動を行わない。

b ファンド証券は、アメリカ合衆国およびその領土、コモンウェルスあるいは属領の居住者、またはアメリカ合衆国あるいはそのいずれかの州の法律の下で設立され存続する会社、パートナーシップ、トラストあるいはその他の法人に対して発行されず、それらのために譲渡されない。

## 第二部 【特別情報】

### 第1 【管理会社の概況】

#### 1 【管理会社の概況】

##### (1) 資本金の額

管理会社の資本金は、2020年3月末日現在5,446,220ユーロ(約6億5,110万円)で、全額払込済である。なお、1株20ユーロ(約2,391円)の記名式株式272,311株を発行済である。

(注) ユーロの円貨換算は、2020年3月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=119.55円)による。

過去5年間における管理会社の資本金の増減は、以下の通りである。

2015年3月31日	5,446,220ユーロ
2016年3月31日	5,446,220ユーロ
2017年3月31日	5,446,220ユーロ
2018年3月31日	5,446,220ユーロ
2019年3月31日	5,446,220ユーロ
2020年3月31日	5,446,220ユーロ

##### (2) 管理会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。

取締役は、その定員および任期を決定する年次株主総会において株主によって選任される。いかなる取締役も、株主により理由の有無を問わず解任される。

取締役会は、互選により、会長1名および副会長1名を選出することができる。取締役会はまた、取締役会および株主総会の議事録を管理する責任者である秘書役1名(取締役であることを要しない。)を選出することができる。取締役会は会長または2名の取締役により召集され、招集通知に記載された場所で開催される。会長は、すべての株主総会および取締役会において議長を務めるものとするが、欠席の場合、株主または取締役会は、当該会議の出席者の多数決により、臨時議長として他の取締役を任命することができる。

取締役会の通知は、書面により、緊急の場合を除き、少なくとも会議開催予定日の24時間以上前に取締役にあててなされなければならない。緊急の場合には、当該緊急事由および動機について招集通知に記載する。かかる通知は、書面、Eメールまたはファクシミリまたは他の類似の通信手段により各取締役の同意が得られた場合には省略することができる。取締役会の事前の決議により決定された時間および場所で開催されるものについては、特段の通知をする必要はない。

取締役は、書面または電信、電報、またはファクシミリにより、別の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができる。取締役は、2名以上の別の取締役を代理することができる。いずれの取締役も、テレビ会議または他の類似の通信手段により、本人確認を可能にすることにより、取締役会に参加することができる。これらの通信手段は、会議への効果的な参加を保障する技術的特性を満たすものでなければならず、審議は、継続的に中継されなければならない。これらの手段による会議への参加は、当該会議への本人の参加と同等である。当該通信手段により開催される会議は、管理会社の登録事務所において開催されたものと見なされる。取締役会は、取締役の半数以上が出席または代理出席している場合のみ適法に審議し、または行為することができる。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の多数決によるものとする。取締役会は、書面、電信、ファクシミリまたは他の類似の通信手段により承認を表明する場合には、持回りによって書面による決議を全員一致で可決することができ、その全体をもって決議の証拠となる議事録を構成する。取締役会は、管理会社の利益の管理および処分のすべての行為を行う最も広範な権限を付与されている。

とりわけ、取締役会は、管理会社の目的のために行われるすべての業務ならびに当該業務に関するあらゆる資金拠出、譲渡、購入、協力、提携、参画または金融面での介入について決定することのできる完全な権限を有する。

### (3) 役員および従業員の状況

(2020年3月末日現在)

氏名	管理会社 役職名	所属・役職名
辰野 温	取締役	S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ、ディレクター
ジャック・エルヴィンガー (Jacques Elvinger)	取締役	エルヴィンガー・ホス・プルッセン法律事務所、パートナー
三田村 浩平	取締役	S M B C日興証券株式会社、ジェネラル・マネージャー
加治屋 光隆	取締役	S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社、マネージング・ディレクター

(注) 上記取締役とは別に、6名の従業員がいる。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、ルクセンブルグの法律の規定に基づき設立され、投資信託の管理運営を行うための免許を有する会社である。管理会社は、その管理する投資信託の資産のポートフォリオ管理およびその他の機能を、2010年法および2013年法に従いその許容する範囲内で、委任することができる。管理会社は、1915年8月10日商事会社に関する法律(改正済)に基づき1992年2月27日に設立された。

管理会社は、AIFMDに従うAIFMとして認可されている。

管理会社は、2010年法第16章に基づき管理会社として、および2013年法第1条第46項に規定された範囲においてオルタナティブ投資ファンド運用者としての資格を有している。

管理会社はS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社の100%子会社である。

管理会社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず2010年法第125 - 2条に規定されたUCIを管理することである。ただし、管理会社は、最低でも1つのルクセンブルグのUCIを管理しなければならない。この関係において、管理会社は、2013年法に従ってAIFMとして行為し、AIFMD別紙I第1項に挙げられる行為を実行する。

管理会社は、ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却、申込みおよび交換を含む管理・運營業務を行い、ファンドの資産に直接または間接的に関連するすべての権利を行使することができる。

管理会社は、トラストの投資管理機能すなわち(a)組入証券運用機能および(b)リスク管理機能に属する義務を委託されている。

管理会社は、トラストの中枢管理に責任を負う。管理会社は、一定の運用機能を専門的なサービス提供者に委任することを、トラストから許可されている。管理会社は、会社および管理機能ならびに登録・名義書換代行機能をS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社に委任している。

管理会社が管理会社として行為しているその他のルクセンブルグの一般のファンドのリストは、管理会社の登記上の事務所において入手可能である。

2013年法第8.7条の規定により、管理会社は、業務上の過失から生じる潜在的な責任リスクをカバーするために適切な自身の追加資金を保有する。

管理会社は、ファンドの資産の投資および再投資に関して投資運用者として行為する投資運用会社を任命している(以下「投資運用会社」という。)。投資運用会社は、ファンドの日々の投資業務を管理している。管理会社と投資運用会社との間の契約は2014年7月17日に締結され、どちらか一方の当事者からの3か月以上前の通知により終了することができる。

管理会社は、2020年3月末日現在、以下のとおり分類される8本の投資信託を管理・運営している。

分類		内訳
A分類	通貨建て別運用金額	米ドル建： 3,600,877,717米ドル ユーロ建： 5,881,123ユーロ 日本円建： 1,099,457,690,507円 豪ドル建： 2,534,900,479豪ドル NZドル建： 771,436,055NZドル 加ドル建： 62,608,462カナダ・ドル
B分類	投資信託の種類 (基本的性格)	ルクセンブルグ籍・契約型・オープン・エンド型： 2本 ケイマン籍・契約型・オープン・エンド型： 6本

### 3【管理会社の経理状況】

- a . 管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー・ルクセンブルグ・ソシエテ・コーペラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2020年3月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 119.55円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

## (1)【貸借対照表】

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ  
貸借対照表  
2019年3月31日現在  
(単位：ユーロ)

注	2019年3月31日		2018年3月31日		
	ユーロ	千円	ユーロ	千円	
<b>資産</b>					
<b>固定資産</b>					
- その他の付帯設備、用具および備品	3	-	-	7,133	853
<b>流動資産</b>					
- 債権					
<b>売掛金</b>					
1年以内に期限の到来するもの	4	950,429	113,624	8,148,808	974,190
その他の売掛金					
1年以内に期限の到来するもの	8	152,624	18,246	173,576	20,751
- 預金および手許現金		8,718,219	1,042,263	9,424,307	1,126,676
前払金		59,894	7,160	60,731	7,260
<b>資産合計</b>		<b>9,881,166</b>	<b>1,181,293</b>	<b>17,814,554</b>	<b>2,129,730</b>
<b>負債</b>					
<b>資本金および準備金</b>					
- 払込資本金	5	5,446,220	651,096	5,446,220	651,096
- 準備金					
法定準備金	6	214,772	25,676	127,699	15,266
その他の積立金	7	1,445,530	172,813	2,291,131	273,905
		1,660,302	198,489	2,418,830	289,171
- 当期損益		1,776,405	212,369	1,741,473	208,193
		8,882,927	1,061,954	9,606,522	1,148,460
<b>引当金</b>					
- 納税引当金	8	756,072	90,388	822,153	98,288
- その他の引当金	9	115,443	13,801	102,456	12,249
		871,515	104,190	924,609	110,537
<b>非劣後債務</b>					
- 買掛金					
1年以内に期限の到来するもの		126,724	15,150	90,154	10,778
- その他の債務					
1年以内に期限の到来するもの	10	-	-	7,193,269	859,955
		126,724	15,150	7,283,423	870,733
<b>負債合計</b>		<b>9,881,166</b>	<b>1,181,293</b>	<b>17,814,554</b>	<b>2,129,730</b>

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

## (2) 【損益計算書】

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ  
 損益計算書  
 2019年3月31日に終了した年度  
 (単位:ユーロ)

	注	2019年3月31日		2018年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
<b>費用</b>					
その他の外部費用	11.2	14,117,836	1,687,787	25,500,232	3,048,553
<b>人件費</b>					
給とおよび賃金		1,003,366	119,952	722,355	86,358
給とおよび賃金に係る社会保障費		104,573	12,502	79,819	9,542
補足年金費用		25,726	3,076	20,262	2,422
その他の社会保障費		97,430	11,648	51,402	6,145
		<u>1,231,095</u>	<u>147,177</u>	<u>873,838</u>	<u>104,467</u>
その他の営業費用	12.1	253,090	30,257	215,246	25,733
<b>利息およびその他の財務費用</b>					
その他の利息および類似財務費用		5,840	698	2,983	357
		<u>15,607,862</u>	<u>1,865,920</u>	<u>26,592,299</u>	<u>3,179,109</u>
法人所得税	8	622,870	74,464	610,590	72,996
前勘定科目に表示されていない その他の税金		-	-	-	-
当期利益		<u>1,776,405</u>	<u>212,369</u>	<u>1,741,473</u>	<u>208,193</u>
費用合計		<u>18,007,136</u>	<u>2,152,753</u>	<u>28,944,362</u>	<u>3,460,298</u>
<b>収益</b>					
純売上高	11.1	17,935,667	2,144,209	28,868,642	3,451,246
その他の営業収益	12.2	71,469	8,544	75,720	9,052
その他の利息およびその他の財務収益		-	-	-	-
その他の利息および類似財務収益		-	-	-	-
		<u>18,007,136</u>	<u>2,152,753</u>	<u>28,944,362</u>	<u>3,460,298</u>
当期損失		-	-	-	-
収益合計		<u>18,007,136</u>	<u>2,152,753</u>	<u>28,944,362</u>	<u>3,460,298</u>

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ  
オフ・バランスシート  
2019年3月31日現在  
(単位:ユーロ)

	注	2019年3月31日		2018年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
第三者のために保有される資産	14	-	-	-	-

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

## S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

## 財務書類に対する注記

2019年3月31日に終了した年度

## 注1．事業活動

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ(以下「当社」という。 )は、1992年2月27日、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立された。

当社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず、当社が、最低でも一本のルクセンブルグのUCI(以下「投資信託」という。 )を管理することを条件に、(投資信託に関する2010年12月17日の法律(随時改正済)(以下「2010年法」ということがある。 )の第125 - 2条に規定された)投資信託の管理を行うことである。かかる観点において、当社は、ルクセンブルグの2013年の法律(随時改正済)(以下「2013年法」という。 )に従い、オルタナティブ投資ファンド運用者として行為し、かつ、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU(以下「AIFMD」という。 )の別紙(以下「別紙」という。 )の第1項に規定された業務を行う。当社は、ポートフォリオ管理を委託し、投資運用の監視を行う一方で、当社自身でリスク管理を実施する。さらに、当社は、別紙の第2項に基づき別挙された一切の業務を行う。

2019年3月31日現在、当社はニッコウ・マネー・マーケット・ファンド、ニッコウ・スキル・インベストメント・トラスト(ルクセンブルグ)、日興グローバル・ファンズ、日興リアル・アセット・ファンド、クオンティティティブ・マルチ・ストラテジー・プログラム(「QMS」)、日興オフショア・ファンズ、プレミアム・ファンズ、日興ワールド・トラスト、日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンドおよびクオンティック・トラストの10の投資信託を管理・運営している。

## 注2．重要な会計方針

当社は、その会計帳簿をユーロ(以下「ユーロ」という。 )で維持し、本財務書類は、以下の重要な会計方針を含め、ルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して継続企業の前提で作成されている。

## 2.1 外貨換算

ユーロ以外の通貨建の取引は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。

ユーロ以外の通貨建の固定資産は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。貸借対照表日付現在、かかる資産は取得時の為替レートで換算されている。

現金および預金は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートで換算される。為替差損益は損益計算書に計上される。

短期債権および債務は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートに基づき換算される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートで換算された額または為替に基づき決定された額のいずれか低い額または高い額で、それぞれ別々に換算される。

実現為替差益は、実現された時点で損益計算書に計上される。

ユーロ以外の通貨建の資産と負債の間に経済的な関連がある場合には、未実現純損失のみ、損益計算書に計上される。

## 2.2 流動債権

債権は、その額面価額で評価される。それらは、回収が困難な場合には、評価調整の対象となる。かかる評価調整は、評価調整が行われた事由が適用されなくなる場合には、継続されない。

## 2.3 負債引当金および費用引当金

負債引当金および費用引当金は、その性質が明白に規定され、貸借対照表日付現在で発生する可能性が高いかまたは確実に発生するが、発生する金額または日付は不確定である損失または債務を補填することを目的としている。

### 注3．固定資産の変動

	取得原価		評価額調整		期首現在		期末現在	
	期首現在 価値総額	期末現在 価値総額	期首現在 累積額調整	期末現在 累積額調整	期首現在 価値純額	期末現在 価値純額	期首現在	期末現在
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
固定資産								
内訳：								
- 家具、付帯設備	7,264	7,264	(6,020)	(7,264)	1,244	-		
- オフィス設備	26,619	26,619	(20,730)	(26,619)	5,889	-		
	33,883	33,883	(26,750)	(33,883)	7,133	-		

固定資産は、減価償却累計額控除後の取得原価で評価される。減価償却費は、個々の資産の見積耐用年数にわたり、定額法で計算される。

かかる目的で使用される減価償却率は、以下のとおりである。

- 家具、付帯設備 20%
- オフィス設備 50%

## 注4．債権

2019年3月31日および2018年3月31日現在の債権(売掛金)は、未収管理報酬である。

## 注5．払込資本金

額面金額20ユーロの発行済および全額払込済の株式272,311株で表章される払込資本金は、5,446,220ユーロである。

## 注6．法定準備金

ルクセンブルグ法により、当社は毎年その純利益の少なくとも5%を法定準備金として、当該準備金が発行済資本金の10%に達するまで、積立てなければならない。

この法定準備金を配当金に利用することはできない。

2018年度の利益に関しては、87,073ユーロが積立てられた(2017年度の利益に関しては、55,160ユーロ。)

## 注7．資本金および準備金

	資本金	法定 準備金	任意 積立金 (1)	特別納税 引当金 (2)	その他の 積立金 (1)+(2)	当期 損益
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
2018年3月31日現在残高	5,446,220	127,699	1,994,731	296,400	2,291,133	1,741,472
損益の繰入額	-	87,073	1,414,248	240,150	1,654,398	(1,741,472)
分配済み配当金			(2,500,000)		(2,500,000)	
当期損益	-	-	-	-	-	1,776,404
2019年3月31日現在残高	5,446,220	214,772	908,980	536,550	1,445,530	1,776,404

	資本金	法定 準備金	任意 積立金 (1)	特別納税 引当金 (2)	その他の 積立金 (1)+(2)	当期 損益
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
2017年3月31日現在残高	5,446,220	72,539	1,143,694	99,400	1,243,094	1,103,197
損益の繰入額	-	55,160	851,037	197,000	1,048,037	(1,103,197)
当期損益	-	-	-	-	-	1,741,473
2018年3月31日現在残高	5,446,220	127,699	1,994,731	296,400	2,291,131	1,741,473

当社は、施行された税法に準拠して、純資産税(NWT)負債を控除した。当該法律に従い、当社は、純資産税の控除額の5倍に相当する金額を配当不能引当金(「特別納税引当金」科目)のもとに繰入れることを決定した。当該引当金は、5年間は配当に利用することはできない。

## 注8．法人所得税

当社は、ルクセンブルグ法人所得税、都市事業税および純資産税の課税対象となっている会社である。

税金負債は、貸借対照表上で「納税引当金」として計上されており、前納税は貸借対照表上で「その他の売掛金 - 1年以内に期限の到来するもの」として計上されている。

## 注9．その他の引当金

	2019年3月31日	2018年3月31日
	ユーロ	ユーロ
一般経費に対する引当金	115,443	98,751
未払付加価値税（VAT）に対する引当金	-	251
優先債権者に対する引当金（社会保障）	20,765	-
優先債権者に対する引当金（給与に係る税金）	-	3,454
	<u>136,208</u>	<u>102,456</u>

## 注10．その他の債務

2019年3月31日および2018年3月31日現在のその他の債務の内訳は、以下のとおりである。

	2019年3月31日	2018年3月31日
	ユーロ	ユーロ
未払投資顧問報酬	-	4,915,922
未払販売報酬	-	2,277,347
	<u>-</u>	<u>7,193,269</u>

## 注11．純売上高およびその他の営業費用

## 11.1 純売上高

	2019年3月31日	2018年3月31日
	ユーロ	ユーロ
管理報酬	17,935,667	28,861,804
弁護士報酬	-	6,838
	<u>17,935,667</u>	<u>28,868,642</u>

2019年3月31日現在の適用ある管理報酬料率は、以下のとおりである。

当社は、日興リアル・アセット・ファンド、ニッコウ・スキル・インベストメンツ・トラスト（ルクセンブルグ）- エル・プラス・タンジェント、日興オフショア・ファンズ - アジア・インカム・プラス・エクイティ・ストラテジー・トラッカー・ファンド、日興オフショア・ファンズ - アジア・パシフィック・インカム・プラス・リアル・エステート・ストラテジー・トラッカー・ファンドおよび日興オフショア・ファンズ - 日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンド<sup>SM</sup>から、当該四半期中のかかるファンドの純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、プレミアム・ファンズ - ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て、プレミアム・ファンズ - ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て(ヘッジあり)(これらの2つのシリーズ・トラストは2018年8月31日付で償還した。)、プレミアム・ファンズ - キャピタル U S グロース・アンド・インカム・ファンド(このシリーズ・トラストは2019年1月31日付で償還した。)、プレミアム・ファンズ - ヨーロピアン・ハイイールド、プレミアム・ファンズ - グローバル・コーポレート・ボンド、プレミアム・ファンズ - シュローダー日本株式ファンド、プレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型、プレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ グロース型、プレミアム・ファンズ - グローバル・コア株式ファンド、プレミアム・ファンズ - グローバル・コア債券ファンド、プレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ アドバンス型、日興ワールド・トラスト - 日興グリーン・ニューディール・ファンド、日興ワールド・トラスト - グラビティ・ヨーロピアン・エクイティ・ファンド、日興ワールド・トラスト - ヨーロピアン・ラグジュアリー・エクイティ・ファンド、日興ワールド・トラスト - 日興グローバル・C B ・ファンド、日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・ボンドおよび日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・エクイティから、当該月中のこれらのファンドの純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - 日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド(米ドル建て)から、当該月中のかかるファンドの純資産価額に対して0.04%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - ワールド・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンドから、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.023%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、クオンティティティブ・マルチ・ストラテジー・プログラム から、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、クオンティック・トラスト - 米ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201703から、毎月後払いされる、( )シリーズ・トラストの当初発行価格に( )関連評価日現在の発行済受益証券口数を乗じた金額について年率0.03%の報酬を受領する。

2018年9月末まで、当社は、日興グローバル・ファンズの各シリーズ・トラストから、当該四半期中の当該シリーズ・トラストの平均純資産価額に対して0.35%の年次管理報酬を受領する。当社は、当該シリーズ・トラストの投資運用会社および販売会社に対して合計で0.32%の年次報酬を払い戻す。2018年10月1日以降、年次管理報酬は、当該四半期中の当該シリーズ・トラストの平均純資産価額に対して0.03%である。日興グローバル・ファンズのシリーズ・トラストの1つ(日興グローバル・ファンズ - 日本債券ファンド)が、2018年10月31日付で償還した。

当社は、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンドから、以下のとおり計算される年次管理報酬を、各四半期末に受領する。すなわち、日々計算されるグロス・イールド(その他の費用控除後)が年率1%未満の場合、当社に対する報酬は、当該グロス・インカム(その他の費用控除後)の1%である。日々計算されるグロス・イールド(その他の費用控除後)が年間1%以上および1.5%未満の場合、当社に対する報酬は、日々発生し、計算されるサブ・ファンドの純資産価額の年率0.02%である。日々計算されるグロス・イールド(その他の費用控除後)が年間1.5%以上の場合、当社に対する報酬は、日々発生し、計算されるサブ・ファンドの純資産価額の年率0.03%である。「グロス・イールド(その他の費用控除後)」とは、ファンドの総利回り(グロス・イールド)より、ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却率を控除し、当社により日々計算される料率をいう。また、「グロス・インカム(その他の費用控除後)」とは、(a)ファンドの総利益(有価証券のキャピタル・ゲイン/ロスを含む。)より、(b)ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却額を控除し、当社により日々計算される金額をいう。

## 11.2 その他の外部費用

	2019年3月31日	2018年3月31日
	ユーロ	ユーロ
払戻し投資顧問および販売会社報酬	13,817,735	25,174,016
その他の費用	300,101	326,216
	<u>14,117,836</u>	<u>25,500,232</u>

2018年9月30日まで、当社に支払われる、日興グローバル・ファンズのシリーズ・トラストの平均純資産価額に対する0.35%の年次管理報酬のうち、0.32%が日興グローバル・ファンズのシリーズ・トラストの投資運用会社および販売会社(以下「IM」および「販売会社」という。)に支払われる。当社が日興グローバル・ファンズのシリーズ・トラストのIMおよび販売会社に支払った合計金額は、2018年9月30日に終了した半期において13,820,085.19ユーロおよび2018年3月31日に終了した年度において25,174,016ユーロであった。

2018年10月31日まで、日興グローバル・ファンズについて、日本債券ファンドのみ、日本相互証券株式会社のウェブサイト上で公表されている新発日本国債10年利回り(以下「JGB利回り」という。)の主要な利回りによって決まる2つの異なる報酬水準が適用される。(かかるシリーズ・トラストの英文目論見書において定義されるとおり)利回り参照日現在のJGB利回りが0%未満である場合、当社は、シリーズ・トラストの資産から、(0.35%ではなく)純資産価額の0.175%の年次管理報酬を受領する権利を有する。そのうち、(0.32%ではなく)0.16%がIMおよび販売会社に支払われる。

その他の費用は、法律上の助言、コンサルティング、協会のメンバーシップ等の外部のプロバイダーにより提供されるサービスに相当する。

## 注12．その他の営業費用およびその他の営業収益

## 12.1 その他の営業費用

	2019年3月31日	2018年3月31日
	ユーロ	ユーロ
その他の管理事務費用	253,090	215,246
	<u>253,090</u>	<u>215,246</u>

## 12.2 その他の営業収益

	2019年3月31日	2018年3月31日
	ユーロ	ユーロ
過年度からのその他の引当金に対する調整	32,486	27,093
S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社への 業務提供に対する引当金	11,700	11,700
凍結ファンドに関する評価調整の償却	-	35,679
過年度からの税金の払戻し	24,964	-
その他	2,319	1,248
	<u>71,469</u>	<u>75,720</u>

## 注13．従業員および取締役

## 13.1 取締役

当年度中、信任を与えられた取締役数は、以下のとおりであった。

	2019年3月31日	2018年3月31日
取締役	<u>4</u>	<u>4</u>

## 13.2 就業者

2019年3月31日および2018年3月31日現在の従業員数は、以下のとおりであった。

	2019年3月31日	2018年3月31日
上級管理職	2	2
中間管理職	2	3
従業員	3	3
	<u>7</u>	<u>8</u>

## 注14．後発事象

本財務書類において開示される後発事象はなかった。

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本語の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

[次へ](#)

## SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

**Balance sheet as at March 31, 2019**  
(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2019 EUR	March 31, 2018 EUR
<b>ASSETS</b>			
<b>Fixed assets</b>			
- Other fixtures and fittings, tools and equipment	3	-	7 133
<b>Current assets</b>			
- Debtors			
Trade receivables			
- becoming due and payable within one year	4	950 429	8 148 808
Other receivables			
- becoming due and payable within one year	8	152 624	173 576
- Cash at bank and in hand		8 718 219	9 424 307
<b>Prepayments</b>		<u>59 894</u>	<u>60 731</u>
<b>Total assets</b>		<b><u>9 881 166</u></b>	<b><u>17 814 554</u></b>
<b>LIABILITIES</b>			
<b>Capital and reserves</b>			
- Subscribed capital	5	5 446 220	5 446 220
- Reserves			
legal reserve	6	214 772	127 699
other reserves	7	<u>1 445 530</u>	<u>2 291 131</u>
		1 660 302	2 418 830
- Profit or loss for the financial year		<u>1 776 405</u>	<u>1 741 473</u>
		8 882 927	9 606 522
<b>Provisions</b>			
- Provisions for taxation	8	756 072	822 153
- Other provisions	9	<u>115 443</u>	<u>102 456</u>
		871 515	924 609
Non-subordinated debts			
- Trade creditors			
becoming due and payable within one year		126 724	90 154
- Other creditors			
becoming due and payable within one year	10	<u>-</u>	<u>7 193 269</u>
		126 724	7 283 423
<b>Total liabilities</b>		<b><u>9 881 166</u></b>	<b><u>17 814 554</u></b>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts

## SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

## Profit and loss account for the year ended March 31, 2019

(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2019 EUR	March 31, 2018 EUR
<b>CHARGES</b>			
<b>Other external charges</b>	11.2	14 117 836	25 500 232
<b>Staff costs</b>			
- Salaries and wages		1 003 366	722 355
- Social security on salaries and wages		104 573	79 819
- Supplementary pension costs		25 726	20 262
- Other social costs		<u>97 430</u>	<u>51 402</u>
		<b>1 231 095</b>	<b>873 838</b>
<b>Other operating charges</b>	12.1	253 090	215 246
<b>Interest and other financial charges</b>			
- Other interest and similar financial charges		<u>5 840</u>	<u>2 983</u>
		15 607 862	26 592 299
<b>Income tax</b>	8	622 870	610 590
<b>Other taxes not included in the previous caption</b>		<u>-</u>	<u>-</u>
Profit for the financial year		<u>1 776 405</u>	<u>1 741 473</u>
<b>Total charges</b>		<b><u>18 007 136</u></b>	<b><u>28 944 362</u></b>
<b>INCOME</b>			
<b>Net turnover</b>	11.1	17 935 667	28 868 642
<b>Other operating income</b>	12.2	71 469	75 720
<b>Other interest and other financial income</b>			
- Other interest and similar financial income		<u>-</u>	<u>-</u>
		<u>18 007 136</u>	<u>28 944 362</u>
Loss for the financial year		<u>-</u>	<u>-</u>
<b>Total income</b>		<b><u>18 007 136</u></b>	<b><u>28 944 362</u></b>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

**SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.****Off-balance sheet as at March 31, 2019**

(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2019	March 31, 2018
		EUR	EUR
Assets held for third parties		-	-

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

**SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.****Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2019****Note 1 - Activity**

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. (the "Company") was incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as "Société Anonyme" on February 27, 1992.

The purpose of the Company is the management (within the meaning of article 125-2 of the law of 17 December 2010 relating to undertakings for collective investment as amended from time to time) (the "**2010 Law**"), of undertakings for collective investment, whether domiciled in Luxembourg or offshore, provided that the Company must manage at least one Luxembourg UCI (the "**Funds**"). In that context, the Company acts as Alternative Investment Fund Manager in accordance with the Luxembourg law of 2013 as amended from time to time (the "**2013 Law**") and perform the activities listed in item 1 of the Annex I of Directive 2011/61/EU of the European Parliament (the "**Annex**") and of the Council of 8 June 2011 on alternative investment fund managers (the "**AIFMD**"). The Company performs risk management by itself while delegating portfolio management and conducting oversight of investment managers. The Company may further carry out any of the activities listed under item 2. of the Annex.

As at March 31, 2019, the Company manages 10 investment funds: Nikko Money Market Fund, Nikko Skill Investment Trust (Lux), Nikko Global Funds, Nikko Real Asset Fund, Quantitative Multi-Strategy Program II ("QMS II"), Nikko Offshore Funds, Premium Funds, Nikko World Trust, Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Fund, and Quantic Trust.

**Note 2 - Significant accounting policies**

The Company maintains its books in Euro ("EUR") and these annual accounts have been prepared on a going concern basis in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements including the following significant accounting policies.

**2.1 - Foreign currency translation**

Transactions expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction.

Fixed assets expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction. At the balance sheet date, these assets remain translated at historic exchange rate.

Cash at bank is translated at the exchange rate effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account.

Short-term debtors and creditors are translated on the basis of the exchange rates effective at the balance sheet date.

**SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.****Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2019 (continued)****Note 2 - Significant accounting policies (continued)****2.1 - Foreign currency translation (continued)**

Other assets and liabilities are translated separately respectively at the lower or at the higher of the value converted at historical exchange rate or the value determined on the basis of the exchange.

Realised exchange gains are recorded in the profit and loss account at the moment of their realisation.

Where there is an economic link between an asset and a liability, expressed in currencies other than EUR, only the net unrealised loss is recorded in the profit and loss account.

**2.2 - Current debtors**

Debtors are valued at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

**2.3 - Provisions for liabilities and charges**

Provision for liabilities and charges are intended to cover losses or debts, the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

## SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

## Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2019 (continued)

## Note 3 - Movements in fixed assets

	Cost		Value adjustments		Net value at the end of the financial year	EUR
	Gross value at the beginning of the financial year	Gross value at the end of the financial year	Cumulative value adjustments at the beginning of the financial year	Cumulative value adjustments at the end of the financial year		
Fixed assets	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR
of which:						
-furniture, fixture and fittings	7 264	7 264	(6 020)	(7 264)	1 244	-
-office arrangements	26 619	26 619	(20 730)	(26 619)	5 889	-
	<u>33 883</u>	<u>33 883</u>	<u>(26 750)</u>	<u>(33 883)</u>	<u>7 133</u>	-

Fixed assets are valued at cost less accumulated depreciation/amortisation. Depreciation/amortisation is calculated on a straight-line basis over the estimated useful life of individual assets.

The depreciation/amortisation rates used for this purpose are:

Furniture, fixture and fittings	20%
Office arrangements	50%

**SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.****Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2019 (continued)****Note 4 - Debtors**

Debtors (Trade receivables) as at March 31, 2019 and March 31, 2018 represent management fees receivable.

**Note 5 - Subscribed capital**

The subscribed capital is EUR 5 446 220, represented by 272 311 issued and fully paid shares at a par value of EUR 20.

**Note 6 - Legal reserve**

Under Luxembourg law, the Company is required to transfer to the legal reserve a minimum of 5% of its net profit each year until this reserve equals 10% of the issued share capital.

The legal reserve is not available for distribution.

A transfer of EUR 87 073 was made in respect of the profit of 2018 (EUR 55 160 in respect of the profit of 2017).

**Note 7 - Capital and reserves**

	Capital	Legal reserve	Free reserve	Special tax reserve	Other reserves	Result for the year
	EUR	EUR	(1) EUR	(2) EUR	(1) + (2) EUR	EUR
Balance at March 31, 2018	5 446 220	127 699	1 994 731	296 400	2 291 133	1 741 472
Allocation of the result	-	87 073	1 414 248	240 150	1 654 398	(1 741 472)
Dividend distributed	-	-	(2 500 000)	-	(2 500 000)	-
Result for the financial year	-	-	-	-	-	<u>1 776 404</u>
Balance at March 31, 2019	<u>5 446 220</u>	<u>214 772</u>	<u>908 980</u>	<u>536 550</u>	<u>1 445 530</u>	<u>1 776 404</u>
	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR
Balance at March 31, 2017	5 446 220	72 539	1 143 694	99 400	1 243 094	1 103 197
Allocation of the result	-	55 160	851 037	197 000	1 048 037	(1 103 197)
Result for the financial year	-	-	-	-	-	<u>1 741 473</u>
Balance at March 31, 2018	<u>5 446 220</u>	<u>127 699</u>	<u>1 994 731</u>	<u>296 400</u>	<u>2 291 131</u>	<u>1 741 473</u>

**SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.****Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2019 (continued)****Note 7 - Capital and reserves (continued)**

The Company reduced the Net Worth Tax (NWT) liability in accordance with the tax legislation. In order to comply with this legislation, the Company decided to allocate under non-distributable reserves (item "special tax reserve") an amount that corresponds to five times the amount of reduction of the Net Worth Tax. This reserve is non-distributable for a period of five years.

**Note 8 - Income tax**

The Company is a corporation subject to Luxembourg corporate income tax, to municipal business tax and to net worth tax.

Tax liabilities are recorded under "Provisions for taxation" in the balance sheet and tax advances are recorded under "Other receivables becoming due and payable within one year" in the balance sheet.

**Note 9 – Other provisions**

	March 31, 2019	March 31, 2018
	EUR	EUR
Provision for general expenses	115 443	98 751
Provision for VAT payable	-	251
Provision for preferential creditors (social security)	20 765	-
Provision for preferential creditors (taxes on salaries)	-	3 454
	<u>136 208</u>	<u>102 456</u>

**Note 10 - Other creditors**

Other creditors as at March 31, 2019 and March 31, 2018 are analysed as follows:

	March 31, 2019	March 31, 2018
	EUR	EUR
Advisory fees payable	-	4 915 922
Distribution fees payable	-	2 277 347
	<u>-</u>	<u>7 193 269</u>

## SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

## Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2019 (continued)

## Note 11 - Net turnover and other external charges

## 11.1 - Net turnover

	March 31, 2019	March 31, 2018
	EUR	EUR
Management fees	17 935 667	28 861 804
Legal Commission	-	6 838
	<u>17 935 667</u>	<u>28 868 642</u>

The Management fee rates applicable as at March 31, 2019 are as follows:

The Company receives from Nikko Real Asset Fund, Nikko Skill Investments Trust (Lux) – L Plus Tangent, Nikko Offshore Funds - Asia Income Plus Equity Strategy Tracker Fund, Nikko Offshore Funds - Asia Pacific Income Plus Real Estate Strategy Tracker Fund and Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy Fund<sup>SM</sup>, an annual management fee of 0.03% of the net asset value of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Premium Funds - Pimco Total Return Strategy USD, Premium Funds - Pimco Total Return Strategy JPY (Hedged) (these two series trusts terminated on 31<sup>st</sup> August 2018), Premium Funds – Capital US Growth and Income Fund (this series trust terminated on 31<sup>st</sup> January 2019), Premium Funds – European High Yield, Premium Funds – Global Corporate Bond, Premium Funds – Schroder Japanese Equity Fund, Premium Funds – Wealth Core Portfolio Conservative Type, Premium Funds – Wealth Core Portfolio Growth Type, Premium Funds - Global Core Equity Fund, Premium Funds – Global Core Bond Fund, Premium Funds - Wealth Core Portfolio Advanced Type, Nikko World Trust – Nikko Green New Deal Fund, Nikko World Trust – Gravity European Equity Fund, Nikko World Trust – European Luxury Equity Fund, Nikko World Trust – Global CB Fund, Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Bond and Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds – Nikko Dynamic Equity, an annual management fee of 0.03% of the net asset value of these funds during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – Nikko BlackRock High Quality Allocation Fund (USD) an annual management fee at the rate of 0.04% of the net asset value of this fund during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – World Hybrid Securities Fund an annual management fee at the rate of 0.023% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Quantitative Multi-Strategy Program II an annual management fee at the rate of 0.03% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is paid quarterly.

**SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.****Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2019 (continued)**

The Company receives from Quantic Trust - USD Target Maturity Bond Fund 201703, a fee at the rate of 0.03% per annum of the product of (i) the initial issue price of the series trust and (ii) the number of outstanding units in issue as of the relevant valuation day payable monthly in arrears.

The Company receives from each series trusts of Nikko Global Funds and until end of September 2018 an annual management fee of 0.35% of the average net assets of these series trusts during the relevant quarter. The Company pays back to the investment manager and the distributor of these series trusts an annual fee rate of 0.32% in total. As from 1<sup>st</sup> October 2018, the annual management fee is 0.03% of the average net assets of these series trusts during the relevant quarter. One of the series trusts of Nikko Global Funds (Nikko Global Funds - Japanese Bond Fund) was terminated on 31<sup>st</sup> October 2018.

The Company receives from Nikko Money Market Fund at the end of each quarter an annual management fee calculated as follows: In case daily GYLOE is below 1% per annum, the fee payable to the Company is 1% of the GILOE. In case daily GYLOE is 1% p.a. or above and below 1.5% p.a., the fee payable to the Company is 0.02% p.a. of the net asset value of a sub-fund accrued on and calculated daily. In case daily GYLOE is 1.5% p.a. or above, the fee payable to the Company is 0.03% p.a. of the net asset value of a sub-fund accrued on and calculated daily. "GYLOE" (Gross Yield Less Other Expenses) means a rate calculated daily by the Company, which shall be equal to the gross yield of the fund less the rate of daily amortization amount of expenses other than fees payable to the funds' related parties and "GILOE" (Gross Income Less Other Expenses) means an amount, calculated daily by the Company, which shall be equal to the difference between:

- (a) the gross income of the fund, including the capital gain/loss on securities, and
- (b) the daily amortisation amount of expenses other than fees payable to the fund's related parties.

**11.2 - Other external charges**

	<b>March 31, 2019</b>	<b>March 31, 2018</b>
	<b>EUR</b>	<b>EUR</b>
Advisory and distributor fees reimbursed	13 817 735	25 174 016
Other expenses	<u>300 101</u>	<u>326 216</u>
	<b><u>14 117 836</u></b>	<b><u>25 500 232</u></b>

Out of the annual management fees of 0.35% of the average net assets of the series trusts of Nikko Global Funds paid to the Company, 0.32% are paid to the investment manager and to the distributor of the series trusts of Nikko Global Funds (the "IM" and the "Distributor") until September 30, 2018. The total amount paid by the Company to the IM and Distributor of the series trusts of Nikko Global Funds was EUR13,820,085.19 during the half year ended September 30, 2018 and EUR 25 174 016 during the full year ended March 31, 2018.

**SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.****Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2019 (continued)**

Until October 31, 2018, for Nikko Global Funds - Japanese Bond Fund only, two different fee levels started to apply depending on the main yield rate of newly-issued ten-year Japanese government bonds (the "JGB Rate"), which is published on the website of Japan Bond Trading Co., Ltd. If the JGB Rate is below 0% as of the Rate Reference Date (as defined in the offering memorandum of this series trust), the Company is entitled to receive out of the assets of the series trust the annual management fee of 0.175% of the net asset value instead of 0.35%, out of which 0.16% instead of 0.32% are paid to the IM and to the Distributor.

Other expenses correspond to services rendered by external providers such as legal advice, consultancy, membership to associations and so forth.

**Note 12 - Other operating charges and other operating income****12.1 - Other operating charges**

	March 31, 2019	March 31, 2018
	EUR	EUR
Other administrative expenses	<u>253 090</u>	<u>215 246</u>
	<u>253 090</u>	<u>215 246</u>

**12.2 - Other operating income**

	March 31, 2019	March 31, 2018
	EUR	EUR
Adjustment other provisions from previous years	32 486	27 093
Provision for service provided to SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A.	11 700	11 700
Write-off value adjustment on frozen funds	-	35 679
Reimbursement tax from previous years	24 964	-
Other	<u>2 319</u>	<u>1 248</u>
	<u>71 469</u>	<u>75 720</u>

**Note 13 - Staff and directors****13.1 - Directors**

The number of directors having been mandated during the financial year was as follows:

	March 31, 2019	March 31, 2018
Directors	4	4

**SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.****Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2019 (continued)****13.2 - Personnel**

The number of personnel employed as at March 31, 2019 and March 31, 2018 was as follows:

	March 31, 2019	March 31, 2018
Senior Management	2	2
Middle Management	2	3
Employees	<u>3</u>	<u>3</u>
	<u>7</u>	<u>8</u>

**Note 14 – Subsequent events**

There were no subsequent events to be disclosed in the annual accounts.

## 中間財務書類

- a . 管理会社の日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . 管理会社の原文の中間財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の中間財務書類には、2020年3月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 119.55円）を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

[前へ](#)[次へ](#)

## (1) 資産及び負債の状況

## S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

## 貸借対照表

2019年9月30日現在

(単位：ユーロ)

	2019年9月30日		2019年3月31日	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産				
固定資産				
- その他の付帯設備、用具および備品	0	0	0	0
流動資産				
債権				
- 売掛金				
1年以内に支払期限の到来するもの	1,000,212	119,575	950,429	113,624
- 関係当事者への債権				
1年以内に支払期限の到来するもの	0	0	0	0
- その他の売掛金				
1年以内に支払期限の到来するもの	2,510	300	152,624	18,246
預金	8,250,712	986,373	8,718,219	1,042,263
手許現金	0	0	0	0
前払金	20,065	2,399	59,894	7,160
	<u>9,273,499</u>	<u>1,108,647</u>	<u>9,881,166</u>	<u>1,181,293</u>
資産合計	<u>9,273,499</u>	<u>1,108,647</u>	<u>9,881,166</u>	<u>1,181,293</u>
負債				
資本金および準備金				
- 払込資本金	5,446,220	651,096	5,446,220	651,096
- 繰越利益	0	0	0	0
- 準備金				
法定準備金	303,592	36,294	214,772	25,676
その他の積立金	1,668,114	199,423	1,445,530	172,813
	<u>1,971,707</u>	<u>235,718</u>	<u>1,660,302</u>	<u>198,489</u>
- 当期損益	1,025,528	122,602	1,776,405	212,369
	<u>8,443,455</u>	<u>1,009,415</u>	<u>8,882,927</u>	<u>1,061,954</u>
引当金				
- 納税引当金	575,765	68,833	756,072	90,388
- その他の引当金	132,213	15,806	115,443	13,801
	<u>707,978</u>	<u>84,639</u>	<u>871,515</u>	<u>104,190</u>
非劣後債務				
- 買掛金				
1年以内に支払期限の到来するもの	122,066	14,593	126,724	15,150
- その他の債務				
1年以内に支払期限の到来するもの	0	0	0	0
	<u>122,066</u>	<u>14,593</u>	<u>126,724</u>	<u>15,150</u>
負債合計	<u>9,273,499</u>	<u>1,108,647</u>	<u>9,881,166</u>	<u>1,181,293</u>

## (2) 損益の状況

## S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

## 損益計算書

2019年4月1日から2019年9月30日までの期間

(単位：ユーロ)

	2019年9月30日		2019年3月31日	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
費用				
その他の外部費用	146,408	17,503	14,117,836	1,687,787
人件費	572,499	68,442	1,231,095	147,177
流動資産要素に係る評価調整	0	0	0	0
その他の営業費用	100,141	11,972	253,090	30,257
その他の利息および類似財務費用	(1,943)	(232)	5,840	698
	817,104	97,685	15,607,861	1,865,920
法人所得税	339,963	40,643	622,870	74,464
	1,157,067	138,327	16,230,731	1,940,384
当期利益	1,025,528	122,602	1,776,405	212,369
費用合計	2,182,595	260,929	18,007,136	2,152,753
収益				
純売上高	742,845	88,807	17,935,667	2,144,209
その他の営業収益	1,441,218	172,298	71,469	8,544
その他の利息および類似財務収益	(1,468)	(175)	0	0
	2,182,595	260,929	18,007,136	2,152,753
当期損失	0	0	0	0
収益合計	2,182,595	260,929	18,007,136	2,152,753

[前へ](#)

#### 4 【利害関係人との取引制限】

管理会社、投資運用会社、管理事務代行会社、登録・名義書換事務代行会社、支払事務代行会社および保管受託銀行は、トラストまたは各ファンドと類似の投資対象を持つ他のファンドまたは集団投資スキームに関して、随時、管理会社、投資運用会社、副投資運用会社、投資顧問会社、販売会社、管理事務代行会社または保管受託銀行として行為し、またその他の形で関与することがある。従って、それらの業務の過程において、それらのいずれかが、トラストまたはファンドと潜在的な利益相反関係に立つことがある。かかる場合、各主体は、トラストまたは各ファンドに関連して、その当事者となっている、または拘束される契約に基づく義務に常に配慮する。特に、利益相反が生じる可能性のある取引または投資を行う際には、受益者の最善の利益のために行為する義務に限定されることなく、各主体は、かかる利益相反が公正に解決されるように努める。

#### 5 【その他】

##### (1) 取締役の変更

取締役は適式に招集された株主総会において株主により選任され、いつでも理由の有無にかかわらず株主の議決により解任または更迭される。死亡、辞職またはその他の理由により欠員ある場合には、次回の株主総会まで欠員を補充するため、残余の取締役は取締役会を開催し、その多数決により取締役を選任することができる。

##### (2) 定款の変更等

管理会社の定款の変更または解散に関しては、ルクセンブルグの法律の規定する定足数および決議要件を満たした株主総会の決議が必要である。

##### (3) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、契約型投資信託を管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその事業を譲渡することができる。

##### (4) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実または与えることが予想される事実はない。

管理会社の存続期間は無制限である。ただし、その株主総会で定款の変更が必要とされる方法で採択された決議によりいつでも解散することもできる。

## 第2 【その他の関係法人の概況】

### 1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### 1 日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッド(「投資運用会社」)

(Nikko Asset Management Europe Ltd)

##### (1) 資本金の額

2020年3月末日現在、230万スターリング・ポンド(約3億664万円)

(注) スターリング・ポンドの円貨換算は、2020年3月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行における対顧客電信売買相場の仲値(1スターリング・ポンド=133.32円)による。

##### (2) 事業の内容

日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッドは、英国法人である日興AMグローバル・ホールディングス・リミテッドの完全子会社であり、日興AMグローバル・ホールディングス・リミテッドは日本法人である日興アセットマネジメント株式会社(「日興アセットマネジメント」)の完全子会社である。日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッドの主な業務は、第三者および他のグループ企業に対して投資運用および投資顧問サービスを提供することである。同社の投資運用・顧問の資産は、2020年3月末日現在、約152億スターリング・ポンド(約2兆265億円)である。

#### 2 S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社(「保管受託銀行」および「管理事務・支払事務代行会社および登録・名義書換事務代行会社」)

(SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A.)

##### (1) 資本金の額

2020年3月末日現在、90,154,448ユーロ(約108億円)

##### (2) 事業の内容

ルクセンブルグにおいて1974年2月14日に株式会社として設立された、S M B C日興証券株式会社の子会社である。S M B C日興ルクセンブルク銀行は、その設立以来、銀行業務に従事している。

#### 3 S M B C日興証券株式会社(「販売会社」および「代行協会員」)

##### (1) 資本金の額

2020年3月末日現在 100億円

##### (2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。なお、S M B C日興証券は証券投資信託受益証券を取扱っており、複数の外国投資信託証券について、日本における代行協会員業務および販売等の業務を行っている。

## 4 内藤証券株式会社(「販売会社」)

## (1) 資本金の額

2020年3月末日現在 30億248万円

## (2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

## 5 東海東京証券株式会社(「販売会社」)

## (1) 資本金の額

2020年3月末日現在 60億円

## (2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

## 6 東洋証券株式会社(「販売会社」)

## (1) 資本金の額

2020年3月末日現在 約13,495百万円

## (2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

## 7 マネックス証券株式会社(「販売会社」)

## (1) 資本金の額

2020年3月末日現在 122億円

## (2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

## 8 水戸証券株式会社(「販売会社」)

## (1) 資本金の額

2020年3月末日現在 約122億7,299万円

## (2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

## 9 静銀ティーエム証券株式会社(「販売会社」)

## (1) 資本金の額

2020年3月末日現在 30億円

## (2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

## 10 株式会社あおぞら銀行(「販売会社」)

## (1) 資本金の額

2020年3月末日現在 1,000億円

## (2) 事業の内容

銀行法に基づき銀行業務を営んでいる。

## 11 みずほ証券株式会社(「販売会社」)

## (1) 資本金の額

2020年3月末日現在 125,167百万円

## (2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

## 12 岡三証券株式会社(「販売会社」)

## (1) 資本金の額

2020年3月末日現在 50億円

## (2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

## 13 ばんせい証券株式会社(「販売会社」)

## (1) 資本金の額

2020年3月末日現在 15億5,825万円

## (2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

## 14 三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社(「販売会社」)

## (1) 資本金の額

2020年3月末日現在 80億円

## (2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

(注) 三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社は、2020年8月1日付で、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を存続会社とする吸収合併方式で、同社と合併する予定である。

## 15 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(「販売会社」)

## (1) 資本金の額

2020年3月末日現在 405億円

## (2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

## 16 安藤証券株式会社(「販売会社」)

## (1) 資本金の額

2020年3月末日現在 22億8,000万円

## (2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

## 17 とちぎんＴＴ証券株式会社(「販売会社」)

## (1) 資本金の額

2020年3月末日現在 3億100万円

## (2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

## 18 ちばぎん証券株式会社(「販売会社」)

## (1) 資本金の額

2020年3月末日現在 約4,374百万円

## (2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

## 19 ソニー銀行株式会社(「販売会社」)

## (1) 資本金の額

2020年3月末日現在 310億円

## (2) 事業の内容

銀行法に基づき銀行業務を営んでいる。

## 20 ニューズ証券株式会社(「販売会社」)

## (1) 資本金の額

2020年3月末日現在 10億円

## (2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

## 21 キャピタル・パートナーズ証券株式会社(「販売会社」)

## (1) 資本金の額

2020年3月末日現在 10億円

## (2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

## 22 エイチ・エス証券株式会社(「販売会社」)

## (1) 資本金の額

2020年3月末日現在 30億円

## (2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

## 23 ワイエム証券株式会社(「販売会社」)

## (1) 資本金の額

2020年3月末日現在 12億7,000万円

## (2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

## 24 F F G証券株式会社(「販売会社」)

## (1) 資本金の額

2020年3月末日現在 30億円

## (2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

## 25 めぶき証券株式会社(「販売会社」)

## (1) 資本金の額

2020年3月末日現在 30億円

## (2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

## 26 立花証券株式会社(「販売会社」)

## (1) 資本金の額

2020年3月末日現在 66億9,570万円

## (2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

## 27 浜銀T T証券株式会社(「販売会社」)

## (1) 資本金の額

2020年3月末日現在 33億798万円

## (2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

## 28 楽天証券株式会社(「販売会社」)

## (1) 資本金の額

2020年3月末日現在 74億9,500万円

## (2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

## 29 株式会社SBI証券(「販売会社」)

## (1) 資本金の額

2020年3月末日現在 483億2,313万円

## (2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

## 30 中銀証券株式会社(「販売会社」)

## (1) 資本金の額

2020年3月末日現在 20億円

## (2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

## 31 西日本シティTT証券株式会社(「販売会社」)

## (1) 資本金の額

2020年3月末日現在 30億円

## (2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

## 32 百五証券株式会社(「販売会社」)

## (1) 資本金の額

2020年3月末日現在 30億円

## (2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

## 33 むさし証券株式会社(「販売会社」)

## (1) 資本金の額

2020年3月末日現在 50億円

## (2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

## 34 第四北越証券株式会社(「販売会社」)

## (1) 資本金の額

2020年3月末日現在 6億円

## (2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

## 35 a uカブコム証券株式会社(「販売会社」)

## (1) 資本金の額

2019年12月2日現在 71億9,600万円

## (2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

(2019年12月1日に「カブドットコム証券株式会社」から社名変更。)

## 36 今村証券株式会社(「販売会社」)

## (1) 資本金の額

2020年3月末日現在 857百万円

## (2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

## 37 あおぞら証券株式会社(「販売会社」)

## (1) 資本金の額

2020年3月末日現在 30億円

## (2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

## 38 池田泉州T T証券株式会社(「販売会社」)

## (1) 資本金の額

2020年3月末日現在 12億5,000万円

## (2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

## 39 ほくほくT T証券株式会社(「販売会社」)

## (1) 資本金の額

2020年3月末日現在 12億5,000万円

## (2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

## 40 十六T T証券株式会社(「販売会社」)

## (1) 資本金の額

2020年3月末日現在 30億円

## (2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

## 2 【関係業務の概要】

- 1 日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッド(「投資運用会社」)  
(Nikko Asset Management Europe Ltd)  
管理会社との投資運用契約に基づき、トラストの資産の投資運用業務を行う。
- 2 S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社(「保管受託銀行」および「管理事務・支払事務代行会社および登録・名義書換事務代行会社」)  
(SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A.)  
S M B C日興ルクセンブルク銀行は、その設立以来、銀行業務に従事している。  
S M B C日興ルクセンブルク銀行は、トラストの支払事務代行会社としても行為する。  
管理事務代行会社および登録・名義書換事務代行会社としてのS M B C日興ルクセンブルク銀行は、ルクセンブルグの法律によって要求される全般的な事務業務およびファンド証券の発行、買戻しおよび転換の手続、ファンド証券の純資産価額の計算ならびに会計記録の維持に管理責任を負う。
- 3 S M B C日興証券株式会社(「販売会社」および「代行協会員」)  
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務および代行協会員業務を行う。
- 4 内藤証券株式会社(「販売会社」)  
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 5 東海東京証券株式会社(「販売会社」)  
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 6 東洋証券株式会社(「販売会社」)  
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 7 マネックス証券株式会社(「販売会社」)  
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 8 水戸証券株式会社(「販売会社」)  
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 9 静銀ティーエム証券株式会社(「販売会社」)  
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。

- 10 株式会社あおぞら銀行(「販売会社」)  
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 11 みずほ証券株式会社(「販売会社」)  
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 12 岡三証券株式会社(「販売会社」)  
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 13 ばんせい証券株式会社(「販売会社」)  
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 14 三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社(「販売会社」)  
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 15 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(「販売会社」)  
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 16 安藤証券株式会社(「販売会社」)  
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 17 とちぎんTT証券株式会社(「販売会社」)  
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 18 ちばぎん証券株式会社(「販売会社」)  
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 19 ソニー銀行株式会社(「販売会社」)  
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 20 ニュース証券株式会社(「販売会社」)  
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 21 キャピタル・パートナーズ証券株式会社(「販売会社」)  
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。

- 22 エイチ・エス証券株式会社(「販売会社」)  
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 23 ワイエム証券株式会社(「販売会社」)  
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 24 F F G証券株式会社(「販売会社」)  
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 25 めぶき証券株式会社(「販売会社」)  
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 26 立花証券株式会社(「販売会社」)  
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 27 浜銀 T T 証券株式会社(「販売会社」)  
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 28 楽天証券株式会社(「販売会社」)  
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 29 株式会社 S B I 証券(「販売会社」)  
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 30 中銀証券株式会社(「販売会社」)  
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 31 西日本シティ T T 証券株式会社(「販売会社」)  
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 32 百五証券株式会社(「販売会社」)  
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 33 むさし証券株式会社(「販売会社」)  
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。

- 34 第四北越証券株式会社(「販売会社」)  
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 35 a uカブコム証券株式会社(「販売会社」)  
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 36 今村証券株式会社(「販売会社」)  
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 37 あおぞら証券株式会社(「販売会社」)  
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 38 池田泉州T T証券株式会社(「販売会社」)  
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 39 ほくほくT T証券株式会社(「販売会社」)  
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 40 十六T T証券株式会社(「販売会社」)  
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。

### 3 【資本関係】

管理会社の全株式を所有している S M B C 日興ルクセンブルク銀行株式会社は、S M B C 日興証券の子会社である。

### 第3 【投資信託制度の概要】

#### 投資信託制度の概要

(2019年5月1日付)

#### I. 定 義

1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法(改正済)
1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)
2002年法	2012年7月1日発効の投資信託に関する2002年12月20日法(改正済)(2010年法が継承)
2004年法	リスク資本に投資する投資法人(以下「SICAR」という。)に関する2004年6月15日法
2007年法	専門投資信託に関する2007年2月13日法(改正済)
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法(改正済)
2013年法	オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法(改正済)
2016年法	リザーブ・オルタナティブ投資ファンドに関する随時改正される2016年7月23日法
AIF	2013年法第1条第39項に定めるオルタナティブ投資ファンド
AIFM	2013年法第1条第46項に定めるオルタナティブ投資ファンド運用会社
AIFMD	指令2003/41/ECおよび指令2009/65/ECならびに規則(EC)No.1060/2009および規則(EU)No.1095/2010を改正する、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および欧州理事会指令2011/61/EU
AIFMR	適用除外、一般的な運用条件、保管受託銀行、レバレッジ、透明性および監督に関する欧州議会および欧州理事会指令2011/61/EUを補足する2012年12月19日付委員会委任規則(EU)No. 231/2013
BMRまたは ベンチマーク規則	指令2008/48/ECおよび指令2014/17/EUならびに規則(EU)No. 596/2014を改正する、金融商品および金融契約のベンチマークとしてまたは投資ファンドのパフォーマンスを測定するために用いられる指数に関する2016年6月8日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2016/1011
CESR	欧州証券市場監督局によって代替された欧州証券規制委員会(ESMA)
第16章管理会社	2010年法第16章に基づき認可を受けた管理会社
CSSF	ルクセンブルグの金融セクター監督当局である金融監督委員会
EC	欧州共同体
EEC	欧州経済共同体
ESMA	欧州証券市場監督局
EU	欧州連合(EECの継承機関であるECを吸収)
FCP	契約型投資信託
KIDまたは PRIIPs KID	規則1286/2014において言及される主要情報文書
KIIDまたは UCITS KIID	指令2009/65/EC第78条および2010年法第159条において言及される主要投資家情報文書

加盟国	欧州連合加盟国ならびに欧州経済地域を形成する契約の当事者である欧州連合加盟国以外の国で、当該契約および関連の法律に定める制限内で欧州連合加盟国に相当するとみなされる国
メモリアルB	メモリアル・ベ・ルクイ・アドミニストラティブ・エ・エコノミックという政府の公示が行われる官報の一版
メモリアルC	メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンという要求される会社の公告および通知が行われる官報の一版で、2016年6月1日からRESAに切り替えられた
MMF	MMF規則に基づくマネー・マーケット・ファンドとしての資格を有するファンド
MMF規則	マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2017/1131
非個人向け	
パートIIファンド	その発行文書において、ルクセンブルグの領域内で個人投資者に対して受益証券/投資証券を販売することが認められていないパートIIファンド
パートIファンド	(特にUCITS IV指令をルクセンブルグ法において導入する)2010年法パートIに基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託。かかるファンドは、一般に「UCITS」と称する。
パートIIファンド	2010年法パートIIに基づく投資信託
PRIIP	PRIIPs規則の意味における、パッケージ型個人向け投資金融商品
PRIIPs規則または規則1286/2014	パッケージ型個人向け投資金融商品(PRIIPs)の主要情報文書に関する2014年11月26日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)1286/2014
RAIF	リザーブ・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日付ルクセンブルグ法第1条に定めるリザーブ・オルタナティブ投資ファンド
登録AIFM	運用資産が2013年法第3条およびAIFMDに規定される最低限度額を下回り、かつ、同条に規定される免除の恩恵を受け、利用する運用会社
個人向け	
パートIIファンド	その発行文書において、ルクセンブルグの領域内で個人投資者に対して受益証券/投資証券を販売することが認められているパートIIファンド
RESA	ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンという2016年6月1日付でメモリアルCに代わって公式な発表とみなされる、中央電子プラットフォーム
SICAF	固定資本を有する投資法人
SICAV	変動資本を有する投資法人
SICAR	2004年法に基づくリスク資本に投資する投資法人
SFT規則	規則(EU)No. 648/2012を改正する、証券金融取引および再使用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2015/2365
SIF	2007年法に基づく専門投資信託
UCI	投資信託
UCITS	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
UCITS IV指令または指令2009/65/EC	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(UCITS)に関する法律、規則および行政規定の調整に関する2009年7月13日付欧州議会および欧州理事会指令2009/65/EC

UCITS V指令または 指令2014/91/EU	預託業務、報酬方針および制裁に関して譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(UCITS)に関する法律、規則および行政規定の調整に関する指令2009/65/ECを改正する2014年7月23日付欧州議会および欧州理事会指令2014/91/EU
UCITS V法	2010年法および2013年法を改正するルクセンブルグ法へUCITS V指令を法制化する2016年5月10日法
UCITS V規則または EU規則2016/438	預託機関の義務に関して欧州議会および欧州理事会指令2009/65/ECを補足する随時改正される2015年12月17日付委員会委任規則(EU)2016/438
UCITS所在加盟国	UCITS IV指令第5条に基づき契約型投資信託または投資法人が認可を受けた加盟国
UCITS受入加盟国	契約型投資信託または投資法人の受益証券が販売される、UCITS所在加盟国以外の加盟国
UCITS管理会社または 第15章管理会社	2010年法第15章に基づき認可を受けた管理会社

## 重要情報

本概要は、SICAV またはFCPの最も一般的な形態を採用するUCITSおよびパートIIファンドに着目している。

他の法律に関する言及は、適切と判断される場合に行われる。

本概要は、ルクセンブルグで利用可能な投資信託のあらゆる法的形態および構成上の選択肢ならびに当該投資信託の運用に適用される付随的法律を完全かつ網羅的に説明するものとみなされるべきでない。

## II. 投資信託に関する法令の歴史の概要

1988年までは、ルクセンブルグのすべての形態の投資信託は、投資信託に関する1983年8月25日法、1915年法ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従っていた。1983年8月25日法は、指令85/611/EEC(以下「UCITS I指令」という。)の規定をルクセンブルグ法に導入する法律である投資信託に関する1988年3月30日法によって代替された。

2002年法は、UCITS I指令を改正する指令2001/107/ECおよび指令2001/108/EC(以下「UCITS III指令」という。)をルクセンブルグ法に導入し、1988年3月30日法を代替した。

2010年法は、UCITS IV指令をルクセンブルグ法に導入し、2002年法を代替した。

専門投資信託に関する2007年法は、機関投資信託に関する1991年法を代替した。専門投資信託(以下「SIF」という。)は、当該ピークルへの投資に付随するリスクを正確に評価できる情報を十分に提供された投資家に対して提供される。SIFは、リスク分散の原則に従う投資信託であり、したがってUCIの一種として区分されている。SIFは、利用可能な会社形態および投資規則の点でより高い柔軟性を提供するのみならず、CSSFによる監督規制をより緩やかにしている。適格投資家は、機関投資家およびプロの投資家のみならず、2007年法第2条に記載される条件を満たした、情報に精通した個人投資家も含まれる。

2013年7月15日に、AIFMDをルクセンブルグ法に法制化する2013年法が公布され、同日発効した。

AIFMDは、主にEU(および一定の条件の下では外国)におけるオルタナティブ資産運用会社に適用される指令ではあるが、運用会社のみならず、運用会社が運用する投資ピークル(すなわちAIF)にも影響を及ぼす多くの規定により構成されている。

その結果、2013年法は、別の新しい法律としてAIFMDをルクセンブルグ法に法制化しただけでなく、同時に、2010年法、2007年法、1915年法、1993年法および2004年法等の現行のルクセンブルグ法を改正した。SICARについては、本概要において簡潔に記載するにとどめる。

2013年法によって導入された現行の投資信託に関する法律の変更は、(i) 完全に適用対象となる投資ピークル(すなわち、AIFMDの「商品」に関する要件が適用される投資ピークル)と、(ii) AIF(いかなる場合もAIFとしての適格性を有しているすべてのパートIIファンド)ではないか、または、AIFではあるが運用会社による運用資産が2013年法第3条およびAIFMDにより規定された最低限度額を下回る投資ピークルとを区別することを主に目的としている。

2010年法第16章の改正を通じて、2013年法により、非UCITSの管理会社および非AIFMの管理会社に関する新しい制度が導入された。

AIFMDについては2013年法は、AIF(当該AIFがルクセンブルグで設立されたか、他の加盟国で設立されたかまたは第三国で設立されたか、規制を受けるか否か、2013年法において規定される適用除外および免除の対象であるか否かにかかわらず。)を運用するルクセンブルグで設立されたAIFMに適用されることに留意することが重要である。また、EU加盟国以外の国で設立されたAIFMが、ルクセンブルグ内で設立されたAIFを運用するか、または、ルクセンブルグにおいて投資家に対してAIF(その投資信託の所在地を問わない。)の販売を行う場合、2013年法は、かかるAIFMに適用される。

2016年5月12日に、2010年法および2013年法を改正するルクセンブルグ法へUCITS V指令を法制化する2016年5月10日ルクセンブルグ法が公布され、2016年6月1日に発効した。

2018年3月の2010年法および2013年法の改正により、認可されたAIFMによって運用され、その発行文書において、ルクセンブルグの領域内で個人投資家へその投資証券を販売することが認められていないパートIIファンドに関して、UCITS保管受託制度ではなく、AIFMD保管受託制度が適用される旨規定される。

2010年法はまた、パートIIファンドが(i)登録AIFMまたはEU域外のAIFMにより運用され、かつ(ii)その募集文書において、ルクセンブルグ領域内でその投資証券を個人投資家へ販売することが禁じられている場合において、そのパートIIファンドは、非AIF投資構造に対して適用されるより緩やかな保管受託制度(すなわち非UCITSおよび非AIFMD保管受託制度)の対象となる旨を規定している。

2016年10月11日に、2010年法パートIに服するUCITSの預託機関を務める信用機関およびその管理会社により代表されるすべてのUCITS(場合に応じて)に適用される規定に関するCSSF告示16/644が発行された。

CSSF告示16/644は、2018年8月23日に発行された、2010年法パートIに服さないファンドの預託機関およびその支店(該当する場合)に適用される組織的な取決めにに関するCSSF告示18/697により改正された。

さらに、MMF規則は2018年7月21日に発効し、加盟国で直接適用できるようになった。

### III. ルクセンブルグ投資信託の法制度および法的形態の一般的構成

#### 1. 一般規定

##### 1.1 2010年法

2010年法はパートIのUCITSおよびパートIIのUCIを個別に取り扱い、全体で以下の5つのパートを含む。

パートI UCITS(以下「パートI」という。)

パートII その他のUCI(以下「パートII」という。)

- パートIII 外国のUCI
- パートIV 管理会社
- パートV UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定

## 1.2 2007年法

2007年法はSIFのみを取り扱い、2つのパートに分けられる。

- パートI 専門投資信託に適用される一般規定
- パートII オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法第2章またはAIFMD第2章に基づき認可されるAIFMにより運用される専門投資信託に適用される固有規定

## 1.3 2013年法

2013年法は、主にAIFMの運営および認可制度を扱う。一部の規定は、直接AIFにも適用される。最後に、詳細な規定が販売および第三国規則を扱う。

## 2. 法的形態

2010年法パートIおよびパートIIに従う投資信託および2007年法に従うSIFの主な法的形態は以下のとおりである。

- 1) 契約型投資信託(fonds commun de placement)(以下「FCP」という。)
- 2) 投資法人(investment companies)

- 変動資本を有する投資法人(以下「SICAV」という。)
- 固定資本を有する投資法人(以下「SICAF」という。)

契約型投資信託および会社型投資信託は、2010年法(パートIファンドおよびパートIIファンド)、2004年法(SIF)、1915年法ならびに共有の原則および一般契約法に関する一部の民法の規定に従って設定されている。

## 3. 契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要

### 3.1. 契約型投資信託(FCP)

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、その管理会社(以下「管理会社」という。 )およびその保管受託銀行(以下「保管受託銀行」という。 )の三要素を中心に成り立っている。

#### 3.1.1 FCPの概要

FCPIは法人格を持たず、投資家の集団投資を表章する、譲渡性のある証券およびその他の資産の不可分の集合体である。かかる投資家はその投資によって平等に利益および損失の分配に参加する。共同所有者は、出資金額を上限として責任を有する。FCPIは会社として設立されていないため、個々の投資家は、定義上は投資主ではなく、「受益者」と称されるのが通常である。当該投資家の権利は、投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法およびUCITSおよびパートIIファンドについては2010年法またはSIFについては2007年法のいずれかに従っている。

投資家は、FCPIに投資することにより、FCPに関連する契約上の関係を結ぶ。かかる契約上の関係は、FCPの約款(以下を参照のこと。 )に基づく。FCPへの投資後、投資家は、かかる投資を行ったことにより、FCPの受益証券(以下「受益証券」という。 )を保有する。

#### 3.1.2 FCPの受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格(約款にその詳細が規定されることが求められる。 )に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、記名式、無記名式証券もしくは証書発行を伴わない証券を発行する。管理会社は、証券の分割に関する制限を受けることなく、端数の受益証券の受益証券登録簿への記帳に関する書面による証明書を約款に規定された条件に従い発行することができる。

受益者の要請に基づき、パートIファンドの受益証券は、FCPによりいつでも買い戻されるが、約款に買戻請求の停止に関する詳細な規定がある場合、または、2010年法第12条に基づく場合には買戻しが停止される。この買戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づくものである。買戻しは、原則として月に二度以上許可されなければならない。

パートIIファンドについて、CSSF規則は、2010年法第91条に従い、FCPの受益証券の発行価格および買戻価格の決定の最低頻度を決定することができる。1991年1月21日付IML告示91/75(改訂済)は、パートIIファンドがその受益証券の発行価格および買戻価格を十分に短い固定された間隔で(原則として月に一度以上)決定しなければならない旨を定める。ただし、これには例外もあり、クローズ・エンド型ファンドを設立することができる。

SIFに関連して、受益証券の発行ならびに、適用ある場合は、受益証券の買戻しに適用される条件および手続は約款に規定され、より詳細な規定は課されない。従ってSIFは、買付けおよび買戻しの両方についてオープン・エンド型またはクローズ・エンド型ファンドとして機能することができる。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

FCPの分配方針は約款の定めに従う。

パートIファンドに関する2010年法第9条、第11条および第23条ならびにパートIIファンドに関する2010年法第91条は、CSSF規則によって特定の追加要件を設定しう旨規定している。

(注) 2016年10月現在において、当該規則は制定されていない。

主な要件は以下のとおりである。

- FCPの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額は、UCITSまたはパートIIファンドとして資格を有するFCPとしての認可が得られてから6か月以内およびSIFとして資格を有するFCPとしての認可が得られてから12か月以内に達成されなければならない。  
ただし、この最低額は、CSSF規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- 管理会社は、FCPの運用管理業務を約款に従って執行する。
- 発行価格および買戻価格は、パートIファンドの場合、少なくとも1か月に2度は計算され、その他のすべてのパートIIファンドについては少なくとも1か月に1度(例外がある)は計算されなければならない。SIFは約款に従い発行価格および買戻価格を決定し、ファンドの純資産価額に基づかない場合がある。SIFの純資産価額は少なくとも1年に1度は決定されなければならない。
- 約款には以下の事項が記載される。
  - (a) FCPの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
  - (b) 具体的な目的に合致する投資方針およびその基準
  - (c) 分配方針
  - (d) 管理会社がFCPから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
  - (e) 公告に関する規定
  - (f) FCPの会計の決算日
  - (g) 法令に基づく場合以外のFCPの解散事由
  - (h) 約款変更手続
  - (i) 受益証券発行手続

## (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件

(注) 緊急を要する場合、すなわち、純資産価格の計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が受益者の全体の利益となる場合、CSSFはこれらの停止を命ずることができる。

**3.1.3. 2010年法に基づくFCPの保管受託銀行**

A. 管理会社は、運用しているFCPそれぞれに、2010年法第17条ないし第22条の規定に従って保管受託銀行が任命されるようにする。約款に定められ、CSSFにより承認された保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、FCPの資産の保管、キャッシュ・フローの監視、監督および随時合意される他の業務につき責任を負う。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、または、その登録事務所が他の加盟国に所在する場合にはルクセンブルグにおいて設立されなければならない、また、1993年法に定められた金融機関でなければならない。

2010年法は、保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するFCPに関する経験を有していなければならない旨規定する。このため、取締役およびその後任者に関する情報はCSSFに直ちに報告されなければならない。「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

保管受託銀行の任命は、書面契約をもって証明しなければならない。当該契約には、特に、2010年法およびその他の適用法令または行政規定に定められたとおり、保管受託銀行が保管受託銀行として任命されたFCPのための職務を遂行するのに必要とみなされる情報量が規定される。

B. パートIFCPおよび個人向けパートII FCPについては、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- FCPの受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- FCPの受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- FCPの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- FCPの収益が法律または約款に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、FCPのキャッシュ・フローを適切に監視し、特にFCPの受益証券の申込みにおいてFCPの受益者によりまたはFCPの受益者のために行われるすべての支払が受領されるようにし、FCPのすべての現金が<sup>a)</sup>FCP名義、FCPを代理する管理会社名義またはFCPを代理する保管受託銀行名義で開設され、<sup>b)</sup>指令2006/73/EC<sup>1</sup>第18条第1項a)、b)またはc)に言及された組織において開設され、<sup>c)</sup>指令2006/73/EC第16条の原則に従って維持される預金口座に記帳されるようにする。

FCPを代理する保管受託銀行名義で預金口座が開設された場合、上記b)に言及された組織の現金および保管受託銀行自身の現金がかかる口座に記帳されることはない。

C. FCPの資産は、以下のとおり、保管のために保管受託銀行に委託される。

- a) 保管する金融商品に関して、保管受託銀行は、
  - i) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、
  - ii) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、FCPを代理する管理会社名義で開設された指令2006/73/EC第16条の原則に則った形の保管受託銀行の帳簿上の分離口座に登録されるようにし、常に適用法に従ってFCPに属するものであることが明確に確認できるようにする。

- b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、
  - i) FCPを代理する管理会社から提供される情報または文書および可能な場合は外部の証拠に基づいてFCPの所有権を確かめることによってかかる資産のFCPによる所有を確認し、
  - ii) FCPが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、かかる記録を最新の状態にする。

D. 保管受託銀行は、定期的に、FCPのすべての資産をまとめた一覧を管理会社に提出する。

保管受託銀行が保管するFCPの資産は、保管受託銀行または保管職務を委任された第三者によってこれらの勘定のために再利用されることはない。再利用とは、譲渡、質権設定、売却および貸与を含むがこれらに限られない保管資産の取引をいう。

保管受託銀行により保管されるFCPの資産は、以下の場合にのみ再利用が認められる。

- a) FCPの勘定のために資産の再利用が行われる場合、
- b) 保管受託銀行がFCPを代理する管理会社の指示を実行する場合、
- c) FCPの利益のため、かつ、受益者の利益のための再利用である場合、および
- d) 権原譲渡契約に基づいてFCPが受領する優良かつ流動性のある担保によって補償される取引である場合

担保の市場価格は、常に、再利用資産の市場価格にプレミアムを加えた額以上でなければならない。

保管受託銀行および/またはFCPの資産の保管を委託された在ルクセンブルグの第三者が支払不能に陥った場合でも、保管資産は、かかる保管受託銀行および/または第三者の債権者への分配またはかかる債権者の利益のための換金の対象になり得ない。

E. 保管受託銀行は、上記Bに言及された職務は第三者に委託しない。

保管受託銀行は、以下の場合にのみ、上記Cに言及された職務を第三者に委託する可能性がある。

- a) 2010年法に定められた要件を回避する意図で業務を委託するのではなく、
- b) 保管受託銀行が、委託について客観的な理由を示すことができ、
- c) 保管受託銀行が、自らの業務の一部を委託する第三者の選定および任命においてあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くし、かかる第三者およびかかる第三者に委託した事項に関するかかる第三者の手配についての定期的な検討および継続的な監視において引き続きあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くす場合

上記Cに言及された職務が保管受託銀行から第三者へ委託されるのは、当該第三者が委託業務の遂行中常に以下のすべてを行っている場合のみである。

- a) 委託されたFCPの資産の性質および内容に対して適切および均衡した構造と専門性を有する。
- b) 上記Cのa)に記載する保管業務が以下の対象となる。
  - i) 最低資本要件および該当法域における監督を含む有効な健全性規制
  - ii) 金融商品を所有していることを確保するための定期的な外部監査
- c) 常に特定の保管受託銀行の顧客に属するものであることが明確に確認できる方法で、保管受託銀行の顧客の資産を自らの資産から、および保管受託銀行の資産から分別している。
- d) 第三者が支払不能に陥った場合に、第三者により保管されるFCPの資産が、第三者の債権者への分配または第三者の債権者の利益のための換金の対象とならないように必要なすべての措置を講じている。

1 「指令2006/73/EC」とは、投資会社の組織要件および運営条件ならびに指令の定義語に関する欧州議会および欧州理事会指令2004/39/ECを実施する2006年8月10日付委員会指令2006/73/ECをいう。

- e) 上記A、C、上記Dの第2段落ないし第4段落および下記Gに定められた義務および禁止事項を全般的に遵守している。

第3段落のb)のi)にかかわらず、第三国の法律により一定の金融商品を現地の組織が保管することが義務付けられているが、第3段落のb)のi)に定められた委託要件を満たす現地組織が存在しない場合、保管受託銀行は、委託要件を満たす現地組織が存在しない場合かつ以下の場合に限って、第三国の法律により義務付けられた範囲で、その職務を現地組織に委託することができる。

- a) 関連するFCPに投資する受益者が、投資を行う前に、第三国の法律における法的制約のためにかかる委託が必要であること、委託を正当化する状況および委託に関するリスクを適切に通知され、  
b) FCPを代理する管理会社が、かかる現地組織にかかる金融商品の保管を委託するよう保管受託銀行に指示した場合。

当該第三者は、その後、同様の要件に従って、これらの職務を再委託する可能性がある。その場合、下記Fの第4段落が関連当事者に準用される。

- F. 保管受託銀行は、FCPおよびFCPの受益者に対し、保管受託銀行または上記Cのa)に従って保管される金融商品の保管を委託された第三者による喪失につき責任を負う。

保管されている金融商品を喪失した場合、保管受託銀行は、同種の金融商品または対応する金額を、過度の遅滞なく、FCPを代理する管理会社に返却しなければならない。保管受託銀行は、あらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避の状況に帰結することとなった自らの合理的な支配を超えた外的事象により喪失されたことを証明できる場合は責任を負わない。

保管受託銀行は、FCPおよび受益者に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する保管受託銀行の過失または故意の不履行によりFCPおよび受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の保管受託銀行の責任は、上記Eに記載する委託に影響されることはない。

上記第1段落ないし第3段落に言及された保管受託銀行の責任は、合意によって免除または限定されることはない。これと矛盾する合意は無効となる。

FCPの受益者は、救済が重複したり受益者間に不公平な扱いが生じたりしないならば、直接または間接的に管理会社を通じて保管受託銀行の責任を追及することができる。

- G. 2010年法第20条に基づき、いかなる会社も、管理会社と保管受託銀行を兼ねることはできない。これらそれぞれの職務を遂行する際、管理会社および保管受託銀行は、FCPおよび受益者の利益のために、誠実に、公正に、専門家らしく、独立して、単独で、行為する。

保管受託銀行は、FCPまたはFCPを代理する管理会社に関して、FCP、受益者、管理会社および保管受託銀行の間の利益相反を創出する活動をしてはならない。ただし、保管受託銀行が、職務的および地位的に自らの保管業務の遂行を自らの他の相反する可能性のある業務から分離し、当該利益相反の可能性が、適切に確認、管理、監視およびFCPの受益者に開示される場合を除く。

- H. 以下の場合、FCPに関する保管受託銀行の義務は終了する。

- a) 保管受託銀行が自発的に退任するかまたは管理会社に解任される場合(2か月以内に行われる保管受託銀行の交代までの間、保管受託銀行は、受益者の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じなければならない。)  
b) 管理会社または保管受託銀行が、破産を宣告され、債権者との和議に入り、支払停止処分を受け、裁判所の管理下に入り、類似の手續の対象となり、または清算に入った場合  
c) 管轄当局により保管受託銀行の権限が取り消された場合

d) 約款に定められたその他の場合

### 3.1.4 管理会社

FCPIは2010年法または2007年法に従うか否かにかかわらず、管理会社によって運用される。

FCPIに関する管理会社の義務は、以下の場合に停止する。

- a) 管理会社が認可を撤回された場合。ただし、当該管理会社が指令2009/65/ECに従って認められる別の管理会社に交代されることを条件とする。
- b) 管理会社が破産を宣言され、債権者と取決めに締結し、支払停止を受け、経営が裁判所の管理下におかれ、もしくは類似の手續に服し、または清算した場合。
- c) 管理会社の認可が管轄当局により撤回された場合。
- d) 約款に規定されるその他すべての場合。

ルクセンブルグの管理会社には、指令2009/65/ECが適用されるUCITSを運用する管理会社に関する2010年法第15章、または、「その他の管理会社」に関する2010年法第16章が適用される。また、UCITSの管理会社は、AIFを運用するAIFMとしても認可を受けることができる。また、UCITS管理会社およびAIFMは、2018年8月23日に発行されたCSSF告示18/698に従う。(さらなる詳細については、以下IV.3を参照のこと。)

### 3.1.5 関係法人

#### (i) 投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、FCPIの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、かかる契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

パートIファンドについて、管理会社による投資運用会社の中核的権限の委託はUCITS規則に定められた追加条件に従う。

パートIIファンドおよびSIFについて、管理会社による委託は、別の条件に従う。

#### (ii) 販売会社および販売代理人

管理会社は、FCPIの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および/または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる。

目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならぬ。

### 3.2. 会社型投資信託

ルクセンブルグの投資信託は、2010年法および2007年法に規定される会社形態で設立される場合がある。

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、公開有限責任会社(sociétés anonymes)として設立されていることが多い。

規約に規定される場合、投資法人において保有される投資証券は、一定の範疇に属する者または1人の者が保有し得る投資法人の投資証券の割合に関連して規約中に定められる議決権の制限に従い、投資主に対し投資主総会において1口につき1個の議決権を付与する。

### 3.2.1. 変動資本を有する投資法人(SICAV)

#### 3.2.1.1 2010年法に基づくSICAV

2010年法に従い、UCITSおよびUCIは、SICAVの形態の会社型投資信託として設立することができる。

2010年法に従い、SICAVは、投資主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、投資証券を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した規約を有する公開有限責任会社(société anonyme)として定義されている。

SICAVは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって廃止されない範囲で適用される。

#### 3.2.1.2 2007年法に基づくSICAV

公開有限責任会社(société anonyme)の形態に加えて、2007年法はSICAVが株式有限責任事業組合(société en commandite par actions)、特別リミテッド・パートナーシップ(société en commandite spéciale)、普通リミテッド・パートナーシップ(société en commandite simple)、非公開有限責任会社(société à responsabilité limitée)または公開有限責任会社として設立される法人格を有する共同組合(société coopérative organisée sous forme de société anonyme)の形態の採用を許可している。2007年法に基づくSICAVの唯一の目的は、投資リスク分散を目的としてファンドを資産に投資し、投資家(十分に情報を提供された投資家でなければならない)に資産運用の結果の恩恵を提供することである。規約は、資本金が常に会社の純資産の金額と同額である旨規定している。

2007年法が適用除外を認める場合を除き、投資法人は、1915年法の条項に服する。しかし、2007年法は、SIFについて柔軟な会社組織を提供するためかかる一連の側面に関する規則とは一線を画している。

#### 3.2.1.3 2010年法および2007年法に従うSICAVの要件

SICAVに適用される最も重要な要件および仕組みは以下のとおりである。

- 管理会社を指定しない2010年法パートIの対象となっているSICAVの最低資本金は、認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したSICAVを含め、2010年法パートIに従うすべてのSICAVの資本金は、認可後6か月以内に125万ユーロに達しなければならない。CSSF規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる。
- パートII SICAVは、株式資本を維持しなければならない、当該株式資本は、125万ユーロを下回ってはならない。当該最低資本金は、SICAVの認可後6か月以内に達しなければならない。CSSF規則によりかかる最低資本は、250万ユーロに引き上げることができる。
- SIFについては、株式プレミアムまたは組合持分を構成する金額を加えたSICAVの払込済資本は、125万ユーロを下回ってはならない。かかる最低資本金は、SICAVの認可後12か月以内に達しなければならない。大公国規則によりかかる最低資本金は、250万ユーロまで引き上げることができる。  
(注)現在にかかる規則は存在しない。
- 取締役の任命および取締役の変更はCSSFに届け出ることを要し、CSSFの異議のないことを条件とする。
- 規約中にこれに反する規定がない場合、SICAVはいつでも投資証券を発行することができる。
- 規約に定める範囲で、SICAVは、投資主の求めに応じて投資証券を買い戻す。
- UCITSおよびパートIIファンドに関して、通常の期間内にSICAVの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限り、SICAVの投資証券を発行しない。
- UCITSおよびパートIIファンドの規約は、発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、SICAVの資産評価の原則および方法を特定する。

- 規約は、法律上の原因に基づく場合について影響を与えない範囲で、発行および買戻しが停止される場合の条件を特定する。
- 規約は、発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定する(パートIファンドについては最低1か月に2回、またはCSSFが許可する場合は1か月に1回とし、パートIIファンドについては最低1か月に1回とし、SIFについては最低1年に1回とする。 )。
- 規約は、SICAV が負担する費用の性質を規定する。
- SICAV の投資証券は無額面とする。

### 3.2.2 2010年法に基づくSICAV の保管受託銀行

A. SICAV は、2010年法第33条ないし第37条の規定に従って保管受託銀行が任命されるようにする。保管受託銀行は、保管受託契約に従い、SICAV の資産の保管、キャッシュ・フローの監視、監督および随時合意される他の業務につき責任を負う。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、または、その登録事務所が他の加盟国に所在する場合にはルクセンブルグにおいて設立されなければならないが、また、1993年法に定められた金融機関でなければならない。

2010年法は、保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するSICAV に関する経験を有していなければならない旨規定する。このため、取締役およびその後任者に関する情報はCSSFに直ちに報告されなければならない。「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

保管受託銀行の任命は、書面契約をもって証明しなければならない。当該契約には、特に、2010年法およびその他の関連法令または行政規定に定められたとおり、保管受託銀行が保管受託銀行として任命されたSICAV のための職務を遂行するのに必要とみなされる情報量が規定される。

B. パートI SICAV および個人向けパートII SICAV については、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- SICAV の投資証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律およびSICAV の規約に従って執行されるようにすること。
- SICAV の投資証券の価格が法律およびSICAV の規約に従い計算されるようにすること。
- 法律またはSICAV の規約に抵触しない限り、SICAV またはSICAV を代理する管理会社の指示を執行すること。
- SICAV の資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- SICAV の収益が法律または規約に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、SICAV のキャッシュ・フローを適切に監視し、特にSICAV の投資証券の申込みにおいて投資主によりまたは投資主のために行われるすべての支払が受領されるようにし、SICAV のすべての現金がa)SICAV 名義またはSICAV を代理する保管受託銀行名義で開設され、b)指令2006/73/EC第18条第1項a)、b)またはc)に言及された組織において開設され、c)指令2006/73/EC第16条の原則に従って維持される預金口座に記帳されるようにする。

SICAV を代理する保管受託銀行名義で預金口座が開設された場合、上記b)に言及された組織の現金および保管受託銀行自身の現金がかかる口座に記帳されることはない。

C. SICAV の資産は、以下のとおり、保管のために保管受託銀行に委託される。

- a) 保管する金融商品に関して、保管受託銀行は、
  - i) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、

- ii) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、SICAV を代理する管理会社名義で開設された指令2006/73/EC第16条の原則に則った形の保管受託銀行の帳簿上の分別口座に登録されるようにし、常に適用法に従ってSICAV に属するものであることが明確に確認できるようにする。
- b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、
  - i) SICAV から提供される情報または文書および可能な場合は外部の証拠に基づいてSICAV の所有権を確かめることによってかかる資産のSICAV による所有を確認し、
  - ii) SICAV が所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、かかる記録を最新の状態にする。

D. 保管受託銀行は、定期的に、SICAV のすべての資産をまとめた一覧をSICAV に提出する。

保管受託銀行が保管するSICAV の資産は、保管受託銀行または保管職務を委任された第三者によってこれらの勘定のために再利用されることはない。再利用とは、譲渡、質権設定、売却および貸与を含むがこれらに限られない保管資産の取引をいう。

保管受託銀行により保管されるSICAV の資産は、以下の場合にのみ再利用が認められる。

- a) SICAV の勘定のために資産の再利用が行われる場合、
- b) 保管受託銀行がSICAV またはSICAV を代理する管理会社の指示を実行する場合、
- c) SICAV の利益のため、かつ、投資主の利益のための再利用である場合、および
- d) 権原譲渡契約に基づいてSICAV が受領する優良かつ流動性のある担保によって補償される取引である場合

担保の市場価格は、常に、再利用資産の市場価格にプレミアムを加えた額以上でなければならない。

保管受託銀行および/またはSICAV の資産の保管を委託された在ルクセンブルグの第三者が支払不能に陥った場合でも、保管資産は、かかる保管受託銀行および/または第三者の債権者への分配またはかかる債権者の利益のための換金の対象になり得ない。

E. 保管受託銀行は、前記Bに記載された職務は第三者に委託しない。

保管受託銀行は、以下の場合にのみ、上記Cに言及された職務を第三者に委託する可能性がある。

- a) 2010年法に定められた要件を回避する意図で業務を委託するのではなく、
- b) 保管受託銀行が、委託について客観的な理由を示すことができ、
- c) 保管受託銀行が、自らの業務の一部を委託する第三者の選定および任命においてあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くし、かかる第三者およびかかる第三者に委託した事項に関するかかる第三者の手配についての定期的な検討および継続的な監視において引き続きあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くす場合

上記Cに言及された職務が保管受託銀行から第三者へ委託されるのは、当該第三者が委託業務の遂行中常に以下のすべてを行っている場合のみである。

- a) 委託されたSICAV の資産の性質および内容に対して適切および均衡した構造と専門性を有する。
- b) 上記Cのa)に記載する保管業務が以下の対象となる。
  - i) 最低資本要件および該当法域における監督を含む有効な健全性規制
  - ii) 金融商品を所有していることを確保するための定期的な外部監査
- c) 常に特定の保管受託銀行の顧客に属するものであることが明確に確認できる方法で、保管受託銀行の顧客の資産を自らの資産から、および保管受託銀行の資産から分別している。

- d) 第三者が支払不能に陥った場合に、第三者により保管されるSICAV の資産が、第三者の債権者への分配または第三者の債権者の利益のための換金の対象とならないように必要なすべての措置を講じている。
- e) 前記A、C、前記Dの第2段落ないし第4段落および後記Gに定められた義務および禁止事項を全般的に遵守している。

第3段落のb)のi)にかかわらず、第三国の法律により一定の金融商品を現地の組織が保管することが義務付けられているが、第3段落のb)のi)に定められた委託要件を満たす現地組織が存在しない場合、保管受託銀行は、委託要件を満たす現地組織が存在しない場合かつ以下の場合に限って、第三国の法律により義務付けられた範囲で、その職務を現地組織に委託することができる。

- a) 関連するSICAV に投資する投資主が、投資を行う前に、第三国の法律における法的制約のためにかかる委託が必要であること、委託を正当化する状況および委託に関するリスクを適切に通知され、
- b) SICAV が、かかる現地組織にかかる金融商品の保管を委託するよう保管受託銀行に指示した場合。当該第三者は、その後、同様の要件に従って、これらの職務を再委託する可能性がある。その場合、後記Fの第4段落が関連当事者に準用される。

- F. 保管受託銀行は、SICAV および投資主に対し、保管受託銀行または前記Cのa)に従って保管される金融商品の保管を委託された第三者による喪失につき責任を負う。

保管されている金融商品を喪失した場合、保管受託銀行は、同種の金融商品または対応する金額を、過度の遅滞なく、SICAV に返還しなければならない。保管受託銀行は、あらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避の状況に帰結することとなった自らの合理的な支配を超えた外的事象により喪失されたことを証明できる場合は責任を負わない。

保管受託銀行は、SICAV および投資主に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する保管受託銀行の過失または故意の不履行によりSICAV および投資主が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

以上の保管受託銀行の責任は、前記Eに言及された委任に影響されることはない。

前記第1段落ないし第3段落に言及された保管受託銀行の責任は、合意によって免除または限定されることはない。これと矛盾する合意は無効となる。

投資主は、救済が重複したり投資主間に不公平な扱いが生じたりしないならば、直接または間接的にSICAV を通じて保管受託銀行の責任を追及することができる。

- G. 2010年法第20条に基づき、いかなる会社も、SICAV と保管受託銀行を兼ねることはできない。いかなる会社も、管理会社と保管受託銀行を兼ねることはできない。これらそれぞれの職務を遂行する際、SICAV、SICAV を代理する管理会社および保管受託銀行は、SICAV および投資主の利益のために、誠実に、公正に、専門家らしく、独立して、単独で、行為する。

保管受託銀行は、SICAV またはSICAV を代理する管理会社に関して、SICAV、投資主、管理会社および保管受託銀行の間の利益相反を創出する活動をしてはならない。ただし、保管受託銀行が、職務的および地位的に自らの保管業務の遂行を自らの他の相反する可能性のある業務から分離し、当該利益相反の可能性が、適切に確認、管理、監視およびSICAV の投資主に開示される場合を除く。

- H. 以下の場合、SICAV に関して保管受託銀行の義務は終了する。
- a) 保管受託銀行が自発的に退任するかまたはSICAV に解任される場合(2か月以内に行われる保管受託銀行の交代までの間、保管受託銀行は、投資主の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じなければならない。)
  - b) SICAV、保管受託銀行または指定された管理会社が、破産を宣告され、債権者との和議に入り、支払停止処分を受け、裁判所の管理下に入り、類似の手續の対象となり、または清算に入った場合
  - c) 管轄当局によりSICAV、保管受託銀行または指定された管理会社の権限が取り消された場合
  - d) 規約に定められたその他の場合

### 3.2.3 管理会社

会社型の投資信託は、その資格に応じて、2010年法15章(UCITS)または第16章(パートII ファンドおよびSIF)に従い管理会社によって運営される。

SICAV が管理会社を指定した場合のSICAV に関する管理会社の義務は、以下の場合に停止する。

- a) 指定管理会社が任意に退任し、またはSICAV により解任された場合。ただし、当該管理会社が指令2009/65/ECに従って認められる別の管理会社に交代されることを条件とする。
- b) 指定管理会社がSICAV により退任され、SICAV が自己運用SICAV たる適格性の採用を決定した場合。
- c) SICAV、保管受託銀行または指定管理会社が破産を宣言され、債権者と取決めを締結し、支払停止を受け、経営が裁判所の管理下におかれ、もしくは類似の手續に服し、または清算した場合。
- d) SICAV、保管受託銀行または指定管理会社の認可が管轄当局により撤回された場合。
- e) 規約に規定されるその他すべての場合。

また、UCITS管理会社および第16章管理会社は、下記IV.3.4に詳述されるCSSF告示18/698に従う。

### 3.2.4 関係法人

前記III.3.1.5「関係法人」中の記載事項は、原則として、SICAV の投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

### 3.2.5 会社型パートIファンドの追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にSICAV に関し定められているが、パートIファンドである他の形態の会社型投資信託にも適用される。

- (1) SICAV が、指令2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定しない場合
  - 認可の申請は、少なくともSICAV の組織構造を記載した運営計画を添付しなければならない。
  - SICAV の業務執行役員は、十分に良好な評価を得ており、当該SICAV が遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、取締役およびその地位の後継者は、その氏名がCSSFに直ちに報告されなければならない。SICAV の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。「業務執行役員」とは、法律もしくは設立文書に基づきSICAV を代表するか、またはSICAV の方針を実質的に決定する者をいう。
  - さらに、SICAV と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、かかる関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

CSSFは、また、SICAV が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

SICAV は、CSSFに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

SICAV は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、SICAV の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。

CSSFは、SICAV が以下のいずれかに該当する場合に限り、当該SICAV に付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合
  - (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合
  - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
  - (d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ/または組織的に違反した場合
  - (e) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合
- (2) 以下のIV.3.2の(4)から(8)に定める規定は、指令2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAV に適用される。ただし、「管理会社」は「SICAV」と解釈される。

SICAV は、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

- (3) 指令2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAV は、適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、CSSFは、SICAV の性格にも配慮し、当該SICAV が健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム(特に、その従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。)を有すること。少なくとも、当該SICAV に係る各取引がその源泉、関係当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従って再構築することが可能であること、ならびに管理会社が運用するSICAV の資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

#### 4. ルクセンブルグの投資信託に関する追加的な法律上および規制上の規定

##### 4.1 2010法および2007年法

##### 4.1.1 複数コンパートメントおよびクラスの仕組み

2010年法および2007年法は、特に、複数のコンパートメントを有するUCI(いわゆる「アンブレラ・ファンド」)を設立することができる旨を規定している。

さらに、UCI内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたUCIのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を設定することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または配分方針について異なる特徴を持つことがある。CSSFは、2010年法および2007年法に従う投資信託(以下「UCI」という。)の運用開始前のコンパートメント、休止中のコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する告示12/540を発行した。当該告示に従い、CSSFによる運用されていないコンパートメント(即ち運用開始前のコンパートメントおよび休止中のコンパートメント)に対する認可は、最長18か月間有効である。

#### 4.1.2 2010法に基づく受益証券の発行および買戻し

規約に反対の規定がない限り、SICAV はいつでも投資証券を発行することができる。2010年法に基づき発行されたSICAVの投資証券は全額払い込まれなければならない、無額面でなければならない。投資証券は、SICAVの純資産総額を発行済投資証券口数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻される。この価格は、費用および手数料を加えることによって、投資証券発行の場合増額し、投資証券買戻しの場合減額することができるが、費用および手数料の最高限度額および手続はCSSF規則により決定することができる。資本は投資証券の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

#### 4.1.3 2007法に基づく受益証券の発行および買戻し

SIFは、形態の如何を問わず、一部払込済み投資証券/受益証券を発行することができる。投資証券は、発行時に1口当たり最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定資本または変動資本を有するSIFを設立することができる。さらに、SIFは、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく(買戻しおよび/または申込みについて)オープン・エンド型またはクローズド・エンド型とすることができる。

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2010年法に従うUCIに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、2007年法の規定により、証券の発行および証券の買戻しまたは償還(該当する場合)に適用される条件および手続は、さらに厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2010年法に従うSICAVまたはFCPの場合のように、発行価格、償還価格または買戻価格が純資産価格に基づくことを要求されない。したがって、2007年法の下で、SIFは、(例えば、SIFが発行したワラントの行使時に)所定の確定した価格で投資証券を発行することができ、または(例えば、クローズド・エンド型SIFの場合にディスカウント額を減じるため)純資産価格を下回る価格で投資証券を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部から構成することができる。

SIFは、一部払込済み投資証券を発行ことができ、そのため、異なるトランシェの取得は、約定した申込みにより当初申込時に確認された新規投資証券の継続取得によってのみならず、一部払込済み投資証券(当初発行された投資証券の発行価格の残額が分割して払い込まれるもの。)によって行うこともできる。

## 4.2 1915年法

商事会社に関する1915年8月10日法(改正済)は、(2010年法または2007年法により明示的に適用除外されていない限り)FCPの管理会社および投資法人に対して適用される。

### 4.2.1 設立に関する要件(1915年法第420条の1)

最低1名の投資主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,000ユーロ相当額である。

#### 4.2.2 規約の必要的記載事項(1915年法第420条の15)

規約には、以下の事項の記載が必要とされる。

- (i) 設立企画人の身元
- (ii) 法人の形態および名称
- (iii) 登録事務所
- (iv) 法人の目的
- (v) 発行済資本および授權資本(もしあれば)の額
- (vi) 発行時に払込済の額
- (vii) 発行済資本および授權資本を構成する投資証券の種類の記載
- (viii) 投資証券の様式(記名式、無記名式または証券発行を伴わない形式)
- (ix) 現金払込み以外の方法による出資の内容および条件、ならびに出資者の氏名  
(注) 1915年法は、規制市場で取引されている適格な譲渡性のある有価証券および短期金融商品による出資の場合  
は、承認された法定監査人の報告書の必要なく現物出資による増資を認めている。しかし、実務上、CSSFは、投  
資信託については、かかる報告書を依然として要求している。
- (x) 設立企画人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由
- (xi) 資本の一部を構成しない投資証券(もしあれば)に関する記載
- (xii) 取締役および承認された法定監査人の選任に関する規則が法を逸脱する場合、その規約およびかかる  
者の権限の記載
- (xiii) 法人の存続期間
- (xiv) 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬(その  
種類を問わない。)の見積り

#### 4.2.3 公募により設立される会社に対する追加要件(1915年法第420条の17)

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

- (i) 設立規約案を公正証書の形式で作成し、これをRESAに公告すること
- (ii) 応募者は、会社設立のための設立規約案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

#### 4.2.4 設立企画人および取締役の責任(1915年法第420条の19および第420条の23)

設立企画人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の法人資本の払込み、および会社が当該法律1915年法の該当条項に記載されたいずれかの理由によって有効に設立されなかった結果として応募者が被る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

### IV. 2010年法に基づくルクセンブルグのUCITS

#### 1. ルクセンブルグのUCITSに関する序論

2010年法パートIに基づきUCITSとしての適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において、その投資証券または受益証券を自由に販売することができる(簡単な通知手続に服する。)

2010年法第2条第2項は、第3条に従い、UCITSを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資スキーム。

- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資スキームの資産から直接または間接に買い戻される投資スキーム(受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買い戻しに相当するとみなされる。)

## 2. ルクセンブルグのUCITSの投資制限

以下に定められた投資制限は、別途指示されない限り、FCPおよび会社型投資信託と同程度まで適用される。

パートファンドに適用される投資規則および制限は、2010年法第41条ないし第52条に規定されている。

UCITSが複数の投資コンパートメントを構成する場合、各コンパートメントは、2010年法第41条ないし第52条の目的において、個別のUCITSとしてみなされる。

主な規則および制限は以下のとおりである。

- (1) UCITSは、証券取引所に上場されておらず、定期的取引が行われている公認かつ公開の他の規制された市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%を超えて投資することができない。かかる証券取引所または他の規制された市場がEU加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるUCITSの約款または設立文書に規定されていなければならない。
- (2) UCITSは、指令2009/65/ECに従い認可されたUCITSまたは同指令第1条第2項第1号および第2号、a)およびb)に規定する範囲のその他のUCIの受益証券に(設立国が加盟国であるか否かにかかわらず)投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
  - 当該その他のUCIは、CSSFがEU法に規定する監督と同程度の監督に服すると判断する法令により認可されたものまたは監督当局の協力が十分に確保されている国で認可されたものであること。
  - 当該その他のUCIの受益者に対する保護水準はUCITSの受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分別管理、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則が指令2009/65/ECの要件と同等であること。
  - 当該UCIの業務が、報告期間における資産、債務、収益および運用の評価が可能となる形で、半期報告書および年次報告書により報告されていること。
  - (合計で)取得が予定されているUCITSまたはその他のUCIの資産の10%超が、その約款または設立文書に従い、その他のUCITSまたはUCIの受益証券に投資されないこと。
- (3) UCITSは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引き出すことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関が加盟国に登録事務所を有するか、第三国に登録事務所がある場合はEU法の規定と同等とCSSFが判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。

- (4) UCITSは、上記(1)に記載する規制された市場で取引される金融デリバティブ商品(現金決済商品と同等のものを含む。)または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品(以下「OTCデリバティブ」という。)に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
- UCITSが投資することができる商品の原資産となるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、UCITSの約款または設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
  - OTCデリバティブ取引の相手方は、慎重な監督に服し、CSSFが承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
  - OTCデリバティブは、信頼でき、かつ認証されうる日次ベースでの価格に従うものとし、随時、UCITSの主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。
- CSSFは、とりわけ財務上のリスク、すなわちグローバル・エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を詳しく定めた2011年5月30日付告示11/512を制定している。同告示は、これに関連し、CSSFに提供すべき最低限の情報についても概説している。
- (5) UCITSは、短期金融商品の発行または発行者が投資家および預金の保護を目的として規制されている場合、規制された市場で取引されていないもので、2010年法第1条に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。
- 中央政府、地方自治体、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
  - 上記(1)に記載される規制された市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
  - EU法が規定する基準に従い慎重な監督に服している発行体または少なくともEU法が規定するのと同じ程度厳格であるとCSSFが判断する慎重なルールに服し、これを遵守する発行体により発行または保証される短期金融商品
  - CSSFが承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、上記3つに規定するものと同程度の投資家保護に服するものでなければならない。また、発行体は、少なくとも10,000,000ユーロの資本および準備金を有し、第4次指令78/660/EECに従い年次財務書類を公表する会社、一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのピークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。
- (6) UCITSは、貴金属や貴金属を表象する証書を取得することができない。
- (7) 投資法人として組成されているUCITSは、その事業の直接的目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。
- (8) UCITSは、流動資産を保有することもできる。

- (9) (a) ルクセンブルグに登録事務所を有する投資法人または管理会社（各運用UCITSに関するもの）は、常時、ポジション・リスクおよびそれらのポートフォリオのリスク・プロファイル全体への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。UCITSはまた、OTCデリバティブの価値を正確かつ独立して評価するプロセスを利用しなければならない。UCITSは、CSSFが規定する詳細なルールに従い、デリバティブ商品のタイプに関して、潜在的リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法につき、CSSFに定期的に報告しなければならない。
- (b) UCITSは、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段をCSSFが定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いられるものとする。いかなる場合も、これらの運用によりUCITSはその設立文書に記載された投資目的から逸脱しないものとする。
- (c) UCITSは、デリバティブ商品に関するグローバル・エクスポージャーが、ポートフォリオの純資産総額を超過しないようにしなければならない。  
当該エクスポージャーは、対象資産の時価、カウンターパーティー・リスク、将来の市場動向およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。  
UCITSは、その投資方針の一部として、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内で金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)に規定する投資上限額を超過してはならない。UCITSが指数を基礎とする金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する上限額の目的において合計する必要はない。  
譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブ商品を内包する場合は、本項の要件への適合については、デリバティブ商品も勘案しなければならない。
- (10) (a) UCITSは、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。  
UCITSは、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。UCITSの取引の相手方に対するOTCデリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、取引の相手方が上記(3)に記載する信用機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてはならない。
- (b) UCITSがその資産の5%を超えて投資する各発行体について、UCITSが保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのOTCデリバティブ取引には適用されない。上記(a)に記載される個別の制限にかかわらず、UCITSは、その資産の20%を超える部分が一つの機関に投資されることになる場合は、以下のものを合計してはならない。
- 当該機関により発行された譲渡性のある証券もしくは短期金融商品
  - 当該機関への預金、または
  - 当該機関について行われたOTCデリバティブ取引から生じるエクスポージャー
- (c) 上記(a)の第1文に記載される制限は、加盟国、その地方自治体、非加盟国、一または複数の加盟国が参加している公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とすることができる。

(d) 上記(a)の第1文に記載される制限は、その登録事務所が加盟国内にある信用機関により発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別な公的監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、当該債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の全有効期間中、債券に付随する請求をカバーできる資産であって、かつ、当該発行体の破産の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払いに充てられる資産に投資されなければならない。

UCITSがその資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該UCITSの資産価額の80%を超過してはならない。

(e) 上記(c)および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、(b)に記載される40%の制限を適用する目的において考慮されなければならない。

(a)、(b)、(c)および(d)に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、または上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行われる当該機関への預金もしくはデリバティブ商品への投資は、合計で当該UCITSの資産の35%を超えてはならない。

指令83/349/EECまたは公認の国際的な会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては同一発行体とみなされるものとする。

UCITSは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%の制限まで投資することができる。

(11) 以下の(15)に記載される制限に反することなく、(10)に記載する制限は、UCITSの約款または設立文書に従って、その投資方針の目的がCSSFの承認する株価指数または債券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および/または債務証券への投資については、20%まで引き上げることができる。ただし、次の条件をみだす場合に限る。

- 指数の構成銘柄が十分分散されていること
- 指数が関連する市場の適切なベンチマークを表示するものであること
- 指数が適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制された市場での例外的な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、同一発行体のみ許される。

(12) (a) (10)にかかわらず、CSSFは、UCITSに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、加盟国、その一もしくは複数の地方自治体、非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国が属している公的国際機関が発行または保証する、異なる種類の譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを許可することができる。

CSSFは、(10)および(11)に記載する制限に適合するUCITSの受益者への保護と同等の保護を当該UCITSの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与する。

これらのUCITSは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、単一の銘柄がその全資産の30%を超えてはならない。

(b) (a)に記載するUCITSは、その約款または設立文書において、その資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証人となる、国、地方自治体または公的国際機関について明記しなければならない。

- (c) さらに、(a)に記載するUCITSは、その目論見書または販売文書の中に、かかる許可に関する注意喚起文言を記載し、その資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を表示しなければならない。
- (13) (a) UCITSは、(2)に記載するUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得することができるが、一つのUCITSまたはその他のUCIの受益証券にその資産の20%を超えて投資することはできない。
- この投資制限の適用上、複数のコンパートメントを有するUCIの各コンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、コンパートメント間の第三者に対する債務の分離原則が確保されていなければならない。
- (b) UCITS以外のUCIの受益証券への投資は、合計して、一つのUCITSの資産の30%を超えてはならない。
- UCITSがUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得した場合、UCITSまたはその他のUCIのそれぞれの資産は(10)記載の制限において合計する必要はない。
- (c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されている他のUCITSおよび/または他のUCIの受益証券に、UCITSが投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、かかる投資先UCITSおよび/またはUCIの受益証券への投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。
- 他のUCITSおよび/または他のUCIにその資産の相当部分を投資するUCITSは、目論見書において、当該UCITSならびに投資を予定している投資先UCITSおよび/またはUCIの両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。さらに、年次報告書において、当該UCITSならびに投資先UCITSおよび/またはUCIの両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。
- (14) (a) 目論見書は、UCITSが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品の取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、かかる運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面において、金融デリバティブ商品の使用により起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。
- (b) UCITSが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の前記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株価指数または債券指数に追随する投資を行う場合、目論見書および必要な場合は販売文書に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (c) UCITSの純資産価格が、その資産構成または使用される資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合は販売文書において、当該UCITSの特徴につき注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、UCITSのリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および当該カテゴリーの商品の主なりスクおよび利回りについての直近の変化に関し、追加情報を提供しなければならない。

- (15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2010年法パートI または指令2009/65/ECに該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しううような議決権付株式を取得してはならない。
- (b) さらに、UCITSは、以下を超えるものを取得してはならない。
- (i) 同一発行体の議決権のない株式の10%
  - (ii) 同一発行体の債務証券の10%
  - (iii) (2010年法第2条第2項の意味における)同一UCITSまたはその他のUCIの受益証券の25%
  - (iv) 一発行体の短期金融商品の10%
- 上記(ii)ないし(iv)の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。
- (c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。
- 1) 加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
  - 2) 非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
  - 3) 一または複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品
  - 4) EU非加盟国で設立された会社の資本における株式で、UCITSがその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がUCITSによる当該国の発行体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。ただし、この例外は、その投資方針において、EU非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。
  - 5) 子会社の資本における株式で一または複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、かかる投資法人のためにのみ、子会社が設立された国における運用、助言、もしくは販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。
- (16) (a) UCITSは、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本書IV.2.の制限に適合する必要はない。
- リスク分散の原則の遵守の確保に当たっては、新しく認可されたUCITSには、認可を受けた日から6か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。
- (b) 上記(a)の制限がUCITSの制御の及ばない理由または引受権の行使により超過した場合、UCITSは、受益者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。
- (17) (a) 投資法人またはFCPのために行う行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、借入れをしてはならない。ただし、UCITSは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。
- (b) (a)にかかわらず、
- 1) UCITSは、借入れが一時的であり、かつ投資法人の場合はその資産の10%まで、またはFCPの場合はそのファンド価額の10%まで借入れをすることができる。

- 2) 投資法人の場合、借入れがその事業に直接的に重要である不動産の取得を可能にするためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。
- UCITSが、1)および2)に基づき借入れを承認される場合、当該借入れは、合計でそのUCITSの資産の15%を超過してはならない。
- (18) (a) 上記(1)ないし(9)の適用を害することなく、投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、貸付けを行うか、または第三者の保証人となってはならない。
- (b) (a)は、当該投資法人、管理会社または保管受託銀行が、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品であって一部払込未了のものを取得することを妨げるものではない。
- (19) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。
- (20) 2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則は、一定の定義の明確化に関する指令およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する、2007年3月19日付EU指令2007/16/ECを、ルクセンブルグにおいて施行している。
- 2008年2月19日に、CSSFは、大公規則を参照してかかる2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の条文を明確化する告示08/339(以下「告示08/339」という。)を出した。
- 告示08/339は、2002年法の関連規定(2010年法の対応する規定により代替される。)の意味において、かつ2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産に該当するか否かを評価するに当たり、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。告示08/339は、2008年11月26日にCSSFにより出された告示08/380により改正された。
- 2008年6月4日に、CSSFは、特定の証券貸借取引においてUCITSが利用することのできる技法と商品の詳細について示したCSSF告示08/356(以下「告示08/356」という。)を出した。
- 告示08/356は、現金担保を再投資する許容担保や許容資産を取り扱っている。当該告示08/356は、UCITSのカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどのように保管すべきかを定めている。当該告示は、証券貸借取引によってUCITSのポートフォリオ運用業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨を再言している。さらに、当該告示は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

CSSF告示14/592は、ETFおよびETFを扱う他のUCITSの問題に関するESMA指針のルクセンブルグにおける実施、金融デリバティブ商品の使用、UCITSおよび適格金融指数に関する付随的規則を取り扱う。

2018年7月21日に発効し、加盟国で直接適用できるようになったMMF規則により、MMF規則の範囲内に該当するすべてのUCIは、MMF規則に基づきMMFとして認可を受けることを要求される。MMF規則の範囲内に該当しないUCIは、マネー・マーケット・ファンドとしての資格を有しない。

MMF規則は、3種類のMMFについて規定しており、i) 公的債務固定純資産価額のファンド、ii) 低ボラティリティ純資産価額のファンド、およびiii) 変動純資産価額のファンド(VNAV)(短期VNAV および標準VNAVの形を取り得る。)である。MMFの種類に応じて、MMF規則に基づきMMFとしての資格を有するUCITSに追加的な投資制限が適用される。

指令2009/65/ECを実施する2010年法は、マスター/フィーダー構造(B)の設定可能性だけでなくUCITS(A)の合併に関するルクセンブルグ法の特定の規定も導入している。

- A. 2010年法は、それぞれの法的形態にかかわらず、UCITS(またはそのコンパートメント)の国境を越える合併または国内の合併に関連して規則を定めている。これらの規定は、UCITSのみに適用され、その他の種類のUCIには適用されない。2010年法に従い、CSSFは、2010年法の特定の規定を明確化したCSSF規則10-05を採用している。
- B. UCITSフィーダー・ファンドとは、その資産の少なくとも85%を別のUCITS(以下「マスター」という。)に投資するUCITSであると定義される。残りの15%は、以下のように保有することができる。
- 補助的な流動資産(2010年法第41条第2項に定義される。)
  - 金融デリバティブ商品(ヘッジ目的でのみ利用できる。)
  - 事業を行う上で必須の動産または不動産

### 3. UCITSの管理会社 / 第15章の管理会社

パートIファンドを運用するルクセンブルグの管理会社には、2010年法第15章が適用される。

#### 3.1 ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社が業務を行うための条件

- (1) 2010年法第15章の意味においてルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社の業務の開始は、CSSFの事前の認可に服する。2010年法に基づき管理会社に付与された認可は、すべての加盟国に対し有効である。管理会社は、公開有限責任会社(société anonyme)、非公開有限会社(société à responsabilité limitée)、共同会社(société coopérative)、公開有限責任会社として設立された共同会社(société coopérative organisée comme une société anonyme)、または株式有限責任事業組合(société en commandite par actions)として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

2010年法が1915年法の規定から逸脱しない限り、1915年法の規定は第15章の管理会社に適用される。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、メモリアルにおいて公告される。

- (2) 管理会社は、指令2009/65/ECに従い認可されるUCITSの運用以外の活動に従事してはならない。ただし、かかる指令に定められていないその他のUCIの運用であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、指令2009/65/ECの下でその他の加盟国において販売することはできない。

UCITSの運用のための活動は、2010年法別表IIに列挙されている業務を含む。

(注) 当該列挙には、投資運用、ファンドの管理事務および販売業務が含まれている。

- (3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。
- (a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任方式で行う投資ポートフォリオの運用(年金基金が保有するものも含む。)
- (b) 付随的業務としての、投資顧問業務およびUCIの受益証券に関する保管および管理事務業務
- (4) 1993年法第1-1条、第37-1条および第37-3条は、管理会社による上記(3)の業務提供に準用される。
- (5) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。
- (6) 上記(2)とは別に、2010年法第15章に従い授權され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、AIFMDが規定するAIFのAIFMとして任命される。ただし、同管理会社は、2013年法第2章に基づくAIFのAIFMとしてCSSFによる事前の授權も得るものとする。

AIFMとして行為する管理会社は、2013年法別表Iに記載される行為および2010年法第101条による授權を条件としUCITSの管理に関する追加行為のみを行うことができる。

(注) 別表は、ポートフォリオ管理およびリスク管理からなる投資運用業務ならびにAIFMがAIFの集合的管理において追加的に遂行する「その他の業務」(管理、販売およびAIFの資産に関連する行為等)から構成される。

AIF運用の管理行為に関連して、管理会社は、金融証券に関連する注文の受理および送信など2013年法第5条4項に規定される非中核的サービスも提供する。

- (7) 管理会社は、いわゆる「管理会社パスポート」を使用して多国間で業務を遂行することができる。
- (8) CSSFは、以下の条件が満たされない限り管理会社を認可しないものとする。
- (a) 管理会社は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロの当初資本金を有さなければならない。
- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオのうち250,000,000ユーロ超過額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しないものとする。
  - 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。
    - (i) 管理会社が運用するFCP(管理会社が運用権限を委託したかかるFCPのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)
    - (ii) 管理会社が指定管理会社とされた投資法人
    - (iii) 管理会社が運用するUCI(管理会社が運用権限を委託したかかるUCIのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)
  - これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、指令2006/49/EC第21条に規定される金額を下回ってはならない。

- 管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%まで追加することができない。信用機関または保険機関は、加盟国またはCSSFがEU法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。
- (b) (8)(a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。
- (c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、十分に良好な外部評価を有し、管理会社が運用するUCITSに関し十分な経験を有する者でなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者の身元情報は、CSSFに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。
- (d) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。
- (e) 本店と登録事務所は双方ともルクセンブルグに所在しなければならない。
- (f) 取締役は、当該ファンドの種類に関して、2010年法第129条第5項の規定する意味において、十分な評価を得ており、かつ、十分な経験を有する者でなければならない。
- (9) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、当該関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。
- CSSFは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。
- CSSFは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。
- (10) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (11) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
- 当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。
- (12) CSSFは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、2010年法第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。
- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。
- (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- (d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、指令2006/49/ECの変更の結果、1993年法に適合しなくなった場合。
- (e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
- (f) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。
- 管理会社が、(2010年法第116条に従い)集团的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、CSSFは、管理会社の認可を撤回する前に、UCITS所在加盟国の監督当局と協議する。

- (13) CSSFは、一定の適格保有または保有額を有する、管理会社の株主または社員(直接か間接か、自然人か法人かを問わない。)の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社における一定の保有は、1993年法第18条に基づく投資会社に適用されるものと同様の規定に服する。CSSFは、管理会社の健全で慎重な運用の必要性を勘案し、上記の株主または社員の適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。
- (14) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な経験を有することが証明できる一または複数の承認された法定監査人(réviseurs d'entreprises agréés)に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は、事前にCSSFの承認を得なければならない。

### 3.2 ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

- (1) 管理会社は、常に上記3.1(1)ないし(5)および(8)ないし(9)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は上記3.1(8)(a)に特定される水準を下回ってはならない。しかし、その事態が生じ、正当な理由がある場合、CSSFは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。
- (2) 管理会社が運用するUCITSの性格に関し、またUCITSの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、指令2009/65/ECに従い、管理会社は、以下を義務づけられる。
- (a) 健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム(特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己の資金の投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。)を有すること。少なくとも、UCITSに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が運用するUCITSの資産が約款または設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。
- (b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とUCITSまたはUCITS間の利益の相反により害されるUCITSまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。
- (3) 上記3.1(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている管理会社は、
- 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が運用するUCITSの受益証券に投資してはならない。
  - (3)の業務に関し、1993年法に基づく投資家補償制度に関する指令97/9/ECを施行する2000年7月27日法の規定に服する。
- (注) 上記規定により、当該管理会社はルクセンブルグに本拠を置く投資家補償制度の構成員であることを要する。
- (4) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の業務を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の条件のすべてが充足されなければならない。
- a) 管理会社は、CSSFに適切に報告しなければならない。CSSFは、UCITS所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。
- b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、投資家の最善の利益のために管理会社が活動し、UCITSが運用されることを妨げてはならない。

- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資配分基準に適合しなければならない。
  - d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、CSSFおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
  - e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行または受益者もしくは管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。
  - f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方が存在しなければならない。
  - g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、権限が委託された者に常に追加的指示を付与し、または投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
  - h) 委託される権限の性格を勘案し、権限が委託される者は、当該権限を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
  - i) UCITSの目論見書に、管理会社が委託した権限を列挙しなければならない。  
管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に権限を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが単なる連絡機能のみを有することとなるような形の権限の委託をすることはしないものとする。
- (5) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範により、以下を行う。
- (a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。
  - (b) 管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行為しなければならない。
  - (c) 事業活動の適切な遂行に必要な資源と手続を保持し、効率的に使用しなければならない。
  - (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が運用するUCITSが確実に公正に取り扱われるようにしなければならない。
  - (e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務を遵守し、投資家の最善の利益および市場の信頼性を促進しなければならない。
- (6) 2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、自社が管理するUCITSの健全かつ効果的なリスク管理に合致し、これを推進する報酬に関する方針および実務を策定して、適用するものとする。この報酬に関する方針および実務は、管理会社が管理するUCITSのリスク・プロフィール、ファンド規則または設立文書に合致しないリスクを取ることを奨励したり、管理会社のUCITSの最善の利益のために行為する義務の遵守を損なったりするものではないものとする。
- 報酬に関する方針および実務には、固定と変動の要素がある給与と任意支払方式による年金給付が含まれる。
- 報酬に関する方針および実務は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するUCITSのリスク・プロフィールに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスクを取る者、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスクを取る者と同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を含む各役職員に適用される。

- (7) 管理会社は、上記(6)に定める報酬方針を策定し、適用するにあたり、自社の規模、組織および事業の性質、範囲、複雑さに応じて、以下の各原則を適用する範囲において遵守するものとする。
- (a) 報酬方針は、健全かつ効果的なリスク管理と合致し、これを推進するものであるものとし、管理会社が管理するUCITSのリスク・プロフィール、規則または設立文書と矛盾するリスクを取ることを奨励しない。
  - (b) 報酬方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの、および当該UCITSの投資家の、事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとし、また、利益相反を回避する措置が含まれているものとする。
  - (c) 報酬方針は、管理会社の経営陣がその監査機能の一環として採用し、経営陣は報酬方針の一般原則を少なくとも年1回の割合で見直し、報酬方針の実施につき責任を負い、これを監視するものとする。本項に関連する業務は、該当する管理会社において業務執行機能を担わずかつリスク管理および報酬についての専門的知識を有する経営陣の中の構成員のみによって執り行われるものとする。
  - (d) 報酬方針の実施状況は、経営陣によりその監査機能の一環として採用された報酬の方針および手続の遵守について、少なくとも年1回の割合で、中央的かつ独立した形での社内見直しの対象とされる。
  - (e) 内部統制機能を担っているスタッフは、同スタッフが負う責任に関連する目的の達成度に応じて報酬を受けるとし、同スタッフが統制する事業分野の業績は問わない。
  - (f) リスクの管理およびコンプライアンスの機能を担う上級役員の報酬は、報酬委員会が設置される場合は報酬委員会の直接の監視下に置かれる。
  - (g) 報酬が業績に連動する場合、報酬総額は、個別の業績を評価する際、個人および関連する事業部門またはUCITSの各業績評価と、UCITSのリスクおよび管理会社の業績結果全般の評価の組み合わせに基づくものとし、財務および非財務それぞれの基準を考慮に入れるものとする。
  - (h) 業績評価は、評価プロセスがUCITSのより長い期間の業績およびUCITSへの投資リスクに基づいて行われかつ業績ベースの報酬要素の実際の支払が管理会社が管理するUCITSの投資家に対して推奨する保有期間を通じて分散するよう、同期間に適切な複数年の枠組みの中で行われる。
  - (i) 保証変動報酬は例外的に行われ、新規スタッフの雇用時のみに、最初の1年に限定してなされる。
  - (j) 報酬総額の固定および変動の要素は、適切にバランスが取られ、固定報酬の要素は、報酬総額の相当部分とされ、変動報酬の要素を一切支給しない可能性も含めて変動要素を十分に柔軟な方針で運用することができるようにする。
  - (k) 満期前の契約解約の場合の支払は、契約終了までの期間において達成された業績を反映するものとし、失策については不問とする形で設計する。
  - (l) 変動報酬の要素またはプールされる変動報酬の要素を算定するために使用される業績を測定するため、関連する現在および将来のすべてのリスクの種類を統合することのできる包括的な調整メカニズムが含まれる。

- (m) UCITSの法制およびUCITSのファンド規則またはその設立文書に従うことを条件として、変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその50%は、関連するUCITSの受益証券口数、同等の所有権または株式連動の証券もしくは本項において言及される証券と同等の効果的なインセンティブを提供する同等の非現金証券で構成される。ただし、UCITSの管理が管理会社が管理している全ポートフォリオの50%に満たない場合は、かかる最低限50%の制限は適用しない。
- 本項で言及される証券は、管理会社、その管理するUCITSおよび当該UCITSの投資家の各利益と報酬を受ける者のインセンティブとを連携させる目的で設計される適切な保有方針に従う。本項は、以下(n)に従って繰り延べられる変動報酬の要素の部分および繰り延べられない変動報酬の要素の部分のいずれにも適用される。
- (n) 変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその40%は、UCITSの投資家に対して推奨される保有期間として適切と考えられる期間について、また、当該UCITSのリスク性質と正確に合致する期間について、繰り延べる。
- 本項で言及される期間は、少なくとも3年とする。繰延べの取決めに基づいて支払われる報酬を受ける権利は、当該期間に比例して発生する。特に高額の変動報酬の要素の場合には、少なくとも60%は繰り延べられるものとする。
- (o) 変動報酬は、繰り延べられる部分も含めて、管理会社全体の財務状態に照らして管理会社が持続可能かつ事業部門、UCITSおよび該当する個人の各業績に照らして正当と認められる場合に限り、支払われまたは権利が発生する。
- 変動報酬の総額は、原則として、管理会社または該当するUCITSが芳しくないか好ましくない財務実績であった場合は、現在の報酬およびその時点で発生済みとされる金額を、ボーナス・マルス・システムやクローバック(回収)を含めて減額することを考えつつ大幅に縮小されるものとする。
- (p) 年金方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとする。
- 従業員が定年退職より前の時点で管理会社を辞める場合、任意支払方式による年金給付は、退職後5年間は、上記(m)項に定める証券の形式で管理会社により保有されるものとする。従業員が定年退職する場合は、任意支払方式による年金給付は、同じく5年間の留保期間後に上記(m)項に定める証券の形式で支払われるものとする。
- (q) 役職員は、個人のヘッジ戦略または報酬に関する保険や役員賠償に関する保険を、その報酬の取決めに含まれるリスク調整効果を弱めるために利用しない旨約束する。
- (r) 変動報酬は、2010年法の法的要件を回避することを容易にするピークルや方式を通じては支払われない。

上記の各原則は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスクを取る者、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスクを取る者と同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を含む各役職員の利益のために行われる、管理会社が支払うその種類を問わない給付、成功報酬を含めてUCITS自体が直接支払う金額、およびUCITSの受益証券もしくは投資証券の何らかの譲渡に適用される。

自社の規模またはその管理するUCITSの規模、その組織および活動の性質、範囲、複雑さにおいて重要な管理会社は、報酬委員会を設置するものとする。報酬委員会は、報酬に関する方針および実務、ならびにリスク管理に資するインセンティブについてその要求に合うかつ独自の判断を行うことができる形で構成されるものとする。

指令2009/65/EC第14a(4)で言及されるESMA指針に従って設置される報酬委員会（該当する場合）は、管理会社または関連するUCITSのリスクやリスク管理への配慮および経営陣がその監査機能の一環として行う場合を含む、報酬に関する決定の作成に責任を負うものとする。報酬委員会の議長は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員が務めるものとする。報酬委員会の委員は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員とする。

従業員が経営陣に占める割合が労働法上定められている管理会社に関しては、報酬委員会には、一もしくは複数の従業員代表者を含めるものとする。報酬委員会は、その決定を作成するにあたり、投資家その他ステイクホルダーの長期的な利益および公共の利益を考慮に入れるものとする。

- (8) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたUCITSを運用する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。

管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。

- (9) 管理会社は、1993年法第1条に規定する関連代理人を任命することができる。

管理会社が関連代理人の任命を決定する際、当該管理会社は、2010年法に基づき許可される行為の範囲内で、1993年法第37-8条に従う投資会社に適用される規則を遵守しなければならない。

### 3.3 設立の権利および業務提供の自由

- (1) 2010年法第15章に従い認可された管理会社が、その他の活動または業務を行うことを提案することなく、2010年法別表IIに定めるとおり自らが運用するUCITSの受益証券を支店を設置せずにUCITS所在加盟国以外の加盟国において販売することのみを提案する場合、当該販売は、2010年法第6章の要件のみに従うものとする。
- (2) 指令2009/65/ECに従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。
- (3) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、他の加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

### 3.4 UCITS管理会社に適用される規則

CSSF規則No.10-4は、管理会社の基本的な設立要件ならびにその利益相反、業務遂行およびリスク管理に関する要件を定めている。

2018年8月23日、CSSFは、以前適用されていたCSSF告示12/546に代替する告示18/698を発行した。

ルクセンブルグのUCITS管理会社および自己運用型投資法人のみを対象としたCSSF告示12/546とは異なり、CSSF告示18/698は、あらゆる投資ファンド運用会社(すなわち、UCITS管理会社および自己運用型投資法人だけでなく、第16章管理会社、AIFMおよび2013年法第4条第1項b)の意味における内部運用されるAIF)および登録事務代行会社の機能行使する事業体を対象としている。

当該告示により、CSSFは、投資ファンド運用会社の認可に関するその最新の規制上の慣行を確認するとともに、投資ファンド運用会社の活動の量および性質を考慮して投資ファンド運用会社が適切な人材を利用できるようにする必要性を特に重視しつつ、CSSFが投資ファンド運用会社の内部組織、実体、方針および手続に特に注意を払っていることを示している。この点において、CSSF告示18/698は、(i)投資ファンド運用会社により要求される業務執行役員および従業員の人数、ならびに(ii)取締役および業務執行役員が有することが認められる権限の数を定めている。

後者は、当該告示が投資ファンド運用会社に影響を及ぼすだけでなく、投資ファンド運用会社、UCITS、AIFおよびこれらに関連する特別目的ビークルの取締役会の構成員に影響を及ぼすことを意味する。

さらに、CSSF告示18/698は、投資信託、その投資家、販売に関与する仲介業者および投資信託のために行われる投資に関連するマネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関してCSSFが期待することを明確にしている。

CSSFは、投資ファンド運用会社に対し、運用委員会会議および取締役会の開催に関して形式に従うよう要求しており、統治組織およびCSSFのために異なる報告書を作成することについても言及している。

当該告示は、デュー・ディリジェンスおよび委託先の継続的な監視の要件について追加的な説明を提供している。

また、CSSFは、投資ファンド運用会社に適用される内部統制、管理機能、運用機能および技術基盤の要件を、MiFIDファームに適用される要件により厳密に一致させている。

#### 4. ルクセンブルグのUCITSに関する追加的な法律上および規制上の要件

##### 4.1 ルクセンブルグのUCITSの認可、登録および監督

###### 4.1.1 UCITSの認可および登録

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

- (i) 次の投資信託はルクセンブルグのCSSFから正式な認可を受けることを要する。
  - ルクセンブルグの投資信託は、設立または設定の日から1か月以内に認可を受けること。
  - EU加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託および他のEU加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(UCITS)でないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。
- (ii) 認可を受けたUCIは、CSSFによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味する。

- (iii) ルクセンブルグ法、規則およびCSSFの告示の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。CSSFのかかる決定およびCSSFの制裁その他の行政措置に関する決定に対し不服がある場合には、行政裁判所(tribunal administratif)に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない。これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはCSSFの要請に基づき、該当するルクセンブルグのUCIの解散および清算を決定する。

CSSFの権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

#### 4.1.2 投資家に提供される情報

2010年法第150条は投資信託による目論見書、年次報告書および半期報告書の公表義務を定義している。

2010年法の第159条は、パートIファンドが、簡潔、かつ、専門的でない用語により記載された主要投資家情報文書(以下「UCITS KIID」という。)を公表する義務も規定している。

2010年法は、さらに以下の公表義務を定めている。

- 投資法人および管理会社は、自己が運用している各FCPのために、その目論見書および主要投資家情報文書ならびにそれらの変更、ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに送付しなければならない。
- 主要投資家情報文書は、投資家がUCITSの受益証券/投資証券の申込みを行う前に、無償で投資家に提供されなければならない。

主要投資家情報文書は、加盟国以外の国の投資家に必ずしも提供される必要はない。ただし、かかる国の監督当局が、当該情報を投資家に提供するよう要求する場合を除く。

さらに、目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書が、請求により無償で投資家に提供されなければならない。

- 投資家は、年次報告書および半期報告書を、目論見書および主要投資家情報に記載された方法により入手できる。
- 年次報告書および半期報告書は、請求により投資家に無償で提供される。
- 監査済年次報告書ならびに監査済または未監査の半期報告書は、当該期間終了以降、4か月および2か月以内に公表されなければならない。

PRIIPs規則に従い、いわゆる「PRIIP」についてEUの個人投資家に対して助言、募集または販売する者および団体は、規則1286/2014に記載されるとおり、かかる個人投資家がPRIIPに投資する前にかかる個人投資家に対して主要情報文書(以下「PRIIP KID」という。)を交付する必要がある。「PRIIP」との用語は、パッケージ型個人向け投資金融商品をいう。

PRIIPs規則は、2018年1月1日から適用される。UCIS管理会社、自己運用UCITS投資法人およびUCITSについて助言または販売を行う者に関して、2019年12月31日までの経過期間が規定されている。

PRIIPs規則の目的は、(i)PRIIPs KID(最大A4 3頁)を通じて統一化および標準化された情報の提供を確保することにより、個人投資家保護を向上させることならびに(ii)PRIIP市場の参加者全員(PRIIPの設定者、助言者および販売者)に対しEU全体で統一化された規則および透明性を課すことである。

PRIIPのコンセプトには、(クローズド・エンドかオープン・エンドかを問わず、UCITSを含む)あらゆる種類の投資ファンド、(その基礎形態が何であるかを問わず、かつ仕組預金を含む)仕組商品および(変額年金商品および配当付商品を含む)保険の方式による投資が含まれる。除外される投資商品はごく少数で、生命保険以外の商品、仕組預金以外の預金、雇用者による資金拠出が要求される個人年金商品である。

UCITSの受益証券/投資証券の販売に関する一切の広告においては、目論見書(および該当ある場合はUCITS KIID / PRIIPs KID)が入手可能である旨について記載し、および入手場所を示さなければならない。

#### 4.1.3 ルクセンブルグのUCITSに適用される規制

- 2011年7月1日時点での欧州のマネー・マーケット・ファンドに共通の定義に関する2010年5月19日付CESRガイドライン10-049(改正済)およびMMF規則(マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2017/1131)
- 設立要件、利益相反、業務遂行、リスク管理ならびに保管受託銀行および管理会社との契約の内容についての指令2009/65/ECを実施する2010年7月1日付委員会指令2010/43/EUを法制化する2010年12月22日付CSSF規則No.10-4
- ファンドの併合、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定についての指令2009/65/ECを実施する2010年7月1日付委員会指令2010/44/EUを法制化する2010年12月22日付CSSF規則No.10-5(改正済)
- 他のEU加盟国においてその受益証券の販売を希望しているルクセンブルグ法に従うUCITSおよびルクセンブルグにおいてその受益証券の販売を希望している他のEU加盟国のUCITSが踏むべき新たな通知手続に関連する2011年4月15日付CSSF告示11/509
- 運用開始前のコンパートメント、再開待ちのコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する2012年7月9日付CSSF告示12/540
- 2010年法パートIに服するUCITSの預託機関を務める信用機関およびその管理会社により代表されるすべてのUCITS(場合に応じて)に適用される規定に関するCSSF告示16/644
- SFT規則(規則(EU)No. 648/2012を改正する、証券金融取引および再使用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2015/2365)
- ベンチマーク規則(指令2008/48/ECおよび指令2014/17/EUならびに規則(EU)No. 596/2014を改正する、金融商品および金融契約のベンチマークとしてまたは投資ファンドのパフォーマンスを測定するために用いられる指数に関する2016年6月8日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2016/1011)

#### 4.2 ルクセンブルグのUCITSに適用される追加的な規制

##### (i) 公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドが活動を行うためにはCSSFの認可を受けなければならない旨規定している。

##### (ii) 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

(iii) 2010年法パートIに従うUCITSは、上記(ii)に定める条件のほか、以下の条件を満たさない限り、CSSFにより認可されないものとする。

- a) FCPは、当該FCPを運用するための管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。管理会社を指定した投資法人は、当該投資法人を運用するために指定された管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。
- b) 上記a)を損なうことなく、ルクセンブルグにおいて設立されたUCITSが指令2009/65/ECに従う管理会社により運用され、指令2009/65/ECに基づき他の加盟国の管轄当局により認可されている場合、CSSFは、2010年法第123条に従い、当該UCITSを運用するための管理会社の申請書について決定するものとする。

2010年法第129条第4項に基づき、CSSFは、以下の場合、2010年法第2条の範囲内においてUCITSの認可を拒否することがある。

- a) 投資法人が2010年法第3章に定める前提条件を遵守していないことを立証した場合
- b) 管理会社が2010年法第15章に基づきUCITSを運用することを認可されていない場合
- c) 管理会社がその所在加盟国においてUCITSを運用することを認可されていない場合

2010年法第27条第1項を損なうことなく、管理会社または投資法人（該当する場合）は、完全な申請書が提出されてから2か月以内に、UCITSの認可が付与されたか否かにつき通知を受けるものとする。

(iv) 販売資料

2005年4月6日付CSSF告示05/177によると、販売用資料については、それが利用される外国の権限ある当局による監督に服していない場合であっても、コメントを得るためにCSSFに提出する必要はないものとされている。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を生じさせる勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

(v) 目論見書の記載情報

目論見書は、提案された投資について投資家が情報を得た上で判断を行うことができるようにするための必要な情報、特に、投資に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資する商品のいかにかわらず、投資信託のリスク概要について明瞭かつ分かりやすい説明をしなければならない。保管受託銀行に関しては、UCITS Vの規則により、パートIファンドの目論見書において以下の情報を開示することを求められる。

- ・ 保管受託銀行の特定とその職務の詳細
- ・ UCITS、投資家、管理会社および保管受託銀行の間の潜在的な利益相反の開示
- ・ 保管受託銀行が委託する保管機能の詳細、委託先および再委託先のリストならびにかかる委託により生じる可能性のある利益相反
- ・ 上記に関する最新の情報が要請に応じて投資家に公開される旨の記載
- ・ すべての資産の保管を集中させるために単一のまたは限定的な第三者を利用することの開示

2010年法のパートIの範囲内に該当するUCITSに関しては、目論見書に以下の情報のいずれかを記載するものとする。

- a) 最新の報酬方針の詳細(報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定(存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。))を含むが、これらに限られない。)
- b) 報酬方針の要約、ならびに最新の報酬方針の詳細(報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定(存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。))を含むが、これらに限られない。)をウェブサイトで公開する旨(当該ウェブサイトへの言及を含む。)および要請に応じて紙による写しを無料で公開する旨の記載

目論見書は、少なくとも2010年法の別紙IのスケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する約款または設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

(vi) 目論見書の更新義務

2010年法第153条は、完全な目論見書の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

(vii) 財務報告および監査

1915年法第73条第2項の一部修正により、SICAV は、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解(該当する場合)の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をRESAに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにCSSFに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてCSSFが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なCSSF告示02/81に基づき、CSSFは、承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。CSSF告示02/81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、UCIの運用(その中央管理事務および保管者を含む。)および(マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について)監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、UCIの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。告示では、かかる報告書の目的はUCIの状況を全体的にみることであると述べている。長文式報告書は、公衆の閲覧に供することを意図しておらず、UCIまたはUCIの管理会社の取締役会およびCSSFによる使用のためだけに発行される。

## (viii) 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、CSSFが、UCIに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、UCIの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

IML告示97/136(CSSF告示08/348により改正)およびCSSF告示15/627に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をCSSFに提出しなければならない。

## (ix) 違反に対する罰則規定

1915年法および2010年法に基づき、1人または複数の取締役または投資信託(fonds d'investissement)の事務管理または運用に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または、一定の場合には5,000,000ユーロ(または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%)以下の罰金刑に処される。

2010年法の下、CSSFは、制裁およびその他の行政措置に関して以下の権限を有する。

(1) 下記a)ないしg)のいずれかに該当する場合、CSSFは、下記(4)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。

- 2010年法パートIおよびパートIIに従うUCI、その管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業
  - 直前の項目に言及される事業体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第(5)項に規定する範囲の当該事業体の業務を行う者
  - (UCIが任意清算される場合)清算人
- a) 2010年法を適用する目的においてCSSFが必要とする財務書類またはその他要求された情報の提供を拒絶した場合
- b) 不完全、不正確または虚偽であることが判明した書類またはその他の情報を提供した場合
- c) CSSFの検査権ならびに監査権および調査権の行使が妨げられた場合
- d) 貸借対照表および財務状況の公表について規定する規則を遵守しなかった場合
- e) 下記(4) b)を理由としてCSSFにより宣言されたCSSFの差止命令を遵守しなかった場合
- f) 関係機関の健全かつ思慮分別のある運営をリスクにさらす可能性が高い行動を取った場合
- g) 2010年法第132条の規定を遵守しなかった場合

(2) 上記(1)に定める規定を損なうことなく、下記(a)ないし(p)のいずれかに該当する場合、CSSFは、下記(4)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。

- 2010年法パートIに従うUCI、その管理会社、保管受託銀行
- 前項に記載の団体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第(5)項に規定する範囲の当該団体の業務を効率的に行う者

- a) 議決権割合もしくは保有する資本の割合が20%、30%もしくは50%以上となるよう、または取得者の子会社となるよう、UCITS管理会社における適格保有持分が直接もしくは間接的に取得された場合または管理会社におけるそのような適格保有持分が増加された場合(以下「提案された取得」という。)であって、取得者が適格保有持分を取得または増加しようとしている当該管理会社につきCSSFに対し書面により通知せず、2010年法第108条第(1)項に違反した場合
- b) 議決権割合または保有する資本の割合が20%、30%もしくは50%未満となるよう、または取得者の子会社でなくなるよう、UCITS管理会社の適格保有持分が直接もしくは間接的に処分され、または減少した場合であって、CSSFに対し書面により通知せず、2010年法第108条第(1)項に違反した場合
- c) UCITS管理会社が、虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を得て、2010年法第102条第(5)項第b)号に違反した場合
- d) 2010年法第27条に規定する範囲のSICAV が、虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を得て、2010年法第27条第(1)項に違反した場合
- e) 指令2014/65/EUの第11条第(1)項に記載される割合のうちいずれか一つを上回るまたは下回ることとなる、その資本の保有持分の取得または処分を認識した直後に、UCITS管理会社が、当該取得または処分をCSSFに報告せず、2010年法第108条第(1)項に違反した場合
- f) UCITS管理会社が、少なくとも年1回の割合で、適格保有持分を所有する株主および社員の氏名ならびに当該保有高をCSSFに報告せず、2010年法第108条第(1)項に違反した場合
- g) UCITS管理会社が、2010年法第109条第(1)条第a)項の規定に従って課せられる手続および取決めを遵守しなかった場合
- h) UCITS管理会社が、2010年法第109条第(1)条第b)項の規定に従って課せられる組織・設立要件を遵守しなかった場合
- i) 2010年法第27条に規定する範囲のSICAV が、2010年法第27条第(3)項に従って課せられる手続および取決めを遵守しなかった場合
- j) UCITS管理会社または2010年法第27条に規定する範囲のSICAV が、2010年法第110条の規定に従って課せられる、第三者に対する自己の機能の委託に関する要件を遵守しなかった場合
- k) UCITS管理会社または2010年法第27条に規定する範囲の投資会社が、2010年法第111条の規定に従って課せられる行為規範を遵守しなかった場合
- l) 保管受託銀行が、2010年法第18条第(1)項ないし第(5)項または第34条第(1)項ないし第(5)項に従い、その職務を遂行しなかった場合
- m) 2010年法第27条に規定する範囲のSICAV または(自己が運用している各FCPについて) UCITS管理会社が、2010年法第5章の規定に定める投資方針に関する義務を繰り返し遵守しなかった場合、
- n) UCITS管理会社または2010年法第27条に規定する範囲のSICAV が、2010年法第42条第(1)項の規定に定めるリスク管理プロセスまたはOTCデリバティブの価値を正確にかつ独立して評価するプロセスを利用しなかった場合

- o) 2010年法第27条に規定する範囲のSICAV または(自己が運用している各FCPについて) UCITS管理会社が、2010年法第47条および第150条ないし第163条の規定に従って課せられる、投資家に提供すべき情報に関する義務を遵守しなかった場合
  - p) 別の加盟国において自己が運用しているUCITSの受益証券を販売するUCITS管理会社、または別の加盟国において自己の受益証券を販売する2010年法第27条に規定する範囲のSICAV が、2010年法第54条第(1)項に定める通知要件を遵守しなかった場合
  - q) SFT規則第13条および第14条の規定を遵守しなかった場合
- (3) 上記(1)に定める規定を損なうことなく、下記a)ないしn)のいずれかに該当する場合、CSSFは、下記(4)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。
- 2010年法パートIIに従うUCI、その管理会社、保管受託銀行
  - 前項に記載の団体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第(5)項に規定する範囲の当該団体の業務を効率的に行う者
- a) 2010年法第16章に従う管理会社が、虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を得て、2010年法第125-1条第(5)項第b)号に違反した場合
  - b) 2010年法第16章に従う管理会社が、2010年法第125-1条の規定に従い、第三者に対する自己の業務の委託に関する要件を遵守しなかった場合
  - c) 2010年法第12章に従うSICAV が、2010年法第95条第(2)項および第(3)項の規定に従い、第三者に対する自己の業務の委託に関する要件を遵守しなかった場合
  - d) FCPの法的形態を有さないUCITSまたは2010年法第13章に従うSICAV が、2010年法第99条第(6b)項および第(6c)項の規定に従い、第三者に対する自己の業務の委託に関する要件を遵守しなかった場合
  - e) UCIまたはその管理会社がそれぞれ、2010年法第150条ないし第158条に従って課せられる、投資家に提供すべき情報に関する義務を繰り返し遵守しなかった場合
  - f) 保管受託銀行が2010年法第18条第(1)項ないし第(5)項または第34条第(1)項ないし第(5)項の規定に従い、自己の職務を遂行しなかった場合
  - g) 2010年法第125-2条に従う管理会社が、虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段によりAIFのAIFMとしての認可を得て、2013年法第10条第(1)項第b)項に違反した場合
  - h) 2010年法第125-2条に従う管理会社が、2013年法第16条および第17条に従って課せられる設立要件を遵守しなかった場合
  - i) 2010年法第125-2条に従う管理会社が、2013年法第13条の規定に従って課せられる、利益相反の防止に関する手続および措置を遵守しなかった場合
  - j) 2010年法第125-2条に従う管理会社が、2010年法第11条(1)および2013年法の規定に従って課せられる行為規範を遵守しなかった場合
  - k) 2010年法第125-2条に従う管理会社が、2013年法第14条の規定に従って課せられるリスク管理の手続および体制を遵守しなかった場合
  - l) 2010年法第125-2条に従う管理会社が、2013年法第18条の規定に従って課せられる、第三者に対する自己の機能の委託に関する要件を遵守しなかった場合

- m) 2010年法第125-2条に従う管理会社が、自己が運用している各AIFにつき、2013年法第20条および第21条の規定に従って課せられる、投資家に提供すべき情報に関する義務を繰り返し遵守しなかった場合
- n) 別の加盟国において自己が運用しているAIFの受益証券を販売する、2010年法第125-2条に従う管理会社が、2013年法第30条に定める通知要件を遵守しなかった場合
- (4) 上記(1)ないし(3)に記載される場合において、CSSFは、以下の処罰およびその他の行政措置を課することができる。
- a) 責任を負うべき者および法律違反の性質を特定する声明
  - b) 責任を負うべき者に対し違法行為の停止および再犯の排除を求める命令
  - c) (UCIまたは管理会社の場合)UCIまたは管理会社の認可の停止または取消し
  - d) 管理会社もしくはUCIの経営陣の構成員、または管理会社もしくはUCIにより雇用された、責任を負う他の自然人に対する、これらの団体もしくはその他類似の団体の経営機能の行使の一時禁止令または(度重なる重大な法令違反の場合)永久禁止令
  - e) (法人の場合)5,000,000ユーロ以下の罰金または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%以下の金額(法人が親会社である場合または指令2013/34/EUに従って連結財務諸表を作成しなければならない親会社の子会社である場合は、会計領域の関連するEU法に従い、最終親会社の経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく関連する年間総売上高が、年間総売上高または対応する種類の収益となるものとする。)
  - f) (自然人の場合)5,000,000ユーロ以下の罰金
  - g) 上記e)およびf)の代わりとして、法律の違反から生じた利益が決定される場合、(上記e)およびf)の上限金額を上回る場合であっても)当該利益の少なくとも2倍の金額以下の罰金
- (5) 本法の規定の違反に対する行政制裁または行政措置を課する決定(不服申立てが存在しないものに限られる。)について当該制裁または措置を課せられた者が知らされた後、CSSFは、不当な遅滞なく、CSSFのウェブサイト上で当該決定を公表するものとする。かかる公表は、少なくとも、当該違反の種類および性質ならびに責任を負うべき者の身元に関する情報を含むものとする。当該義務は、調査の性質を有する措置を課する決定には適用されない。
- ただし、法人の身元もしくは自然人の個人データの公表の均衡性を個別に評価した後において、当該公表は均衡性に欠くとCSSFが判断した場合、または、公表することで金融市場の安定性もしくは継続中の調査が危険にさらされる場合、CSSFは、以下のいずれかを行うものとする。
- a) 非公表とする理由がなくなるまで、当該制裁または措置を課する決定の公表を延期すること。
  - b) 適用法を遵守する方法により、匿名で当該制裁または措置を課する決定を公表すること(当該匿名による公表により、関係する個人データの効果的な保護が確保される場合に限られる。)

- c) (上記a)およびb)に定める選択肢について、以下を確保するには不十分であると判断された場合)制裁または措置を課する決定を公表しないこと。
- i) 金融市場の安定性が危険にさらされないこと。
  - ii) 重要ではない性質を有するとみなされる措置に関する当該決定の公表の均衡が取れていること。

CSSFが匿名で制裁または措置を公表することを決定した場合、関連するデータの公表は、合理的な期間、延期される場合がある。ただし、当該期間内に、匿名の公表とする理由がなくなるとみなされる場合に限られる。

- (6) また、CSSFは、制裁または措置を課する決定が不服申立てに服する場合、その旨の情報および当該不服申立ての結果に関するその後の情報を、CSSFの公式ウェブサイト上で直ちに公表するものとする。制裁または措置を課する従前の決定を無効とする決定についても、公表するものとする。
- (7) 本条に従った制裁または措置の公表は、公表後5年から10年の間、CSSFのウェブサイト上に掲載され続けるものとする。
- (8) 指令2009/65/ECの第99e条第(2)項に従い、CSSFがUCITS、管理会社またはUCITSの保管受託銀行に関する行政処罰または行政措置を公開した場合、CSSFは、それと同時に、当該行政処罰または行政措置をESMAに報告するものとする。  
さらに、CSSFは、上記(1) c)に従い、課せられたが公表されていない行政処罰(当該行政処罰に関する不服申立ておよびかかる不服申立ての結果を含む。)をESMAに報告するものとする。
- (9) CSSFが行政処罰または行政措置の種類および罰金の水準を決定した場合、CSSFは、それらが効果的で、均衡が取れており、制制的であることを確保するとともに、以下(該当する方)を含む、一切の関連する状況を考慮するものとする。
  - a) 違反の重大性および期間
  - b) 違反につき責任を負うべき者の責任の程度
  - c) 例えば、法人の場合は総売上高または自然人の場合は年間所得により記載される、違反につき責任を負うべき者の財務力
  - d) 違反につき責任を負うべき者が得た利益または回避した損失の重要性、他者に対する損害および(該当する場合)市場または広範な経済の機能性に対する損害(それらが決定される範囲に限られる。)
  - e) 違反につき責任を負うべき者によるCSSFに対する協力の程度
  - f) 違反につき責任を負うべき者の従前の違反
  - g) 違反の後において当該違反につき責任を負うべき者により講じられた再犯防止措置
- (10) CSSFは、本法の規定の潜在的または実際の違反の報告を勧奨する効果的かつ信頼できるメカニズム(かかる違反の報告について連絡を取れる経路の確保を含む。)を確立する。
- (11) 上記(10)に言及されたメカニズムには、少なくとも、以下が含まれる。
  - a) 違反報告の受領およびその後の対応に関する具体的な手続
  - b) UCI、管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業の従業員で、これらの内部で犯された違反を報告した従業員を、少なくとも報復、差別その他の類の不公平な扱いから適切に保護すること

- c) 個人データの処理に係る個人の保護に関する改正2002年8月2日法に従い、違反報告者および違反に責任を負うべきと主張される自然人の双方の個人データを保護すること
  - d) 追加の調査またはその後の司法手続において開示が必要となる場合を除き、違反報告者に関していかなる場合においても秘密が保証されるようにする明確な規則
- (12) 第1項に言及されたUCI、管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業の従業員による違反の報告は、契約または法令もしくは行政規定により強制される情報開示制限の違反を構成せず、かかる報告に関するいかなる責任も報告者に負わせることはない。
- (13) UCI、管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業は、特定の独立した自律的な経路を通じて内部から違反を報告できるように自らの従業員のために適切な手続を設ける。

## 4.3 清算

### 4.3.1. 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルグ法に基づいて設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

FCPまたはSICAVの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきFCPが終了した場合または投資主総会決議によって会社型投資信託が解散された場合には、設立文書もしくは規約または適用される法令の規定に基づいて清算が行われる。

#### 4.3.1.1 FCPの強制的・自動的解散

- a. 管理会社または保管受託銀行がその権限を停止し、その後2か月以内に後任が見付からない場合
  - b. 管理会社が破産宣告を受けた場合
  - c. 連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合
- (注) 純資産価額が法律で要求される最低額の3分の2を下回った場合、自動的には清算されないが、CSSFは清算を命じることができる。この場合、清算は管理会社によって行われる。

#### 4.3.1.2 SICAV については以下の場合には投資主総会に解散の提案がなされなければならない。

- a. 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、単純多数決によって決定される。
- b. 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、当該投資信託の解散の決定は、かかる投資主総会において4分の1の投資証券を保有する投資主によって決定される。

#### 4.3.1.3 ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、CSSFによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

### 4.3.2 清算の方法

#### 4.3.2.1 通常の清算

清算は、通常、次の者により行われる。

##### a) FCP

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定(もしあれば)に基づき受益者によって選任された清算人

## b) 会社型投資信託

投資主総会によって選任された清算人

清算は、CSSFがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする(2010年法第145条第1項)。

清算人がその就任を拒否し、またはCSSFが提案された清算人の選任を承認しない場合は、地方裁判所の商事部門が利害関係人またはCSSFの請求により清算人を申請するものとする。

清算の終了時に、受益者または投資主に送金できなかった清算の残高は、原則として、ルクセンブルグの国立機関であるCaisse de Consignationに預託され、権限を有する者は同機関において受領することができる。

## 4.3.2.2 裁判所の命令による清算

地方裁判所の商事部は、CSSFの請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いCSSFの監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記4.3.2.1に記載された方法で預託される。

## V. 2013年法に従うオルタナティブ投資ファンド

2013年7月15日に、AIFMをルクセンブルグ法に法制化するオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付が公表された。

- (i) 2013年法に従い、その通常業務が一または複数のAIFを運用することである法人は、（当該AIFMが2013年法の適用外である場合を除き）2013年法を遵守しなければならない。AIFとは、以下の投資信託（そのコンパートメントを含む。）をいうと定義される。
    - a) 多数の投資家から資金を調達し、かかる投資家の利益のために、定められた投資方針に従ってその資金を投資することを目的としており、かつ、
    - b) UCITS IV指令に基づき認可を必要としない投資信託。
  - (ii) 2013年法は、以下のAIFMには適用されない。
    - a) AIFM、AIFMの親会社もしくは子会社またはその他AIFMの親会社の子会社のみが投資家であるAIFを運用する、ルクセンブルグで設立されたAIFM（ただし、かかる投資家のいずれも、それ自体がAIFではないことを条件とする。）
    - b) ルクセンブルグで設立されたAIFMであり、共同運用もしくは共同管理により、または、直接的もしくは間接的な実質的保有により、当該AIFMと関連する会社を通じて、以下のいずれかのAIFのポートフォリオを直接的または間接的に運用するAIFM
      - (i) その運用資産（レバレッジの利用を通じて取得される資産を含む。）の総額が100百万ユーロの限度額を超えないAIF、もしくは
      - (ii) レバレッジされておらず、各AIFへの当初投資日から5年間行使可能な買戻請求権を有していないAIFによりポートフォリオが構成される場合は、その運用資産の総額が500百万ユーロの限度額を超えないAIF
- （それぞれを「最低限度額」という。）

AIFMは、上記b(ii)に基づき2013年法の適用が除外される場合であっても、CSSFへの登録を行わなければならない(以下「登録AIFM」という。)。登録AIFMは、CSSFへの登録時に、当該AIFMが運用するAIFを特定し、かかるAIFの投資戦略に関する情報をCSSFに提供する。登録AIFMは、その登録の完了後、CSSFに対し、CSSFが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該AIFMの主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該AIFMが運用するAIFの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に(少なくとも年に一度)提供しなければならない。登録AIFMが最低限度額を上回る場合、当該AIFMは、CSSFにかかる変更を通知し、完全な認可の申請を行わなければならない。

当該AIFMは、AIFMDパスポート(下記V.1.6を参照のこと。)の恩恵を受けることはなく、このためパートIIファンドまたはSIFの販売は、国内私募規則に今後も準拠する。

## 1. 2013年法に従うAIFM および保管受託体制

### 1.1 AIFM

#### 1.1.1 AIFMの概要

AIFの資格を有するルクセンブルグのファンドは、次に掲げるいずれかの例外が適用される場合を除き、認可済みAIFMにより運用されるものとする。

- a) AIFMが、AIFによりまたはAIFのために選任される法人であり、かかる選任を通じてAIFを運用することにつき責任を負う「外部AIFM」である場合。
- b) AIFMが、AIFの法的形態により内部運用が可能な場合で、AIFの統治組織が「外部AIFM」を選任しないことを選択した場合におけるAIFそれ自体(かかる場合、「内部AIFM」、すなわちAIFそれ自体がAIFMとして認可される必要がある。)である場合。

内部で運用されるAIFは、2013年法別表Iに記載されるAIFの内部運用行為以外の行為に従事しないものとする。

前段落とは別に、外部AIFMは、さらに以下の業務を提供することができる。

- a) 指令2003/41/EUの第19条第1項に従い、投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う年金基金および退職金運用機関により所有される投資ポートフォリオを含むこれらの運用
- b) 付随的業務としての
  - i) 投資顧問業務
  - ii) 投資信託の投資証券または受益証券に関する保管および管理事務業務
  - iii) 金融証書に関する注文の受理および送達

AIFMは、2013年法第2章に基づき以下の業務の提供を認可されない。

- a) 上記段落に記載される業務のみ
- b) 上記段落のa)に記載される業務について認可を得ることなく、上記段落のb)に記載される付随的業務
- c) 管理事務、販売行為のみおよび/またはAIFの資産に関する行為
- d) リスク管理業務の提供を伴わないポートフォリオ運用業務またはポートフォリオ運用業務を伴わないリスク管理業務

### 1.1.2 AIFMの認可

ルクセンブルグで設立されたAIFMの行為を開始するには、CSSFの認可を条件とする。

認可申請は、以下の情報を含むものとする。

- a) AIFMの事業を実質的に行う者に関する情報
- b) 適格持分を有するAIFMの株主または社員（直接か間接か、自然人か法人かを問わない。）の身元およびこれらの保有額に関する情報
- c) AIFMが2013年法第2章（AIFMの認可）、第3章（AIFMの運営条件）および第4章（透明性要件）および、適用ある場合、第5章（特定タイプのAIFを運用するAIFM）、第6章（EU AIFMのEUにおけるEU AIFの販売および運用権限）、第7章（第三国に関する具体的規則）および第8章（個人投資家に対する販売）を遵守する方法に関する情報を含む、AIFMの組織構成を記載する活動プログラム
- d) 報酬方針に関する情報
- e) 第三者に対する業務の委託または再委託について締結された取り決めに関する情報

さらに、認可申請はAIFMが2013年法第6条に記載されるとおり運用を意図するAIFに関する情報を含むものとする。

認可の付与に伴い、AIFMは履行前に、とりわけCSSFが認可付与の根拠とした情報の重要な変更についてCSSFに通知する義務が生じる。

また、ルクセンブルグ法に準拠する投資ファンド運用会社の認可および組織に関するCSSF告示18/698ならびに投資ファンド運用会社および登録事務代行会社の機能を行使する事業体に適用されるマネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する特定の規定（IV.3.4に詳述される。）は、AIFMの認可の取得および維持のための条件を定めている。

### 1.2 AIFMとしても認可された管理会社

以下の団体はAIFMとしての資格を有する可能性がある。

- (a) UCITS/2010年法第15章記載の管理会社
- (b) 2010年法（第125-1条および第125-2条）第16章記載の管理会社
- (c) 2010年法パートIIに従い内部運用されるUCI
- (d) 2007年法に従い内部運用されるSIF
- (e) 2004年法に従い内部運用されるSICAR
- (f) 2013年法に従い規制されるAIFMたる適格性を採用する予定のその他のルクセンブルグの団体
  1. 2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けないAIFに対して運用業務を提供するルクセンブルグの団体
  2. 2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けないAIFの資格を有する、内部運用されるルクセンブルグの団体

#### 1.2.1 第15章記載の管理会社

UCITS/2010年法第101条に従う第15章記載の管理会社の主な活動は、UCITS IV指令に従い認可されたUCITSの運用である。しかしながら、2010年法第15章に従いCSSFにより認可され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、2013年第2章に基づくAIFMとして行為するため追加許可をCSSFから得ることを条件とし、AIFMDが規定するAIFのAIFMとして任命される場合もある。

AIFMとして行為する第15章記載の管理会社に関する認可情報については、IV.3を参照のこと。

## 1.2.2 その他の管理会社 - 第16章記載の管理会社

第16章記載の管理会社は、AIFの管理会社およびAIFMとして行為することができる。2010年法第125-1条、第125-2条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社は、充足しなければならない要件および遂行できる行為について規定している。

(1) 管理会社の業務の開始にはCSSFの事前の認可が必要となる。

管理会社は、公開有限責任会社(société anonyme)、非公開有限責任会社(société à responsabilité limitée)、共同会社(société coopérative)、公開有限責任会社として設立された共同会社(société coopérative organisée comme une société anonyme)または株式有限責任事業組合(société en commandite par actions)として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、CSSFによりメモリアルにおいて公告される。

A) 以下B)に記載される2010年法第125-2条の適用を害することなく、2010年法第125-1条に基づき認可された管理会社は以下の活動にのみ従事することができる。

(i) AIFMDに規定される範囲内のAIF以外の投資ビークルの運用を行うこと。

(ii) AIFMDに規定される範囲内のAIFとしての適格性を有している一または複数の契約型投資信託、またはAIFMDに規定される範囲内のAIFとしての適格性を有している一または複数の変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人のために、2010年法第89条第2項に規定する範囲の管理会社の業務を行うこと。かかる場合、管理会社は、当該契約型投資信託および/または変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人に代わり、2010年法第88-2条第2項a)に従い外部AIFMを選任しなければならない。

(iii) その運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれかを超えない一または複数のAIFの運用を行うこと。かかる場合、当該管理会社は、以下の事項を行わなければならない。

- CSSFに対して当該管理会社が運用するAIFを特定すること。
- 当該管理会社が運用するAIFの投資戦略に関する情報をCSSFに提供すること。
- CSSFに対し、CSSFが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該管理会社の主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該管理会社が運用するAIFの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に提供すること。

上記に定められる限度額の条件を満たさなくなった場合で、当該管理会社が2010年法第88-2条第2項a)に規定する範囲の外部AIFMを選任していない場合、または当該管理会社が2013年法に服することを選択した場合、当該管理会社は、2013年法第2章に規定される手続に従い、30暦日以内にCSSFに対し認可の申請を行わなければならない。

AIFMDに規定する範囲のAIF以外の投資ビークルがそれに関係する特定分野の法律により規制される場合を除き、管理会社は、いかなる場合も、b)またはc)に記載される業務をあわせて行うことなくa)に記載される業務のみを行うものとして、2010年法第125-1条に基づく認可を受けることはできない。

管理会社自らの資産の事務管理は、付随的なものである限り、これを行うことができる。

当該管理会社の本店および登録事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

2010年法第125-1条第4項a)またはc)に記載される活動を行う2010年法第125-1条の範囲内に該当する管理会社は、活動のより効率的な実施のため、自らの業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) CSSFは、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為し、UCIが運用されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体にのみ付与される。  
当該権限付与が慎重な監督に服する国外の事業体に付与される場合、CSSFと当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
- d) c)の条件が充足されない場合、かかる委託は、CSSFの事前の承認を得た後でなければ、その効力を生じない。
- e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行に付与されてはならない。

上記(ii)の活動を行う2010年法第125-1条の範囲内に該当する管理会社は、当該管理会社が選任した外部AIFMが当該管理会社の運用業務および販売業務を引き受けていない場合、活動のより効率的な実施のため、かかる業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) CSSFは、適切な方法で通知を受けなければならない。
  - b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為すること、および契約型投資信託、変動資本を有する投資法人または固定資本を有する投資法人が運営されることを妨げてはならない。
- B) 2010年法第88-2条第2項a)に規定される範囲内の外部AIFMを任命せずに、選任を受けた管理会社としてAIFMDに規定する範囲の一または複数のAIFを運用する2010年法第125-2条に基づき認可された管理会社は、運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれか一つを上回る場合、2013年法第2章に基づき、AIFのAIFMとしての認可をCSSFから事前に取得しなければならない。

2010年法第125-2条に記載される管理会社は、2013年法別表Iに記載される活動および同法第5条第4項に記載される非中核的活動にのみ従事することができる。

管理会社は、2010年法第125-2条に基づき運用するAIFに関し、選任を受けた管理会社として、当該管理会社に適用される範囲において、2013年法に規定されるすべての規則に服する。

(2) CSSFは以下の条件で管理会社に認可を付与する。

- a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、CSSF規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。

(注)現在はこちらの規則は存在しない。

- b) 上記a)に記載される資本金は、管理会社の永続的な処分により維持され、管理会社の利益のために投資される。
- c) 2010年法第129条第5項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分に得ており、その義務の遂行に必要な専門家としての経験を有していなければならない。
- d) 管理会社の参照投資主またはメンバーの身元情報がCSSFに提供されなければならない。
- e) 認可申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。
- (3) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (4) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。  
当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。
- (5) CSSFは、以下の場合、2010年法第16章に従い、管理会社に付与した認可を撤回することがある。
- a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて2010年法第16章に定められる活動を中止する場合。
- b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ/または組織的に違反した場合。
- e) 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。
- (6) 管理会社は、自らのために、運用するUCIの資産を使用してはならない。
- (7) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。
- (8) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な専門経験を有することを証明できる一または複数の承認された法定監査人(réviseurs d'entreprises agréés)に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は事前にCSSFの承認を得なければならない。
- (9) 管理会社の任意清算の場合、清算人は、CSSFから承認を受けなければならない。清算人は、誠実さについてあらゆる保証および専門技術を提供しなければならない。
- また、第16章管理会社は、IV.3.4に詳述されるCSSF告示18/698に従う。

### 1.3 委託

2013年法に従い、AIFMは、業務を遂行する職務を自己の代わりに第三者に対して委託することが許可されているが、委託取り決めが発効する前にCSSFに対してその意思を通知するものとする。2013年法第18条に従い、以下の条件が充足される必要がある。

- a) AIFMは、その委託のストラクチャー全体を客観的理由に基づき正当化できなくてはならない。
- b) 委託先は各業務を遂行するために十分な人員を配置しなければならず、実際に委託業務を行う者は十分に良好な評価および十分な経験を備えていなければならない。
- c) 委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与する場合、CSSFの監督に服すか、その条件が充足できない場合は、CSSFの事前の承認を得て、資産運用のために認可または登録された組織に対してのみ委託されなければならない。
- d) 委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与し、第三国の組織に委託される場合、c)の要件に加えて、CSSFおよび同組織の監督官庁間の協力が確保されなければならない。

- e) 委託はAIFMの監督の有効性を阻害してはならず、特にAIFMが投資家の最善の利益のために行為し、または運用されることを妨げてはならない。
- f) AIFMは、委託先がかかる業務を引き受ける資格と能力を有し、あらゆる適切な配慮の上に選択され、AIFMは委託された行為を常に実質的に監督し、委託先にいつでも追加指示を付与し、投資家の利益にかなう場合は、即時に当該権限付与を撤回する立場にあることを示さなければならない。

AIFMは各委託先が提供する業務を継続的に精査しなければならない。

- (注) AIFMは第三者が委託業務の適切な遂行のために必要とされる、十分な人員を有し、技能、知識および専門知識を持つ十分な人員を雇用することを確保するため、委託先について適切な配慮を当初から徹底し、委託業務の遂行を支援する適切な組織的構造を有するものとする。また、この適切な配慮は、AIFMによって、継続的に遂行されるものとする。

AIFMは、保管受託銀行もしくは保管受託銀行の代理人またはAIFMもしくはAIFの投資家と利益が相反するその他の団体にポートフォリオ管理またはリスク管理を委託しないものとする。

上記の制限は、委託先が業務上および階層構造上、ポートフォリオ管理またはリスク管理の遂行を他の潜在的相反リスクから分離している場合には、適用されない。

AIFに対するAIFMの責務は、AIFMが第三者または再委託により業務の一部を委託した事実により影響を受けないものとする。

AIFMは、AIFMの運用者として見なされなくなる程度まで、つまり、名義のみの団体としてみなされる程度まで、すべての業務を委託することはできない。

委託先がAIFMから委託された業務の一部を再委託する範囲において、以下の条件を充足するものとする。

- 再委託に対するAIFMの事前承認
- AIFMは再委託契約の条項を当該契約遂行の前にCSSFに通知すること。
- AIFMからの委託先(第三者)に対する業務委託に関する上記の他の条件すべてを充足しなければならない。

- (注) ポートフォリオ管理は、ルクセンブルグのAIFMによって非EU運用者に対して委託することができる。認可済みルクセンブルグのAIFMからの委託により、非EU運用者によって最終的に運用されるルクセンブルグのAIFは、EUパスポートに基づき、EUでプロの投資家に対して販売することができる。

また、委託に関するCSSF告示18/698の規定を遵守しなければならない。

## 1.4 透明性要件

### 1.4.1 投資家に対する開示

AIFMは、AIFMが運用する各EU AIFおよびAIFMがEU内で販売する各AIFについて、AIFの規約(またはFCPの場合は約款)に基づき投資家がAIFに投資する前に投資家に下記の情報およびそれらの重要な変更を提供しなければならない。

- AIFの投資戦略および投資目的の記載ならびにAIFが投資戦略または投資目的もしくはその両方を変更する際の手続に関する記載
- 投資のために締結した契約関係の主な法的意味についての記載
- AIFM、AIFの保管受託銀行、監査役およびその他の業務提供者の身元ならびにそれらの職務および投資家の権利に関する記載
- AIFMの専門職業賠償責任要件の遵守状況に関する記載

- 保管受託銀行により委託された委託管理業務および保管業務、委託先の身元、かかる委託により生じる可能性がある利益相反に関する記載
- AIFの評価手続および資産評価のための価格決定方法に関する記載
- AIFの流動性リスク管理、買戻権利および買戻取り決めに関する記載
- 投資家が直接または間接に負担するすべての報酬、手数料および費用ならびにそれらの限度額に関する記載
- AIFMが投資家に対する公正な対応を確保する方法、および投資家が優遇措置を受けるか、優遇措置を受ける権利を取得する場合はいつでも、当該優遇措置、当該優遇措置を取得する投資家の種別、および関連ある場合は、AIFまたはAIFMとの法的または経済的関連についての記載
- 2013年法第20条に記載される直近年次報告書
- 受益証券または投資証券の発行および販売の手続および条件
- 2013年法第17条に基づき決定されるAIFの直近純資産価額またはAIFの受益証券もしくは投資証券の直近市場価格
- 入手可能な場合、AIFの過去の実績
- プライム・ブローカーの身元ならびに、AIFおよびAIFのプライム・ブローカー間の重要な取り決めに関する記載、および関連する利益相反の管理方法、保管受託銀行との契約における、AIF資産の譲渡および再利用の可能性に関する規定、ならびにプライム・ブローカーに対する責務の譲渡に関する情報
- レバレッジ利用、リスク特性およびAIFのポートフォリオの流動性管理に関する情報の定期的開示の方法および時期に関する記載

AIFがその目論見書に公表する必要がある情報に付加される情報のみ、別途または目論見書の追加情報として開示する必要がある。

上記のとおり、AIFMは管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、資産の非流動性に関する情報、ファンドの流動性管理の取り決めおよび直近のリスク特性を定期的に投資家に開示するものとする。

AIFMは、さらにAIFのレバレッジ利用に関する情報を開示するものとし、AIFが許容し得るレバレッジの上限の変更ならびに担保再利用の権限またはレバレッジ契約に基づき認められる保証および当該AIFが用いるレバレッジの総額について、定期的に開示するものとする。

#### 1.4.2 年次報告書

ルクセンブルグで設立されたAIFMは、管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、各会計年度の年次報告書をその関係会計年度末から6か月以内に入手可能にしなければならない。

年次報告書は、請求に基づき投資家に提供され、CSSFおよび適用ある場合、AIFの所在加盟国に提供されなければならない。

規制ある市場での取引が認可されたAIFは、指令2004/109/ECに基づき、年次財務報告書をその関係会計年度末から4か月以内に公表することを要求されている。

年次報告書は、監査を受けなければならない、少なくとも貸借対照表または資産および負債計算書、収益および費用計算書、会計年度中の活動報告、投資家に提出すべき情報の重要な変更(前記1.4.1参照のこと。)ならびにAIFMが役職員に支払った会計年度中の報酬総額およびAIFが支払った繰り越し利息に関する情報を記載するものとする。

### 1.4.3 CSSFへの報告義務

2013年法第22条に従い、AIFはCSSFに定期的に報告しなければならない。

当該報告は、AIFMが管理するAIFのためにAIFMが取引する主な商品、AIFMが取引する主要な市場、AIFMが取引する主な商品、AIFMが加入する市場または積極的に取引を行う市場ならびにAIFMが管理する各AIFの主なエクスポージャーおよび最も重要な集中投資に関する情報を含むものとする。

AIFMは、管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、CSSFに以下の情報を提供しなくてはならない。

- 非流動性により生じる特定の取り決めに従うAIFの資産の割合
- AIFの流動性を管理するための新たな取り決め
- AIFの直近リスク特性ならびに市場リスク、流動性リスク、カウンターパーティー・リスクおよびオペレーション・リスクを含むその他のリスクを管理するためAIFMが用いるリスク管理システム
- AIFが投資した資産の主な種類に関する情報
- 2013年法のリスク管理および流動性管理の規定に従い実施されたストレス・テストの結果

AIFMの報告期間の頻度は、AIFの構造、運用資産の額および使用されたレバレッジの水準に基づく。

- 運用資産の総額がAIFMDの第3(2)条(a)項および(b)項の条項に基づく1億ユーロまたは5億ユーロいずれかの上限を超えるが、10億ユーロ未満のAIFのポートフォリオを運用するAIFMの場合、運用する各EU AIFおよびEU内で販売する各AIFについて半年毎
- 上記の要件に従うAIFMの場合、レバレッジの利用により取得した資産を含む運用資産総額が、各AIFについて5億ユーロを超える場合、当該AIFについて四半期毎
- 運用資産の総額が10億ユーロを超えるAIFのポートフォリオを運用するAIFMの場合、運用する各EU AIFおよびEU内で販売する各AIFについて四半期毎
- 主要投資方針に従い、支配権取得のため非上場の企業および発行体に投資し、AIFMの運用下にあるレバレッジされていない各AIFについては、1年毎

前記1.4.2に記載される年次報告書に加えて、AIFMは、請求に応じてCSSFに、運用するすべてのAIFに関する詳細なリストを各四半期末に提供しなければならない。

### 1.4.4 レバレッジの報告

大規模にレバレッジを用いるAIFを運用するAIFMは、運用する各AIFが用いるレバレッジの全体的な水準、現金または証券の借り入れにより生じるレバレッジおよび金融デリバティブ商品に組み込まれたレバレッジ間の内訳、ならびにAIFの資産がレバレッジ契約に基づき再利用された範囲についての情報をCSSFに提供するものとする。

かかる情報は、AIFMが運用する各AIFのために借り入れた現金または証券の上位5出所の身元および各AIFのために、これらの各出所から受領したレバレッジの金額を含むものとする。

CSSFが当該通信がシステミック・リスクの有効な監視のために必要と見なす場合、AIFMに対し、定期的かつ逐次ベースで、V.1.4記載の情報に加えて情報の伝達を要求する場合がある。

## 1.5 保管受託銀行

2013年法は、非個人向けパートIIファンドを含む完全にAIFMDの範囲内に該当するAIFに関する新保管受託制度を導入した。若干の調整に従い、2013年法は、2013年法の範囲内に完全には該当しないSIFに関しては従前の保管受託制度を維持する。

### 1.5.1 適格保管受託銀行

2013年法は、金融商品以外の資産の専門保管受託銀行の導入により適格性を有する保管受託銀行のリストを拡張する。

この新たな金融セクターの特殊専門機関の活動は、(i)当初の投資から5年間に於いて行使することができる買戻権がなく、かつ、(ii)主な投資方針に基づき、2013年法第19条第8項(a)に基づき保管される資産に通常投資しないか、または通常発行者もしくは非上場会社(例えば、主にプライベート・エクイティ・ファンドおよび不動産ファンド)に対する支配権取得を目指す2007年法に規定するSIF、2004年法に規定するSICARおよびAIFMDに規定するAIFに対する保管受託機能の提供として1993年法によって定義されている。

かかる活動は、通信事務代行者、登録事務代行者、管理事務代行者および/または所在地事務代行者に適合するその他の者の業務と両立し、500,000ユーロの最低資本要件を条件とする。

前段落に記載され、上記の条件でのみ使用することができる新たな金融セクターの特殊専門機関に加えて、適格性を有する保管受託銀行は、(従前の保管受託制度と同じく)通常ルクセンブルグで設立された信用機関である。

さらにルクセンブルグの投資会社は、以下の条件を充足する場合、保管受託銀行としても行為することができる。

- 投資会社の認可は、1993年法別表IIの第C項1において言及される、顧客のための金融商品の保護預かりおよび管理に関する付随的なサービスを含むこと。
- 投資会社は、法人であること。
- 投資会社は、730,000ユーロの全額払込済最低資本を有しなければならないこと。
- 投資会社は、保管受託銀行として活動するために適切な組織構造および管理構造ならびに内部管理上の手続を含む内部統制上の手続を有しなければならないこと。
- 投資会社は、CSSFによって明確にされるとおり、AIFMD第21条第3項(b)に規定される、自らの資金に関する要件を充足すること。

AIFの保管受託銀行は、CSSFによる要求に応じて、CSSFがAIFによる2013年法の遵守を監視できるように特定の開示義務を遵守しなければならない。

さらに、すべての非UCITSの保管受託銀行(すなわち、UCITSとしての資格を有しないUCIの保管受託銀行)は、CSSFによる保管受託銀行の任命および承認に関するCSSF告示18/697の規定に従う。

CSSF告示18/697は、良好な統治原則を定め、以下のために保管業務を行うルクセンブルグの事業体の内部組織および良好な慣行に関するCSSFの要件を詳述することにより、2013年法および/またはAIFMRの一定の事項、また一定の範囲では2007年法および/または2004年法について明確にし、またはその追加的な説明を提供している。

- AIFMにより運用されるAIF
- 非個人向けパートIIファンド
- 該当する場合、AIFとしての資格を有しないSIFおよびSICAR、ならびにAIFとしての資格を有し、登録AIFMにより運用されるSIFおよびSICAR

### 1.5.2 職務および責任

2013年法に規定される範囲内に完全に該当するAIFの保管受託銀行は、その義務および責任に関して、2013年法およびAIFMRに規定される保管受託制度に従わなければならない。

かかる保管受託制度により、以下を含む特定の義務が保管受託銀行に課される。

- AIFの資産の保護預かり義務
- AIFのキャッシュ・フローを監視する義務
- 特定の監視業務

保管受託銀行自体が行使しなくてはならない監督およびキャッシュ・フロー監視とは異なり、保管受託銀行は、一定の条件下で、その保管業務の全部または一部を委託する権限を有する。

2013年法に基づき、保管受託銀行の責任制度もまた、見直され、強化されている。保管受託銀行は、保護預かりの対象とされている金融商品に損失が生じた場合に厳密に責任を負い、同一の種類の金融商品またはその対当額を、AIFまたはAIFを代理して行為するAIFMに対し、不当な遅滞なく返還しなければならない。かかる厳重な責任制度を回避する可能性は、非常に限られている。さらに、AIFMDの第21条第13項に従い、数例の例外を条件とし、保管受託銀行の責任は、その業務の第三者に対する委託によって影響されないものとする。

さらに、保管受託銀行はまた、2013年法に基づく義務を適切に履行する際の保管受託銀行による過失または意図的な不履行によって、AIFまたはその投資家が被った一切のその他の損失に関し、AIFまたはその投資家に対して責任を負う。

## 1.6 AIFの国境を越えた販売および運用

2013年法第6章(EU AIFMのEUにおけるEU AIFの販売および運用権限)および第7章(第3国に関する具体的規則)に規定される通り、AIFはAIFMに規定されるパスポート制度に基づき、認可済みAIFMによってルクセンブルグおよびその他の加盟国においてプロの投資家に販売される。これらの規定はさらに、認可済みAIFMが、これらのAIFを複数の国で運用することを許可する。

これは規制当局間の通知制度の利用により、AIFの販売または運用を行うためAIFMが受入加盟国からの認可を取得するか、AIFMが販売を希望する各加盟国の関連ある国内要件を満たす必要性を回避することにより達成される。

## 2. 2013年法に従うオルタナティブ投資ファンドの概要

### 2.1 2010年法に従うパートIIファンド

#### 2.1.1 一般規定とその範囲

すでに記載したとおり、すべてのパートIIファンドは、2013年法の規定するAIFとして資格を有する。2010年法第3条は、2010年法第2条のUCITS規定に該当するが、2010年法パートIに該当するUCITSの適格性を取得するものではなく、パートIIに準拠するものとする。

- クローズド・エンド型のUCITS
- EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS
- 約款または設立文書に基づき、EU加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券が販売されることがあるUCITS
- 2010年法第5章に規定する規則によりその投資方針および借入方針に鑑みて不適切であるとCSSFが判断する種類のUCITS

#### 2.1.2 ルクセンブルグ・パートIIファンドの投資制限

パートIファンドに該当しないルクセンブルグ投資信託に適用される制限は、CSSF規則によって、FCPIについては2010年法第91条第1項に従い、SICAVについては2010年法第96条第1項に従い決定され得る。

(注) 当該規則は未だ発せられていない。

IML告示91/75は、パートIIファンドについて一般的な投資制限を規定している。

パートIIファンドに課されている投資制限の目的は、投資対象が十分に流動的かつ分散されていることを確保することである。限定的な例外はあるものの、パートIIファンドは原則として、

- a) 証券取引所に上場されておらず、また定期的に運営され、かつ公認および公開されている別の規制市場でも取り扱われていない証券に対して、その純資産の10%を超えて投資できない。
- b) 一の発行体から発行された同じ種類の証券を10%を超えて取得することはできない。

c) 一の発行体から発行された証券に、ファンドの純資産の10%を超えて投資することはできない。

上記の制限は、OECD加盟国もしくはその地方自治体、または地域もしくは世界を範囲とするECの公的国際機関により発行または保証されている証券には適用されない。

上記a)、b)およびc)の制限は、当該UCIがパートIIファンドに適用されるものと同等のリスク分散化要件に従っていない場合は、オープン・エンド型UCIの受益証券の購入にも適用される。

上記の規則の適用除外については、個別の事例毎にCSSFとともに協議することができる。

上記IV.2に記載されるとおり、MMF規則により、MMF規則の範囲内に該当するすべてのUCIは、MMF規則に基づきMMFとして認可を受けることを要求され、MMFの種類に応じて、MMF規則に基づきMMFとしての資格を有するパートIIファンドに追加的な投資制限が課される。

### 2.1.3 管理会社およびAIFM

各パートIIファンドは、2013年法第2章に基づき認可されたルクセンブルグで設立されたAIFMか、指令2011/61/EUの第2章に基づき認可された他の加盟国または第三国で設立されたAIFMのいずれか単一のAIFMによって運用されなければならない。

パートIIファンドは、2013年法に従い、(i)パートIIファンドの運用に責任を有する別のAIFMを任命することによって外部運用されるか、または(ii)ファンドの法的形態が内部運用を許可する場合およびファンドの支配組織が外部AIFMを任命しないことを選択する場合、内部運用される。後者の場合、パートIIファンドは、それ自体がAIFMとしてみなされ、(i)AIFMに適用される2013年法上の義務の全てを遵守すること、および(ii)2013年法に基づく認可請求を提出することを要求される。

#### 2.1.3.1 第15章にいう管理会社およびAIFM

これらの管理会社がパートIIファンドを運用する条件は、前記の通りである。

#### 2.1.3.2 第16章にいう管理会社およびAIFM

前記の記載事項は、原則として、パートIIファンドを運用する第16章にいう管理会社に適用される。

### 2.1.4 パートIIファンドの認可、登録および監督

#### 2.1.4.1 認可および登録

パートIIファンドは、その機能を遂行するため事前にCSSFの認可を受けなければならない。

パートIIファンドは、CSSFがそれぞれ設立証書または約款および保管受託銀行の選任を承認した場合にのみ認可されるものとする。

前項に定める条件のほか、および2013年法第3条に規定される免除を条件として、パートIIファンドは、2010年法第88-2条第2項a)に従って選任されたその外部AIFMが当該条項に従って事前に認可されている場合にのみ認可されるものとする。

内部運用されるパートIIファンドは、2010年法第129条第1項に従い要求される認可に加えて、2013年法第3条に規定する例外を条件として、2013年法第2章に従い、AIFM自体として認可されなければならない。

パートIIファンドの取締役は、十分に良好な評判があり、十分な経験を備えていなければならない。取締役および取締役の後任者の身元をCSSFに通達しなければならない。

認可済みパートIIファンドは、CSSFによってリストに登録されるものとする。

#### 2.1.4.2 投資家に提供される情報

2010年法第150条は、目論見書ならびに年次報告書および半期報告書を公表する投資信託の義務を規定している。

2010年法は、以下の公表義務を規定する。

- 投資会社および管理会社は、自己が運用する各FCPIにつき、目論見書およびその訂正ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに送付しなければならない。

さらに、目論見書ならびに直近に公表された年次報告書および半期報告書は、投資家からの請求に応じて、無料で投資家に提供されなければならない。

- 年次および半期報告書は、目論見書に規定される方法で投資家に提供される。
- 監査済み年次報告書は、6か月以内に、半期報告書は3か月以内に公表されなければならない。

2010年法および2013年法によって、投資家に対する追加開示は、AIFMの範囲に完全に該当し、2013年法第2章に基づき認可されたAIFMによって運用されるか、または内部運用されるAIFM(後記参照のこと。)としての資格を有するパートIIファンドに対し要求されている。

IV.4.1.2に詳述されるとおり、2018年1月1日(または以下に記載する経過期間の末日)以降、EUの個人投資家に対して、いわゆる「PRIIP」について助言、募集または販売を行う者および団体は、個人投資家がPRIIP投資を行う前に、かかる個人投資家に対して、PRIIPs KIDを交付する必要がある。

PRIIPs規則は2018年1月1日から適用される。UCITS管理会社、自己運用UCITS投資会社およびUCITSについて助言または販売を行う者については、2019年12月31日までの経過期間が規定されている。2018年1月1日より前にUCITS KIIDを発行したパートIIファンドもまた、この経過期間の便益を受ける権利を有する。

パートIIファンドの受益証券/投資証券の販売に関する一切の広告においては、目論見書(および該当する場合、UCITS KIID/PRIIP KID)が入手可能である旨を言及し、どこで入手できるかを示さなければならない。

#### 2.1.4.3 ルクセンブルグのパートIIファンドに適用される追加的な規制

##### (i) 募集または販売の承認

2010年法第129条第1項は、全てのルクセンブルグのUCIが活動を行うためにはCSSFの認可を事前に受けなければならない旨規定している。

##### (ii) 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

##### (iii) 販売資料

2005年4月6日付CSSF告示05/177によると、販売用資料については、それが利用される外国の監督当局に服していない場合であっても、コメントを得るためにCSSFに提出する必要はないものとされている。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融部門の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

##### (iv) 目論見書の更新義務

2010年法第153条は、目論見書(全体版)の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

## (v) 財務状況の報告および監査

1915年法第461条の6第2項の一部修正により、SICAV は、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解(該当する場合)の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をRESAに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにCSSFに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてCSSFが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なCSSF告示02/81に基づき、CSSFは、承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。CSSF告示02/81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、UCIの運用(その中央管理事務および保管者を含む。)および(マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について)監督手が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、UCIの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。告示では、かかる報告書の目的はUCIの状況を全体的にみることでありと記載している。

## (vi) 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、CSSFが、UCIに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、UCIの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

IML告示97/136(CSSF告示08/348により改正)およびCSSF告示15/627に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をCSSFに提出しなければならない。

## (vii) 違反に対する罰則規定

1915年法および2010年法に基づき、1人または複数の取締役または投資信託(fonds d'investissement)の事務管理または運用に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または、一定の場合には5,000,000ユーロ(または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%)以下の罰金刑に処される。(さらなる詳細については、前記IV.4.2(ix)項を参照のこと。)

### 2.1.5 保管受託銀行

パートIIファンドの資産は、保護預りのため単一の保管受託銀行に委託されなければならない。関連するパートIIファンドの発行文書において、その受益証券/投資証券がルクセンブルグ領域の個人投資家に対する販売が認められているか否かによって、パートIIファンドは異なる保管受託制度に服する。

個人向けパートIIファンドに関しては、III.3.に記載するUCITS保管受託制度が適用される。

非個人向けパートIIファンドに関しては、V.1.5に基づくAIFMD保管受託制度が適用される。

### 2.1.6 清算

上記IV.4.3「清算」の記載は、2010年法に従うパートIIファンドの清算にも適用される。

## 2.2 2007年法に従うSIF

2007年2月13日、ルクセンブルグ議会は、専門投資信託に関する2007年法を採択した。

2007年法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、情報に精通した投資家向けの投資信託のための法律を定めることであった。

2007年法の下で設定されたピークルと2010年法に従うUCIをさらに区別するため、2007年法は、前者を「専門投資信託」(以下「SIF」という。)と称している。

前記II.に記載するとおり、2007年法は、AIFMDをルクセンブルグ法に国内法化する2013年法によって実質的に改正された。かかる改正後、2007年法は、現在、2つのSIF制度、すなわち、(i) 2007年法パートIに従い、AIFMDの対象となるAIFとしての資格を有しないSIF、および、(ii) 2007年法パートIIに従い、認可されたAIFMによる運用が必要なSIFを区別する。

### 2.2.1 総則および範囲

SIF制度は、(i) その証券が一または複数の情報に精通した投資家向けに限定されるUCIおよび(ii) その設立文書によりSIF制度に服するUCIに適用される。

SIFは、リスク分散原則に従う投資信託であり、それによりUCIとしての適格性も有している。かかる地位は、特に指令2003/71/EC等の各種欧州指令(いわゆる「目論見書指令」)の適用可能性の有無について重要性を有する。同指令は、2012年7月3日法によって国内法化された指令2010/73/EUによって改正されている。

SIFは、当該ピークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報に精通した投資家向けのものである。

2007年法第2条では、機関投資家および専門投資家を含む情報に精通した投資家のみならず、その他の情報に精通した投資家で、情報に精通した投資家の地位を守ることを書面で確約する投資家で、125,000ユーロ以上の投資を行う投資家か、またはSIFへの投資を適切に評価する専門技術、経験および知識を有することを証明する、指令2006/48/ECに定める金融機関、指令2004/39/ECに定める投資会社もしくは指令2009/65/ECに定める管理会社が行った査定の対象となった投資家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。かかる第三カテゴリーの情報に精通した投資家は、洗練された小口投資家または個人投資家がSIFへの投資を認められることを意味する。

SIF制度に従うためには、当該投資ピークルの設立文書(規約または約款)または募集書類に当該趣旨を明確に記載してこれを明示しなければならない。そのため、情報に精通した一または複数の投資家向けの投資ピークルが、必ずしもSIF制度に従うとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ピークルは、例えば、ルクセンブルグ会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

## 2.2.2 ルクセンブルグのSIFの投資規則

EU圏外の統一UCIについて定める2010年法パートIIと同様に、2007年法は、SIFが投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、あらゆる種類の資産に投資しあらゆる種類の投資戦略を追求するピークルが、本制度を選択することができる。

SIFはリスク分散原則を遵守する。2007年法は、特別な投資規則または投資制限を規定していない。そのためCSSFは、個人投資家への販売が可能なUCIよりも低レベルの分散投資を認めることができる。したがって、個人投資家に販売することができるUCIに適用されるきめ細かい定量的投資および借入制限ではなく、投資制限に基づく原則が適用される。

CSSFは、SIFに関するリスク分散について告示07/309(以下に詳述する。)によって規制ガイドラインを発行した。SIFがアンブレラ・ファンドとして設立されている場合、SIFへの言及は、そのコンパートメントの一部に関する言及として理解されなければならない。

- (1) SIFは、その資産または約定した申込みの30%を超えて同一発行体が発行する同種の有価証券に投資しない。
  - (1)の制限は、以下の証券に適用されない。
    - (i) OECD加盟国または超国家的組織に対して発行された有価証券
    - (ii) 少なくともSIFに適用されるものと同等のリスク分散規制に服するターゲットUCI
  - (2) 同一の発行体が発行する同一の性質の有価証券の空売りは、SIFの資産の30%を超えない。
  - (3) 金融デリバティブ商品を使用する場合、SIFは当該金融デリバティブ商品の裏付け資産の適切な分散により、上記に匹敵する水準のリスク分散を確保しなければならない。同様に、OTC取引の取引相手リスクは、適用ある場合、取引相手の性質および資格に応じて制限されなければならない。

CSSFは、個別事例毎に例外を認める。

CSSFは、SIFが上記分散規則を逸脱できる「猶予期間」を認める。この猶予期間は、SIFの目論見書に開示されるものとし、運用資産の種類に応じて変更する。

上記IV.2に記載されるとおり、MMF規則により、MMF規則の範囲内に該当するすべてのUCIは、MMF規則に基づきMMFとして認可を受けることを要求され、MMFの種類に応じて、MMF規則に基づきMMFとしての資格を有するSIFに追加的な投資制限が課される。

## 2.2.3 管理会社およびAIFM

ルクセンブルグの管理会社は、2010年法第15章および第16章に従い、SIFを運用する。SIFが2013年法の条項に従うAIFとしての資格を有する場合、後者は、2013年法第2章の条項に従う認可済みAIFM(AIFMの運用資産が最低限度額を超えない場合)または登録済みAIFM(当該AIFMが最低限度額免除の恩恵を受けることができる場合)によって運用されるものとする。

第15章にいう管理会社は、SIFの管理会社およびAIFMとして行為することができる。これらの管理会社がAIFMとして資格を有するための条件は、上記の通りである。

第16章にいう管理会社は、SIFの管理会社およびAIFMとして行為することができる。2010年法第125-1条、第125-2条および第126条は、第16章に従い存続する管理会社が満たさなければならない要件を規定している。これらの要件は上記の通りである。

## 2.2.4 SIFの認可、登録および監督

### 2.2.4.1 認可および登録

SIFは、CSSFによる恒久的監督に服する規制されたピークルである。しかし、情報に精通した投資家は小口投資家と同一の保護までは要しないという事実を照らし、SIFは、承認手続および規制当局の要件の両方について、2010年法に従うUCIの場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。

2010年法に従うUCIについて、CSSFは、SIFの設立文書、SIFの取締役 / 運用会社、中央管理事務代行会社、保管銀行および承認された法定監査人の選任を承認しなければならない。SIFの存続期間中、設立文書の修正および取締役または上記の業務提供業者の変更もまた、CSSFの承認を必要とする。

### 2.2.4.2 投資家に提供すべき情報

募集文書および直前に公表された年次報告書は、購入者からの請求に応じて、無料で購入者に提供されるものとする。しかしながら、2007年法は、かかる文書の最小記載内容について具体的な内容を課していない。

募集文書は、投資家が投資家に提案された投資および特に、投資に付随するリスクについて、情報に基づく判断を下すことができるよう必要な情報を記載しなければならない。

募集文書の継続的更新は要求されないが、新規証券または組合持分が新たな投資家に対して発行される際には重要部分の更新をしなければならない。募集文書の修正は、CSSFの承認を条件とする。2018年1月1日以降、個人投資家に対し助言、募集、販売が行われているSIFは、個人投資家が関連するSIFに投資する前に、かかる個人投資家に対してPRIIP KIDを交付しなければならない。ただし、2018年1月1日より前にUCITS KIIDを発行し、したがって、前記IV.4.1.2で記載する経過期間の便益を受けるSIFはこの限りではない。個人投資家に対する助言、募集、販売が行われていないSIFは、PRIIP規則の対象外である。

## 2.2.5 ルクセンブルグのSIFの追加的な規制

### (i) 規制上の側面

2007年法上、SIFは、適切なリスク管理システムを実施することを要求され、利益相反により投資家の利益が害されるリスクを最小化するような方法で組成され、設定されなければならない。2012年8月13日付CSSF規則12-01は、これらの要件に関する措置を講じている。

### (ii) 財務報告書の監査

SIFの年次財務書類は、十分な専門経験を有するルクセンブルグの承認された法定監査人 (réviseur d'entreprises agréé) による監査を受けなければならない。

UCITS およびパートIIファンドについては、1915年法第461条の6第(2)項とは別に、SICAV は、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および適用ある場合は、監査役会の見解を、年次総会の招集通知と同時に、登録受益者に送付することを要しない。招集通知は、これらの文書を受益者に提供する場所および実務上の取り決めを記載するものとし、各受益者は、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および適用ある場合は、監査役会の見解を送付するよう請求することができる旨明記するものとする。

SIFは、監査済年次報告書をその関係期間の終了から6か月以内に公表しなければならない。

SIFは、ルクセンブルグ会社法上の連結決算書作成義務を免除されている。

### (iii) 財務報告書の提出

2007年法第56条は、SIFが募集文書およびその修正ならびに年次報告書をCSSFに送付しなければならない旨規定している。

## 2.2.6 保管受託銀行

SIFは、その資産を安全に保管するため、保管受託銀行に保管を委託しなければならない。2007年法のパートIIに服し、認可済みAIFMによる運用を要するSIFおよび2007年法のパートIIに服し、AIFMDの範囲内のAIFとしての資格を有しないSIFは、異なる保管受託制度に服す。AIFMDによる制度は、上記V.1.5に記載される。

次の段落の規定を損なうことなく、保管受託銀行は、1993年法に規定する範囲内の信用機関または投資会社でなければならない。投資会社は、上記に詳述される、2013年法の第19条第3項で言及される条件（例えば、保管受託機能を実行するための特定の資本要件および自らの資金要件ならびに適切な組織、運用上およびコーポレート・ガバナンス上の仕組み）を充足する範囲においてのみ保管受託銀行として適格性を有するものとする。

その中核的な投資方針に従い原則として2013年法第19条第8項a)に従って保管されなければならない資産に投資しないか、または、2013年法第24条に従い発行者または非上場会社に対する監督権を潜在的に獲得するために当該発行者または非上場会社に一般的に投資する、当初の投資が行われた日から5年間行使可能な買戻しの権利を有しないSIFに関しては、1993年法第26-1条に規定する範囲の金融機関の地位以外に資産の専門保管受託銀行の地位を有する、ルクセンブルグ法に準拠する機関が保管受託銀行となることができる。

## 2.2.7 清算

IV.4.3「清算」の記載事項は、2007年法に従うSIFの清算にも適用される。

## 2.3 2004年法の下でのSICAR

2004年6月15日に、ルクセンブルグ議会は、リスク資本へ投資する投資法人（以下「SICAR」という。）に関する2004年6月15日法（以下「2004年法」という。）を採択した。リスク資本への投資は、証券取引所への参入、進展または上場を目指す事業体に資産を直接または間接に投資することを意味する。このタイプのピークルは、情報を十分に提供された投資家（SIFに関する2007年法と同様に2004年法によって定義される。）にのみ利用可能である。

## 2.4 2016年法の下でのRAIF

2016年7月28日、リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日付ルクセンブルグ法が公表された。

これにより、「リザーブド・オルタナティブ投資ファンド」（以下「RAIF」という。）という新たな種類のルクセンブルグの投資ピークルが導入された。

RAIFは実質上、AIFとして区分されるSIF（またはSICAR）と同一の特徴（および柔軟性）を有しており、主な違いは、RAIFは、CSSFの認可および監督に服さず、それゆえ、RAIFを設定し、運用を開始することができる期間が市場に出るまでの時間の観点から考えるとより魅力的であるということである。SIFおよびSICAR同様、RAIFは、情報を十分に提供された投資家にのみ利用可能である。RAIFは、認可されたAIFMによって管理されなければならないが、AIFMDに基づいて規制される。その他のAIFについて、RAIFの認可されたAIFMは、2013年法、AIFMDおよび第三国の規則の規定に従うことを条件として、究極的には、国境を越えた方式によりEUの特定投資家に対して自らが管理するRAIFを販売することができる。

## 2.5 規制を受けないビークル

AIFとしての資格を有するルクセンブルグの投資ビークルは、規制を受けないAIFとして設立することもでき、これらはルクセンブルグの商品法に準拠しないため、本書において詳述されない。

## 第4 【参考情報】

ファンドについては、当該計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されている。

2019年5月31日	有価証券報告書（第27期） / 募集事項等記載書面
2019年9月30日	半期報告書（第28期中）

## 第5 【その他】

- (1) 交付目論見書および請求目論見書の表紙および裏表紙に、管理会社、投資運用会社、販売会社および/またはファンドのロゴ・マークを表示し、図案を使用することがある。また、ロゴ・マークの意味に関する説明を記載する場合がある。
- (2) 交付目論見書の表紙に以下の事項を記載する。
  - ・購入にあたっては交付目論見書の内容を十分に読むべき旨
- (3) 交付目論見書に、投資リスクとして次の事項を記載することがある。
  - ・ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）は適用されない旨
- (4) 交付目論見書に、運用実績として最新の数値を記載することがある。
- (5) 交付目論見書の表紙および投資リスクの項ならびに請求目論見書の表紙に以下の趣旨の文章を記載することがある。

「ファンドは、主に外貨建の公社債や金融市場証券など値動きのある証券に投資する。組入債券などは、金利の変動や債券発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等で値動きするため、ファンドの純資産価格も変動する。また、ファンドの受益証券は、純資産価格が外貨建で算出されるため、円貨で受取る際には為替相場の影響も受ける。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがある。これらの運用および為替相場の変動による損益はすべて投資者に帰属する。投資信託は預貯金と異なる。

ファンドの純資産価格の変動要因としては、主に「金利変動リスク」、「信用リスク」、「流動性リスク」、「為替リスク」、「逆買戻し条件付契約（リバースレポ契約）の取引に関連する特定のリスク」、「評価リスク」などがある。」

- (6) ファンド証券の券面に記載される主な項目は次のとおりである。

### 1 表面

- a ファンドの名称
- b 表象される口数
- c 管理会社および保管受託銀行の署名
- d 管理会社の登記上の事務所の所在地、登録番号、公開有限責任会社(Société Anonyme)である旨の表示
- e 約款のRESAへの掲載に関する情報

### 2 裏面

特記事項なし。

## 公認の監査人報告書

### ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

（複数のサブ・ファンドで構成される投資信託）の受益者各位

#### 監査意見

我々は、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド（以下「トラスト」という。）およびそのサブ・ファンドの2018年12月31日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、同日に終了した年度の運用計算書・純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記で構成される、財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、トラストおよびそのサブ・ファンドの2018年12月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

#### 意見の根拠

我々は、監査業務に関する2016年7月23日法およびルクセンブルグの金融監督委員会（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法の下で、またISAsに準拠した我々の責任については、本報告書中の「財務書類の監査に関する公認の監査人の責任」の項において詳述されている。我々はまた、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件と共にルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（以下「IESBA規程」という。）に従ってトラストから独立した立場にあり、かかる倫理上の要件に基づきその他の倫理的な義務を果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を提供するのに十分かつ適切であると判断している。

#### その他の情報

管理会社の取締役会は、年次報告書に含まれる情報で構成されるその他の情報（財務書類およびそれに対する公認の監査人の報告書は含まれない）に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、当該情報が、財務書類もしくは我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、または重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々が報告すべき事項はない。

## 財務書類に対する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して財務書類の作成および適正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると管理会社の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、管理会社の取締役会は、トラストが継続企業として存続する能力を評価し、管理会社の取締役会がトラストの清算もしくは運用の中止を意図している、または現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、該当する場合に継続企業的前提に関する事象を開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

## 財務書類の監査に関する公認の監査人の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む公認の監査人の報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAsに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAsに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- トラストの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- 使用される会計方針の適切性ならびに管理会社の取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- 管理会社の取締役会が継続企業の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、トラストが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、公認の監査人の報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、公認の監査人の報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、トラストが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。

- 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

デロイト・オーディット  
公認の監査法人

エリザベス・レイヤー、公認の監査人  
パートナー

ルクセンブルグ、2019年4月26日  
ノイドルフ通り 560  
L-2220 ルクセンブルグ  
ルクセンブルグ大公国

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本語の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

[次へ](#)

**NIKKO MONEY MARKET FUND**  
**Mutual Investment Umbrella Fund**

---

**Report of the *Réviseur d'entreprises agréé***

---

---

**To the Unitholders of**  
**Nikko Money Market Fund**  
**(Mutual investment fund with multiple sub-funds)**

---

*Opinion*

We have audited the financial statements of Nikko Money Market Fund (the “Fund”) and its sub-funds, which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at December 31, 2018, the statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Fund and of its sub-funds as at December 31, 2018, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

*Basis for Opinion*

We conducted our audit in accordance with the Law of July 23, 2016 on the audit profession and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the *Commission de Surveillance du Secteur Financier* (CSSF). Our responsibilities under the Law of July 23, 2016 and ISAs are further described in the “Responsibilities of the *Réviseur d'entreprises agréé* for the Audit of the Financial Statements” section of our report. We are also independent of the Fund in accordance with International Ethics Standards Board for Accountants’ Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

*Other information*

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information included in the annual report but does not include the financial statements and our report of the *Réviseur d'entreprises agréé* thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we concluded that there is a material misstatement of the other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

#### *Responsibilities of the Board of Directors of the Management Company for the Financial Statements*

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Management Company is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Management Company either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

#### *Responsibilities of the Réviseur d'entreprises agréé for the Audit of the Financial Statements*

The objectives of our audit are to obtain a reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the *Réviseur d'entreprises agréé* that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of July 23, 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of July 23, 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control.

- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Management Company.
- Conclude on the appropriateness of Board of Directors of the Management Company's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the *Réviseur d'entreprises agréé* to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the *Réviseur d'entreprises agréé*. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

For Deloitte Audit, *Cabinet de révision agréé*

Elisabeth Layer, *Réviseur d'entreprises agréé*  
Partner

Luxembourg, April 26, 2019  
560, rue de Neudorf  
L-2220 Luxembourg  
Grand-Duchy of Luxembourg

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

## 公認の監査人報告書

### ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

（複数のサブ・ファンドで構成される投資信託）の受益者各位

#### 監査意見

我々は、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド（以下「トラスト」という。）およびそのサブ・ファンドの2019年12月31日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、同日に終了した年度の運用計算書・純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記で構成される、財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、トラストおよびそのサブ・ファンドの2019年12月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

#### 意見の根拠

我々は、監査業務に関する2016年7月23日法（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法の下で、またルクセンブルグのCSSFが採用したISAsに準拠した我々の責任については、本報告書中の「財務書類の監査に関する公認の監査人の責任」の項において詳述されている。我々はまた、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件と共にルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（以下「IESBA規程」という。）に従ってトラストから独立した立場にあり、かかる倫理上の要件に基づきその他の倫理的な義務を果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を提供するのに十分かつ適切であると判断している。

#### その他の情報

管理会社の取締役会は、年次報告書に含まれる情報で構成されるその他の情報（財務書類およびそれに対する公認の監査人の報告書は含まれない）に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、当該情報が、財務書類もしくは我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、または重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々が報告すべき事項はない。

### 財務書類に対する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して財務書類の作成および適正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると管理会社の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、管理会社の取締役会は、トラストが継続企業として存続する能力を評価し、管理会社の取締役会がトラストの清算もしくは運用の中止を意図している、または現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、該当する場合に継続企業的前提に関する事象を開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

### 財務書類の監査に関する公認の監査人の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む公認の監査人の報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAsに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAsに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- トラストの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- 使用される会計方針の適切性ならびに管理会社の取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- 管理会社の取締役会が継続企業の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、トラストが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、公認の監査人の報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、公認の監査人の報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、トラストが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。

- 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

デロイト・オーディット  
公認の監査法人

エリザベス・レイヤー、公認の監査人  
パートナー

ルクセンブルグ、2020年4月27日  
コッケルシュエール通り 20  
L-1821 ルクセンブルグ  
ルクセンブルグ大公国

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本語の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

[次へ](#)

**NIKKO MONEY MARKET FUND**  
**Mutual Investment Umbrella Fund**

---

**Report of the *Réviseur d'entreprises agréé***

---

---

**To the Unitholders of**  
**Nikko Money Market Fund**  
**(Mutual investment fund with multiple sub-funds)**

---

*Opinion*

We have audited the financial statements of Nikko Money Market Fund (the “Fund”) and of each of its sub-funds, which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at December 31, 2019, the statement of operations and changes in net assets for the year then ended, together with notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Fund and of its sub-funds as at December 31, 2019, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

*Basis for Opinion*

We conducted our audit in accordance with the law of July 23, 2016 on the audit profession (Law of July 23, 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the *Commission de Surveillance du Secteur Financier* (“CSSF”). Our responsibilities under the Law of July 23, 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the “Responsibilities of the *Réviseur d'entreprises agréé* for the Audit of the Financial Statements” section of our report. We are also independent of the Fund in accordance with International Ethics Standards Board for Accountants’ Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

*Other information*

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information included in the annual report but does not include the financial statements and our report of the *Réviseur d'entreprises agréé* thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we concluded that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

#### *Responsibilities of the Board of Directors of the Management Company for the Financial Statements*

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Management Company is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Management Company either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

#### *Responsibilities of the Réviseur d'entreprises agréé for the Audit of the Financial Statements*

The objectives of our audit are to obtain a reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the Réviseur d'entreprises agréé that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of July 23, 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of July 23, 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control.

- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Management Company.
- Conclude on the appropriateness of Board of Directors of the Management Company's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the *Réviseur d'entreprises agréé* to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the *Réviseur d'entreprises agréé*. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

For Deloitte Audit, *Cabinet de révision agréé*

Elisabeth Layer, *Réviseur d'entreprises agréé*  
Partner

Luxembourg, April 27, 2020  
20,Boulevard de Kockelscheuer  
L-1821 Luxembourg  
Grand-Duchy of Luxembourg

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

株主各位

ルクセンブルグ L - 1282 ヒルデガルト・フォン・ピンゲン通り2番

## 公認の監査人報告書

### 財務書類の監査に関する報告

#### 意見

我々は、S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（以下「会社」という。）の2019年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記から構成される財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、会社の2019年3月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績について真実かつ公正に表示しているものと認める。

#### 意見の根拠

我々は、監査人に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（以下「C S S F」という。）が採用した国際監査基準（以下「I S A s」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびI S A sの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する公認の監査人の責任」の項において詳述されている。また、我々は、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件に従いつつ、ルクセンブルグのC S S Fが採用した国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（以下「I E S B A 規程」という。）に従って会社から独立した立場にある。我々は、これらの倫理上の要件の下で他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

#### その他の情報

取締役会は、年次報告書を構成するその他の情報（財務書類およびそれに対する我々の報告書は含まれない。）に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

## 財務書類に関する取締役会および統治責任者の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当財務書類の作成および公正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は、会社が継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、取締役会が会社の清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業的前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

統治責任者は、会社の財務報告プロセスを監督する責任を負う。

## 財務書類の監査に関する「公認の監査人」の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む承認された法定監査人の報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A s に準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A s に準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。

また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・会社の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・取締役会が継続企業的前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、会社が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、会社が継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

#### その他の法令上の要件に関する報告

経営報告書は、財務書類と一致しており、適用される法令上の要件に準拠して作成されている。

ルクセンブルグ、2019年6月21日

ケーピーエムジー・ルクセンブルグ・ソシ  
エテ・コーペラティブ  
公認の監査法人

ビクター・チャン・イン  
パートナー

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本語の間には相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

[前へ](#)

[次へ](#)

To the Shareholders of  
SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.  
2, rue Hildegard von Bingen  
L-1282 Luxembourg

## REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

### *Report on the audit of the annual accounts*

#### **Opinion**

We have audited the annual accounts of SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. (the “Company”), which comprise the balance sheet as at 31 March 2019, and the profit and loss account for the year then ended, and notes to the annual accounts, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying annual accounts give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 March 2019, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

#### **Basis for Opinion**

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (“Law of 23 July 2016”) and with International Standards on Auditing (“ISAs”) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (“CSSF”). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs are further described in the «Responsibilities of “Réviseur d’Entreprises agréé” for the audit of the annual accounts» section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants’ Code of Ethics for Professional Accountants (“IESBA Code”) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the annual accounts, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

#### **Other information**

The Board of directors is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the annual accounts and our report of “Réviseur d’Entreprises agréé” thereon.

Our opinion on the annual accounts does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the annual accounts, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the annual accounts or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

#### **Responsibilities of the Board of Directors and Those Charged with Governance for the annual accounts**

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the annual accounts, the Board of Directors is responsible for assessing the Company’s ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Company’s financial reporting process.

***Responsibilities of the Réviseur d'Entreprises agréé for the audit of the annual accounts***

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of “Réviseur d'Entreprises agréé” that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these annual accounts.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors.
- Conclude on the appropriateness of Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the “Réviseur d'Entreprises agréé” to the related disclosures in the annual accounts or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the “Réviseur d'Entreprises agréé”. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the annual accounts, including the disclosures, and whether the annual accounts represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

***Report on other legal and regulatory requirements***

The management report is consistent with the annual accounts and has been prepared in accordance with the applicable legal requirements.

Luxembourg, June 21, 2019

KPMG Luxembourg  
Société coopérative  
Cabinet de révision agréé

Victor Chan Yin  
Partner

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

[前へ](#)